

令和2年度

主要施策の成果その他
予算執行実績報告書

和歌山県伊都郡かつらぎ町

地方自治法第233条第5項、同法施行令第166条第2項の規定により令和2年度決算

に係る主要な施策の成果、その他予算の執行の実績について別紙のとおり報告します。

令和 年 月 日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

報 告 書 目 次

1. 町 勢 の 概 要	1
2. 主 要 事 業 実 績 報 告 書	15
3. 工 事 費 関 係 調 書	219
4. 公 債 調 書	231
5. 未 収 入 調 書	255
6. 収 入 増 減 調 書	267
7. 不 用 額 調 書	285
8. 財 産 に 関 する 調 書	321
9. 実 質 収 支 に 関 する 調 書	353

1. 町 勢 の 概 要

町 勢 の 概 要

(位置と面積)

・位 置 (R2. 3. 31現在)

東経135° 26' ~135° 36'、北緯34° 5' ~34° 21' 和歌山県の北東部に位置し、東は橋本市、九度山町、高野町、奈良県野迫川村と接し、北は岸和田市、和泉市、河内長野市、西は紀の川市、南は紀美野町、有田川町と接しています。

・広ぼう面積

東西 14.7Km 南北 29.3Km 面積 151.69Km² (H26. 10. 1国土地理院)

(土地と人口)

・土地利用面積 (R2. 1. 1現在)

(Km²)

地 目	田	畑	宅 地	山 林	原 野	鉄道用地	そ の 他	計
面 積	3.17	21.36	4.52	70.24	0.11	0.13	52.16	151.69

・世帯数及び人口

区 分	世 帯 数 (戸)	人 口 (人)			1世帯当り人口 (人)
		総 数	男	女	
国 勢 調 査 (H27.10.1)	6,315	16,992	7,867	9,125	2.7
住 民 基 本 台 帳 (R3.3.31)	7,155	16,309	7,704	8,605	2.3

・人口動態 (住民基本台帳:R2. 4. 1~R3. 3. 31)

自 然 的 (人)			社 会 的 (人)			計 増 減 (人)
出 生	死 亡	増 減	転 入	転 出	増 減	
75	250	△175	364	382	△18	△193

・大字別世帯数及び人口 (住民基本台帳:R3. 3. 31)

大字	区分	世帯数 (戸)	人 口 (人)			大字	区分	世帯数 (戸)	人 口 (人)		
			総 数	男	女				総 数	男	女
高 田		133	254	106	148	星 川	40	84	42	42	
移		27	62	35	27	東 渋 田	352	784	374	410	
背ノ山		32	87	46	41	宮 本	17	33	18	15	
窪		35	95	39	56	平 沼 田	28	78	34	44	
萩 原		68	168	76	92	寺 尾	62	149	70	79	
笠 田 中		267	684	333	351	兄 井	68	169	83	86	
笠 田 東		920	2,054	962	1,092	三 谷	198	471	217	254	
佐 野		563	1,223	598	625	教 良 寺	53	118	58	60	
広 浦		18	44	20	24	山 崎	47	136	68	68	
大 谷		300	697	331	366	志 賀	91	165	85	80	
蛭 子		52	120	61	59	上 天 野	27	66	33	33	
大 藪		150	417	212	205	下 天 野	87	200	95	105	
柏 木		137	316	136	180	神 田	5	12	6	6	
丁ノ町		829	1,805	845	960	新 城	63	119	60	59	
新 田		112	231	109	122	広 口	71	154	63	91	
妙 寺		972	2,286	1,063	1,223	滝	55	141	67	74	
中 飯 降		409	922	433	489	平	50	123	63	60	
西 飯 降		134	349	166	183	東 谷	45	89	46	43	
短 野		77	234	110	124	花 園 久 木	6	7	4	3	
大 畑		11	24	12	12	花 園 中 南	13	22	8	14	
西 渋 田		254	575	281	294	花 園 新 子	11	13	6	7	
島		40	88	39	49	花 園 池 之 窪	2	2	0	2	
日 高		17	26	11	15	花 園 北 寺	16	30	12	18	
星 山		17	45	20	25	花 園 梁 瀬	123	210	92	118	
御 所		51	128	56	72	合 計	7,155	16,309	7,704	8,605	

(行 政)

・議 会

議会構成は議員定数14名(現員13名)で、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会の2常任委員会と議会運営委員会が設置され、議会だより編集特別委員会、広報広聴特別委員会の2特別委員会が設置されています。

また、令和2年は審議に必要なため、決算審査特別委員会が設置されました。

・議会議員(R3. 3. 31現在)

議 長 大 原 清 明
副 議 長 溝 北 好 一
議会選出監査委員 赤 阪 岩 男

◎委員長 ○副委員長

議席	氏 名	所属党派	所属委員会	議席	氏 名	所属党派	所属委員会
1	福井強太	無所属	厚生文教	8	新堀行雄	無所属	○ 厚生文教
2	松岡宏行	無所属	◎ 総務産業	9	浦中隆男	無所属	総務産業
3	藤本憲一	無所属	○ 総務産業	10	赤阪岩男	無所属	厚生文教
4	小林総一	無所属	総務産業	11	東芝弘明	日本共産党	◎ 厚生文教
5				12	宮井健次	日本共産党	総務産業
6	福岡久二子	無所属	総務産業	13	溝北好一	無所属	厚生文教
7	氏岡誠	無所属	厚生文教	14	大原清明	無所属	

議会運営委員会 委員長 浦中隆男 副委員長 宮井健次
議会だより編集特別委員会 委員長 東芝弘明 副委員長 浦中隆男
広報広聴特別委員会 委員長 藤本憲一 副委員長 松岡宏行
(決算審査特別委員会) 委員長 大原清明 副委員長 浦中隆男

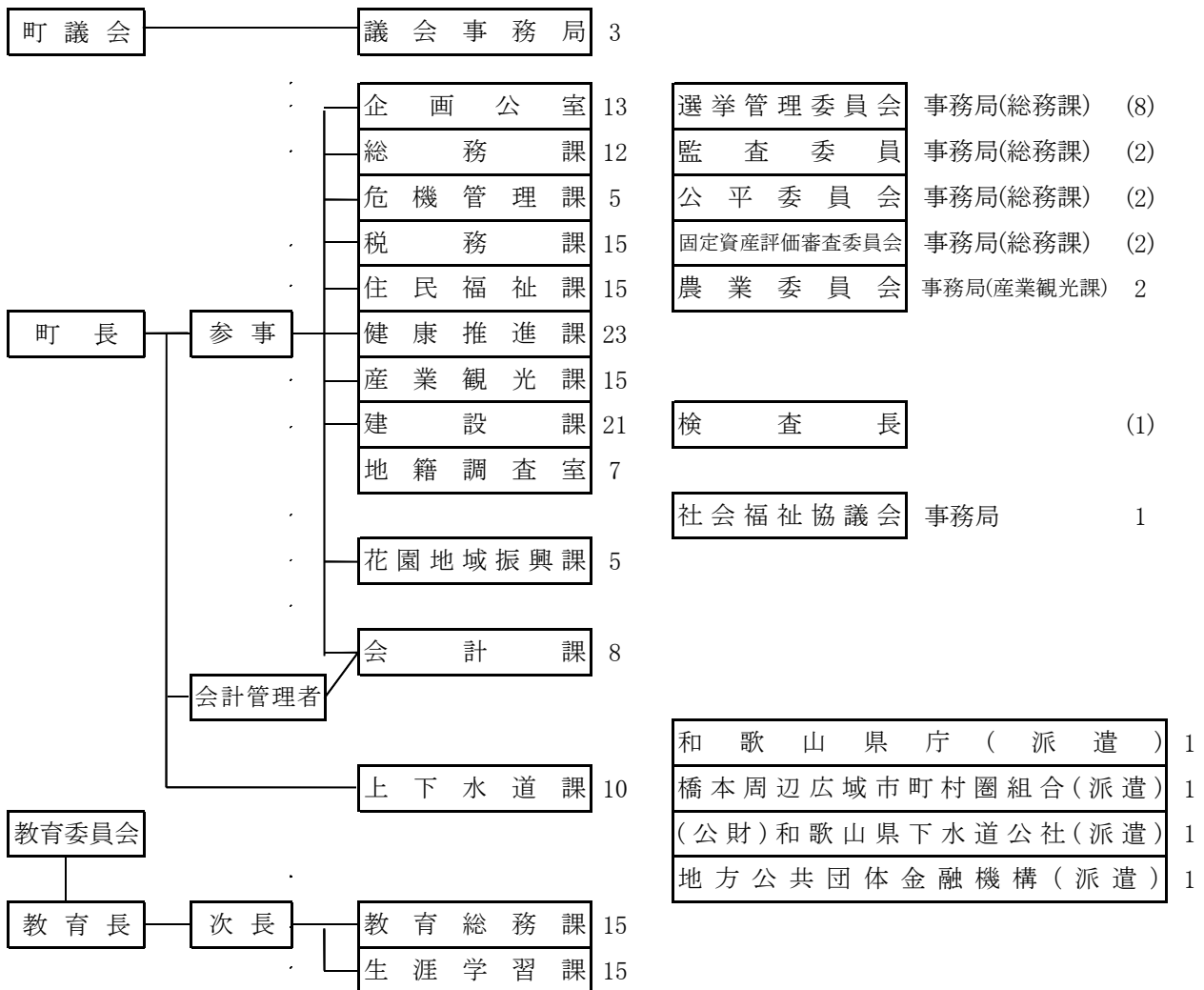
・執行機関(R3. 3. 31現在)

町 長 中 阪 雅 則

委 員 会

名 称	長又は代表者名	人員	名 称	長又は代表者名	人員
教 育 委 員 会	池田八主雄	5	監 査 委 員	澤本昌利	2
農 業 委 員 会	山田善彦	27	公 平 委 員 会	松本公望	3
選挙管理委員会	仲谷誠一	4	固定資産評価 審 査 委 員 会	森川幾生	3

・町機構と職員数 (R2. 4. 1現在)



職員総数 193名

・自治区と町内会数

(R2. 4. 1現在)

自治区名	町内会数	自治区名	町内会数	自治区名	町内会数	自治区名	町内会数
高田	1	大谷	7	四邑	5	四郷第一	6
笠田西部	4	丁ノ町	19	東渋田	13	四郷第二	7
笠田中	9	新田	4	中央部	4	上花園	6
笠田東第一	10	妙寺	20	三谷	9	下花園	6
笠田東第二	9	中飯降	9	天野	3		
真和	8	短野	2	志賀	3		
佐野	6	西渋田	13	新城	2	計	185

(財務) 令和2年度決算状況

会計区分		歳入				
		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
一般会計 A		13,735,865,000	12,764,893,220	12,557,352,101	8,169,255	199,371,864
特別会計 B	シビックセンター	57,773,000	56,253,510	56,253,510		0
	国民健康 保険事業	2,619,147,000	2,613,605,807	2,501,798,335	4,678,265	107,129,207
	天野診療所事業	9,176,000	9,187,687	9,187,687		0
	後期高齢者 医療事業	609,267,000	605,019,084	601,506,734	0	3,512,350
	介護保険事業	2,971,422,000	2,823,311,840	2,813,685,740	2,035,850	7,590,250
	花園地域交流推進 施設運営事業	117,310,000	116,910,233	116,910,233		0
	計	6,384,095,000	6,224,288,161	6,099,342,239	6,714,115	118,231,807
総合計 (A + B)		20,119,960,000	18,989,181,381	18,656,694,340	14,883,370	317,603,671

(単位:円)

	歳 出			繰越金又は 繰上充用金	備 考
	予算に対する増減	予 算 現 額	支 出 済 額		
△ 1,178,512,899	13,735,865,000	12,254,698,130	330,291,870	302,653,971	繰越明許費 1,150,875,000 〔一般財源(既収入特財含む) 18,630,000〕
△ 1,519,490	57,773,000	56,174,780	1,598,220	78,730	
△ 117,348,665	2,619,147,000	2,444,641,398	174,505,602	57,156,937	
11,687	9,176,000	8,866,792	309,208	320,895	
△ 7,760,266	609,267,000	596,339,374	12,927,626	5,167,360	
△ 157,736,260	2,971,422,000	2,646,463,975	324,958,025	167,221,765	
△ 399,767	117,310,000	116,876,121	433,879	34,112	
△ 284,752,761	6,384,095,000	5,869,362,440	514,732,560	229,979,799	
△ 1,463,265,660	20,119,960,000	18,124,060,570	845,024,430	532,633,770	繰越明許費 1,150,875,000 〔一般財源(既収入特財含む) 18,630,000〕

・令和2年度町税収入状況

(単位:円)

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	未収入額	予算に対する増減	徴収率(%)	一人当たり税負担
町税総額	1,986,867,000	2,153,580,149	2,009,255,035	3,279,655	141,045,459	22,388,035	93.30	123,199
普通税	1,885,157,000	2,028,652,651	1,906,497,105	3,072,869	119,082,677	21,340,105	93.98	116,898
町民税	684,594,000	715,028,780	693,882,337	1,561,662	19,584,781	9,288,337	97.04	42,546
固定資産税	1,021,096,000	1,124,484,607	1,026,888,563	1,332,007	96,264,037	5,792,563	91.32	62,965
軽自動車税	75,467,000	81,331,564	77,918,505	179,200	3,233,859	2,451,505	95.80	4,778
町たばこ税	104,000,000	107,807,700	107,807,700	0	0	3,807,700	100.00	6,610
目的税	101,710,000	124,927,498	102,757,930	206,786	21,962,782	1,047,930	82.25	6,301
都市計画税	99,710,000	122,731,633	100,562,065	206,786	21,962,782	852,065	81.94	6,166
入湯税	2,000,000	2,195,865	2,195,865	0	0	195,865	100.00	135
国民健康保険税	452,203,000	583,282,713	471,475,241	4,678,265	107,129,207	19,272,241	80.83	28,571

(産業・経済)

・産業別人口 (平成27年国勢調査)

区分	就業者人口	第1次	第2次			第3次						その他
		農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売小業	金融保険不動産業	運輸通信業	電気ガス水道業	サービス業	公務	
人員	8,565	2,028	6	482	1,312	1,283	170	383	40	2,367	370	124
構成比	100.0	23.7	0.1	5.6	15.3	15.0	2.0	4.5	0.5	27.6	4.3	1.4

・農地面積及び荒廃農地面積等(令和3年3月現在農業委員会調べ)

(単位:㎡)

地域名	農地	荒廃農地			
		田	畑	荒廃解消農地	
旧笠田町	4,750,740	849,882	3,900,858	437,196	9,433
旧大谷村	2,373,270	213,943	2,159,327	41,252	7,020
旧妙寺町	4,194,085	685,580	3,508,505	276,254	15,887
旧見好村	9,552,165	456,080	9,096,085	1,262,933	10,723
旧天野村	1,931,270	1,189,920	741,350	32,610	494
旧四郷村	2,692,700	145,826	2,546,874	154,164	2,477
旧花園村	269,444	120,302	149,142	6,275	0
合計	25,763,674	3,661,533	22,102,141	2,210,684	46,034

・農家戸数 (2020年農林業センサス)

総数	主業農家	準主業農家	副業的農家	法人経営体	果樹栽培農家戸数
968	272	123	569	4	793

・経営規模別農家戸数 (2020年農林業センサス)

総数	経営耕地なし	0.3ha未満	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0ha以上
968	5	91	161	309	170	109	88	30	5

・農作物収穫量(令和元年産) 市町村別統計検討協議会(令和元年～令和2年市町村別統計数値より)

区分	穀類				野菜類				果樹					
	米	いも	豆		果菜	葉菜	根菜	果実野菜	柑橘	柿	桃	梅	すもも	その他
			大豆	小豆										
作付面積 ha	149	—	2	—	18	21	13	1	※ 289	※ 760	※ 127	※ 133	※ 141	※ 14
収穫量 t	745		2		579	417	299	41	3,616	14,000	960	648	630	157

※ 果樹の作付面積は、栽培面積

・産業別事業所数及び従業員数 (平成28年経済センサス活動調査)

区分	総数	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	電気ガス水道業	情報通信業	運輸通信業	卸小売業	金融不動産業	サービス業	その他
事業所数	812	12	1	94	103	3	2	16	205	40	276	60
従業員数(人)	6,244	206	6	542	1,641	43	18	439	1,068	146	1,967	168

(教育・文化)

・小学校 (R2. 5. 1現在)

学校名	職員数	学級数	児童数		
			計	男	女
笠田小学校	31	12	251	144	107
大谷小学校	18	7	62	28	34
妙寺小学校	31	15	293	137	156
渋田小学校	18	8	92	44	48
梁瀬小学校	8	3	5	2	3
計	106	45	703	355	348

・中学校 (R2. 5. 1現在)

学校名	職員数	学級数	生徒数		
			計	男	女
笠田中学校	24	8	165	79	86
妙寺中学校	24	8	189	97	92
計	48	16	354	176	178

・高等学校 (R2. 5. 1現在)

学校名	職員数	学級数	生徒数		
			計	男	女
県立笠田高校	68	14	546	186	360
県立紀北農芸高校	60	9	244	164	80
計	128	23	790	350	440

・幼稚園 (R2. 5. 1現在)

学校名	職員数	学級数	園児数		
			計	男	女
花園幼稚園	3	2	2	0	2
聖心幼稚園(私立)	6	3	28	11	17
計	9	5	30	11	19

・農林大学校 (R2. 5. 1現在)

学校名	職員数	学級数	生徒数		
			計	男	女
和歌山県農林大学校	19	4	35	30	5

・社会教育体育及び文化施設

(R3. 3. 31現在)

施設	箇所数	備考	施設	箇所数	備考
公民館	11	かつらぎ町公民館、分館を含む	公園	3	かつらぎ公園・河南公園 中飯降公園
児童館	12		町民プール	1	
児童公園	4		少年スポーツ広場	1	
文化会館	1	かつらぎ総合文化会館	軽スポーツセンター	1	
図書館	2	かつらぎ町立図書館 " 花園分館	河川グラウンド	3	かつらぎ公園(河川グラウンド・第1河川広場・第2河川広場)
野外ステージ広場	1		テニスコート	1	
ちびっ子広場	17		パークゴルフ場	1	かつらぎ西部公園 (18ホール)
体育センター	1		かつらぎ西部公園 クラブハウス	1	

(福 祉)

・こども園 (R3. 3. 31現在)

施設名	定員数	現員数 ()委託児	施設名	定員数	現員数 ()委託児
佐野こども園	260	242(0)	三谷こども園	200	225(7)
			計	460	467(7)

・町営住宅 (R3. 3. 31現在)

団地名	管理戸数	入居世帯数	入居人員	団地名	管理戸数	入居世帯数	入居人員
妙寺団地	145	89	154	志賀団地	3	3	7
笠田団地	115	94	151	新城団地	2	2	3
渋田団地	49	44	70	妙寺東団地	6	6	17
新町団地	30	16	21	渋田第2団地	12	11	32
松山団地	25	23	40	新城第2団地	2	2	8
丁ノ町団地	10	8	13	花園団地	13	12	21
大谷団地	15	15	25	清滝団地	9	5	12
桃の木団地	10	10	19	北寺団地	6	3	3
丁ノ町(災害)	1	1	1	白谷団地	4	4	8
緑ヶ丘(災害)	1	1	1	計	458	349	606

・コミュニティ住宅 (R3. 3. 31現在)

住宅名	管理戸数	入居世帯数	入居人員
高田	16	15	27

・桜ヶ丘定住促進住宅 (R3. 3. 31現在)

住宅名	管理戸数	入居世帯数	入居人員
桜ヶ丘1号館	20	17	53
桜ヶ丘2号館	39	29	42
計	59	46	95

・公的賃貸住宅 (R3. 3. 31現在)

団地名	管理戸数	入居世帯数	入居人員
北寺団地	6	0	0

他に県営住宅48戸 県職員住宅21戸

・生活保護状況 (R3. 3. 31現在)

被保護世帯数	被保護人員	保護率(%)
76	83	5

・その他福祉施設

老人憩の家	床面積	322.96㎡
ゆうゆうコミュニティホーム	床面積	291.84㎡
地域福祉センター	床面積	1,294.75㎡
花園老人憩の家 紫翠荘	床面積	308.78㎡
高齢者生活福祉センター	床面積	712.96㎡

・養護老人ホーム国城寮 (伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合)

かつらぎ町から入寮者12名

(保健・衛生)

・町内医療機関

区 分	総合病院	診療所 (国保直診)	医 院	歯科医院	眼科医院	耳鼻咽喉 科医院	柔整医院	計
医療機関数	1	1	11	9	1	1	13	37
ベ ッ ト 数	102	0	—	—	—	—	—	102

・福祉医療 (R2年度)

(単位:円)

区 分	給付割合	対象年齢	対象 者数	支給 件数	支給額	受診 率(%)	1件当り 支給額	1人当り 支給額
老人 医療費	2割	67～69歳	0	0	0	0	0	0
重度心 身障 児(者) 医療費	3割～2割	75歳未満	160	3,951	25,538,358	2,469	6,264	159,615
	1割・3割	75歳以上 ※	143	4,022	13,554,603	2,813	3,370	94,787
養育 医療費	<small>保険適用による自己負担分 (自己負担金徴収基準額は 除く)</small>	0歳(未熟児)	1	1	1,203,980	100	1,203,980	1,203,980
子ども 医療費	3割～2割	18歳以下の児童	1,955	19,822	38,576,303	1,014	1,946	19,732
ひとり親家 庭医療費	3割～2割	ひとり親等と18歳 以下の児童	414	4,020	12,159,195	971	3,025	29,370

※65歳以上の一定程度の障害により、後期高齢者医療制度の資格がある方も含む。

・保健衛生施設

1. し尿処理施設 (S38. 1操業)

施設名 橋本環境管理センター

組合名称 橋本伊都衛生施設組合 1日処理能力 150kℓ

2. ごみ処理施設 (H21. 8操業)

施設名 エコライフ紀北

組合名称 橋本周辺広域市町村圏組合 1日処理能力 101t

3. 不燃物中間処理場

(S53. 4操業 処理をH21. 8からエコライフ紀北及び大阪湾フェニックス和歌山基地へ)

※生ビン類のみ資源化処理

4. かつらぎ斎場 (S57. 12操業)

火葬炉4基(うち動物火葬炉1基)

5. かつらぎ町保健福祉センター

6. 花園保健センター

7. 花園保健福祉館

・水 道 (R3. 3. 31現在)

区 分	上 水 道	簡 易 水 道	花 園 地 区 簡 易 水 道	飲料水供給施設	計
箇 所 数	2	7	1	4	14
計画給水人口	13,400	4,607	400	257	18,664
給 水 人 口	11,966	3,249	169	137	15,521

(交通・通信)

・鉄道輸送状況 (令和2年度実績) (一日平均)

駅名	乗客	
	乗車	人員
中飯降	316	
妙寺	227	
大谷	80	
笠田	690	
西笠田	37	
計	1,350	

・交通機関 (R3. 3. 31現在)

種別	延長	運行回数
鉄道 (JR和歌山線) 粉河駅～橋本駅	9.2	平日 上り29 下り29 休日 上り28 下り28
コミュニティバス	河北通院コース	往4 帰4
	河南コース	往3 帰3
	新城・花園コース	往7 帰7 花園 往5 帰5
	天野コース	往6 帰6
	四郷コース	往3 帰3

・道路 (R3. 3. 31現在) (km:%)

種別	実延長	舗装率
国道	61.7	100.0
県道	54.4	93.3
町道	457.1	88.4
町道の内訳	幅5.5m以上	67.7
	幅3.5～5.5m未満	242.8
	幅3.5m未満	146.6

・車両保有台数 (R3. 4. 1現在 課税対象台数)

軽自動車		普通自動車	
原動機付自転車	1,907	小型自動車(乗用車)	2,464
二輪車	468	小型自動車(貨物車)	414
三輪車	1	三輪貨物車	0
軽四輪自動車(乗用車)	5,241	普通自動車(乗用車)	2,226
軽四輪自動車(貨物車)	3,720	普通自動車(貨物車)	345
小型特殊(農耕作業用)	144	特殊自動車	260
小型特殊(その他)	68	バス	50
ミニカー	22		
小計	11,571	小計	5,759
合計		合計	17,330

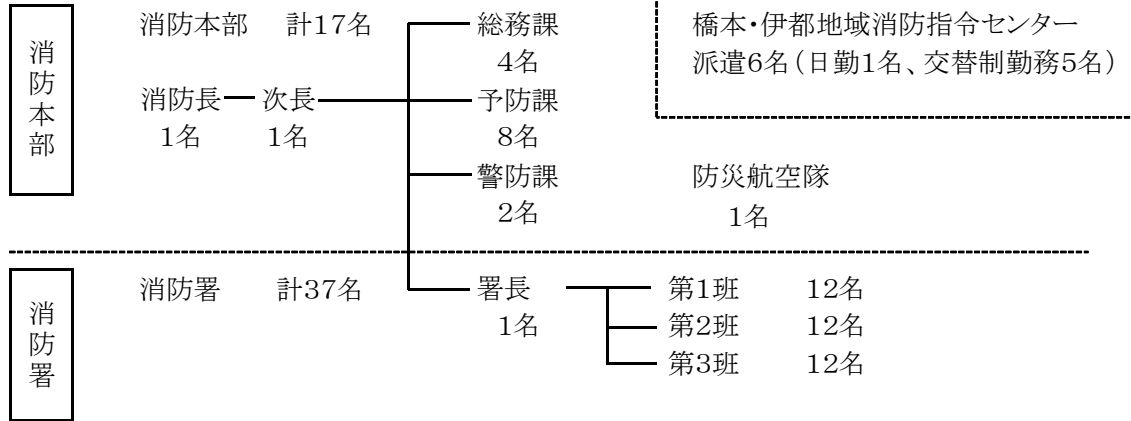
(公安関係)

消防力の現況 (R3. 3. 31現在)

(1) 伊都消防組合(消防本部、消防署)の現況

① 組織及び人員配置等

現在消防吏員数60名 (条例定数61名)



② 消防車両等の配置

車両総数 16台

水槽付消防ポンプ自動車	2台	指 令 車	1台
化学消防自動車	1台	予 防 査 察 車	1台
高規格救急車	2台	防 火 広 報 車	1台
救急車予備	1台	搬 送 車	1台
可搬ポンプ積載車	1台	普 通 乗 用 車	2台
救助工作車	1台	軽 救 急 車	1台
人員資機材搬送車	1台		

(2) 消防団等の現況

消防力 所 属	団 員 数	消防ポンプ 自動車等	小型動力 ポンプ付 積載車	小 型 動 力 ポ ン プ	備 考
本 団	6	指令車 1	2	1	消防水利 防火水槽 40m ³ 以上 145基 40m ³ 未満 48基 その他 26基 消火栓 150mm以上 82基 150mm未満 421基 その他 91基 階級別団員数 団 長 1 副 団 長 4 分 団 長 9 副 分 団 長 16 部 長 61 班 長 111 団 員 232 計 434
第1分団	88	1	8	1	
第2分団	30	1	1	1	
第3分団	78	1	4		
第4分団	47	1	3		
第5分団	46	1	4		
第6分団	48	1	3		
第7分団	40	1	2		
第8分団	51	1	5		
計	434	9	32	3	

2. 主要事業実績報告書

【議会構成】

議 長 大 原 清 明
 副 議 長 溝 北 好 一
 議会選出監査委員 赤 阪 岩 男

令和3年3月31日現在

構 成	委員会名	総務産業常任委員会	厚生文教常任委員会
	委 員 長		松 岡 宏 行
副 委 員 長		藤 本 憲 一	新 堀 行 雄
委 員		宮 井 健 次	溝 北 好 一
〃		浦 中 隆 男	赤 阪 岩 男
〃		福 岡 久 二 子	氏 岡 誠
〃		小 林 総 一	福 井 強 太

上記改選は令和2年7月29日(令和2年11月10日議長改選により一部変更)

議員定数14名(現在議員数13名)

【議会関係】(令和2年1月1日～令和2年12月31日)

1. 開催状況

	会 議 名	会 議 日 程	延 日 数	本会議日数
定 例 会	1月会議(第1回)	1月 8日 ～ 1月 8日	1日	1日
	3月会議(〃)	3月 3日 ～ 3月27日	25日	7日
	4月会議(〃)	4月28日 ～ 4月28日	1日	1日
	5月会議(〃)	5月21日 ～ 5月21日	1日	1日
	6月会議(〃)	6月 2日 ～ 6月17日	16日	3日
	7月会議(〃)	7月 7日 ～ 7月 7日	1日	1日
	7月第2回会議(〃)	7月29日 ～ 7月29日	1日	1日
	9月会議(〃)	9月 1日 ～ 9月28日	28日	5日
	10月会議(〃)	10月21日 ～ 10月21日	1日	1日
	11月会議(〃)	11月10日 ～ 11月10日	1日	1日
	11月第2回会議(〃)	11月25日 ～ 11月25日	1日	1日
	12月会議(〃)	12月 1日 ～ 12月25日	25日	4日
計			102日	27日

(※会期・・・第1回定例会:1月8日～12月25日)

2. 付議事件

区 分	定 例 月	定例月以外	計
審 議 案 件			
条 例	28	2	30
予 算	43	20	63
決 算	9		9
事 件 議 決	14	3	17
専 決 処 分 (法第179条)			
専 決 処 分 (法第180条)	15		15
意 見 書	4		4
決 議	2		2
規 則 ・ そ の 他	16		16
計 (延件数)	131	25	156
選 挙	1	10	11
議 決 結 果			
原 案 可 決	107	25	132
修 正 可 決			
否 決			
原 案 認 定	9		9
原 案 不 認 定			
報 告 済 み	15		15
審 議 未 了			
原 案 撤 回			
翌 年 へ 継 続			
計	131	25	156

3. 一般質問・請願・陳情

区分	一般質問		請願・陳情						
	延人数	実人数	受理 件数	審議 件数	採択	不採択	審議 未了	取り下 げ等	翌年へ 継続
定例月	31	11	1	1					1

4. 意見書

件名	審査結果
新たな過疎対策法の制定に関する意見書	原案可決
新型コロナウイルス感染症患者等の公表及び情報提供基準を改めることを求める意見書	原案可決
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	原案可決
防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備の更なる推進を求める意見書	原案可決

5. 決議

件名	審査結果
新型コロナウイルス感染症に対する迅速できめ細やかな対応と学校等施設休業基準策定を早急に求める決議	原案可決
新型コロナウイルス感染症に伴う対策の拡充を求める決議	原案可決

【委員会活動状況】(令和2年1月1日～令和2年12月31日)

1. 常任委員会

委員会名	開催日数	付記事項(現場調査含)
総務産業常任委員会	10	請願・陳情審査 所管事務調査
厚生文教常任委員会	8	請願・陳情審査 所管事務調査

2. 議会運営委員会

委員会名	開催日数	付記事項
議会運営委員会	25	所管事務審査及び調査

3. 特別委員会

委員会名	開催日数
議会だより編集特別委員会	23
広報広聴特別委員会	8
決算審査特別委員会	6

4. 研修(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

内 容	場 所	備 考
福祉有償運送の運営について	和歌山県「橋本市」	厚生文教常任委員会

【主な議会活動】(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1. 大会等

名 称	場 所	備 考
伊都郡町村議会議長副議長会臨時総会	高野町	

2. 研 修

内 容	場 所	備 考
和歌山県町村議会全議員研修 「働き方改革について」	かつらぎ町	全 議 員
和歌山県町村議会委員長・副委員長研修 「委員会の運営について」	和歌山市	各 委員長・副委員長
和歌山県町村議会議長・副議長・事務局長研修 「感染対策の新たな時代へ」 「地方行財政の課題等について」	みなべ町	議長・副議長 事務局長

3. 陳 情

目 的	場 所
一般国道 480 号(有田高野間)の整備並びに有田川河川改修促進に関する 要望陳情	和歌山県庁

《 財 政 関 係 》

1. 収支の状況

令和2年度一般会計の決算は、下表のとおり実質収支は黒字、単年度収支については赤字決算となりました。

(単位:千円、%)

	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出 差 引 額	翌年度に繰り 越すべき財源	実質収支	単年度収支
令和2年度	12,557,352	12,254,698	302,654	18,630	284,024	△97,551
対前年度 増減額	1,742,470	1,842,328	△99,858	△ 2,307	△97,551	△243,974
対前年度 増減率	16.1	17.7	△24.8	△11.0	△25.6	△166.6

普通交付税については、地域社会再生事業にかかる経費の新設(+103,545千円)、公債費のうち交付税算入対象分の増加(+61,077千円)などにより、交付額が160,313千円増加となりました。

一般財源収入全体では、普通交付税及び地方消費税交付金などが増加し、前年度より168,282千円増加しています。

本年度の財政調整基金の積立金は191,710千円で、取り崩しは行わなかったため年度末の現在高は834,374千円となり、前年度より191,710千円増加しました。

一般会計における本年度中の町債借入額は903,800千円、元金償還額は1,316,303千円で、町債の年度末現在高は13,772,001千円となり、前年度より412,503千円減少しました。

財政構造の弾力性を測定する比率である経常収支比率については、公債費などの経常経費が増加しましたが、普通交付税及び地方消費税交付金などの経常一般財源の増加が大きく、前年度より1.8ポイント改善しました。

主な財政指標等

(単位:千円、%)

財政調整基金現在高	834,374	基準財政収入額	1,959,220
地方債現在高	13,772,001	基準財政需要額	5,412,851
経常収支比率	96.9	標準財政規模	6,137,823
財政力指数	0.36		

2. 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率は、次のとおりです。

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和2年度	—	—	11.7	92.7
平成31年度	—	—	12.6	111.7
対前年度増減	—	—	△0.9	△19.0

※ 増減の要因

(1) 実質公債費比率

第三セクター等改革推進債を繰上償還したことにより当該年度の通常償還が減少しました。

また、下水道事業について地方公営企業法が適用され、繰入基準額が減少したことに伴い準元利償還金も減少し、全体として比率は0.9ポイント減少しました。

(2) 将来負担比率

第三セクター等改革推進債を繰上償還したことにより地方債残高が大きく減少しました。

また、下水道事業について地方公営企業法が適用され、繰入基準額が減少したことに伴い公営企業債等繰入見込額等が減少したことから、比率は前年度より19.0ポイント減少しました。

3. 目的税の使途状況

(1) 都市計画税

令和2年度決算における都市計画税の収入済額 100,562千円は、下水道事業の財源及び都市計画事業に係る地方債償還の財源として使用しました。

(2) 入湯税

令和2年度決算における入湯税の収入済額 2,196千円は、観光事業振興費の財源として使用しました。

都市計画税の使途

(単位：千円)

事業内容		決算額
下水道事業		80,737
地方債償還金		393,857
合計		474,594
財源内訳	国庫支出金	23,294
	県支出金	
	地方債	117,100
	その他	3,776
	一般財源	330,424
	うち都市計画税	100,562

入湯税の使途

(単位：千円)

事業内容		決算額
観光トイレ清掃業務委託料		2,850
観光パンフレット印刷		1,370
合計		4,220
財源内訳	国庫支出金	
	県支出金	
	地方債	
	その他	
	一般財源	4,220
	うち入湯税	2,196

《まちづくり推進係》

【国土利用計画法】

1. 目的・概要

「和歌山県の事務処理の特例に関する条例」第2条の表49項の規定により、国土利用計画法に基づく事務のうち、土地の売買等の契約に係る届出の受理及び利用目的の審査などの事務を処理します。

国土利用計画法に基づく土地売買等届出は4件、無届土地取引は6件でした。

また、森林法などの個別規制法と連携を図り、届出者に対し土地の有効活用及び適正利用について助言・勧告を行っています。

2. 成果等

国土利用計画法は大規模な土地取引を届出対象としているため、一般住民の方には周知徹底できていない現状があります。また、契約後の届出であり契約を無効とするような効力もないため、忘れられることが多くあります。

そのため、制度の周知を図るとともに土地の利用目的の審査を通して、適切な土地利用を推進していく必要があります。

【ふるさと住民票事業】

1. 目的・概要

かつらぎ町にゆかりや愛着のある町外在住者に対して、情報提供やまちづくりに参画していただくことで結びつきを強化し、交流人口や関係人口の増加を図りました。また、ふるさと住民票登録者へ「ふるさと住民カード」の発行を行いました。

○主な対象者

かつらぎ町出身者、ふるさと納税で寄付いただいた方、かつらぎ町に通勤・通学している方

2. 成果等

かつらぎ町外在住の方で、かつらぎ町に「関わりたい」「応援したい」との思いを持たれる方に、ふるさと住民に登録いただき、その証として「ふるさと住民カード」の発行を行いました。また、本町の魅力を発信するため広報やイベント情報などチラシ送付を行いました。

令和2年度登録者数：119人

【ふるさとかつらぎ寄附金地元特産品贈呈事業】

1. 目的・概要

ふるさとかつらぎ寄附金条例に基づく寄附金を一定金額以上寄附した者(寄附者)に対し、地元特産品等を贈呈し、感謝の意を表するとともに、ふるさとかつらぎ寄附金の推進を図り、地元特産品のPRを行うことを目的に、地元事業者からの出品を増やし、さらなる品目・数量の拡充を図りました。

・令和2年度	寄附金受領件数	16,714件
	寄附金受入額	315,765千円

2. 成果等

ふるさと寄附金(納税)の認知度向上及び新たな特産品の追加、新たな決済方法の導入、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛や在宅勤務の増加により、寄附件数及び寄附金額が平成31年度より増加しました。

また、SNS(LINE)を使って情報提供を行ったことにより、「かつらぎ町=フルーツの町」として地元特産品とともに全国的に知名度を上げることができました。

今後も、国の制度変更等の動向を注視しつつ、ふるさとかつらぎ寄附金を推進していくため、寄附手続の簡素化、寄附件数・金額増加に対応できる体制の整備、また地元事業者の協力を得ながら魅力ある特産品を全国にPRすることにより、かつらぎ町の産業及び地域の振興を図ります。

【住民参加のまちづくり支援事業】

1. 目的・概要

住民の連帯の強化及び協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、住民自らが企画し、実施する住民主体によるまちづくり活動に対して補助金を交付しました。

・三谷地域及び丹生酒殿神社語り部事業 ／三谷いちょうの会	41,000円
・a.山里のめぐみ収穫&加工体験 b.子育てママの安心家庭菜園教室 ／山里・暮らしの学校	292,000円
・第四回 南山太鼓フェスティバル 「あなたと夏と和太鼓と」 ／南山太鼓フェスティバル実行委員会	申請取下げ
・‘灯りの里’志賀七夕祭りの開催 ／‘灯りの里’志賀寄合会	申請取下げ
・chotto2(ちよっとちよっと) ／chotto2(ちよっとちよっと)	事業中止
(補助金交付件数:2件)	333,000円

2. 成果等

イベント等の支援を行う事業の性質上、合計6件の申請中、補助金交付2件、不採択1件、申請取下げ2件、事業中止1件と、新型コロナウイルス感染症の影響が顕著でした。コロナ禍における事業実施に向け、柔軟な変更等を認める「新型コロナウイルス感染症に関する住民参加のまちづくり支援事業取扱い基準」を定め対応にあたったことで、一部事業については、感染状況を考慮しつつ、十分な感染対策を行ったうえで実施に至りました。

【次代のまちづくりプロジェクトチーム】

1. 目的・概要

町民及び中堅・若手職員から町政に対する斬新なアイデアの提案を行い、住民ニーズに合った行政運営に寄与するとともに、町民及び職員の町政に対する参加意識を醸成することを目的に、協議・検討を行いました。

- (1) チームメンバー数 9名
- (2) 主な活動内容
 - ・定例会議 計18回

ポテンシャルマップの作成と地域住民及び公民館との協働で地域イベント実施に向けた先進事例の情報収集と協議を行いました。

2. 成果等

令和2年度は、平成31年度に引き続き「遊休不動産を活用したまちづくり」をテーマに定め、ポテンシャルマップの作成と地域イベント実施に向け、公民館及び地域住民との協議を行いました。今後も町政に若者の意見を反映させるため、将来に向けた斬新なアイデアを提案します。

【かつらぎ町イメージキャラクターの活用】

1. 目的・概要

主な活動内容

- ・かつらぎ町イメージキャラクター使用許可 9件

町のイメージキャラクターを活用し、かつらぎ町のイメージ向上と特産品の宣伝普及及び地域振興を図るため、イメージキャラクターの使用を許可しました。

2. 成果等

年々キャラクターに関する問い合わせも減少してきており、全国的なゆるキャラブームが落ち着いたように感じます。今後も様々な機会・媒体を活用しながらかつらぎ町をPRします。

【かつらぎ町町民農園】

1. 目的・概要

野菜や花などを栽培し、自然とふれあい、農業に対する理解を深めていただくため、町民農園を開設しています。

農園名	面積(m ²)	区画数	1区画面積(m ²)	年間使用料(円)
丁ノ町第2町民農園	1,916	40	20	1,200
丁ノ町第3町民農園	1,133	6	100	5,700
丁ノ町第4町民農園	1,661	14	50	3,000

2. 成果等

第2町民農園については、整備区画のほとんどが使用されている状況で、令和2年度は昨年と同様、計38区画の使用でした。第3、4町民農園については、整備・活用など検討が必要です。

【定住支援】

1. 目的・概要

住宅を確保することが困難な者の経済的負担を軽減することにより、定住を促進し地域の活性化を図ることを目的として補助金を交付しました。

- ・定住促進住宅補助金 1世帯あたり半年毎に最高6万円を3年間補助。(1号館)

5回目申請件数	1件	補助金	60,000円
6回目申請件数	2件	補助金	120,000円
(計)	3件	(計)	180,000円

・定住促進住宅補助金 1世帯あたり半年毎に最高3万円を3年間補助。(2号館)

1回目申請件数 1件 補助金 30,000円

2回目申請件数 1件 補助金 30,000円

(計) 2件 (計) 60,000円

2. 成果等

かつらぎ町定住促進住宅補助金交付要綱は令和2年3月31日付けで失効しましたが、同日以前に定住促進住宅に入居した者については、最長3年間(6回)の交付申請が可能です。引き続き人口減少に歯止めをかける実効性のある定住施策の検討を進めます。

【大学のふるさと事業】

1. 目的・概要

かつらぎ町の産業振興、健康増進、地域間交流の促進を目的として、平成28年7月1日に和歌山県知事立ち合いのもと、大阪樟蔭女子大学と「大学のふるさとに関する協定」を締結しました。

「大学のふるさと事業とは」

人口の減少や少子高齢化の進行により地域活力が低下している過疎地域において、人材育成における実践的教育や社会的責任として地域貢献活動に対する関心の高い大学が、地域の方々とともに地域課題の解決に向けた協働活動を行い、継続的に交流する取り組みです。

2. 成果等

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、コロナ禍においても実施可能な取り組みを行いました。

(1) かつらぎ町グリム絵本館活動事業

例年は3～5歳児とその保護者を対象として、絵本の読み聞かせやペープサートなどのグリム絵本館活動を実施してきましたが、代替として学生おすすめ絵本を町広報誌で紹介するとともに、図書館に設置するPOPを作成しました。また、絵本を町図書館にご寄贈いただきました。

・町広報誌での絵本紹介:6冊(10～3月号)

(2) 健康レシピ事業

健康レシピ普及活動として、町広報誌やインターネットへの健康レシピ掲載、冊子の配布、町内小中学校6校の給食等に健康レシピを取り入れました。

・町広報誌への掲載:3メニュー(9～11月号)

・学校給食等:2回(8月21日、9月1日)

(3) かつらぎ町大学地域連携事業

子どもの豊かな発達のため、工作活動等を実施してきましたが、令和2年度に関しては中止しました。

【過疎集落再生・活性化支援事業】

1. 目的・概要

花園地域は近年、人口減少や高齢化により地域活力が低下しているため、平成31年度より3か年計画で事業計画を策定し、特産品である高野槇の活用や地域の交流拠点づくりなどに取り組むことにより、未来に繋げる持続可能な地域を目指します。

2. 成果等

高野槇等の地域資源を活用するための環境や地域の交流拠点、移住者の受入体制の整備が進みました。一方で、地域外住民との交流事業を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響でやむを得ず中止となりました。

コロナ禍においても当初の目的を達成すべく、工夫しながら事業を進めていく必要があります。

【特別定額給付金事業】

1. 目的・概要

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものです。

- (1) 受給権者 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主
- (2) 給付額 給付対象者1人につき10万円

2. 成果等

- (1) 申請期間 令和2年5月19日～令和2年8月18日
- (2) 給付対象者数 7,130世帯、16,498人
- (3) 給付者数 7,126世帯、16,492人(給付率99.96%)

【特別定額給付金事業(新生児分)】

1. 目的・概要

国の特別定額給付金の対象とならない4月28日以降に生まれた新生児に対して、町独自で特別定額給付金(新生児分)10万円を給付し、子育て世帯への経済的支援を行うものです。

- (1) 給付対象者 令和2年4月28日～令和2年8月18日までに生まれかつらぎ町に住民登録された者かつ、母親が令和2年4月27日時点でかつらぎ町に住民登録があり、申請日までに引き続き住民登録を有している者
- (2) 給付額 給付対象者1人につき10万円

2. 成果等

給付対象者23人全てに給付しました。

【プレミアム付飲食・宿泊応援事業】

1. 目的・概要

飲食店及び宿泊施設を支援するため、参加希望のある飲食店及び宿泊施設事業者にプレミアム補助を行い、プレミアム付飲食・宿泊チケットを各店舗で販売することで、町内の消費を喚起するものです。

- (1) プレミアム助成額 昨年収入額の2%(千円未満切捨)
※上限額600,000円、下限額100,000円
- (2) 飲食・宿泊チケット 額面 1冊5,000円(500円×10枚綴)
※お客様への販売価格 1冊2,500円

2. 成果等

- (1)販売・利用期間 令和2年8月24日(月)～令和3年1月31日(日)
- (2)参加事業者数 57事業者、60店舗
- (3)チケット配布金額 22,300千円(助成金額11,150千円)
- (4)チケット配布冊数 4,460冊(チケット販売冊数4,231冊、販売率94.9%、完売54事業者)
- (5)チケット使用枚数 41,405枚(消化率97.9%)

【巡回バス運行事業】

1. 目的・概要

新型コロナウイルス感染症による影響で疲弊した地域経済の活性化を促すため「かつらぎ町応援クーポン券発行事業」との事業連携を図り、スクールバスの空き時間を有効活用して経済活動の起点となる移動手段の確保及びJR、コミュニティバス等との接続について実験的に巡回バスを運行しました。

- (1)運行形態 役場を起点として国道24号線～県道和歌山橋本線ルート(右回り・左回り)
1日4便(月・火・木・金)
- (2)運賃 無料

2. 成果等

新型コロナウイルス感染症による影響で疲弊した地域経済の活性化を促すため、スクールバスの空き時間を有効活用して経済活動の起点となる移動手段の確保及びJR、コミュニティバス等との接続について実験的に巡回バスを運行しました。今後、コミュニティバス等の再編時において、実験結果を踏まえた地域公共交通を検討する必要があります。

利用者数：右回り 740人 左回り 710人

《管財契約係》

【令和2年度指名競争入札参加資格登録件数】

- ・建設業登録業者数 470件(うち 町内業者数 59件・町外業者数 411件)
- ・建設コンサルタント登録業者数 290件
- ・物品登録業者数 459件

【契約の状況】

- | | | | |
|-------|-------|------|-----------------|
| ・建設工事 | 随意契約分 | 203件 | 9,207万4,647円 |
| | 入札分 | 74件 | 14億4,227万5,775円 |
| ・業務委託 | 入札分 | 30件 | 3億1,456万5,700円 |

《情報推進係》

【情報系システム等クラウド化業務委託】

1. 目的・概要

ユーザー管理、グループウェアやホームページの各種サーバー機器の延長保守期限が迫っていたため、費用や業務効率等を考えクラウドへ移行しました。

自庁設置よりクラウド運用の方がランニングコストや業務負担の軽減となり、迅速な障害時復旧が可能となりま

す。グループウェアについては、電算帳票処理依頼や操作時間延長願等を電子回議化し職員の業務負担軽減、迅速な回議、ペーパーレス化等を実現しました。

2. 成果等

ユーザー管理、グループウェアやホームページの各種サーバーをクラウドへ移行しました。

グループウェアについては、新システムを導入し、業務日報、電算処理依頼関係や広報かつらぎへの掲載(折込)何書を電子回議化することにより、迅速な回議およびペーパーレス化を実現しました。

ホームページについては、新システムを導入したことにより操作性が向上し、業務効率の改善につながったほか、利用者にとって、より見やすいホームページ構成へとリニューアルしました。また、ホームページ公開サーバーを自治体情報セキュリティクラウドへ移行することにより、公開用のインターネット回線費用の抑制および高いセキュリティ環境での公開ができるようになりました。

《監査関係》

監査業務については、例月出納検査、定期監査及び決算審査等を実施しました。また、事業管理監査として、上下水道課が所管するかつらぎ町下水道事業の運営状況について、財務事務の執行及び事業管理状況等を監査しました。

《人事関係》

1. 特別職

職名	氏名	就退任等異動日
教育委員会委員	内田 憲二	(再)就任 R2. 9. 28
人権擁護委員	谷口 千明	(再)就任 R3. 1. 1
固定資産評価審査委員会委員	松本 兼一	(再)就任 R2. 9. 28
選挙管理委員会委員	長岡 和恵	退任 R2. 9. 25
	井上 実	退任 R2. 9. 25
	福本 和央	退任 R2. 9. 25
	仲谷 誠一	(再)就任 R2. 9. 26
	草田 宗和	(新)就任 R2. 9. 26
	岡村 恒和	(新)就任 R2. 9. 26
	西林 嗣郎	(新)就任 R2. 9. 26

2. 一般職員

年度当初における職員数は192名(うち新規採用者は4名)で、当該年度の退職者は定年退職2名、定年前早期退職2名、普通退職1名でした。

条例定数231名に対し、年度末における職員数は187名となりました。

《職員研修》

職員の能力及び資質向上による事務効率化を図り、的確な行政運営を推進させるため次の研修を実施するとともに、自己啓発を推奨しました。

1. 一般研修

全職員対象

R2. 9. 29 R2. 9. 30	「これからの地方自治と求められる職員像」 「熊本県益城町への災害派遣を経験して」	町長 中阪 雅則 危機管理課 奈良垣 利之
R2. 11. 17 R2. 11. 18	「接遇研修」	一般社団法人 日本経営協会 講師 井原 司栄

2. 職場研修

各職場の年間計画に基づく他、日常の執務を通じ専門知識、技術の向上と職員相互間の効果的な関連を図ることを主眼とした研修を実施しました。

3. 特別研修

(1) 新規採用職員研修

研修種目	回数	日数	開催場所	受講者数	内容
新規採用職員研修	2	5	かつらぎ町役場及び町関係施設	1	各課・室等の業務概要及び町関係施設の視察
		1	議場	1	議会傍聴

(2) 県市町村職員研修協議会等が主催する研修実施状況

研修種目	回数	日数	開催場所	受講者数	内容
新規採用職員研修	1	3	和歌山県自治会館	3	公務員としての自覚と意識確立を図り、執務に必要な基礎知識を習得することにより、職場への適応能力を養う。
一般職員基礎研修	1	3	和歌山県自治会館	5	質の高い職務を遂行するための意識改革や、必要な基礎的知識を身につけ、自ら積極的に考え行動できる中堅職員を目指すための能力を養う。
一般職員一次研修	1	2	和歌山県自治会館	6	中堅職員として必要な知識やフォローシップについて研修し、公務員としての本旨を全うするための心構えを身につけるとともに、メンタルヘルス等の習得を図る。
一般職員二次研修	1	2	和歌山県自治会館	6	中堅リーダーとしての役割と責任を認識し、仕事の効率的な進め方や後輩指導の手法等の習得を図る。
監督者一次研修	1	2	和歌山県自治会館	8	監督者として直面している諸問題や行政需要の変化等を的確に把握し、適切に対応できる能力の習得を図る。
監査事務研修	1	1	和歌山県自治会館	1	自治体の経営における監査機能を有効に発揮させていくため、これからの監査の役割やあり方について、最新の法改正や事例などを含め研修する。
女性のキャリアデザイン研修	1	1	和歌山県自治会館	4	職場における女性の活躍を推進していく中で、女性特有の課題に向き合いながらキャリアを形成していくための意識と知識を養う。

研 修 種 目	回 数	日 数	開 催 場 所	受 講 者 数	内 容
被評価者研修	1	1	和歌山県自治会館	7	人事評価制度の基本的な知識を習得するとともに、被評価者としての心構えなどを身につける。
地方自治法研修	1	1	和歌山県自治会館	1	地方自治制度の全体像について認識を深め、近年の地方自治法改正の趣旨等を理解する。
ビジネス文書研修	1	1	和歌山県自治会館	1	公用文書作成上のルール等基礎的な事項を身につけ、わかりやすい文書(文章)作成のスキルの向上を図る。
タイムマネジメント研修	1	1	和歌山県自治会館	2	働き方改革において、自己の時間管理についての知識を身につけ意識を高めることにより、仕事の効率化による労働時間短縮を目指す。
パソコン研修 (Excel基礎)	1	2	ポリテクセンター和歌山	1	表計算機能、ワークシート間のデータの連携、グラフ機能、印刷機能など日常よく使う機能から、データの並べ替えや抽出などのデータベース機能の活用方法などの Excel の基本操作を習得する。
パソコン研修 (Excel応用)	2	4	ポリテクセンター和歌山	3	複合グラフ作成、ピボットテーブル作成やマクロ機能等の応用操作を習得する。
パソコン研修 (JwCAD 研修操作編)(基本編)	1	2	ポリテクセンター和歌山	1	基本操作を習得し、簡単な図を作成できる能力の習得を図る。
人事評価評価者職員特別研修	1	2	和歌山県自治会館	4	人事評価制度導入に伴い、主に課長級を対象として、制度内容や運用方法について研修する。

(3) 特別職研修

研 修 種 目	回 数	日 数	開 催 場 所	受 講 者 数
・伊都郡町村長研修会	1	1	伊都振興局	1
・県副町村長研修会	1	1	かつらぎ町役場(WEB会議)	1
・橋本伊都副市町長研修会	1	1	橋本市役所	1

《 給与・福利厚生関係 》

1. 職員の福利厚生関係については、法定健康診断のほか総合検診等による成人病検診、夏季における職員の心身の健康維持・増進等に努めました。

2. 公平委員会関係については、団体職員の登録事項の変更にとどまり、不服申し立て等の訴願関係は生じませんでした。

《例規関係》

令和2年度中の例規の制定改廃公布件数

条例	30件	規則	16件	規程・要綱等	79件
----	-----	----	-----	--------	-----

《広報関係》

毎月28日、年12回発行している町広報「かつらぎ」は、年度末で745号となり、1回の発行部数は約6,500部となっています。

紙面はA4判表紙・裏表紙及び中面見開きのみカラー、ページ数は16～28ページで、内容は町施策実績、町民生活関連記事、町行事催し物等を掲載し、わかりやすく、親しまれる広報紙面づくりに努めました。毎月1回政策推進会議部門会議を開催し、内容の充実に検討を重ね、広報活動及び情報発信の強化に取り組んでいます。

また、地上デジタル放送を活用したテレビ和歌山市町村お知らせ情報による広報を実施し、今年度の実績は3件となっています。

《町政モニター関係》

町政モニターについては、平成31年度に委嘱した24名で、町政について幅広い意見の集約を行いました。

《選挙関係》

当該年度における執行された選挙は、実施されませんでした。

《庶務関係》

1. 庁舎管理

冷暖房使用時における室温管理に注意を払うとともに、昼休み時間の消灯の励行など節電に努め、5月から10月にかけてはCO2削減や経費節減のためクールビズを実施しました。

また、デマンド監視装置により、ピーク時の消費電力の抑制を図りました。その他、庁舎の電気は新電力を購入するなど、電気代の削減に努めています。

2. 自治区長会

年9回の自治区長会(定例会及び役員会)を実施しました。

【防犯灯設置事業】

自治区、町内会が実施する防犯灯の新規設置や老朽化した防犯灯の更新に伴う経費について補助金を交付しました。

- ・申請件数 58件
- ・補助金交付額 3,000,000円
- ・防犯灯設置件数(新設) 26灯(更新) 147灯

【防犯カメラ設置事業】

犯罪発生を抑制し、安全・安心のまちづくりを目指し町内要所に防犯カメラを設置及び更新しました。

- ・中飯降駅前広場に防犯カメラ1台設置
- ・笠田駅前の防犯カメラ2台更新

【花いっぱい運動推進事業】

ふるさとかつらぎ寄附金を財源とし、花壇の設置及び苗木の植栽をし、美しいまちづくりを推進する活動を行う団体に対して補助金を交付しました。また、更に活用団体が増えるよう、補助金制度の周知を行い活用の推進を図ります。

7団体 補助金額合計 505,000円

【かつらぎ町コミュニティバス運行事業】

コミュニティバスについては、公共交通空白地域の解消と、交通手段を持たない交通弱者のための交通手段として位置づけ運行を実施しました。また、住民の移動手段を確保するためにコミュニティバス運営委員会及び地域公共交通会議において検討を重ねました。

今後は、利用実績に注視し分析を行い、運行コースやダイヤ等を見直すと共に効率的な運行ができるようデマンド型交通の導入も含めた再編を行いました。

令和2年度 かつらぎ町コミュニティバス乗客数集計表

(単位:人)

年月		令和2年									令和3年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新城・花園	往7便 人数計 復7便	318	339	524	486	533	482	527	539	456	344	445	585	5,578
	1日平均	10.6	10.9	17.5	15.7	17.2	16.1	17.0	18.0	15.2	12.3	15.9	18.9	15.5
	往6便 人数計 復6便	180	161	263	266	309	331	370	378	345	306	211	362	3,482
天野	1日平均	6.0	5.2	8.8	8.6	10.0	11.0	11.9	12.6	11.5	10.9	7.5	11.7	9.6
	往3便 人数計 復3便	40	44	53	42	39	60	61	162	46	49	40	46	682
	1日平均	1.3	1.4	1.8	1.4	1.3	2.0	2.0	5.4	1.5	1.8	1.4	1.5	1.9
四郷	往3便 人数計 復3便	210	186	215	231	208	228	204	190	186	159	160	198	2,375
	1日平均	7.0	6.0	7.2	7.5	6.7	7.6	6.6	6.3	6.2	5.7	5.7	6.4	6.6
	往4便 人数計 復4便	230	198	228	175	173	175	174	195	175	136	145	183	2,187
河北通院	1日平均	7.7	6.4	7.6	5.6	5.6	5.8	5.6	6.5	5.8	4.9	5.2	5.9	6.1
	人数合計	978	928	1,283	1,200	1,262	1,276	1,336	1,464	1,208	994	1,001	1,374	14,304
	1日平均合計	30.0	31.0	30.0	31.0	31.0	30.0	31.0	30.0	30.0	28.0	28.0	31.0	
											4月～3月 1便当り	0.9		

一便あたり0.9人 令和2年度利用者14,304人

【かつらぎ町夏まつり実施事業】

かつらぎ町夏まつりは、花火大会と盆踊りを中心として実施し、子どもからお年寄りまでが楽しみ、集うイベントとして2会場で開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。

《交通安全啓発》

1. 交通指導員は、毎月1・15日の2日間、午前7時30分～8時30分までの1時間、町内29か所の各指導場所において街頭指導を実施し、老人及び幼児等、交通弱者の交通事故防止に努めました。
2. 交通安全運動の実施
かつらぎ警察署及び関係機関・団体との連携を密にして、街頭啓発、広報活動等を次のとおり実施しました。
 - ・春の全国交通安全運動 4月 6日～ 4月15日(10日間)
 - ・わかやま夏の交通安全運動 7月11日～ 7月20日(10日間)
 - ・秋の全国交通安全運動 9月21日～ 9月30日(10日間)
 - ・わかやま冬の交通安全運動 12月 1日～12月10日(10日間)
3. 交通安全教室の開催
町内小学校における町交通指導員による交通安全教室を実施、計228名が受講しました。
4. 研修会等
11月26日、和歌山県交通指導員会連絡協議会結成50周年記念大会が和歌山ビッグ愛で開催され、席上において、本町交通指導員が交通指導員功労者として、県知事感謝状1名、会長表彰1名を受賞されました。
5. その他の交通指導
紀の川万葉の里マラソン等の各種行事の指導に出動し、交通事故の防止に努めました。
6. 交通事故発生状況(かつらぎ警察署管内)

概 況

区分	年別	令和2年	平成31年	前年対比	
				増減数	比率(%)
発生件数		45	60	△15	75
死者		1	1	0	100
傷者		54	66	△12	82

《かつらぎ町地域交流センター》

地域住民相互の交流を推進することにより、連帯意識を深め、もって生活文化の向上に資することを目的として各種団体や自治区・町内会活動に開放し、コミュニティ活動の活性化を図りました。

四郷地域交流センターについては、公民館・児童館としての機能や地域の交流、体験学習、創作活動などの拠点となる複合施設として活用されました。また、天野地域交流センターについては、指定管理を行い、簡易宿泊施設を備えた、地域のコミュニティセンターとして活用されました。

大谷地域交流センター	かつらぎ町大字大谷868番地の1
丁ノ町地域交流センター	かつらぎ町大字丁ノ町459番地の1
中飯降地域交流センター	かつらぎ町大字中飯降1448番地の1
河南地域交流センター	かつらぎ町大字東洪田667番地の1
四郷地域交流センター	かつらぎ町大字広口1197番地
天野地域交流センター	かつらぎ町大字下天野930番地
新城地域交流センター	かつらぎ町大字新城243番地

《統計調査関係》

1. 教育統計調査
毎年実施。令和2年5月1日現在で、町内の幼・小・中学校を対象として実施しました。
2. 工業統計調査
令和2年6月1日現在で、町内の製造業に属する事業所を対象として実施しました。
3. 令和2年国勢調査
令和2年10月1日現在で、町内に住むすべての人を対象として実施しました。

《文書関係》

1. 文書管理
公文書は、町の諸活動や歴史的事実の記録であり、住民の知的資源です。
また、意思決定に至る過程(経緯)、事務事業の実績等の記録により住民への説明責任を果たす役割を担います。
公文書の適正管理を行うため、作成及び取得、整理、保存、廃棄、点検等において、かつらぎ町文書取扱規程に基づき集中管理を実施しました。
廃棄文書の処理については、古紙と機密文書に分別し、リサイクルに努めました。機密文書は、リサイクル業者(持込み無料)に依頼し、溶解処理としたためゴミの減量及び経費削減が図れました。
文書の発送については、月、水、金の週3回、各課庁内分をまとめ、特別料金扱いを利用し、節減を行いました。また、職員の出張時必ず携行することに努めました。

2. 情報公開・個人情報保護についての運用状況

	実 施 機 関	
	町 長	教育委員会
公文書開示請求件数	7件	1件
(内訳) 全部開示	2件	1件
部分開示	5件	0件
個人情報開示請求件数	6件	0件
(内訳) 全部開示	2件	0件
部分開示	4件	0件

3. 特定個人情報保護評価の実施及び公表

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)により義務付けられている特定個人情報保護評価の実施及び公表を行いました。

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

町のホームページ及び国の個人情報保護委員会のホームページにて公表しました。

令和2年度評価実施事務

- 住民基本台帳に関する事務
- 個人町民税・県民税の賦課徴収に関する事務
- 固定資産税の賦課徴収に関する事務
- 軽自動車税の賦課徴収に関する事務
- 国民健康保険税の賦課徴収に関する事務
- 地方税の徴収に関する事務

国民健康保険の資格者管理及び保険給付に関する事務
 後期高齢者医療保険に関する事務
 介護保険に関する事務
 予防接種法による定期の予防接種に関する事務
 母子保健に関する事務
 国民年金に関する事務
 児童手当に関する事務
 ひとり親家庭医療費の給付に関する事務
 子ども医療費の給付に関する事務
 重度心身障害児者医療費の支給に関する事務
 寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務

《町史編集関係》

町史頒布状況及び在庫状況(令和3年3月末現在)

第1回配本「古代・中世史料編」

	頒布部数	贈呈・交換部数	編集用に使用数	計	在庫部数	備考
前年度末	2,216	225	4	2,445	555	
本年度中	3	0	0	3	△3	
累計	2,219	225	4	2,448	552	

第2回配本「近世史料編」

	頒布部数	贈呈・交換部数	編集用に使用数	計	在庫部数	備考
前年度末	1,302	277	7	1,586	1,414	
本年度中	3	0	0	3	△3	
累計	1,305	277	7	1,589	1,411	

第3回配本「近代史料編」

	頒布部数	贈呈・交換部数	編集用に使用数	計	在庫部数	備考
前年度末	764	248	5	1,017	1,983	
本年度中	4	0	0	4	△4	
累計	768	248	5	1,021	1,979	

第4回配本「通史編」

	頒布部数	贈呈・交換部数	編集用に使用数	計	在庫部数	備考
前年度末	367	215	0	582	1,918	
本年度中	4	0	0	4	△4	
累計	371	215	0	586	1,914	

- 町史については、先人が営々として築いてきた歴史の足跡を詳しく正確に伝え、本町の今後の発展に寄与する書物であり、頒布の促進のため割引頒布を実施しました。
- 町史の保管場所について、適切な場所の検討が必要です。

<<町税の決算概要>>

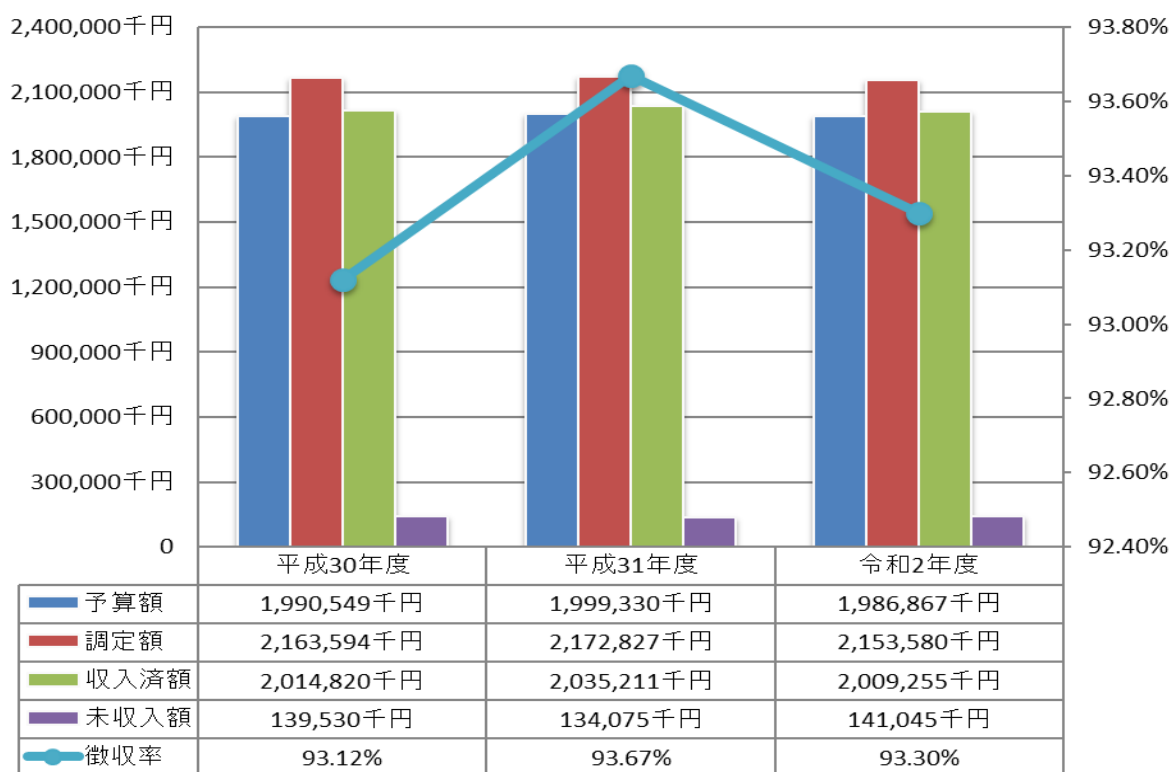
【令和2年度決算の概要】

令和2年度の町税の収入済額は2,009,255千円で、前年度比1.28%(25,956千円)の減収となりました。個人町民税が前年度比0.30%(1,861千円)、法人町民税が前年度比17.48%(18,121千円)、固定資産税が前年度比1.23%(12,830千円)、入湯税が前年度比35.36%(1,201千円)の減となりましたが、軽自動車税が前年度比6.13%(4,500千円)、町たばこ税が前年度比3.01%(3,146千円)、都市計画税が前年度比0.41%(412千円)の増となりました。

また、町税の調定済額は2,153,580千円で前年度比0.89%(19,247千円)の減、徴収率は現年度分が98.38%で0.64ポイントの減となり、滞納繰越分が16.59%で1.14ポイントの増となりました。

なお、現年課税分の徴収率でみると、個人町民税、軽自動車税では増加していましたが、法人町民税、固定資産税、都市計画税ではいずれも減少する結果となりました。

(町税全体の決算額等の推移)



1. 町民税

調定済額は715,029千円で2.96%(21,809千円)の減、収入済額は693,882千円で2.80%(19,982千円)の減となりました。

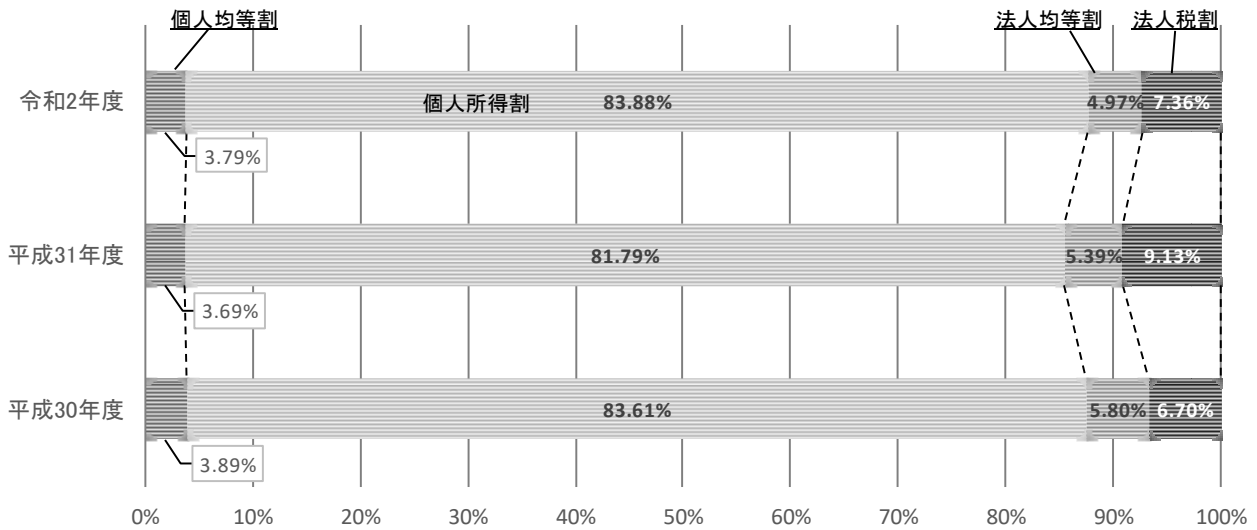
調定済額の内訳は、個人町民税が627,729千円で0.72%(4,521千円)の減、法人町民税が87,300千円で16.53%(17,288千円)の減となりました。

収入済額の内訳は、個人町民税が608,325千円で0.30%(1,861千円)の減となり、徴収率は96.91%で0.40ポイントの増となりました。また、法人町民税が85,557千円で17.48%(18,121千円)の減となり、徴収率は98.00%で1.13ポイントの減となりました。

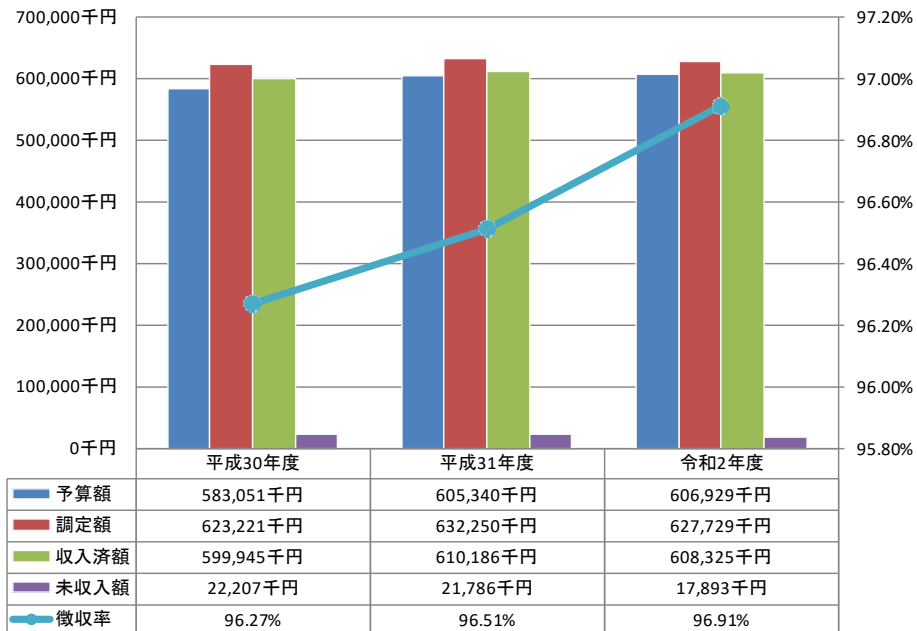
また、町民税の収入済額は予算額に対して101.36%、個人町民税では100.23%、法人町民税では110.16%となり予算現額を上回りました。

令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度にかかる法人税割の税率については、9.7%から6%に改正となっています。

(町民税収入済額の構成比)



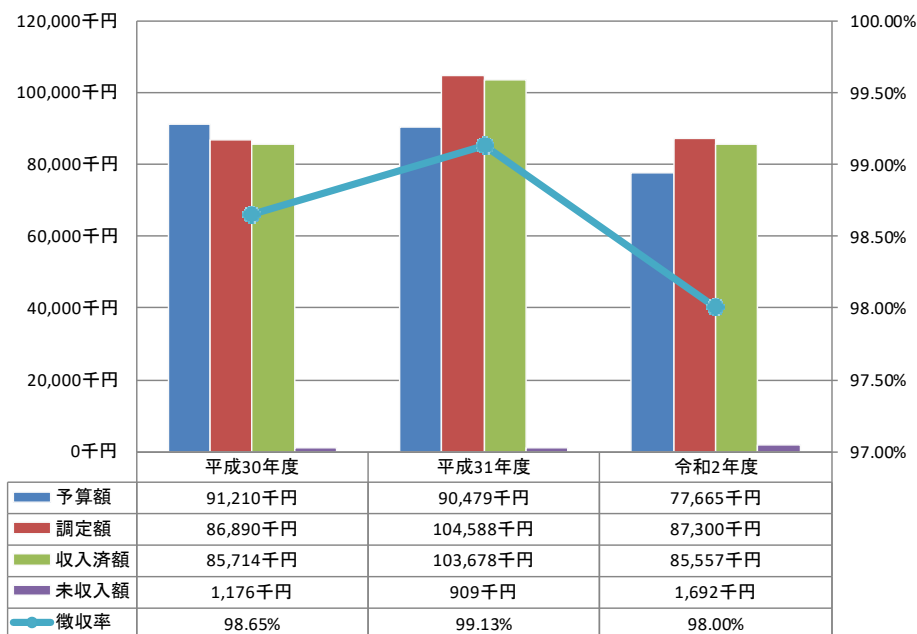
(個人町民税の決算額等の推移)



(個人町民税の納税義務者数)

所得者区分	平成30年度						平成31年度						令和2年度					
	均等割を課税		均等割と所得割を課税		計		均等割を課税		均等割と所得割を課税		計		均等割を課税		均等割と所得割を課税		計	
	納税義務者数	前年比	納税義務者数	前年比	納税義務者数	前年比	納税義務者数	前年比	納税義務者数	前年比	納税義務者数	前年比	納税義務者数	前年比	納税義務者数	前年比	納税義務者数	前年比
給与所得者	642	-1.83%	4,823	1.64%	5,465	1.22%	585	-8.88%	4,836	0.27%	5,421	-0.81%	569	-2.74%	4,825	-0.23%	5,394	-0.50%
営業所得者	101	-12.93%	275	3.00%	376	-1.83%	106	4.95%	256	-6.91%	362	-3.72%	103	-2.83%	280	9.38%	383	5.80%
農業所得者	98	6.52%	234	-13.65%	332	-8.54%	101	3.06%	242	3.42%	343	3.31%	101	0.00%	194	-19.83%	295	-13.99%
その他の所得者	390	5.12%	1,000	-3.19%	1,390	-1.00%	385	-1.28%	973	-2.70%	1,358	-2.30%	393	2.08%	984	1.13%	1,377	1.40%
計	1,231	-0.16%	6,332	0.25%	7,563	0.19%	1,177	-4.39%	6,307	-0.39%	7,484	-1.04%	1,166	-0.93%	6,283	-0.38%	7,449	-0.47%

(法人町民税の決算額等の推移)



(法人住民税の法人税割等の推移)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
義務者数	136法人	136法人	134法人
調定額	46,398千円	64,913千円	51,418千円

(法人住民税の均等割の納税義務者数)

	法人の区分		平成30年度		平成31年度		令和2年度	
	資本等の金額	町内の従業員数	義務者数	前年比	義務者数	前年比	義務者数	前年比
1号	1,000万円以下	50人以下	178人	-1.66%	184人	3.37%	188人	2.17%
2号	1,000万円以下	50人超	2人	0.00%	2人	0.00%	2人	0.00%
3号	1,000万円超1億円以下	50人以下	54人	-3.57%	54人	0.00%	48人	-11.11%
4号	1,000万円超1億円以下	50人超	7人	0.00%	6人	-14.29%	6人	0.00%
5号	1億円超10億円以下	50人以下	5人	-16.67%	5人	0.00%	5人	0.00%
6号	1億円超10億円以下	50人超	2人	0.00%	2人	0.00%	2人	0.00%
7号	10億円超	50人以下	20人	5.26%	17人	-15.00%	19人	11.76%
8号	10億円超50億円以下	50人超	2人	0.00%	2人	0.00%	2人	0.00%
9号	50億円超	50人超	3人	0.00%	3人	0.00%	2人	-33.33%
計			273人	-1.80%	275人	0.73%	274人	-0.36%

2. 固定資産税

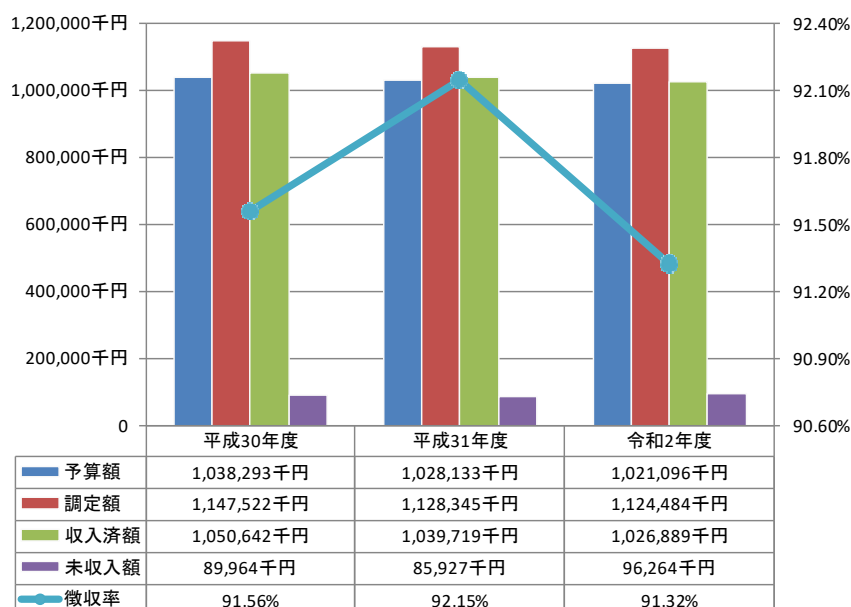
調定済額は1,124,484千円で前年度比0.34%(3,861千円)の減、収入済額は1,026,889千円で1.23%(12,830千円)の減となり、徴収率は91.32%で0.83ポイントの減となりました。

調定済額の内訳は、土地が309,309千円で0.22%(679千円)の減、家屋が415,098千円で2.15%(8,754千円)の増、償却資産が399,306千円で2.90%(11,934千円)の減、国有資産等所在市町村交付金が771千円で0.26%(2千円)の減となりました。

収入済額の内訳は、土地が282,445千円で1.11%(3,179千円)の減、家屋が379,047千円で1.24%(4,641千円)の増、償却資産が364,626千円で3.77%(14,290千円)の減、国有資産等所在市町村交付金が771千円で0.26%(2千円)の減となりました。

このように減収となったのは、減失家屋の課税標準額の減少額より新築・増築家屋の課税標準額の増加額が上回ったことで前年度より家屋の課税標準額が増加し家屋は増収となったが、宅地等の下落が依然として継続していることによる土地の減収と、企業の設備投資の抑制により償却資産が減少したことによる減収が大きかったことが主な要因と考えられます。また、固定資産税の収入済額は、予算現額に対して100.56%、国有資産等所在市町村交付金は100%となりました。

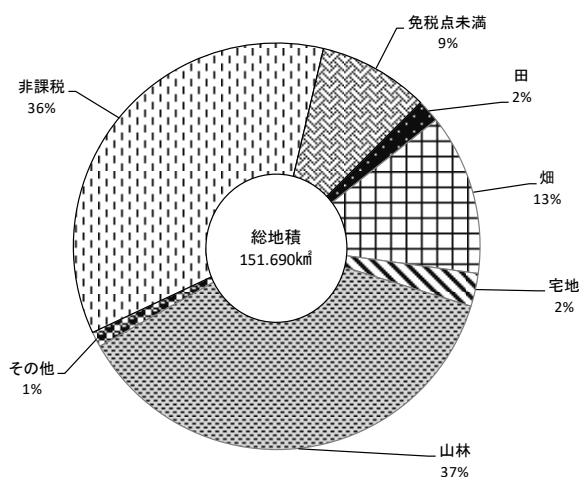
(固定資産税の決算額等の推移)



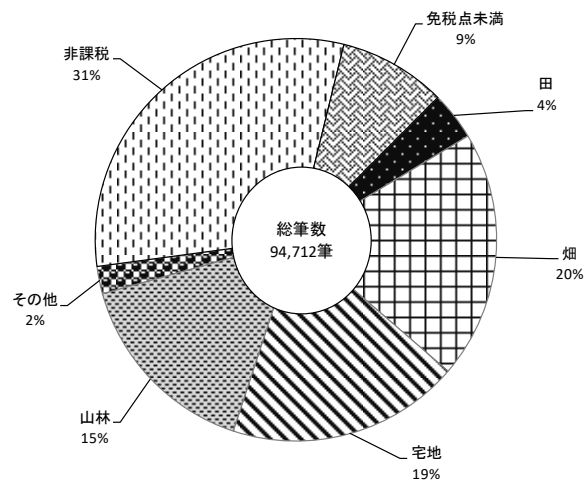
(1) 土地の概要

宅地等の地価下落により、現年度調定額が679千円の減額となり、収入済額は3,179千円の減収となりました。

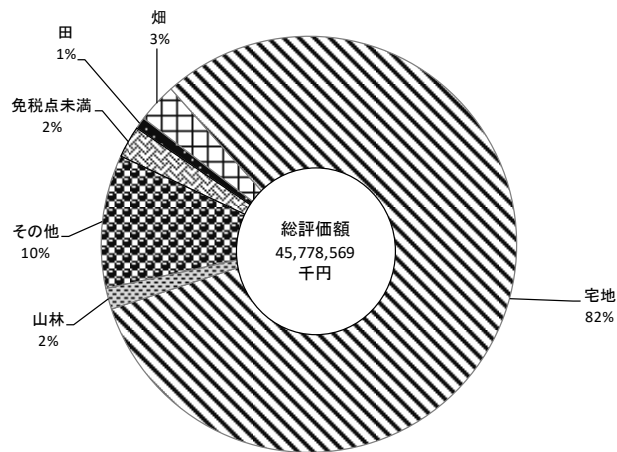
① 総地積の内訳



②総筆数の内訳



③総評価額の内訳



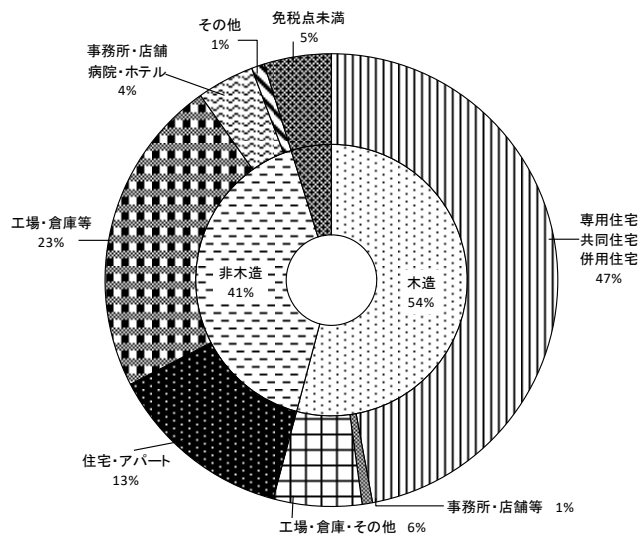
④地目別課税状況の推移(免税点以上のもの)

区分	年度	平成30年度			平成31年度			令和2年度		
			前年比	構成比		前年比	構成比		前年比	構成比
田	地積(㎡)	2,904,773	98.16%	3.49%	2,826,375	97.30%	3.38%	2,765,015	97.83%	3.28%
	筆数(筆)	3,940	96.40%	6.77%	3,777	95.86%	6.56%	3,678	97.38%	6.43%
	決定価格(千円)	412,100	93.49%	0.90%	405,022	98.28%	0.90%	415,587	102.61%	0.93%
	課税標準額(千円)	391,068	94.70%	1.83%	383,893	98.17%	1.83%	390,029	101.60%	1.86%
畑	地積(㎡)	19,366,417	99.80%	23.25%	19,379,469	100.07%	23.18%	19,450,706	100.37%	23.09%
	筆数(筆)	19,490	99.05%	33.48%	19,187	98.45%	33.30%	18,877	98.38%	33.01%
	決定価格(千円)	1,401,689	98.33%	3.08%	1,399,689	99.86%	3.12%	1,412,928	100.95%	3.16%
	課税標準額(千円)	1,371,523	98.74%	6.43%	1,370,223	99.91%	6.53%	1,380,275	100.73%	6.59%
宅地	地積(㎡)	3,936,283	100.53%	4.73%	3,960,422	100.61%	4.74%	3,977,646	100.43%	4.72%
	筆数(筆)	17,775	99.71%	30.54%	17,746	99.84%	30.80%	17,747	100.01%	31.03%
	決定価格(千円)	38,265,352	97.92%	84.01%	37,715,837	98.56%	83.97%	37,319,253	98.95%	83.58%
	課税標準額(千円)	15,320,303	97.74%	71.83%	15,051,520	98.25%	71.68%	14,917,584	99.11%	71.20%
山林	地積(㎡)	55,285,238	99.23%	66.38%	55,651,642	100.66%	66.56%	56,193,840	100.97%	66.72%
	筆数(筆)	14,958	99.03%	25.70%	14,918	99.73%	25.89%	14,803	99.23%	25.89%
	決定価格(千円)	741,157	97.28%	1.63%	746,206	100.68%	1.66%	749,777	100.48%	1.68%
	課税標準額(千円)	741,097	97.28%	3.47%	746,157	100.68%	3.55%	749,673	100.47%	3.58%
その他 池・沼原 野 雑種 地	地積(㎡)	1,793,222	101.00%	2.15%	1,799,001	100.32%	2.15%	1,841,533	102.36%	2.19%
	筆数(筆)	2,048	100.89%	3.52%	1,982	96.78%	3.44%	2,080	104.94%	3.64%
	決定価格(千円)	4,729,298	100.80%	10.38%	4,651,473	98.35%	10.36%	4,752,559	102.17%	10.64%
	課税標準額(千円)	3,503,216	100.79%	16.43%	3,445,090	98.34%	16.41%	3,514,681	102.02%	16.77%
合計	地積(㎡)	83,285,933	99.43%		83,616,909	100.40%		84,228,740	100.73%	
	筆数(筆)	58,211	99.12%		57,610	98.97%		57,185	99.26%	
	決定価格(千円)	45,549,596	98.17%		44,918,227	98.61%		44,650,104	99.40%	
	課税標準額(千円)	21,327,207	98.22%		20,996,883	98.45%		20,952,242	99.79%	

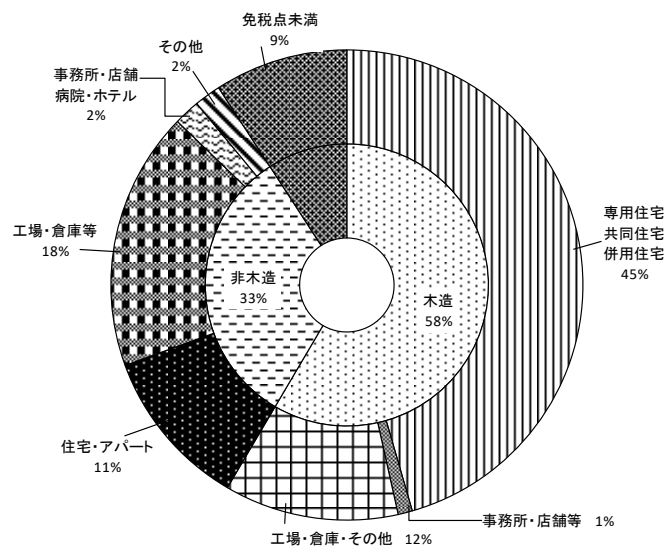
(2) 家屋の概要

前年中に新築・増築された家屋と取り壊された家屋に対する課税額の差し引きから、現年度調定額が8,754千円の増額となり、収入済額は4,641千円の増収となりました。

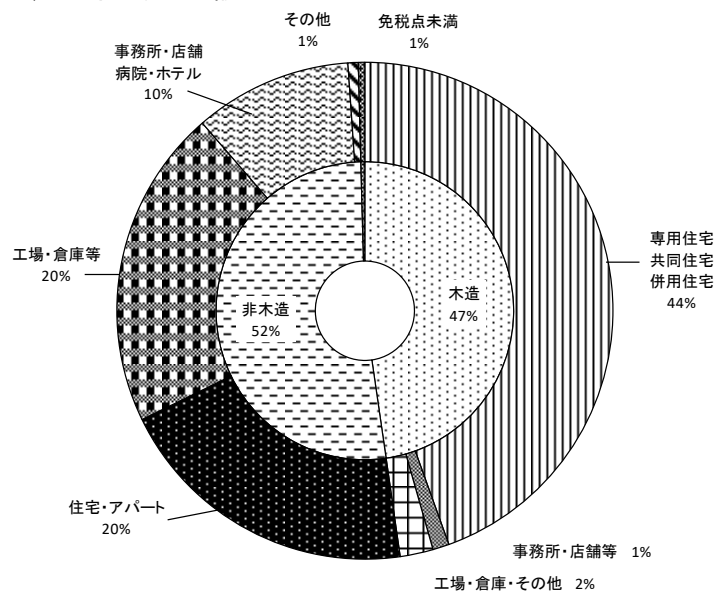
① 家屋の総床面積(1.750 km²)の内訳



② 家屋の総棟数(14,647 棟)の内訳



③ 家屋の総評価額(28,257,151 千円)の内訳



④家屋の構造・種類別課税状況の推移(免税点以上のもの)

区分		年度	平成30年度			平成31年度			令和2年度		
			前年比	構成比	前年比	構成比	前年比	構成比			
木造	住宅 アパート	棟数(棟)	6,621	100.23%	77.79%	6,649	100.42%	77.81%	6,669	100.30%	77.89%
		床面積(㎡)	820,854	100.29%	86.68%	822,881	100.25%	86.74%	824,199	100.16%	86.98%
		決定価格(千円)	11,956,897	95.78%	92.99%	12,258,844	102.53%	93.11%	12,575,745	102.59%	93.25%
	事務所 店舗等	棟数(棟)	143	100.70%	1.68%	142	99.30%	1.66%	144	101.41%	1.68%
		床面積(㎡)	13,179	100.90%	1.39%	12,991	98.57%	1.37%	13,086	100.73%	1.38%
		決定価格(千円)	295,335	93.12%	2.30%	296,474	100.39%	2.25%	300,784	101.45%	2.23%
	工場 倉庫 その他	棟数(棟)	1,747	99.43%	20.53%	1,754	100.40%	20.53%	1,749	99.71%	20.43%
		床面積(㎡)	112,926	97.08%	11.93%	112,833	99.92%	11.89%	110,327	97.78%	11.64%
		決定価格(千円)	605,950	96.65%	4.71%	610,425	100.74%	4.64%	610,238	99.97%	4.52%
	計	棟数(棟)	8,511	100.07%	/	8,545	100.40%	/	8,562	100.20%	/
		床面積(㎡)	946,959	99.91%	/	948,705	100.18%	/	947,612	99.88%	/
		決定価格(千円)	12,858,182	95.76%	/	13,165,743	102.39%	/	13,486,767	102.44%	/
非木造	住宅 アパート	棟数(棟)	1,611	99.75%	33.95%	1,613	100.12%	33.98%	1,610	99.81%	33.93%
		床面積(㎡)	232,229	99.81%	32.28%	232,304	100.03%	32.28%	231,926	99.84%	32.27%
		決定価格(千円)	5,570,604	94.83%	38.97%	5,621,838	100.92%	39.14%	5,667,011	100.80%	38.69%
	事務所 店舗等	棟数(棟)	258	99.61%	5.44%	259	100.39%	5.46%	260	100.39%	5.48%
		床面積(㎡)	71,720	99.27%	9.97%	71,730	100.01%	9.97%	71,644	99.88%	9.97%
		決定価格(千円)	2,894,654	96.44%	20.25%	2,895,930	100.04%	20.16%	2,903,624	100.27%	19.82%
	工場 倉庫 その他	棟数(棟)	2,876	100.03%	60.61%	2,875	99.97%	60.56%	2,875	100.00%	60.59%
		床面積(㎡)	415,522	99.99%	57.75%	415,666	100.03%	57.76%	415,171	99.88%	57.76%
		決定価格(千円)	5,828,670	95.49%	40.78%	5,846,457	100.31%	40.70%	6,078,433	103.97%	41.49%
	計	棟数(棟)	4,745	99.92%	/	4,747	100.04%	/	4,745	99.96%	/
		床面積(㎡)	719,471	99.86%	/	719,700	100.03%	/	718,741	99.87%	/
		決定価格(千円)	14,293,928	95.42%	/	14,364,225	100.49%	/	14,649,068	101.98%	/

(3) 償却資産

企業の設備投資の抑制により償却資産の申告額が減少したことで、現年度調定額が11,934千円の減額となり、収入済額は14,290千円の減収となりました。

① 償却資産の種類別課税状況の推移(免税点以上のもの)

区分		年度	平成30年度			平成31年度			令和2年度		
			前年比	構成比	前年比	構成比	前年比	構成比			
町長が決定したものの	構築物	決定価格(千円)	1,941,836	104.75%	6.40%	1,959,975	100.93%	6.46%	1,880,804	95.96%	6.43%
		課税標準額(千円)	1,925,377	105.01%	6.91%	1,942,189	100.87%	6.97%	1,869,988	96.28%	6.93%
	機械及び装置	決定価格(千円)	6,762,906	93.65%	22.31%	7,289,953	107.79%	24.04%	7,566,356	103.79%	25.89%
		課税標準額(千円)	6,547,265	96.58%	23.51%	6,960,567	106.31%	24.99%	7,267,337	104.41%	26.92%
	車両及び運搬具	決定価格(千円)	41,496	114.98%	0.14%	49,581	119.48%	0.16%	62,536	126.13%	0.21%
		課税標準額(千円)	41,496	114.98%	0.15%	49,581	119.48%	0.18%	62,536	126.13%	0.23%
	工具・器具備品	決定価格(千円)	796,691	109.96%	2.63%	738,153	92.65%	2.43%	773,143	104.74%	2.65%
		課税標準額(千円)	796,660	109.96%	2.86%	738,123	92.65%	2.65%	773,143	104.74%	2.86%
	小計	決定価格(千円)	9,542,929	97.02%	31.47%	10,037,662	105.18%	33.11%	10,282,839	102.44%	35.18%
		課税標準額(千円)	9,310,798	99.34%	33.43%	9,690,460	104.08%	34.79%	9,973,004	102.92%	36.94%
総務大臣が決定し配分したもの	決定価格(千円)	21,706,720	120.83%	71.59%	20,282,276	93.44%	66.89%	18,947,434	93.42%	64.82%	
	課税標準額(千円)	19,375,617	110.03%	69.57%	18,159,891	93.73%	65.21%	17,027,652	93.77%	63.06%	
合計	決定価格(千円)	31,249,649	112.41%	/	30,319,938	97.02%	/	29,230,273	96.41%	/	
	課税標準額(千円)	28,686,415	106.32%	/	27,850,351	97.09%	/	27,000,656	96.95%	/	

3. 軽自動車税

軽自動車税全体の調定済額は 81,332 千円で、4.91% (3,804 千円) の増、収入済額は 77,918 千円で、6.13% (4,499 千円) の増となりました。

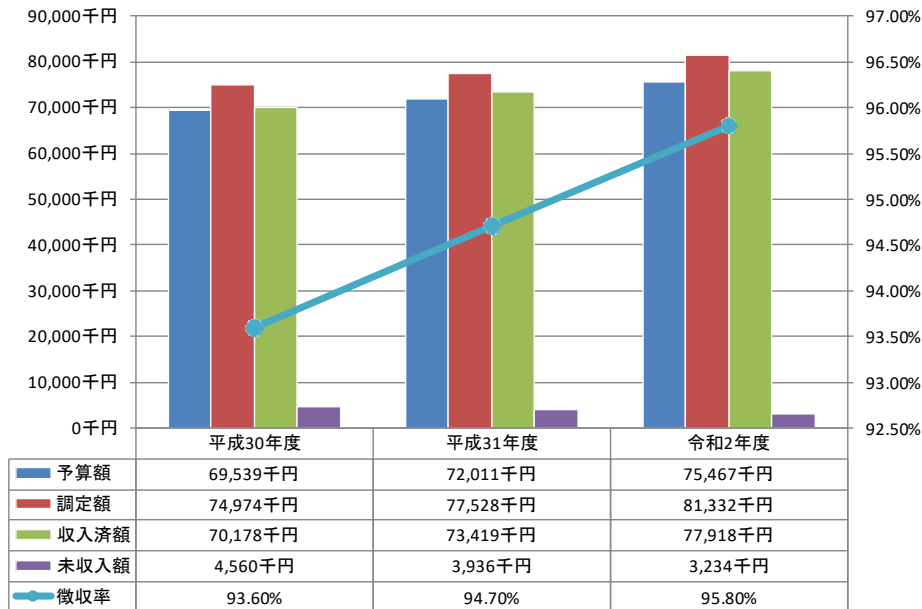
種別割の調定済額は 77,679 千円で 1.50% (1,148 千円) の増、収入済額は 74,265 千円で、2.54% (1,843 千円) の増、徴収率は 95.61% で 0.98 ポイントの増となりました。また、収入済額は予算現額に対して、102.44% となりました。課税台数は、原動機付自転車が 4.26% の減、軽自動車等が 0.14% の増、小型特殊自動車が 0.99% の減、二輪の小型自動車は増減なしとなりました。

種別割については、平成 28 年 4 月 1 日以降、平成 27 年 4 月 1 日以降に始めて車両番号の指定を受けた車両は、以前の車両よりも税率が高く、初めて車両番号の指定を受けた月から 13 年超の車両についてはさらに税率が高くなっています。

環境性能割の調定済額及び収入済額はいずれも 3,653 千円で、266.4% (2,656 千円) の増となりました。また、収入済額は予算現額に対して 122.83% となりました。

令和元年 10 月 1 日以降、軽自動車の取得時に県税として課税されていた自動車取得税が廃止され、新たに町税として環境性能割を課税しています。

(軽自動車税の決算額等の推移)



(種別割の課税台数の推移)

区 分	平成30年度		平成31年度		令和2年度	
	台数	前年比	台数	前年比	台数	前年比
原動機付自転車	2,148台	▲4.45%	2,041台	▲4.98%	1,954台	▲4.26%
軽自動車等	9,159台	▲0.89%	9,142台	▲0.19%	9,155台	0.14%
小型特殊自動車	201台	2.55%	203台	1.00%	201台	▲0.99%
二輪の小型自動車	210台	▲0.47%	220台	4.76%	220台	0.00%
合 計	11,718台	▲1.50%	11,606台	▲0.96%	11,530台	▲0.65%

(環境性能割の課税台数)

区 分	平成31年度	令和2年度	前年比
台 数	54台	210台	388.89%
調定額	997,200円	3,652,800円	366.31%

4. 都市計画税

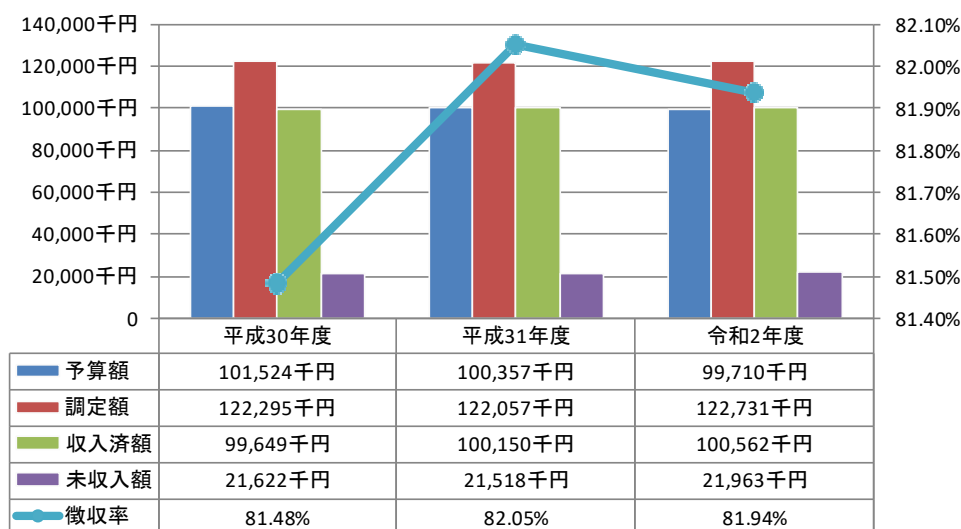
調定済額は122,731千円で0.55%(674千円)の増、収入済額は100,562千円で0.41%(412千円)の増となり、徴収率は81.94%で0.11ポイントの減となりました。

調定済額の内訳は、土地が59,772千円で0.06%(36千円)の減、家屋が62,959千円で1.14%(710千円)の増となりました。

収入済額の内訳は、土地が48,981千円で0.19%(93千円)の減、家屋が51,581千円で0.99%(505千円)の増となりました。

このように増収となったのは、宅地等の下落が依然として継続していることによる土地の減収より、新築・増築家屋の課税標準額の増加額が減失家屋の課税標準額の減少額を上回ったことで前年度より家屋の課税標準額が増加したことによる増収が大きかったことが主な要因と考えられます。

(都市計画税の決算額等の推移)



5. 町たばこ税

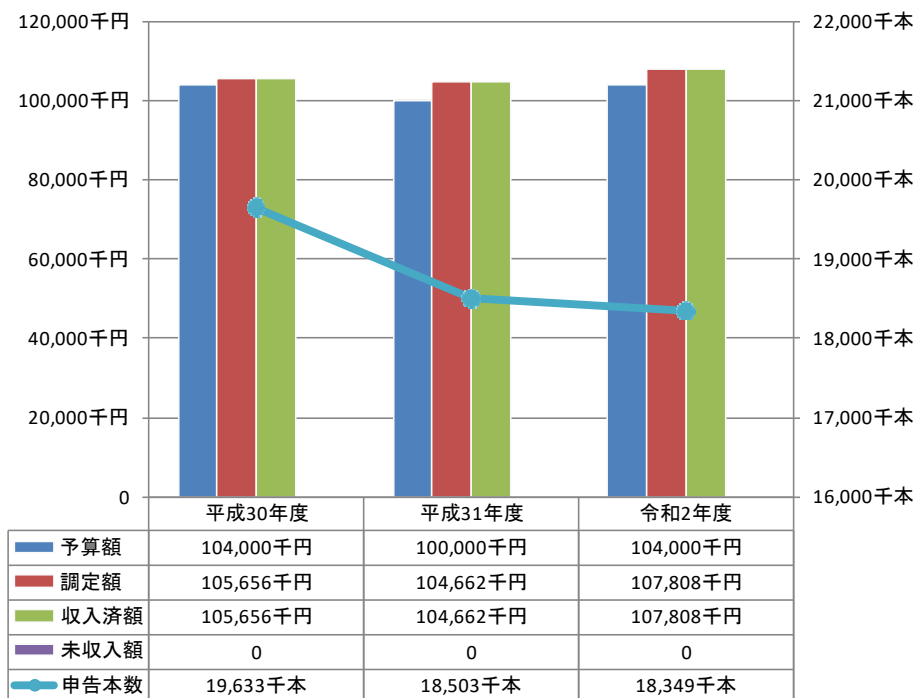
町たばこ税の調定済額及び収入済額はいずれも 107,808 千円で 3.01% (3,146 千円) の増となりました。また、収入済額は予算現額に対して 103.66%となりました。

調定済額及び収入済額の内訳としては、税額改正に伴う手持品課税分が 394 千円 (全体の 0.37%)、通常分が 107,414 千円 (全体の 99.63%) となりました。

なお、売渡し本数を比較すると、平成 31 年度が 18,503 千本、令和 2 年度が 18,349 千本で 0.83% の減となりました。

たばこ税については、平成 30 年度の税制改正により、平成 30 年 10 月 1 日から段階的に引き上げられ、令和 2 年 10 月 1 日においても引き上げられています。

(町たばこ税の決算額等の推移)

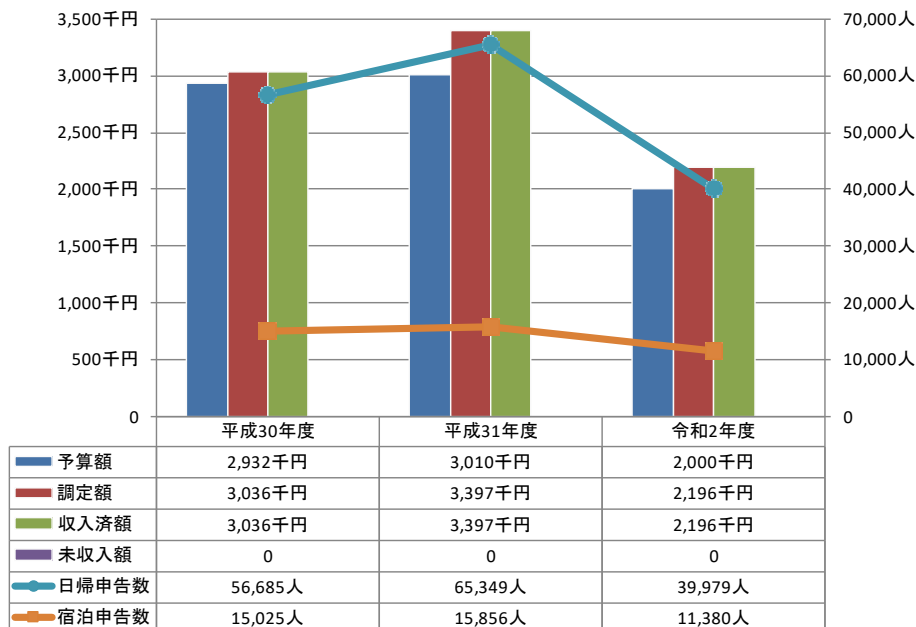


6. 入湯税

入湯税の調定済額及び収入済額はいずれも2,196千円で35.36%(1,201千円)の減、申告者数は日帰り申告数が39,979人で38.82%(25,370人)の減、宿泊申告数が11,380人で28.23%(4,476人)の減、合計申告者数は51,359人で36.75%(29,846人)の減となりました。また、収入済額は予算現額に対して109.79%となりました。

入浴施設利用者の減少に伴い、調定額及び収入済額が減少しています。

(入湯税の決算額等の推移)



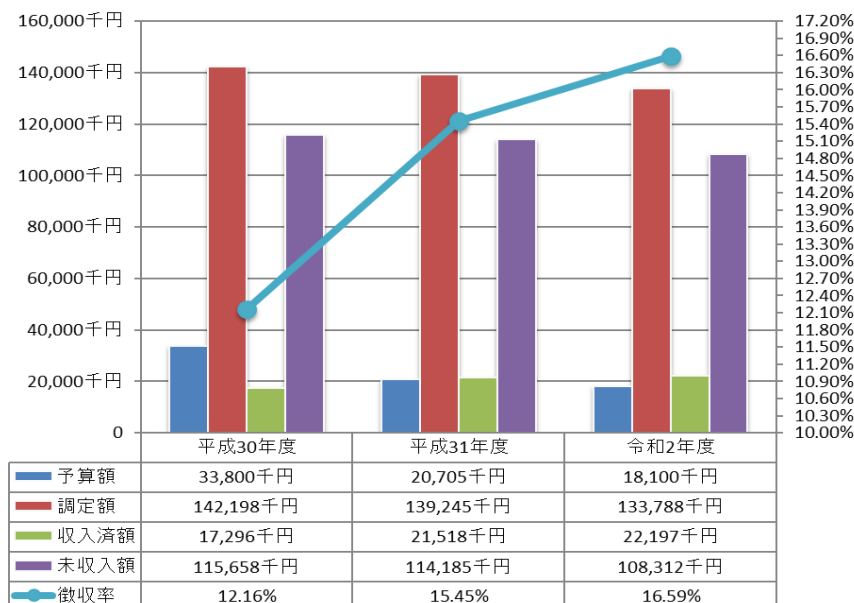
7. 滞納繰越分の決算状況

町税の滞納繰越分の調定済額は133,788千円で前年度比3.92%(5,457千円)の減、収入済額は22,197千円で3.16%(679千円)の増、徴収率は16.59%で1.14ポイントの増となりました。

また、町税の不納欠損額は3,280千円で7.39%(262千円)の減となりました。

なお、町税の滞納繰越税額は108,312千円で5.14%の減となりました。

(滞納繰越額の決算額の推移)



《地籍調査事業》

戦後の経済再建を図るため、昭和26年6月1日法律第180号をもって国土調査法が制定されました。

国土調査は「国土の基礎調査」であり、地籍調査、土地分類調査及び水調査に分類され、国土の実態を科学的かつ総合的に明らかにし、国土をより高度にかつ合理的に利用するための基礎資料を整備することを目的とするものです。

地籍調査とは、一筆毎の土地の所有者、地番、地目の調査とともに境界及び地積に関する調査測量を行い、その結果を地籍図及び地籍簿として作成するものです。結果、土地の実態が明確となり、土地に関するあらゆる施策の基礎資料として広範囲にわたり利活用されています。

近年の行政事務のOA化の進展に伴い、地籍調査に関しても地籍図及び地籍簿を数値情報化することにより調査成果の維持管理を図り、ますます多方面で利活用されているところです。

しかしながら、土地に関する最も根本的な情報源は、地籍調査の成果をおいて他にないと確信し、地籍調査事業の円滑な推進に努めています。

【本年度の地籍調査業務】

(1) 平成30年度着手事業

(20183034101)大字平の一部	G・H
(20183034102)大字広浦の一部	G・H
(20183034103)大字西飯降・大畑の各一部	G・H
(20183034104)大字下天野・星山の各一部	FⅡ-1
(20183034105)大字花園新子・花園梁瀬の各一部	G・H

(2) 平成31年度着手事業

(20193034101)大字志賀の一部	FⅠ・FⅡ-1・FⅡ-2
(20193034102)大字丁ノ町の一部	FⅠ・FⅡ-1・FⅡ-2
(20193034103)大字西飯降・大畑の各一部	FⅠ
(20193034105)大字花園北寺の一部	FⅠ・FⅡ-1
(20193034106)大字花園久木の一部	FⅠ

(3) 令和2年度着手事業

(20203034101)大字志賀の一部	C・E
(20203034102)大字丁ノ町の一部	E
(20203034103)大字大畑の一部	C・E
(20203034104)大字下天野の一部	C・E
(20203034105)大字花園梁瀬の一部	C・E・FⅠ・FⅡ-1
(20203034106)大字花園久木の一部	C・E・FⅠ・FⅡ-1

※ C 工程：地籍図根三角測量、E 工程：一筆地調査、FⅠ 工程：細部図根測量、
FⅡ-1 工程：一筆地測量、FⅡ-2 工程：原図作成、G 工程：地積測定、H 工程：地籍図及び地籍簿の作成

平成30年度着手地籍調査成果

地目別面積集計表(大字平の一部 20183034101)

地目	調査前		調査後	
	筆数	面積(ha)	筆数	面積(ha)
田	122	4.08	3	0.39
畑	21	1.23	68	5.11
宅地	7	0.13	8	0.36
塩田				
鉱泉地				
池沼				
山林	85	50.80	74	60.78
牧場				
原野				
墓地	2	0.01	2	0.03
境内地			1	0.09
運河用地				
水道用地				
用悪水路			6	0.35
ため池				
堤				
井溝				
保安林	7	6.82	6	8.59
公衆用道路			53	1.84
公園				
雑種地	4	0.13	23	0.94
学校用地				
鉄道用地				
その他	3	1.17		
長狭物				2.96
				(道 0.58)
				(水 0.67)
				(河川 1.71)
筆界未定地				
合計	251	64.37	244	81.44

※()内の面積は、合計に含まない。

平成30年度着手地籍調査成果

地目別面積集計表(大字広浦の一部 20183034102)

地目	調査前		調査後	
	筆数	面積(ha)	筆数	面積(ha)
田畑	64	9.35	29	4.40
宅地				
塩田				
鉱泉地				
池沼				
山林	327	52.37	281	54.30
牧場				
原野				
墓地				
境内地				
運河用地				
水道用地				
用悪水路			2	0.03
ため池				
堤	2	0.09	1	(筆界未定地を含む)
井溝				
保安林	4	0.60	4	0.60
公衆用道路	11	5.19	39	1.02
公園				
雑種地	8	0.10	12	0.42
学校用地				
鉄道用地				
その他				
長狭物				0.76 (道 0.149) (水 0.62)
筆界未定地				4.69
合計	416	67.70	368	66.22

※()内の面積は、合計に含まない。

平成30年度着手地籍調査成果

地目別面積集計表(大字西飯降・大畑の各一部 20183034103)

地目	調査前		調査後	
	筆数	面積(ha)	筆数	面積(ha)
田	41	2.02		
畑	20	2.39	21	4.21
宅地			5	0.04
塩田				
鉱泉地				
池沼				
山林	109	10.01	97	19.46
牧場				
原野				
墓地			1	0.01
境内地				
運河用地				
水道用地				
用悪水路			1	0.11
ため池	3	0.16	3	0.31
堤	3	0.02	2	0.04
井溝				
保安林				
公衆用道路			22	0.54
公園				
雑種地			5	0.46
学校用地				
鉄道用地				
その他	1	0.18		
長狭物				1.23 (道 0.93) (水 0.19) (河川 0.11)
筆界未定地				
合計	177	14.78	157	26.41

※()内の面積は、合計に含まない。

平成30年度着手地籍調査成果

地目別面積集計表(大字花園新子・花園梁瀬の各一部 20183034105)

地 目	調 査 前		調 査 後	
	筆 数	面積(ha)	筆 数	面積(ha)
田 畑 宅 地 塩 田 鉱 泉 地 池 沼 山 林 牧 場 原 野 墓 地 境 内 地 運 河 用 地 水 道 用 地 用 悪 水 路 た め 池 堤 井 溝 保 安 林 公 衆 用 道 路 公 園 雑 種 地 学 校 用 地 鉄 道 用 地 そ の 他 長 狭 物 筆 界 未 定 地	23	107.27	27	151.38
	10	70.32	18	95.26
			18	2.00
				4.33
				(道 0.29)
				(水 4.04)
合 計	33	177.59	63	252.97

※()内の面積は、合計に含まない。

◇ 令和2年度着手事業一筆地調査実施地区

(1) 調査区域 かつらぎ町大字志賀の一部(20203034101)

調査面積 0.55 km²

字名	筆数	字名	筆数		筆数
龍王原	64	大釜	10		
高原	26	瀧ノ原	26		
牛之首	9			合計	135

(2) 調査区域 かつらぎ町大字丁ノ町の一部(20203034102)

調査面積 0.40 km²

字名	筆数	字名	筆数		筆数
長尾	164	大鳥居	34		
大鳥居西原	99				
大鳥居南原	98			合計	395

(3) 調査区域 かつらぎ町大字大畑の一部(20203034103)

調査面積 0.41 km²

字名	筆数	字名	筆数		筆数
大溪	10	西原	23		
杣尾	29	中ノ越	43		
登り尾	19	小サコ	51		
東浦谷	23	田西良	11		
椎平	108	藤塔	28		
松サコ	19	下垣内	47	合計	411

(4) 調査区域 かつらぎ町大字下天野の一部(20203034104)

調査面積 1.25 km²

字名	筆数	字名	筆数		筆数
淵ノ尾	37	可佐枝	53		
永幡尾	35	賽ノ神	148	合計	273

(5) 調査区域 かつらぎ町大字花園梁瀬の一部(20203034105)

調査面積 0.63 km²

字名	筆数	字名	筆数		筆数
森之向イ	34	—	—	合計	34

(6) 調査区域 かつらぎ町大字花園久木の一部(20203034106)

調査面積 1.36 km²

字名	筆数	字名	筆数		筆数
内胡口山	19	内胡奥山	13	合計	32

《窓口事務関係》

1. 戸籍事務

(1) 本籍数、本籍人口数

区 分	令和 2.3.31	令和 3.3.31	増減
本 籍 数	10,986	10,880	△106
本籍人口数	25,562	25,228	△334

(2) 令和2年度届出事件数

事 件 の 種 類		総 数	届 出			他市町 村から 送 付
			計	本籍人 届 出	非本籍 人届出	
1	出 生	163	77	45	32	86
2	国 籍 留 保	1				1
3	認 知	1				1
4	養 子 縁 組	22	10	10		12
5	養 子 離 縁	5	4	3	1	1
6	法 73条の2 69条の2	1	1	1		
7	婚 姻	195	43	40	3	152
8	離 婚	45	20	20		25
9	法 75条の2 77条の2	20	11	11		9
10	親 権 未成年者の後見 後見監督	① 届 出	3	3	3	
		② 嘱 託	イ 甲類審判			
			ロ 保全処分			
		計	3	3	3	
11	死 亡	345	248	229	19	97
12	失 踪					
13	復 氏					
14	姻 族 関 係 終 了					
15	相 続 人 廃 除					
16	入 籍	52	33	33		19
17	分 籍	1	1	1		
18	国 籍 取 得					
19	帰 化					
20	国 籍 喪 失					

事 件 の 種 類		総 数	届 出			他市町 村から 送 付	
			計	本籍人 届 出	非本籍 人届出		
21	国 籍 選 択	1	1	1			
22	外 国 国 籍 喪 失						
23	氏 の 変 更	① 法107条1項	2	1	1		1
		② 法107条2項					
		③ 法107条3項					
		④ 法107条4項					
		計	2	1	1		1
24	名 の 変 更	2				2	
25	転 籍	63	26	26		37	
26	就 籍						
27		① 市町村長職権	9	7	7		2
		② 法24条2項	6	6	6		
		③ 法113条等					
		④ 法116条					
		⑤ 続柄の記載更正(申出)	1				1
		計	16	13	13		3
28	追 完						
29	そ の 他	1				1	
30	不 受 理 申 出	2	2	2			
31	不 受 理 申 出 取 下 げ						
32	計	941	494	439	55	447	

(3) 処理事件数

1	新 戸 籍 編 製	91	4	戸 籍 の 再 製 ・ 補 完	
2	戸 籍 全 部 消 除	197	5	そ の 他	
3	違 反 通 知	1	6	計	289

2. 住民基本台帳事務

(1) 住民基本台帳ネットワークシステム

- ・広域住民票、住民基本台帳カード、個人番号カードの交付

(2) 公的個人認証サービス

- ・電子証明書の発行

(3) 令和2年度中世帯数及び人口動態

ア 世帯数

区分	令和 2.3.31	令和 2 年 度 中		令和 3.3.31
		増	減	
世帯数	7,133	260	238	7,155

イ 人口動態

区分	令和 2.3.31	自然動態			社会動態(職権を含む)			令和 3.3.31
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
男	7,772	38	118	△80	199	187	12	7,704
女	8,730	37	132	△95	165	195	△30	8,605
計	16,502	75	250	△175	364	382	△18	16,309

(4) 住民票関係事務処理件数

区分	件数	区分	件数	区分	件数
転入届	255	死亡届	250	職権訂正	
転出届	320	世帯主変更	132	その他	231
転居届	122	職権記載		回復(転出取消)	3
出生届(第1子)	31	職権消除	3		
出生届(第2子)	26	国保取得	538		
出生届(第3子以降)	18	国保喪失	606	計	2,535

(5) 戸籍の附票事務処理件数

記載件数	消除件数	計
1,863	553	2,416

3. 在留関連等事務

国籍	令和 2.3.31	自然的		社会的			令和 3.3.31	備考
		出生	死亡	転入	転出	国籍変更		
韓国	30			1	1		30	(男 12 ,女 18)
朝鮮	7						7	(男 3 ,女 4)
タイ	6						6	(男 1 ,女 5)
ベルギー	1						1	(男 1 ,女 0)
中国	14			2	5		11	(男 5 ,女 6)
フィリピン	7						7	(男 1 ,女 6)
ブラジル	1						1	(男 0 ,女 1)
スウェーデン	1						1	(男 1 ,女 0)
ベトナム	18			4	5		17	(男 5 ,女 12)
インド	1				1		0	(男 0 ,女 0)
米国	1						1	(男 1 ,女 0)
インドネシア	1				1		0	(男 0 ,女 0)
英国	1						1	(男 1 ,女 0)
パキスタン	0			5			5	(男 3 ,女 2)
フランス	0			1			1	(男 1 ,女 0)
計	89			13	13		89	(男 35 ,女 54)

4. 印鑑登録事務

令和2年度	登録件数	452件
〃	登録抹消廃止件数	605件
〃	実登録件数	11,686件

5. 戸籍及び住民基本台帳にかかる取扱処理件数

区 分		件 数	区 分		件 数
戸 籍	戸籍の全部事項証明	(959) 2,424	印 鑑	印鑑再登録	204
	戸籍の個人事項証明	(61) 789		印鑑証明	(44) 4,420
	戸籍謄本		諸 証 明	死体埋火葬許可証	244
	戸籍抄本			臨時運行許可証	162
	戸籍記載事項証明			その他諸証明	(9) 88
	除籍の全部事項証明	(147) 319	個 人 番 号	身分証明	(1) 231
	除籍の個人事項証明	(3) 12		通知カード(再交付)	7
	除籍謄本	(1,861) 2,838		個人番号カード	2,290
	除籍抄本	5			
	記載事項証明書				
	労働基準法等の証明	1			
	出産育児一時金に係る証明				
	届出・受理証明	25			
	住 民 票	住民票謄本	(409) 2,533		
広域交付		3			
住民票抄本		(244) 3,929			
広域交付		4			
戸籍の附票謄本		(962) 309			
戸籍の附票抄本		(36) 126			
住民票閲覧		(78) 79			
記載事項証明		(1) 84	合 計		

()数字………公用(下段数字の内数ではない)

《福祉関係》

【障害者(児)福祉】

障害者(児)に対する更生援助と更生のための必要な保護につとめました。

1. 各種手帳 (令和3年3月31日現在)

(1) 身体障害者手帳

・ 所持者数 923人

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
内 訳	205人	138人	157人	279人	71人	73人

(2) 療育手帳

・ 所持者数 186人

	A	A 1	A 2	B 1	B 2
内 訳	2人	23人	34人	41人	86人

(3) 精神障害者保健福祉手帳

・ 所持者数 168人

	1 級	2 級	3 級
内 訳	16人	84人	68人

2. 福祉支援金

- (1) 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B2、及び精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者で、20歳以上の方に対し、激励の一助として福祉支援金を支給しました。

該当者 567人 支給額 2,554,500円

・身体障害者手帳

1級	5,000円 × 177人	=	885,000円
2級	4,500円 × 120人	=	540,000円
3級	4,000円 × 135人	=	540,000円
計	432人		1,965,000円

・療育手帳

A1	5,000円 × 7人	=	35,000円
A2	4,500円 × 13人	=	58,500円
B1・B2	4,000円 × 54人	=	216,000円
計	74人		309,500円

・精神障害者保健福祉手帳

1級	5,000円 × 11人	=	55,000円
2級	4,500円 × 50人	=	225,000円
計	61人		280,000円

- (2) 身体障害者手帳所持者若しくは療育手帳所持者で、20歳未満の児童又は特別児童扶養手当対象児童に対し、激励の一助として福祉支援金を支給しました。

3,000円 × 50人 = 150,000円

3. 心身障害児扶助

保護者が町内に住所を有する満20歳未満の障害児を対象とし、扶助費を支給することにより障害児の生活行動範囲の拡大と、障害によって生ずる負担の軽減を図りました。

・心身障害児扶助	55人	1,980,000円	(1人あたり 36,000円)
・施設寄宿舍等入所扶助	0人	0円	(1人あたり 21,600円)
・通学通園扶助	34人	1,224,000円	(1人あたり 36,000円)
・通学通園付添扶助	0人	0円	(1人あたり 36,000円)

4. 心身障害者扶養共済掛金補助

障害者の生活行動範囲の拡大と、障害によって生ずる負担の軽減を図り障害者等の福祉の増進を目的とし、障害者扶養共済制度の掛金(免除後)の1/2の補助金を交付しました。

2人 補助額 79,800円

5. 障害者外出支援事業

重度心身障害者(児)の生活行動の拡大と社会経済文化・その他あらゆる分野の活動における参加の促進を図るため、本町に居住し、障害程度が身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B2又は精神障害者保健福祉手帳1・2級の認定を受けた方及び障害児にタクシーの利用料金の一部又は自動車燃料費の一部を助成しました。

対象者数	729人				
交付人数	(自動車燃料券)	408人	利用枚数	3,973枚	助成額 1,986,500円
	(福祉タクシー券)	162人	利用枚数	2,121枚	助成額 1,060,500円

6. 障害者総合支援

自立支援給付と地域生活支援事業で構成され、障害のある人々が障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害・難病等)にかかわらずサービスを利用できるよう、さまざまな福祉サービスを提供し、障害者の日常生活と社会生活を総合的に支援することを目的とするものです。

(1) 居宅介護

居宅において、身体介助、家事及び生活等に関する相談など生活全般にわたる援助を行いました。

利用延人数	410人
給付費	40,483,457円

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において、身体介助、家事及び生活等に関する相談など生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的にを行いました。

利用延人数	10人
給付費	696,655円

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や介助などの援助を行いました。

利用延人数	66人
給付費	3,159,759円

(4) 療養介護

医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行いました。

利用延人数	35人
給付費	9,508,030円

(5) 生活介護

昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供しました。

利用延人数	545人
給付費	112,488,954円

(6) 短期入所

居宅においてその介護を行う者が、疾病等、社会的理由や私的理由によって介護できない場合、一時的に施設に短期入所することにより、必要な介護等を行いました。

利用延人数	36人
給付費	5,807,684円

(7) 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行いました。

利用延人数	221人
給付費	32,087,784円

(8) 共同生活援助

入浴、排泄、食事等、日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談・助言等必要な支援を行いました。

利用延人数	323人
給付費	43,243,490円

(9) 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練などを行いました。

利用延人数	35人
給付費	4,812,755円

(10) 自立生活援助

施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、生活力等を補う観点から、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行いました。

利用延人数	21人
給付費	397,341円

(11) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行いました。

利用延人数	45人
給付費	6,387,586円

(12) 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行いました。

利用延人数	710人
給付費	86,525,502円

(13) 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、一般企業等で新たに雇用された人の就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる相談、支援及び助言等の必要な支援を行いました。

利用延人数	26人
給付費	750,776円

(14) 特定障害者特別給付費

施設入所者の低所得者にかかる食費・光熱水費の実費負担を軽減するため、特定障害者特別給付金を支給しました。

利用延人数 544人
給付費 5,008,909円

(15) 地域相談支援給付費

入所施設の入所者や精神科病院の入院患者の地域生活への移行を促進するため、地域で生活するための相談や住居の確保などを行うものです(地域移行支援)。また、居宅で生活する障害者に対し、家族等による緊急時の支援が困難な状況である場合に、緊急の事態に備え常時の連絡体制を確保しました(地域定着支援)。

利用延人数 0人
給付費 0円

(16) 計画相談支援給付費

利用者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、すべての利用者について指定相談支援事業者がサービス等利用計画を立て、サービス利用状況を確認し、利用計画の見直しを行いました。

利用延人数 369人
給付費 6,861,737円

(17) 身体障害者(児)補装具給付事業

補装具の給付により、身体障害者(児)の失われた身体機能や損傷のある身体機能を補い、日常生活及び社会生活の向上を図りました。

・給付費 3,658,167円
購入 2,381,679円
修理 1,276,488円
・給付件数 42件

	補装具	購入件数	修理件数
内訳	義肢・装具	3	3
	補聴器	8	15
	車椅子	4	4
	その他	5	0

(18) 自立支援医療費(更生医療)

身体障害者で、その障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な医療費の支給を行いました。

レセプト枚数 912枚
受給者数 76人
給付事業費 14,547,487円

(19) 自立支援医療費(育成医療)

身体障害児で、その障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費の支給を行いました。

レセプト枚数 23枚
受給者数 14人
給付事業費 545,689円

(20) 療養介護医療給付費

療養介護のうち医療にかかるものを提供するものです。

レセプト枚数 34枚
受給者数 3人

給付事業費 2,457,678円

(21) 地域生活支援事業

障害者及び障害児が、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施しました。

ア 相談支援事業

障害のある人、その家族などが抱えるさまざまな悩み、困りごとについて相談に応じ、必要な情報提供を行うものです。

相談事業所	相談内容
社会福祉法人 ゆたか会	主に身体障害のある方に関する相談
特定非営利活動法人 よつ葉福祉会	主に知的障害のある方に関する相談
社会福祉法人 筭憩会	主に精神障害のある方に関する相談

イ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能及び音声機能障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳又は要約筆記等を行う者を派遣し、意思疎通を支援しました。

・手話通訳者設置事業

事業費 2,996,657円

・要約筆記派遣事業

派遣件数 0件 事業費 0円

・手話通訳派遣事業

派遣件数 97件 事業費 396,432円

・手話奉仕員養成講座開催

開催回数 47回 受講者数 24名

ウ 身体障害者日常生活用具給付事業

日常生活の便宜を図り福祉の増進に資することを目的とし、在宅の重度身体障害者等に対し特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与をしました。

・給付事業費 4,836,994円

・給付件数 458件

内訳	区分	件数	日常生活用具名
	介護・訓練支援用具	1	特殊マット
自立生活支援用具	1	入浴補助用具	
在宅療養等支援用具	2	透析加温器、電気式たん吸引器等	
情報・意思疎通支援用具	0	情報・通信支援用具、埋込型人工鼻等	
排泄管理支援用具	453	ストーマ装具、紙おむつ等	
住宅改修費	1	居宅生活動作補助用具等	

エ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行いました。

	実人数	時間	金額(円)
身体障害者	9	920.5	3,285,169
知的障害者	4	1003.5	1,783,240
精神障害者	1	9.0	13,500
障害児	2	5.5	8,250
合計	16	1938.5	5,090,159

オ 日中一時支援事業

障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練を行うことを目的とし、障害者等を一時的に預りました。

実利用者数	9人
総利用回数	985回
総事業費	2,471,560円

カ 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅での入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図るため、身体障害者等の生活を支援しました。

実利用者数	2人
総利用回数	49回
総事業費	577,563円

キ 身体障害者自動車改造助成事業

重度身体障害者の社会参加を促進することを目的とし、就労等社会活動に参加することに伴い、自動車を改造する重度身体障害者に対し助成金を交付しました。

申請件数	1件
事業費	225,000円

7. 障害児通所支援

障害児を対象とした児童福祉法に基づく制度で、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の5種類のサービスがある。障害特性に応じ、専門的に支援することを目的とするものです。

(1) 障害児通所給付費

上記4つの障害児通所支援サービスを利用した場合、国保連合会を通じて給付しました。

利用延人数	654人
給付費総額	73,067,241円

(2) 障害児相談支援給付費

利用者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、指定相談支援事業者がサービス等利用計画を立て、サービス利用状況を確認し、利用計画の見直しを行いました。

利用延人数	107人
給付費総額	2,119,127円

8. 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳以上の方に対し支給しました。(令和3年3月31日現在)

受給者数	22人	月額	27,350円
------	-----	----	---------

9. 障害児福祉手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳未満の方に対し支給しました。(令和3年3月31日現在)

受給者数	6人	月額	14,880円
------	----	----	---------

10. 特別児童扶養手当

児童の健やかな成長を願って、障害のある児童(20歳未満)を家庭において監護している父若しくは母等へ支給しました。(令和3年3月31日現在)

受給者数	1級	13人	月額	52,500円
------	----	-----	----	---------

2級 22人 月額 34,970円

【児童福祉】

1. 児童手当

次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するため、中学校修了までの児童を養育する親等へ支給しました。平成24年6月分から所得制限があります。所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円が支給されます。

・支給額

0歳～3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前(第1・2子)	10,000円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学校修了前	10,000円
特例給付(平成24年6月～)	5,000円

・児童手当 受給者数 (令和3年2月28日現在)

		被用者(人)	非被用者(人)
受給者数		652	215
支給対象児童数	0歳から3歳未満	166	50
	3歳以上小学校修了前 (うち第3子以降)	721 (110)	250 (43)
	小学校修了後中学校修了前	251	82
施設等受給者		0	1

・特例給付 受給者数 (令和2年2月29日現在)

		被用者(人)	非被用者(人)
受給者数		10	3
支給対象児童数	0歳から3歳未満	1	0
	3歳以上小学校修了前 (うち第3子以降)	9 (3)	4 (0)
	小学校修了後中学校修了前	7	1

2. 児童扶養手当

父(又は母)のいない家庭、父(又は母)が重度の障害の状態にある家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、当該家庭の児童を養育している方に支給しました。これまで公的年金を受給する方は、当該手当を受給することができませんでしたが、「児童扶養手当法」の一部改正(平成26年12月1日施行)に伴い、年金額が当該手当より低い方は、その差額分の手当を受給できることとなりました。所得により支給制限あります。

・受給者数 (令和3年3月31日現在)

165人

・支給月額

1人目の児童	43,160～10,180円
2人目の児童	10,190～5,100円加算
3人目以降の児童	6,110～3,060円加算

【その他】

1. ねたきり老人介護扶助

低所得世帯で65歳以上のねたきり老人を介護されている方に支給しました。

1人につき	10,000円	5人	扶助額	50,000円
-------	---------	----	-----	---------

《生活環境関係》

かつらぎ霊園墓地区画

団地名	墓地区画数	永代使用 総区画数	平成31年 度末残 区画数	令和2年 度返還 区画数	令和2年度 永代使用許 可区画数	令和2年度 末残区画数
A 団地	219.0	218.0	0.0	2.0	1.0	1.0
B 団地	174.0	166.0	9.0	1.0	2.0	8.0
C 団地	165.0	153.0	9.0	3.0	0.0	12.0
D 団地	42.0	39.5	2.5	0.0	0.0	2.5
E 団地	152.0	144.0	6.0	2.0	0.0	8.0
F 団地	207.0	197.0	9.0	1.0	0.0	10.0
G 団地	267.0	251.0	16.0	0.0	0.0	16.0
H 団地	68.0	67.0	1.0	0.0	0.0	1.0
I 団地	38.0	38.0	1.0	0.0	1.0	0.0
合計	1,332.0	1,273.5	53.5	9.0	4.0	58.5

墓地区画総数 1,332.0 区画

永代使用総区画数 1,273.5 区画

令和2年度返還区画数 9.0 区画 墓地返還金 1,448,248 円

令和2年度永代使用区画数 4.0 区画 永代使用料 1,485,310 円

令和2年度末残区画数 58.5 区画

霊園内の墓地や法面の変形など状況に応じて改修・補強の工事を実施してきました。

平成21年11月11日E団地法面がF団地へ崩落し、平成22年度において大改修しました。その後、霊園全般に亘って耐震と補強が必要な個所の調査と災害防止のため、平成23年度に防止計画を策定し、平成24年度に同計画に基づく耐水、排水工事並びに安全確保のための転落防止柵の設置工事を実施しました。今後も、霊園の安全管理及び安心墓参に資するため必要な修繕施工を実施します。

《斎場に関すること》

社会生活の変遷に伴い、町民の要望もあり、平成11年8月から斎場に祭壇を設置し、平成14年4月1日から、斎場の改修及び和室、控室、炊事室を備えた休憩棟を増築し、お通夜、告別式をより行いやすくしました。平成26年7月から式場の一時利用（密葬）ができるよう使用料を改定しました。

平成15年度から小動物類の火葬を行えるように小動物用の告別室と納骨堂を設置しました。

昭和57年12月に斎場業務を開始して約30年が経過し、経年劣化に伴う火葬炉等の改修が必要になったため、斎場業務（火葬含む）を実施しながら全火葬炉4基の入替え、式場の改修工事、建物の耐震工事、屋根の補修工事、休憩棟の一部改修、シャワー室の設置を計画し、平成24年度に設計（斎場の耐震診断含む）、平成25年度に全計画工事を完了し、安心安全な斎場業務の確保と利便性の向上を図りました。

ホール及び式場空調設備について、老朽化による度重なる補修、またその部品確保も困難となり平成28年度で設備改修を実施しました。

【斎場利用状況】

		男	女	その他	合計	再掲
火葬（12歳以上）		116	133		249	
〃 町外		2			2	
火葬（12歳未満）			1		1	
〃 町外						
死・流産				2	2	
〃 町外						
その他の火葬			1		1	
〃 町外						
火葬合計		118	135	2	255	
通夜～告別式利用		9	15		24	
〃 町外						
告別式のみ利用		5	12		17	
〃 町外						
密葬(一時利用)						
〃 町外						
その他	遺体安置	1	6		7	
	〃 町外					
減免措置	全額免除	2			2	
	町内扱					
動物火葬				80	80	

火葬計 255件

内訳 町内 253件(男 116件 女 135件 その他 2件)

町外 2件(男 2件 女 0件 その他 0件)

紀の川市 1件 高野町 1件

埋葬 計0件

火葬率 100.0% (町内)

斎場利用率 16.0%

斎場利用 41件 ÷ 火葬 255件 = 0.160

【斎場使用料決算内訳】

①	令和2年度斎場使用料	7,791,480円	
②	令和2年度調定（令和3年度使用分）	20,000円	火葬1件
③	令和2年度決算額 ① + ②	7,811,480円	

④	令和2年度動物火葬料	575,000 円	
⑤	自動販売機	8,520 円	
⑥	令和2年度決算合計 ③ + ④ + ⑤	8,395,000 円	

《廃棄物の処理に関すること》

橋本周辺広域ごみ処理場(エコライフ紀北)は、平成11年に一部事務組合が設立され、橋本市高野口町大野地内に平成21年に建設され、同年8月からごみの全量受入が始まり、11月から本格稼働しました。

エコライフ紀北は、焼却施設とリサイクル施設を配置し循環型社会の時代に即応した整備がされています。焼却施設は、ストーカ方式を採用し、焼却による熱エネルギーの回収、有効利用を推進し、リサイクル施設は、資源ごみの分別収集を実施し、ごみ減量化と環境を保全するために3Rを推進する拠点となっています。

町においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき一般廃棄物の収集、運搬、処分を実施しました。

ごみの排出抑制、ごみの減量化、ひいては資源循環型社会の形成を目指し、可燃性ごみ9種類(一般可燃ごみ、可燃粗大ごみ、ペットボトル、プラスチック類、新聞紙、雑誌類、段ボール、牛乳パック、古布類)、不燃性ごみ12種類(カン類2種、ビン類3種、破碎選別ごみ、有害危険ごみ4種、陶器・ガラス類、不燃粗大ごみ)合計21種類の分別収集を実施し、中間処理場で手選別により生びんを分別しました。

なお、処分は前年度に引き続き、一般廃棄物処理業許可業者、容器包装リサイクル協会及び再商品化処理業者に委託しました。

かつらぎ町一般廃棄物処理基本計画を平成24年3月に策定しました。平成10年、平成14年の策定に次ぐ計画で、広域ごみ処理場の稼働に伴う処理方法の変更などを重点的に見直しました。計画内容には、住民と二人三脚によりダイオキシン対策、ごみ処理経費の抑制、資源化によるごみ減量を進めてきた経過を盛り込んでおり、このことを今後とも生活環境行政の発展と推進の理念として引き継ぎ、道標としていくものです。

【ごみ処理について】

不燃物処理

(単位:kg)

不燃物	エコライフ 紀北分	町 契 約 分		
	処理量	処理量	収入(円)	処理料(円)
分別不燃性資源ごみ (スチール缶)	22,900			
分別不燃性資源ごみ (アルミ缶)	22,350			
分別不燃性資源ごみ (びん類)	125,140			
分別不燃性資源ごみ (生びん)		7,372	77,358	
有害危険ごみ	17,850			
破碎選別	137,280			
粗大(破碎)	123,110			
埋立ごみ(ガラス・陶器等)		67,000		744,370
不燃物処理合計	448,630	74,372	77,358	744,370

可燃物処理

(単位:kg)

可燃物	エコライフ 紀北分	町 契 約 分		
	処理量	処理量	収入(円)	処理料(円)
可燃ごみ	3,105,890			
粗大(可燃)	279,010			
プラスチック類	125,270			
ペットボトル	37,230			
古紙	30,010			
分別可燃性資源ごみ (段ボール)		69,347	200,102	
分別可燃性資源ごみ (新聞紙)		94,515	283,545	
分別可燃性資源ごみ (牛乳パック)		173	865	
分別可燃性資源ごみ (雑誌)		82,371	247,113	
分別可燃性資源ごみ (ウエス)		24,600	24,600	
シュレッダー・雑品		4,873	14,619	
可燃物処理合計	3,577,410	275,879	770,844	

不燃物 可燃物 合計	4,026,040	350,251	848,202	744,370
------------	-----------	---------	---------	---------

エコライフ紀北受入分の資源ごみについては、令和2年度で精算となります。

橋本周辺広域市町村圏組合負担金についても、焼却施設建設に伴う計画ごみ処理量による算出額のため、令和3年度で精算となります。

(1) ごみ排出量

・年間ごみ排出量 (4,376,291 kg)

不燃物処理量 523,002 kg + 可燃物処理量 3,853,289 kg = 4,376,291 kg

・一人一日平均排出量 (0.73 kg / 日)

ごみ排出量 4,376,291 kg ÷ 16,309 人 ÷ 365 日 = 0.735 kg

・一人平均排出量 (268.3 kg / 年)

ごみ排出量 4,376,291 kg ÷ 16,309 人 = 268.335 kg

(2) 収集人口

全人口 16,309 人

(3) 古紙等資源ごみ回収量 (275,879 kg)

段ボール 69,347 kg ウエス 24,600 kg 雑誌 82,371 kg

新聞紙 94,515 kg 牛乳パック 173 kg シュレッダー他 4,873 kg

(4) 一人年間ごみ処理経費 (14,553 円 / 年)

ごみ処理経費

支出	清掃総務費	213,020,008 円
	じん芥処理費	63,924,832 円
	計	276,944,840 円
収入	ごみ袋手数料	25,015,125 円
	事業所ごみ収集手数料	1,944,545 円
	可燃粗大ごみ	286,800 円
	資源ごみ	852,995 円
	コンテナ	171,000 円
	橋本周辺広域ごみ処理場直接搬入手数料還付金	4,424,290 円
	橋本周辺広域ごみ処理場売却益精算金	3,926,761 円
	橋本周辺広域ごみ処理場再商品化合理化拠出金返還金	0 円
	橋本周辺広域市町村圏組合負担金返還金	2,974,927 円
計	39,596,443 円	

(ごみ処理経費 276,944,840 円 - 収入 39,596,443 円) ÷ 人口 16,309 人 = 14,553 円

(5) リサイクル率 (15.7 %)

(不燃物、可燃物合計) 687,181 kg ÷ (年間ごみ排出量) 4,376,306 kg = リサイクル率 0.1570

不燃物	処理量 (kg)	可燃物	処理量 (kg)
分別不燃性資源ごみ (スチール缶)	21,560	プラスチック類	93,670
分別不燃性資源ごみ (アルミ缶)	17,540	ペットボトル	28,590
分別不燃性資源ごみ (びん類)	131,470	古紙	11,910
分別不燃性資源ごみ (金属類)	74,350	古布	5,510
分別不燃性資源ごみ (有害危険)	10,460	段ボール	8,870
エコライフ紀北分	255,380	エコライフ紀北分	148,550

分別不燃性資源ごみ（生びん）	7,372	分別可燃性資源ごみ（段ボール）	69,347
		分別可燃性資源ごみ（新聞紙）	94,515
		分別可燃性資源ごみ（牛乳パック）	173
		分別可燃性資源ごみ（雑誌）	82,371
		分別可燃性資源ごみ（ウエス）	24,600
		シュレッダー・雑品	4,873
町 契 約 分	7,372	町 契 約 分	275,879
不 燃 物 処 理 合 計	262,752	可 燃 物 処 理 合 計	424,429

不燃物計（262,752 kg）＋可燃物計（424,429 kg）＝687,181 kg

リサイクルの搬出量が搬入より多くなっている品目がありますが、住民及び事業者がエコライフ紀北へ直接搬入する場合は最も多いごみ種別を選んで計量作業を行うためです。

(6) リサイクル補助制度の実施

平成9年から分別収集を実施し、資源の有効利用、ごみ処理経費の節減に努めてきましたが、さらに環境にやさしい取組を実施し、生ごみの減量と堆肥化、古紙類、古布類の資源化を町の重要施策とし補助制度を平成17年5月に創設し、以後平成20年4月、平成23年4月に制度を更新しながら、リサイクルの推進を図っています。

・生ごみ処理機器購入補助金交付額		103,700 円
内訳		
電気式生ごみ処理機	4 基	76,700 円
コンポスト	9 基	27,000 円
・資源ごみ集団回収奨励金交付額		
24 自治区	277,016 kg	1,385,015 円

(7) ごみ集積施設設置補助金の実施

集積施設周辺の環境美化を図るため、自治区や町内会が行うごみ集積施設の設置に要する経費を補助しています。

申請町内会	6 件	311,000 円
-------	-----	-----------

(8) かつらぎ町「もったいない運動」推進協議会

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により「もったいない運動」は実施していません。

現在会員 47 名

(9) 生ごみ堆肥化事業「生ごみ0作戦」の実施

平成18年度兄井地区61世帯、平成19年度寺尾地区47世帯、平成20年度平沼田地区22世帯、上平沼田地区17世帯、平成21年度移地区32世帯、背ノ山地区26世帯、平成23年度萩原地区55世帯、平成24年度丁五地区20世帯、西渋田区(島、西山、東和、西ノ五の各地区)30世帯、平成25年度は西柏木地区32世帯、東柏木地区8世帯、平成26年度広野地区20世帯、丁ノ町区(丁通、千間、昭和、三星、共進、丁三、丁五、市原、井上の各地区)55世帯、東渋田区(大橋、同友、共和の各地区)11世帯にコンポストを貸与し、生ごみの堆肥化を推進しごみ減量、資源の有効利用に向け「生ごみ0」を目指し、地域ぐるみの取組を支援しました。

(10) 出前授業・出前講座等の実施

子ども達に、身の回りから出るごみが分別によりリサイクルが推進され、製品の原料に再生資源化されることや物を大切に心がごみ減量につながり、CO2排出抑制等の環境を守る取組になることから、小学校1校で

出前授業を実施しました。

(11) 可燃粗大ごみの収集実施

家庭から出る可燃粗大ごみを自治区別に予約制で個別収集を実施しました。

件数	点数	重 量	手 数 料
243	956	28,190 kg	286,800 円

(12) 動物死体の収容処理

犬・猫等 135 件

(13) その他啓発事業

・分別用ごみ袋(プラスチック・ペットボトル)の無料配付

(14) ごみの分別種類

ごみ処理施設エコライフ紀北が平成21年8月操業開始したことに伴う分別種類

可燃性ごみ9種類

- 1 一般可燃ごみ
- 2 粗大(可燃)ごみ
- 3 ペットボトル
- 4 プラスチック製容器包装類
- 5 新聞紙
- 6 雑誌類、カタログ
- 7 ダンボール
- 8 牛乳パック
- 9 古布類、シーツ、毛布

不燃性ごみ 12 種類

- 1 アルミ缶
- 2 スチール缶
- 3 茶色ビン
- 4 無色ビン
- 5 その他の色のビン
- 6 破碎選別ごみ
- 7 有害危険ごみ(蛍光灯・電球・水銀体温計)
- 8 有害危険ごみ(乾電池)
- 9 有害危険ごみ(ライター)
- 10 有害危険ごみ(カセットボンベ・スプレー缶)
- 11 陶器、ガラス類
- 12 粗大(破碎選別)ごみ

(中間処理場にて、手選別により生ビンを選別しています。)

【し尿処理について】

年間し尿排出量(浄化槽含む) (7,787t)

生し尿 3,800t + 浄化槽汚泥 3,987t = 7,787t

一人一日平均排出量 (2.16 kg/日)

$7,788,160 \text{ kg} / \text{年} \div 9,873 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} = 2.16 \text{ kg}$

し尿収集対象人口 9,873 人 (人口 16,309 人 - 下水道供用開始人口 6,436 人)

年間生し尿収集量 3,800,630 kg

年間浄化槽汚泥収集量 3,987,530 kg

年間プラント投入量 7,788,160 kg

《浄化槽設置整備事業に関すること》

近年、海や川、湖などの汚染が深刻な社会問題となっており、これには私たち一般家庭から排出される生活排水による水質汚濁が大きな原因といわれています。これらを解決していくひとつの手段として定着してきたのが合併処理浄化槽であり、下水道の終末処理施設と同じ性能を有していることから、生活排水処理のエキスパートとして文化的な生活水準の向上に寄与しています。

かつらぎ町では、町民の健康と快適な生活環境を確保するため、合併処理浄化槽を設置する家庭に対し下記の補助金を交付することとしました。

(1) 補助金交付額

区 域	人槽区分	補助基数 (※)	補助金額	都市計画区域内(町単独)	
				補助基数 (※の内数)	補助金額
公共下水道 認可区域外 (国庫・県費対象)	5人槽	21 基	6,972,000 円	19 基	3,154,000 円
	6～7人槽	12 基	4,968,000 円	11 基	2,277,000 円
	8～10人槽	0 基	0 円	0 基	0 円
	小 計	33 基	11,940,000 円	30 基	5,431,000 円
公共下水道 認可区域内 (町単独)	5人槽	1 基	332,000 円	1 基	166,000 円
	6～7人槽	2 基	828,000 円	2 基	414,000 円
	8～10人槽	0 基	0 円	0 基	0 円
	小 計	3 基	1,160,000 円	3 基	580,000 円
合 計		36 基	13,100,000 円	33 基	6,011,000 円

補助金負担内訳

区 域		国庫補助金額	県費補助金額	町費補助金額	合 計
公共下水道 認可区域外	実負担額	3,980,000 円	3,980,000 円	3,980,000 円	11,940,000 円
	(1/3 相当額)	(3,980,000 円)	(3,980,000 円)	(3,980,000 円)	
公共下水道認可区域内				1,160,000 円	1,160,000 円
都市計画区域内				6,011,000 円	6,011,000 円
合 計		3,980,000 円	3,980,000 円	11,151,000 円	19,111,000 円

(2) 浄化槽台帳の整備

地方分権による平成22年度に県から事務権限が移譲された頃は、管理者等の変更が反映されていない状況にあったため早急な台帳整備が必要でした。そのため、平成23年度に戸別訪問を実施し、県から引き継いだ浄化槽台帳の整備を行いました。

浄化槽設置基数

		平成 31 年度末	令和 2 年度			令和 2 年度末	
			新 設	廃 止			
				取り壊し	単独→合併		下水道接続
合 併	一般世帯	1,532	39			1,571	
	事業所等	123	11			134	
	小 計	1,655	50			1,705	
単 独	一般世帯	1,179		3		1,176	
	事業所等	45			1	1	43
	小 計	1,224		3	1	1	1,219
合 計		2,879	50	3	1	1	2,924

《動物愛護に関すること》

(1) 狂犬病予防事業

- ・畜犬登録数 1,122 頭 [うち新規登録 111 頭] (前年度比較 -33)
- ・予防注射 638 頭 (前年度比較 -10)

(2) 犬・猫の避妊・去勢手術補助金事業

- ・犬の避妊補助件数 7 件 (前年度比較 -3)
- ・犬の去勢補助件数 6 件 (前年度比較 -3)
- ・猫の避妊補助件数 63 件 (前年度比較 +14)
- ・猫の去勢補助件数 35 件 (前年度比較 ±0)

《介護保険関係》

【社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業】

低所得者で生計が困難である者に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、利用者負担の軽減による介護保険サービスの利用促進を図ることに対して支援しました。

介護保険事業 利用者負担軽減措置費(公費負担額)

法人名	サービス種別	利用者 延べ人(人)	支払額(円)
社会福祉法人 かつらぎ町社会福祉協議会	介護予防・日常生活支援 総合事業第1号訪問事業	24	11,490
	介護予防・日常生活支援 総合事業第1号通所事業	12	
社会福祉法人愛光園	介護福祉施設サービス	108	383,108
	短期入所生活介護	14	
社会福祉法人光栄会	介護福祉施設サービス	36	53,581
社会福祉法人山水会	訪問介護	9	2,413
計		203	450,592

【離島等における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業】

離島等地域における訪問系の介護サービスは、特別地域加算が行われることにより、利用者負担額に加算相当分が増額されるため、利用者負担額の一部を軽減することにより、離島等地域における介護保険サービスの利用促進を図ることに対して支援しました。

介護保険事業 利用者負担軽減措置費(公費負担額)

法人名	サービス種別	利用者 延べ人(人)	支払額(円)
社会福祉法人 かつらぎ町社会福祉協議会	訪問介護	54	10,886
	介護予防・日常生活支援 総合事業第1号訪問事業	58	
計		112	10,886

【 老人福祉 】

1. 敬老事業

9月の敬老の日に、多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し、町内で満80歳を迎えた高齢者224名、満百歳を迎えた高齢者13名及び町内特別養護老人ホーム等入所者に祝品を贈り長寿を祝いました。

祝品代 1,276,514円

2. 軽度生活援助事業

(1) 目的

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするるとともに、要介護状態への進行を防止することを目的とします。

(2) 利用対象者

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の援助が必要な方が対象です。

(3) 事業内容

- 生活必需品の買い物等 ○家屋内の掃除、整理整頓等 ○衣類等の洗濯、日干し
○関係機関等との連絡 ○その他必要な家事

かつらぎ町社会福祉協議会花園支所 実人数2人 84時間

3. 緊急通報システム事業

(1) 目的

一人暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与し、当該高齢者等の急病及び災害等の緊急時に、あらかじめ組織された地域支援体制等により、迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資するものです。

(2) 設置状況(令和3年3月31日現在)

設置者 166人
委託料 2,660,900円

(3) 成果

装置を設置することにより、急病等の緊急時に迅速に対応することで重症化を防ぐことができた等、高齢者等の見守りを強化することができました。

4. 在宅高齢者等訪問理髪サービス事業

外出して理髪を受けることが困難な在宅の寝たきり高齢者に対し、訪問理髪サービスを実施することにより、保健衛生の向上及び福祉の増進を図るとともに、在宅の寝たきり高齢者を抱える家庭の介護負担及び経済的負担の軽減を図るため、1回当たり2,000円を上限とし、訪問理髪費用の1/2の額を補助しました。

利用延件数 9件
補助額 14,500円

5. 老人クラブ助成

(1) 目的

高齢者の生活を健康で豊かなものにし、高齢者の福祉増進を図ることを目的とします。

(2) 補助対象

老人クラブ数 34クラブ 人員 1,334人
補助金交付額 1,117,601円

(3) 成果

各老人クラブの活動に対して補助金を助成することにより、当該活動を支えることができました。

6. 高齢者生活福祉センター

地域の高齢者に対して、介護及び地域支え合い機能、住居機能及び交流機能を総合的に提供し、高齢者の自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・向上等を図り、高齢者が安心して健康で明るい生活を営めるよう支援しました。(本事業については、かつらぎ町社会福祉協議会に委託)

7. 老人(身障)福祉電話

おおむね65歳以上の低所得の一人暮らしの方等に対し貸与しています。(令和3年3月31日現在)

基本料金分 4台 支払額 83,788円

8. 老人憩の家利用状況

公共団体 9件
その他 0件 計9件

9. ゆうゆうコミュニティホーム利用状況

公共団体 1件
その他 29件 計30件

10. 老人ホーム入所措置事業

養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なおおむね65歳以上の方を入所させ養護することにより、福祉向上に資するものです。

(1) 入所状況 (令和3年3月31日現在) 17人

	施設名	措置人数	所在地
内 訳	国城寮	12	橋本市隅田町河瀬 907
	白水園	4	紀の川市上田井 1229-1
	喜望園	1	和歌山市楠本 266

(2) 老人保護措置費 38,134,989 円

	施設名	措置費
内 訳	国城寮	27,012,673 円
	白水園	7,824,873 円
	喜望園	3,297,443 円

(3) 老人保護措置費個人負担金 5,498,436 円

本人分 5,369,283 円
扶養義務者分 129,153 円

11. 高齢者サロン事業

高齢者が地域において自主的に運営し、介護予防、認知症予防等、高齢者の社会参加を促す拠点を運営する団体に対し、助成金を交付し、活動を補助するものです。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、実施回数、参加人数ともに減少しました。

サロン数 : 34団体 実施延べ回数 : 251回 参加延べ人数 : 3,761人
助成金額 : 2,644,000円

	サロン名 (活動地域)	活動 回数	会員数	活 動 内 容
1	Viva うつり (移)	15	46	茶話会、清掃
2	まほろばサロン (笠田西部)	7	50	フレイルチェック、訪問(会員の安否確認)
3	サロン仲よし会 (笠田中)	2	25	音楽鑑賞、健康講座、体操
4	サロン赤とんぼ (笠田東Ⅰ)	5	64	茶話会、訪問(会員の安否確認)
5	コスモス会 (笠田東Ⅱ)	6	40	健康講座、鑑賞(音楽、紙芝居、舞踊、朗読)、訪問(安否確認)
6	あじさい会 (真和)	15	17	茶話会
7	中佐野ふれあい会 (真和)	10	50	体操、脳トレーニング、健康講座、フレイルチェック、鑑賞(歌、琴)、作品づくり
8	佐野すみれ会 (佐野)	7	34	脳トレーニング、作品づくり、健康講座、
9	蛭子いきいきサロン (大谷)	1	27	脳トレーニング、茶話会
10	東柏木サロン会 (大谷)	6	14	清掃、訪問(安否確認)、茶話会、地域行事への参加
11	丁ノ町あしたば会 (丁ノ町)	16	36	清掃、脳トレーニング、体操、茶話会、ホウ酸団子作り、訪問(安否確認)
12	三ツ葉会 (丁ノ町)	32	45	茶話会、レクリエーション、ゲートボール、パークゴルフ、食事会
13	市の会 (丁ノ町)	0	58	新型コロナウイルス感染症流行のため活動自粛
14	新田すみれの会 (新田)	10	39	茶話会、健康体操、脳トレーニング、介護予防啓発
15	幸の会 (妙寺)	1	33	作品づくり(干支の色紙)及び見守り訪問(色紙配付)
16	幸の会・西 (妙寺)	0	36	新型コロナウイルス感染症流行のため活動自粛
17	妙寺茶屋出友愛会 (妙寺)	13	36	栄養指導(減塩について)、調理実習、健康体操、脳トレーニング、茶話会、花の寄せ植え、作品づくり(折り紙、小物入れ、お手玉)、パークゴルフ
18	妙寺団地サロン会 (妙寺)	0	73	新型コロナウイルス感染症流行のため活動自粛

19	中飯降ひまわりの会 (中飯降)	8	27	体操、茶話会、誕生会、会員訪問(見守り・茶菓子配付等)
20	嵯峨谷ふじの会 (中飯降)	16	20	ゴキブリよけ団子づくり、DVD鑑賞、茶話会、作品づくり(フラワーアレンジメント、ちぎり絵)、公園等の清掃
21	秋桜の会 (中飯降)	11	13	茶話会、グラウンドゴルフ、脳トレーニング、健康講座、調理実習、ラジオ体操、誕生会、レクリエーション(ボーリング、ボール遊び、輪投げ、ピンポン玉遊び)、花見
22	西飯降あやめ会 (中飯降)	6	13	茶話会、軽度の運動、脳トレーニング、健康体操
23	南東高齢者友の会 (中飯降)	8	23	茶話会、清掃、会員訪問(見守り・除菌シート等配付)
24	東渋田サロンつくし (渋田)	7	35	会員宅訪問(見守り・茶菓子等配付)
25	山崎にこにこサロン (三谷)	0	38	新型コロナウイルス感染症流行のため活動自粛
26	天ちゃん会 (天野)	0	64	新型コロナウイルス感染症流行のため活動自粛
27	新城区民のつどい (新城)	14	34	茶話会、作品づくり(手作りマスク等)、おやつづくり、健康講座、落語鑑賞、脳トレーニング、音楽鑑賞、グラウンドゴルフ、体操、人権学習
28	広垣内笑う会 (妙寺)	7	50	茶話会、健康体操、食事会、誕生会、ゴキブリ団子づくり、DVD鑑賞、音楽鑑賞、レクリエーション、会員訪問(見守り・茶菓子等配付)
29	志賀高齢者サロン (志賀)	4	32	講話(歴史について)、フレイルチェック、落語鑑賞、茶話会、健康講座、人権啓発映画鑑賞、防災講習
30	花園いきいき倶楽部 (花園梁瀬)	4	18	会員訪問(見守り・弁当配付)、脳トレーニング、健康体操、健康講座
31	すみれ会 (花園中南)	10	20	茶話会、清掃、健康体操、作品づくり(クリスマスリース)、調理実習
32	滝いきいきサロン (滝)	1	33	脳トレーニング、軽度の運動、健康講座
33	御所永楽会 (御所)	4	26	健康講座、茶話会、地域の清掃活動
34	折居ニコニコ会 (折居)	5	26	体操、脳トレ、ちぎり絵(干支の色紙づくり)、音楽鑑賞(津軽三味線)、レクリエーション(手足を使った遊び)
	合計	251	1,194	

12. 高齢者等見守りネットワーク事業

(1) 目的

認知症などにより行方不明になるおそれのある高齢者等が行方不明になった場合に地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関が連携し、対象者の生命と安全を守り、併せてその家族等への支援を図ることを目的とするものです。

(2) 利用対象者

町内に住所を有する方で、認知症などにより行方不明になるおそれのある高齢者等。

(3) 事業内容

対象者が事前登録をすることで、その方の情報がかつらぎ警察署及び伊都消防本部、かつらぎ地域包括支援センター、役場が共有し、対象者に対して「見守りQRコードシール」を交付します。このシールを対象者の衣服やくつ等に貼ります。対象者が行方不明になった場合には、家族からの届け出により、見守りQRコードシールを手掛かりにするとともに、協力機関を通じて見守り・発見協力を得ることになっています。

(4) 登録者数(令和3年3月31日現在)

12名

13. 地域見守り協力員制度事業

(1) 目的

地域全体で相互に見守りあえる地域づくりを目指し、地域の実情に応じた見守り等の取組を促進するため、「地域見守り協力員」を設置し、見守り体制の促進、福祉協力体制の構築を図っています。また、地域全体で相互に見守り合い、支え合う機能の醸成・拡充を図り、支援が必要な方をできる限り早期に発見し、適切な支援につなげていける体制づくりを目指すことを目的とするものです。

(2) 事業内容

地域における見守り活動等の福祉活動を行うボランティアとして、「地域見守り協力員」を設置し、日常生活の中での高齢者等へのさりげない見守りや声かけ等の見守り活動を行います。

(3) 登録者数(令和3年3月31日現在)

10名

推計対象者数＝平成27年度国勢調査人口－(就業者数－農林水産業従業者数)
 (※平成21年3月18日付け厚生労働省通知に基づき算出)

(2) 胃がん検診実施状況

区分	推計対象者数	受診者数		受診率(%)	要精密検査者数		要精検率(%)		精検受診者数		精検受診率(%)	
		集団健診	医療機関(内カメラ)		計①	計②	集団健診	医療機関(内カメラ)	計			
男	2,754	62	315	298	377	3	45	44	1	44	45	93.8
女	4,490	52	348	332	400	0	36	36	0	36	36	100.0
計	7,244	114	663	630	777	3	81	78	1	80	77	96.4

胃がん検診精密検査結果

区分	異常認めず	がん以外の疾患		胃がんの疑い		胃がん		胃以外のがん③	がん発見率(%) (②+③)/①×100
		集団	医療機関(内カメラ)	集団	医療機関(内カメラ)	早期がん	進行がん		
男女計	4	76	0	0	0	1	1	0	0.1

◎精検受診率については高い水準を維持しているが対象者に対しての受診率は低調。引き続き受診勧奨を行う。

(3) 肺がん検診実施状況

区分	推計対象者数	受診者数		受診率(%)	要精密検査者数		要精検率(%)	精検受診者数		精検受診率(%)		
		集団健診	医療機関		CT	計①		集団健診	医療機関		CT	計
男	2,754	109	537	16	662	9	13	2	7	12	21	87.5
女	4,490	133	723	23	879	4	17	1	3	13	16	72.7
計	7,244	242	1,260	39	1,541	13	30	3	10	25	37	80.4

肺がん検診精密検査結果

区分	異常認めず	がん以外の疾患		肺がんの疑い		肺がん		肺以外のがん③	がん発見率(%) (②+③)/①×100
		肺結核	その他	集団健診	医療機関(内CT)	集団健診	医療機関(内CT)		
男女計	16	1	18	19	0	1	1	0	0.1

◎昨年度に比べ男性の精検受診率が上がった。今後も継続的に受診勧奨を行う。

(4)大腸がん検診実施状況

区分	推計対象者数		受診者数		受診率(%)	要精密検査者数		要精検率(%)	精検受診者数		精検受診率(%)		
	集団健診	医療機関	計①	計		集団健診	医療機関		計	集団健診		医療機関	計
男	2,754	128	514	642	23.3	14	62	76	11.8	8	44	52	68.4
女	4,490	161	673	834	18.6	11	56	67	8	7	43	50	74.6
計	7,244	289	1,187	1,476	20.4	25	118	143	9.7	15	87	102	71.3

大腸がん検診精密検査結果

区分	異常認めず	がん以外の疾患		大腸がんの疑い		大腸がん		小計	大腸以外のがん③	がん発見率(%) (②+③)/①×100		
		集団健診	医療機関	集団健診	医療機関	集団健診	医療機関				集団健診	医療機関
		計①	計	計	計	計	計				計	計
計	27	69	0	0	0	1	0	2	1	6	0	0.4

◎精密検査の結果、6件がんが発見されおり内3件が進行がんだった。他の検診と比べて低いため、積極的に精密検査の受診勧奨を行う。

(5)乳がん検診実施状況

推計対象者数	受診者数		前年度受診者数	2年連続受診者数	受診率(%)	要精密検査者数		要精検率(%)	精検受診者数		精検受診率(%)	
	集団健診	医療機関				計①	計		集団健診	医療機関		集団健診
4,490	55	204	259	571	18.4	2	7	9	3.5	2	5	77.8

乳がん検診精密検査結果

異常認めず	がん以外の疾患		乳がんの疑いのある者		乳がん		小計	乳以外のがん③	がん発見率(%) (②+③)/①×100		
	集団健診	医療機関	集団健診	医療機関	集団健診	医療機関				集団健診	医療機関
	計	計	計	計	計	計				計	計
4	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0.8	

◎精密検査の結果、2件がんが発見され内1件は早期がんで、治療に結びつけられた。

(6) 子宮頸がん検診実施状況

推計対象者数	受診者数①	前年度受診者数	2年連続受診者	受診率(%)	要精密検査者数	要精密検査率(%)	精検受診者数	精検受診率(%)
4,926	366	530	15	17.9	7	1.9	7	100.0

子宮頸がん検診精密検査結果

異常認めず	要経過観察	子宮頸がん		異形上皮			がん発見率(%) (②+③)/①×100		
		がん以外の疾患	微小浸潤がん	小計②	軽度	中等度		高度	頸部以外 の がん③
1	1	0	0	1	2	0	5.6		

◎精検受診率が100%となり、がん、前がん病変が発見され、治療に結びつけられた。

(7) 前立腺がん検診実施状況

推計対象者数	受診者数		受診率(%)	要精密検査者数		精検受診者数		精検受診率(%)				
	集団健診	医療機関		集団健診	医療機関	集団健診	医療機関					
									計①	計	計	
2,611	89	441	530	20.3	6	40	46	8.7	5	23	28	60.9

前立腺がん検診精密検査結果(対象年齢50歳以上)

異常認めず	要経過観察	がん以外の疾患	前立腺がんの疑いのある者		前立腺がん			がん発見率(%) ②/①×100	
			集団健診	医療機関	早期がん	進行がん	小計②		
									集団健診
6	8	9	1	0	2	0	2	4	0.8

◎他の検診と比べて低いため、積極的に精密検査の受診勧奨を行う。

(8) 腹部CT検査実施状況 (対象年齢50歳～74歳)

受診者数①	要精密検査者数	要精密検査率(%)	精検受診者数	精検受診率(%)
16	2	12.5	1	50.0

《 年金関係 》

【 国民年金 】

国民年金などの社会保障制度は「老後の時間の長い社会」になりつつある現在に老後を実り豊かなものにするため、国民生活にとってなくてはならないものです。

急速な少子高齢化が進む中、給付の面でも負担の面でも国民生活にとって大きなウエイトを占め、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっています。

このため、社会保障制度への関心は一層高まり、また、世代間の不公平の是正や持続の可能性を確保することが重要になってきています。

公的年金制度は、社会全体で高齢者を支える「社会的扶養」を基本とした仕組みであり、若者が将来を展望でき、高齢者も安心できる社会保障制度の構築が不可欠です。そのため、国との協力・連携の下、納付の必要性等を年金相談や広報活動を通じ啓発に努めました。

令和2年5月からは、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や廃業等で収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きで国民年金保険料の免除申請が可能となりました。また、学生も同様に収入が相当程度まで下がった場合は、学生納付特例申請が可能となりました。

1. 年金額の改定

公的年金の年金額は、物価と賃金の水準の変動に応じて毎年改定されることになっています。

令和2年度の年金額については、物価変動率と名目手取り賃金変動率が共にプラスとなることから、改定率はプラス0.2%となり、平成31年度の年金額(780,100円/年)から781,700円に増額となりました。

2. 国民年金保険料の改定

国民年金保険料の改定については、平成16年の制度改正により毎年度段階的に引き上げられており、令和2年度の保険料は月額17,000円とされていますが、物価と賃金の変動に基づく令和2年度の保険料改定率0.973を乗じることにより月額16,540円となり、平成31年度保険料(月額16,410円)より月130円の引き上げとなりました。

3. 国民年金事業状況 (令和3年3月31日現在)

(1) 被保険者数	2,781人
第1号被保険者(強制)	1,972人
" (任意)	18人
第3号被保険者	791人
(2) 付加年金加入被保険者数	81人
強制加入者(農年)	16人
任意加入者	65人
(3) 保険料免除(猶予)者数	896人
法定免除者	168人
申請免除者(全額免除)	371人
" (4分の3免除)	46人
" (半額免除)	17人
" (4分の1免除)	10人
学生納付特例者	200人
納付猶予者	84人

《衛生関係》

【健診事業】

がん検診他

新型コロナウイルス感染症予防対策により、集団健診の規模を縮小したため、集団健診受診率が下がりました。また、医療機関受診者だけを見ると前年度比を上回る検診もありましたが、総合的にみると新型コロナウイルス感染症の影響により受診控えがあったと考えられます。

- (1) 健康増進事業に伴う健康診査受診者(生活保護世帯及び保険未加入者) 5名
- (2) 胃がん検診実施状況(別紙)
- (3) 肺がん検診実施状況(別紙)
- (4) 大腸がん検診実施状況(別紙)
- (5) 乳がん検診実施状況(別紙)
- (6) 子宮頸がん検診実施状況(別紙)
- (7) 前立腺がん検診実施状況(別紙)
- (8) 腹部CT検査実施状況(別紙)
- (9) 歯周疾患検診受診者 15名
- (10) B型・C型肝炎ウイルス検診受診者 17名
- (11) ピロリ菌検査受検者 202名(内 陽性者26名)

【老人医療費支給事業】

老人福祉施策の一環として、老人医療費の一部を助成することにより、老人福祉の増進を図るため町内に在住する満年齢67才～69才の高齢者で一定収入以下の方を対象に、2割を限度として医療費の支給を実施しました。

(県費補助1/2)

診療月	国民健康保険		被用者保険		合 計	
	件数(件)	支給額(円)	件数(件)	支給額(円)	件数(件)	支給額(円)
令和2年2月	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0
4月	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0
令和3年1月	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

[参 考]

	対象者数(人)	1件当り支給額(円)	1人当り支給額(円)
国民健康保険	0	0	0
被用者保険	0	0	0
計	0	0	0

[財 源 内 容]

支給額	収入額	補 助 額 対 象 額	国 費	県 費	町 費	県 費 内 訳		
						補 助 金 受 入 額	補 助 金 所 要 額	超 過 額
0	0	0	—	0	0	0	0	0

【精神障害者医療助成事業】

精神障害者の入院療養に係る医療費の一部を助成することにより、適正な医療を確保し、心身の健康を保持するとともに生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として町内に在住する精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級又は2級)で一定収入以下の方を対象に、入院費の1/3(上限 月1万円)の医療費の支給を実施しました。

受給者数 6人
 受給件数 20件
 医療費償還 297,506円

【重度心身障害児者医療費支給事業】

障害児者福祉事業の一環として、重度心身障害児者医療費の一部を支給することにより、重度心身障害児者の健康の保持及び増進に寄与し、福祉の向上を図ることを目的として、町内に在住する重度心身障害児者(身障1・2・3級、療育手帳A1・A2、特別児童扶養手当1級、精神障害者保健福祉手帳1級)で一定収入以下の方を対象として、1割～3割の医療費の支給を実施した。(県費補助1/2)

診療月	国民健康保険		被用者保険		後期高齢者医療保険		合計	
	件数(件)	支給額(円)	件数(件)	支給額(円)	件数(件)	支給額(円)	件数(件)	支給額(円)
令和2年2月	4	32,525	12	66,667	4	9,603	20	108,795
3月	220	1,353,351	162	1,376,365	351	1,311,607	733	4,041,323
4月	173	1,024,348	141	1,077,535	316	1,024,670	630	3,126,553
5月	180	818,213	139	1,005,873	332	1,204,110	651	3,028,196
6月	203	1,039,832	138	996,450	348	1,253,349	689	3,289,631
7月	210	1,168,852	138	1,422,132	347	1,344,139	695	3,935,123
8月	178	984,076	143	818,491	323	1,267,531	644	3,070,098
9月	211	1,172,570	137	860,768	331	1,149,238	679	3,182,576
10月	168	1,148,019	146	1,260,264	345	1,005,770	659	3,414,053
11月	199	1,230,633	138	1,117,477	358	941,505	695	3,289,615
12月	181	1,030,999	118	892,979	319	1,103,837	618	3,027,815
令和3年1月	182	990,558	126	994,392	329	1,079,550	637	3,064,500
2月	186	946,512	118	708,477	319	859,694	623	2,514,683
合計	2,295	12,940,488	1,656	12,597,870	4,022	13,554,603	7,973	39,092,961

[参 考]

	重度心身障害児者医療費		
	対象者数(人)	1件当り支給額(円)	1人当り支給額(円)
国民健康保険	102	5,639	126,868
被用者保険	58	7,607	217,205
後期高齢者医療保険	143	3,370	94,787
計	303	4,903	129,020

[財源内訳]

支給額	収入額	補助対象額	国 費	県 費	町 費	県 費 内 訳		
						補助金受入額	補助金所要額	超過額
39,092,961	3,757,495	35,335,466	—	17,955,758	17,955,758	18,953,039	17,955,758	997,281

【養育医療給付事業】

養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、必要な医療の費用を支給する。

給付実人員	1人
給付延件数	1件
給付延日数	14日
給付事業費	1,203,980円

【子ども医療費支給事業】

児童福祉施策の一環として、子どもの医療費を助成することにより、疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもの健全な育成及び子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを推進することを目的として、町内に在住する18歳到達後最初の3月31日までの子どもを対象に、3割を限度として、医療費の支給を実施しました。

令和2年度は、乳幼児対象者664人・受診件数8,491件・支給額14,190,192円となりました。また、小学生では、対象者619人・受診件数6,306件・支給額12,936,477円、中学生では、対象者341人・受診件数2,495件・支給額5,559,186円、高校生年齢では、対象者331人・受診件数2,530件・支給額5,890,448円となりました。

(県費補助1/2:就学前一定収入以下、町単:就学前県費対象外、小・中・高校生年齢)

診療月	区分	国民健康保険		被用者保険		合計	
		件数(件)	支給額(円)	件数(件)	支給額(円)	件数(件)	支給額(円)
令和2年2月	県補助対象事業	0	0	15	106,050	15	106,050
	町単独事業	4	6,938	40	82,549	44	89,487
	計	4	6,938	55	188,599	59	195,537
3月	県補助対象事業	142	353,494	732	1,273,393	874	1,626,887
	町単独事業	199	597,911	936	2,094,878	1,135	2,692,789
	計	341	951,405	1,668	3,368,271	2,009	4,319,676
4月	県補助対象事業	111	162,866	509	749,689	620	912,555
	町単独事業	171	445,388	629	1,189,550	800	1,634,938
	計	282	608,254	1,138	1,939,239	1,420	2,547,493
5月	県補助対象事業	78	91,342	361	622,596	439	713,938
	町単独事業	144	334,999	648	1,526,835	792	1,861,834
	計	222	426,341	1,009	2,149,431	1,231	2,575,772
6月	県補助対象事業	136	257,858	546	730,040	682	987,898
	町単独事業	176	367,536	802	1,570,447	978	1,937,983
	計	312	625,394	1,348	2,300,487	1,660	2,925,881
7月	県補助対象事業	123	154,240	584	846,634	707	1,000,874
	町単独事業	186	371,413	858	2,015,743	1,044	2,387,156
	計	309	525,653	1,442	2,862,377	1,751	3,388,030
8月	県補助対象事業	81	87,785	519	891,306	600	979,091
	町単独事業	167	384,666	762	1,723,815	929	2,108,481
	計	248	472,451	1,281	2,615,121	1,529	3,087,572
9月	県補助対象事業	114	232,004	455	682,988	569	914,992
	町単独事業	162	399,935	749	1,470,397	911	1,870,332
	計	276	631,939	1,204	2,153,385	1,480	2,785,324

診 療 月	区 分	国民健康保険		被用者保険		合 計	
		件数(件)	支 給 額(円)	件数(件)	支 給 額(円)	件数(件)	支 給 額(円)
10月	県補助対象事業	123	193,766	721	1,496,732	844	1,690,498
	町単独事業	205	418,584	909	1,806,899	1,114	2,225,483
	計	328	612,350	1,630	3,303,631	1,958	3,915,981
11月	県補助対象事業	125	243,253	690	1,025,356	815	1,268,609
	町単独事業	193	366,559	790	1,648,619	983	2,015,178
	計	318	609,812	1,480	2,673,975	1,798	3,283,787
12月	県補助対象事業	124	323,006	694	1,155,902	818	1,478,908
	町単独事業	172	345,336	820	1,763,875	992	2,109,211
	計	296	668,342	1,514	2,919,777	1,810	3,588,119
令和3年1月	県補助対象事業	109	171,596	514	824,280	623	995,876
	町単独事業	161	340,739	640	1,325,289	801	1,666,028
	計	270	512,335	1,154	2,149,569	1,424	2,661,904
2月	県補助対象事業	133	290,092	596	999,242	729	1,289,334
	町単独事業	208	438,332	756	1,573,561	964	2,011,893
	計	341	728,424	1,352	2,572,803	1,693	3,301,227
計	県補助対象事業	1,399	2,561,302	6,936	11,404,208	8,335	13,965,510
	町単独事業	2,148	4,818,336	9,339	19,792,457	11,487	24,610,793
	計	3,547	7,379,638	16,275	31,196,665	19,822	38,576,303

[参 考]

区 分		対 象 者 数 (人)	1件当たり支給額 (円)	1人当たり支給額 (円)
国民健康保険	県補助対象事業	114	1,831	22,468
	町単独事業	266	2,243	18,114
	計	380	2,081	19,420
被用者保険	県補助対象事業	537	1,644	21,237
	町単独事業	1,038	2,119	19,068
	計	1,575	1,917	19,807
計	県補助対象事業	651	1,676	21,452
	町単独事業	1,304	2,124	18,873
	計	1,955	1,946	19,732

[財 源 内 容]

(単位:円)

支 給 額	収 入 額	補 助 対 象 額	国 費	県 費	町 費	県 費 内 訳		
						補 助 金 受 入 額	補 助 金 所 要 額	超 過 額
38,576,303	1,340	13,964,170	—	6,982,000	31,594,303	7,139,600	6,982,000	157,600

【ひとり親家庭医療費支給事業】

福祉施策の一環として、ひとり親家庭に医療費を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を目的として、18歳到達後最初の3月31日までの子をもつ父又は母と子等で一定収入以下の方を対象に、3割を限度として、医療費の支給を実施しました。

(県費補助1/2)

診 療 月	国民健康保険		被用者保険		合 計	
	件数(件)	支給額(円)	件数(件)	支給額(円)	件数(件)	支給額(円)
令和 2年 2月	0	0	12	108,399	12	108,399
3月	110	250,685	242	952,736	352	1,203,421
4月	75	190,119	217	789,520	292	979,639
5月	97	232,025	172	635,507	269	867,532
6月	93	183,156	216	775,793	309	958,949
7月	114	285,585	219	675,671	333	961,256
8月	83	201,577	231	773,051	314	974,628
9月	112	291,644	222	798,842	334	1,090,486
10月	116	326,753	275	853,360	391	1,180,113
11月	99	289,310	263	738,597	362	1,027,907
12月	137	330,968	224	506,125	361	837,093
令和 3年 1月	105	305,513	235	753,427	340	1,058,940
2月	100	238,992	251	671,840	351	910,832
計	1,241	3,126,327	2,779	9,032,868	4,020	12,159,195

[参 考]

	対象者数(人)	1件当り支給額(円)	1人当り支給額(円)
国民健康保険	119	2,519	26,272
被用者保険	295	3,250	30,620
計	414	3,025	29,370

[財 源 内 訳]

(単位:円)

支給額	収 入 額	補助対象額	国 費	県 費	町 費	県 費 内 訳		
						補助金受入額	補助金所要額	超過額
12,159,195	0	12,159,195	-	6,079,500	6,079,695	6,501,100	6,079,500	421,600

【 予防接種事業 】

町民の健康の保持増進を図ることを目的として、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため予防接種を実施しました。小児インフルエンザ予防接種助成対象年齢を中学3年生に引き上げ、自己負担額の軽減により接種者が増加しました。

1. 予防接種実施件数(医療機関実施:予防接種法に基づく)

(1) BCG	実施数	90件
(2) 二種混合	実施数	83件
(3) 麻しん風しん混合	実施数	194件
(4) 日本脳炎	実施数	455件
(5) ヒブ	実施数	335件
(6) 小児肺炎球菌	実施数	332件
(7) 子宮頸がん	実施数	12件
(8) 不活化ポリオ	実施数	0件
(9) 四種混合	実施数	344件
(10) 水痘	実施数	168件
(11) B型肝炎	実施数	255件
(12) ロタウイルス	実施数	65件
(13) 高齢者インフルエンザ(令和2年10月1日～令和3年1月末)	実施数	4, 116件
(14) 高齢者肺炎球菌		190件

2. 予防接種助成事業(町助成事業)

(1) 高齢者肺炎球菌	実施数	23件
(2) 小児インフルエンザ(令和2年10月1日～令和3年1月末)	実施数	892件
(3) 風しん(令和2年4月1日～令和3年3月末)	実施数	21件

3. 予防接種償還払制度

高齢者インフルエンザ	申請数	15件	水痘	申請数	1件
麻しん風しん混合	申請数	1件	日本脳炎	申請数	1件

4. 緊急風しん抗体検査事業(成人男性風しん抗体検査・予防接種)

(1) 抗体検査	実施数	173件
(2) 予防接種(抗体検査により抗体がない方)	実施数	59件

【 健康づくり事業 】

健康寿命日本一を達成するため、町民の健康の保持増進、疾病の予防を目的として各教室や相談、訪問を通じて、集団指導や個別指導を実施しました。

1. 健康教育・相談に関すること

(1) 生活習慣病予防事業

令和2年度健診受診者で、糖尿病、高血圧、腎機能低下の指導対象者については教室を開催、メタボリッ

クシンドローム該当者には特定保健指導を実施しました。

高齢者サロンや老人会等では健康相談(血圧測定)を実施、高齢者の高血圧管理の指導を行いました。

ア	個別指導(家庭訪問含む)	実施延人数	115名	
イ	健康相談	実施回数	53回	(実施延人数 581名)
ウ	健康教育	実施回数	52回	(実施延人数 614名)
エ	特定保健指導	実施実人数	10名	(初回面接実施者 20名)
オ	糖尿病フォローアップ教室	実施回数	6回	(実施延人数 42名)
カ	糖尿病予防教室	実施回数	4回	(実施延人数 25名)
キ	高血圧重症化予防教室	実施回数	8回	(実施延人数 12名)
ク	健康セミナー「腎臓いきいき教室」	実施回数	1回	(実施延人数 18名)

ケ 食生活に重点をおいた健康教室

対象者	実施回数	延参加数
各地区高齢者学級	2回	25名
子育て支援センター	1回	10名
合計	3回	35名

(2) 生活習慣病重症化予防対策事業

令和2年度健診受診者の中で、ハイリスク者には委託の保健師が電話、訪問、文書送付いずれかの方法で個別指導を行いました。また、糖尿病性腎症重症化予防ハイリスク保健指導対象者に、委託医療機関による保健指導を行いました。

ア	生活習慣病重症化予防のための保健指導	実施延人数	287名
イ	糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導	実施実人数	1名

(3) 理学療法士相談(個別)

実施回数 141回 実施延人数 283名

(4) フレイル予防事業

ア サポーター養成講座
新型コロナウイルス感染症予防のため中止しました。

イ フレイルチェック教室

高齢者サロンを対象にフレイルチェック教室を行い、参加者個々の身体的虚弱・精神的虚弱に対する具体的な課題や各サロン活動の課題などを明確にしました。

新型コロナウイルス感染症予防のため、令和2年度は2か所のみ、フレイルチェックと実施説明会を行いました。

日時	サロン名	実施場所	参加数
9月28日	中佐野ふれあい会	中佐野集会所	9名
11月16日	ファミリア志賀	旧志賀小学校講堂	12名
町内2か所 計2回実施			延参加者数21名

2. 精神保健に関すること

精神疾患やひきこもりなど、心の相談が増加しています。関係機関とも連携し支援の必要があります。

また、地域住民を対象に心の健康づくりについての講演会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症予防のため中止となりました。

(1) 家庭訪問	実施延人数	61名
(2) 来所相談	実施延人数	67名
(3) 電話相談	実施延人数	124名

3. 健康推進員

地域住民の健康向上を図り「健康寿命日本一」の実現に向け、健康推進員の養成・委嘱を行いました。

町内各地域に偏りなく健康推進員を委嘱できたことで、健診受診の勧めや健康づくりの声掛け等の活動が始まり、地域からの健康づくりを進めることができました。

(1) 令和2年度実績

新規委嘱者数	5名	推進員数(計)	99名
--------	----	---------	-----

(2) 活動報告内容

ア 受診勧奨	延	170名
イ 健康づくり広報活動	延	331名
ウ 町事業のサポート	延	433名
エ その他健康づくり活動	延	217名

【 その他 】

1. 体力づくりフロアに関すること

新規登録者数	61名	(男	33名	女	28名)
利用延人数	5,428名	(男	2,926名	女	2,502名)

2. 献血に関すること

(1) 献血実施日数	10日
(2) 献血者数	(200cc) 5名 (400cc) 326名

3. 令和2年度死因別死亡者数及び年齢別死亡者数

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

死因別 年齢	結核	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	糖尿病	高血圧 性疾患	大動脈瘤 及び解離	肺炎	慢性閉塞 性肺疾患	喘息	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の 事故	自殺	その他	計	%	
男 0歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
男 1-4歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
男 5-9歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
男 10-14歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
男 15-19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
男 20-24歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
男 25-29歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
男 30-34歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
男 35-39歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
男 40-44歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
男 45-49歳	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2.6	
男 50-54歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
男 55-59歳	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2.6	
男 60-64歳	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	4	3.4	
男 65-69歳	0	6	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	9	7.7	
男 70-74歳	0	4	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	7	6	
男 75-79歳	0	4	1	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	2	0	2	13	11.1	
男 80-84歳	0	9	4	0	0	1	1	3	0	0	0	2	1	0	1	6	28	23.9	
男 85歳以上	0	10	5	4	0	0	0	12	1	0	0	0	6	1	1	10	50	42.7	
男 計	0	37	12	4	0	1	3	19	1	0	0	3	7	4	4	22	117		
男 %	0	31.6	10.2	3.4	0	0.9	2.6	16.2	0.9	0	0	2.6	6	3.4	3.4	18.8		100	
		三大疾病 45.2%																	

女 0歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
女 1-4歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
女 5-9歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.8	
女 10-14歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
女 15-19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
女 20-24歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
女 25-29歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
女 30-34歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
女 35-39歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
女 40-44歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
女 45-49歳	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.8	
女 50-54歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
女 55-59歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
女 60-64歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
女 65-69歳	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.2	
女 70-74歳	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	9	6.8	
女 75-79歳	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	3	
女 80-84歳	0	4	1	1	0	1	0	3	0	0	0	1	1	1	0	1	14	10.6	
女 85歳以上	0	9	31	6	1	1	1	5	2	1	2	4	19	1	0	17	100	75.8	
女 計	0	18	36	9	1	2	1	8	2	1	2	5	20	3	0	24	132		
女 %	0	13.6	27.2	6.8	0.8	1.5	0.8	6.1	1.5	0.8	1.5	3.8	15.1	2.3	0	18.2		100	
		三大疾病 47.6%																	

死因別 年齢	結核	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	糖尿病	高血圧 性疾患	大動脈瘤 及び解離	肺炎	慢性閉塞 性肺疾患	喘息	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の 事故	自殺	その他	計	%
総計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1-4歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5-9歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.4
10-14歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15-19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20-24歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25-29歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30-34歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35-39歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40-44歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45-49歳	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	1.6
50-54歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55-59歳	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	1.2
60-64歳	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	4	1.6
65-69歳	0	7	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	12	4.8
70-74歳	0	7	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	3	16	6.4
75-79歳	0	4	1	1	0	0	1	2	0	0	0	1	0	2	0	5	17	6.9
80-84歳	0	13	5	1	0	2	1	6	0	0	0	3	2	1	1	7	42	16.9
85歳以上	0	19	36	10	1	1	1	17	3	1	2	4	25	2	1	27	150	60.2
計	0	55	48	13	1	3	4	27	3	1	2	8	27	7	4	46	249	
%		22.1	19.3	5.2	0.4	1.2	1.6	10.8	1.2	0.4	0.8	3.2	10.9	2.8	1.6	18.5		100

【環境衛生対策事業】

1. スズメバチ駆除費補助事業

補助金申請件数 5件

2. 飲料水供給施設整備事業

町内1地域の飲料水供給施設に対する整備事業補助金を交付しました。

事業個所	事業主体	事業内容	事業費	内地元負担金	備考
星川地区	星川（西原・入道山）水道組合	老朽化した給水ポンプ等取り換え工事	2,728,902円	1,364,451円	対象 13軒

3. 地域衛生組合活動(啓蒙活動)

自治区 25組織 衛生自治 185町内会

【母子保健事業】

1. 妊娠出産支援事業関係

妊婦の健康管理の為、母子健康手帳の発行と妊婦健康診査助成事業を実施。妊娠届提出時、ハイリスク者の早期把握と切れ目のない対応を目的に保健指導を実施しました。

(1) 妊娠届

母子手帳発行件数 80件

妊婦健診補助券発行数(転入含む)	88件
保健師による窓口指導	88件
(2) 妊婦健康診査費助成事業	71件
(3) 一般不妊治療費助成事業	6件
(4) 特定不妊治療費助成事業	5件

2. 乳幼児健診事業関係

乳幼児期は疾病等の早期発見、育児支援を目的に4か月・6か月児健診、10か月児相談、1歳6か月児健診、2歳児相談、3歳6か月児健診を実施しました。乳児期の未受診者は、状況を確認し、把握もれ、対応もれのないようにフォローを行いました。新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、乳幼児健診・相談時に実施する歯科指導、栄養指導は5月以降中止としました。

(1) 保健師による訪問指導

妊婦	1名
産婦	108名
新生児	1名
未熟児	1名
乳児(新生児・未熟児除く)	109件
乳児全戸訪問事業(再掲)	76名
幼児	54名
その他	32名

(2) 助産師による訪問指導

産婦	17名
新生児	4名
乳児	13名

(3) 保健師・栄養士による保健指導

妊婦	2名
産婦	17名
乳児	50名
幼児	105名
その他	26名

(4) 乳児健康診査

4か月児健康診査		
受診者数	86名	(受診率 97.7%)
健康管理上注意すべき者	38名	

6か月児健康診査		
受診者数	91名	(受診率 100%)
健康管理上注意すべき者	66名	

(5) 1歳6か月児健康診査

受診者数	81名	(受診率 96.4%)
健康管理上注意すべき者	58名	

(6) 3歳6か月児健康診査

受診者数	117名	(受診率 96.7%)
健康管理上注意すべき者	89名	

(7) 10 か月児健康相談			
受診者数		91名	(受診率 96.8%)
健康管理上注意すべき者		59名	
(8) 2 歳児健康相談			
受診者数		97名	(受診率 103.2%)
健康管理上注意すべき者		71名	
(9) 股関節検診			
実施回数	6回	受診者数	150名
(10) 歯科指導			
実施回数	1回	受診者数	9名
(11) 離乳食指導			
実施回数	1回	受診者数	9名

3. 母子及び思春期健康教育

子どもの各年齢に応じた健康教室を実施しました。子どもと向き合い、子育てが安心して楽しくできるような機会となりました。また、中学生には思春期教室を実施しました。命の大切さを実感し、将来の人生設計に向けた健康教育を行いました。

(1) 子育て教室	実施回数	6回	18名
(2) 7か月児教室	実施回数	22回	217名
(3) 11か月児教室	実施回数	10回	88名
(4) 育児サークル	実施回数	21回	137名
(5) 思春期教室	実施回数	2回	66名

4. 発達支援

未就園児・自立支援療育中の未就学児に対して、教育総務課、つくしんぼ園と共に発達相談等発達支援の相談を実施しました。個々の発達の課題を明らかにすることで早期療育に結び付いています。しかし、発達相談に対する誤った理解で相談を拒否するケースもあり、丁寧な説明が必要です。

(1) 発達相談	実施回数	78回	(実施延人数 109名)
(2) 運動発達相談	実施回数	7回	(実施延人数 11名)
(3) 理学療法士による運動指導(20歳未満)	実施回数	11回	(実施延人数 21名)

5. 母子保健推進員活動

(1) 母子保健活動	個別訪問・訪問外	88件	集団	20回
(2) 成人保健活動	個別訪問・訪問外	101件	集団	51回

6. 子育て世代包括支援センター

妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定、地域の保健医療・福祉に関する機関と連絡調整を行い、母子保健と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供しています。

開設以来、来庁や電話など子育てに関する相談が増えています。

令和2年度実績

(単位:名)

	妊婦	産婦	乳児	幼児	小・中学生	その他	計
実人数	102	30	91	136	13	4	376
延人数	106	72	191	258	42	7	676

【 新型コロナウイルス感染症対策事業 】

1. 新型コロナウイルス感染症相談総合窓口設置

感染症対策や生活支援、経営支援などの幅広い問い合わせに一元的に対応する窓口として設置しました。

会計年度任用職員及び新型コロナウイルス感染症対策担当の職員が、各種補助制度の受付、クーポン券の配布などを行いました。

会計年度任用職員 2名

人件費 2,349,023円

2. 町民へのマスク配布

全国的なマスク不足の状況のなか、感染症拡大を防止するため、全町民に5枚ずつマスクを配布しました。

配布については、協働のまちづくり担当職員が各戸配布しました。

マスク代 4,779,280円

3. 町内会への消毒液の配布

各町内会の集会施設用として、消毒液を全町内会へ配布しました。

消毒液代 631,400円

4. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を実施するため、接種体制の確保を図りました。

派遣職員委託料 398,567円

システム改修委託料 1,817,200円

《農業委員会関係》

急傾斜地での果樹栽培が多い本町では、農家の高齢化と担い手及び労働力不足によって、遊休農地の増加に歯止めが利かない状況となっています。

農業委員会では、令和2年度においても、農地パトロール及び利用状況調査等により、遊休化する前の農地の情報収集と発見、及び担い手の掘り起こしと育成、農地の幹旋を行いました。

今後も農地パトロール及び利用状況調査等を行い、また、町広報等を活用し遊休化候補地の情報収集と、農地幹旋活動を行い、遊休化の抑止と優良農地の確保に努めます。

【1.農業委員会委員構成(令和3年3月31日現在)】

会 長 山 田 善 彦

副 会 長 里 神 賢 幸

農業委員 [任期 令和2年7月20日～令和5年7月19日]

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	関本俊彦	6	西岡清	11	土谷正
2	山田善彦	7	守岡康之	12	結城龍吾
3	曾和延行	8	池田裕彦	13	松下京子
4	尾西利文	9	里神賢幸		
5	中田善三	10	水浦言仁		

農地利用最適化推進委員 [任期 令和2年7月21日～令和5年7月19日]

氏名	氏名	氏名
中岡新悦	櫻井進	平尾康幸
岡本光央	大越健次	中村貴美
前岡敬造	森本崇生	松下和彦
前田嘉久	中川靖之	浦富一
窪田忠人	久保田啓文	

【2.令和2年度における農業委員会が処理した農地等の件数、筆数、面積等】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
													件数(件)	筆数(筆)	面積(m ²)
委員会議	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	—	—
農地法第2条	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	2	1	7	22	17,476.00

〃 第3条	4	5	0	1	1	2	3	1	3	4	3	3	30	76	58,741.00
〃 第3条の3	3	1	6	2	4	8	6	3	2	4	2	4	45	311	280,475.00
〃 第4条	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	3	1,527.25
〃 第5条	2	0	1	3	4	0	2	3	1	3	2	10	31	41	27,244.00
〃 第18条	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	4	5	4,391.00
農用地利用集積	10	17	7	8	9	5	12	18	9	14	8	14	0	269	302,798.59
農用地区域除外	0	0	0	7	23	0	0	0	0	9	0	0	39	88	133,409.30
事業計画変更	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転用協議	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8	579.95
適格者証明	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	17	11,516.00
農地転用届出	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	1	5	8	4,416.00
農地売買の斡旋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【3.運営委員会活動状況(令和2年4月1日～令和3年3月31日)】

(1)開催日数 2日

(2)会議事項

定例会協議事項について、事前に調査及び協議を行いました。

- ・農地利用状況調査の実施について
- ・農地利用最適化推進委員の欠員に係る今後の対応について
- ・その他

【4.農地パトロール(令和2年4月1日～令和3年3月31日)】

区 分
農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局による農地パトロール(町内全域)

【5.農地銀行(令和2年4月1日～令和3年3月31日)】

区 分	備 考
担い手への農地利用集積に向けた斡旋活動	貸し手希望(15件) 借り手希望(9件)

【6.その他委員会活動(令和2年4月1日～令和3年3月31日)】

区 分	備 考
令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画策定	令和2年6月
一般社団法人和歌山県農業会議常設審議委員会	令和2年4月～令和3年3月

【7.農業者年金関係】

(1) 令和2年度における農業者年金関係取扱件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
政策支援加入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通常加入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資格喪失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経営移譲年金(旧)	0	0	3	1	0	1	1	0	0	0	0	2	8
農業者老齢年金(旧)	1	0	2	2	0	1	1	0	0	0	1	2	10
特例老齢年金(旧)	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
農業者老齢年金(新)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
特例付加年金(新)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
死亡届	1	0	3	2	0	1	2	0	1	0	1	2	13

(2) 農業者年金加入者数(令和3年3月31日現在)

政策支援加入者	1人
通常加入者	15人
計	16人

(3) 農業者年金受給者数(令和3年3月31日現在。①～⑤の中で併給している方を含めた延べ人数)

①経営移譲年金(旧)	99人
②農業者老齢年金(旧)	153人
③特例老齢年金(旧)	4人
④農業者老齢年金(新)	43人
⑤特例付加年金(新)	3人
計	302人

(4) 農業者年金加入推進活動

区 分	備 考
全戸へ農業者年金リーフレット回覧	令和3年2月
農業委員による農業者年金加入推進の戸別訪問	令和3年2月～令和3年3月

《農業関係》

令和3年1月1日現在の耕作放棄地面積は、約221万㎡あり、農業就業者の高齢化や担い手不足が耕作放棄地の主な要因です。

令和2年度は、農産物の販売先確保に向けた地域振興施設の整備や後継者確保に向けた農業人材力強化総合支援事業の活用、町農業の担い手の基盤育成に向けた担い手交流会の開催などに努めました。

今後は、引き続き販路の拡大や担い手の育成に努めるとともに、遊休農地の解消や有害鳥獣への対策により農業における収益の向上などを図っていきます。

【1. 柿の消費拡大PR活動】

〔事業目的〕 かつらぎ町の特産である「柿」のPRのため、学校教育と連携し、栽培方法や加工・流通等の学習

を通して、子どもたちの地域農業に対する理解を深め、体験を通して「柿」のおいしさやすばらしさを実感してもらい、地産地消の推進や「柿」の消費拡大につなげます。

また、「柿」の消費拡大を図るため、県職員、町職員及びJA等とともにPR活動を実施します。

[事業内容] 柿のお話、渋抜き体験活動

[実施日時・場所等]

- 第1回 令和2年10月2日(金)11:00～ 守口市立梶小学校
柿の渋抜き体験活動
参加者 小学3年生74名、先生2名、町職員3名、県1名
- 第2回 令和2年10月2日(金)14:00～ 守口市立庭窪小学校
柿の渋抜き体験活動
参加者 小学3年生52名、先生2名、町職員3名、県1名
- 第3回 令和2年10月7日(水)11:10～ 守口市立下島小学校
柿の渋抜き体験活動
参加者 小学4年生44名、先生2名、町職員3名、県1名
- 第4回 令和2年10月7日(水)13:45～ 守口市立佐太小学校
柿の渋抜き体験活動
参加者 小学5年生46名、先生2名、町職員3名、県1名
- 第5回 令和2年10月15日(木)13:40～ 妙寺小学校
柿の渋抜き体験活動
参加者 小学4年生42名、先生2名、町職員2名
- 第6回 令和2年10月20日(火)13:35～ 笠田小学校
柿の渋抜き体験活動
参加者 小学3年生51名、先生2名、町職員3名、共済1名

【2. 農業者団体の活動】

(1) かつらぎ町認定農業者協議会活動

本町認定農業者が相互の連携・連帯を強化し、認定農業者の農業経営の向上を図るとともに、地域の特性を生かした農業、地域の活性化並びに地域の生活環境の改善と福祉の向上に資することを目的として活動しました。

[設 立] 平成9年8月22日

[会 員 数] 60人(令和3年3月31日現在)

[町補助金] 250,000円

主な活動内容

開 催 日	活 動 内 容	参加者人数
令和2年4月30日	令和2年度総会(書面決議)	-

専門部会の組織及び活動

専 門 部 会 名	加入者数	活動回数	参加延べ人数
基盤整備部会	28人	1回	13人

(2) かつらぎ町有機栽培実践グループ活動

かつらぎ町内の有機農業実践農家が相互の連携、連帯を強化し、消費者ニーズに応えられる安全で、美味

しい農産物を提供することにより、本町の農業の活性化並びに実践農家の所得向上に資することを目的として活動しました。

[設 立] 平成11年3月11日
 [会 員 数] 29人(令和3年3月31日現在)
 [町補助金] 210,000円
 主な活動内容

開 催 日	活 動 内 容	参加者人数
令和2年5月7日	令和2年度総会（書面決議）	-
令和2年9月7日	和歌山県工業技術センター視察	6人
令和3年1月22日	有機栽培研修会	21人
令和3年3月22日	オンライン研修会	17人
令和2年度中	定例会(計11回)	延べ166人

有機栽培認証農産物の概要

作 目	認証農家数	生産面積(a)	生産量(t)
柿	3	185.08	8.4
キウイフルーツ	1	25.0	1.8
梅	13	828.26	52.2

(3)かつらぎ町農業担い手交流会活動

町内の若手農業者の交流を促進、農繁期の農業労働力の確保や新しい販路の開拓、農業技術の向上、農業経営の合理化など、農業の担い手の基盤育成を目的として活動する予定でしたが、今年度は新型コロナウイルス感染症蔓延予防のため、活動を行っていません。

[設 立] 平成26年4月23日
 [会 員 数] 28人(令和3年3月31日現在)
 [町補助金] 0円
 主な活動内容

開 催 日	活 動 内 容	参加者人数
令和2年5月28日	令和2年度総会（書面決議）	-
令和2年度中	役員会(計1回)	-

【3. 園芸振興】

(1)農業共済加入促進事業

[事業目的] 異常気象などによる災害により被災した場合に備え、農業共済制度を活用し災害時における農業経営の早期再建を図るため、和歌山県農業共済組合が実施する農業共済事業掛金を支出した農業者に対し、予算の範囲内において当該共済掛金の一部を補助するものです。

共済種別	果樹共済	農機具共済	園芸施設共済	収入保険
町 費	3,007,062円	96,513円	615,950円	995,200円
農 家 数	195件	30件	63件	41件
補助対象	11,191a	60台	330棟	41件

(2)日本一の果樹産地づくり事業

[事業目的] 果樹産地の振興を図るため、果樹園における優良園地化を進めるための環境整備等を行った農業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

[事業費] 24,041,470円

[県 費] 8,255,000円(直接交付)
 [町 費] 6,712,000円
 [その他] 9,074,470円
 [実施件数] 28件(41事業)
 [事業実績]

防蛾灯	園内道整備	かん水施設	予冷・保冷库	防除対策	マルチ	鮮度保持袋
1事業	6事業	1事業	6事業	22事業	2事業	3事業

【4. 食育推進委託事業】

[町委託金] 0円
 [実施主体] かつらぎ町生活研究グループ連絡協議会
 [事業目的] 子どもたちの豊かな人間性と生きる力、健全な心と体を育むためには、何よりも「食」が大切であること、そして、「食」を生きる上での基礎となるべきものと位置付けをし、実習を通して子どもたちに理解を深めてもらいます。また、柿料理を家庭料理として普及定着することと郷土料理の再認識を図ります。
 [事業内容] 今年度の活動は、小・中学校での「柿」の調理実習を出前授業として行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症蔓延予防のため中止となりました。

【5. 耕作放棄地対策】

(1) 有害鳥獣対策事業

[事業目的] 猟友会員及び鳥獣保護員の協力により、イノシシ・ニホンジカ・サル等の有害鳥獣被害発生時にはその都度、駆除しました。
 [事業費] 300,000円(委託先 かつらぎ町猟友会)
 [町 費] 300,000円

(2) 農作物鳥獣害防止対策事業(町単事業)

① 狩猟免許取得支援事業

[事業目的] 鳥獣被害防止対策として、かつらぎ町に在住する有害鳥獣捕獲者もしくは、農業者、県鳥獣被害対策アドバイザー受講者、市町村職員に対し、わな猟・第一種銃猟免許を取得するための講習会(和歌山県猟友会主催に限る。)及び第一種銃猟免許取得には射撃教習に係る経費に対して補助金を交付するものです。
 [事業費] 60,000円
 [町 費] 60,000円
 [その他] 0円
 [事業実績] わな猟免許受験者数 6名

② 防護柵設置支援事業

[事業目的] 県単事業では対象とならない野生鳥獣の被害の深刻な地域における対策として電気柵及び防護柵を設置する農業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、対象作物である水稻・果樹等をイノシシ等の被害から防止し、安定生産を図るものです。
 [事業費] 10,790,919円

[町 費] 5,338,000円

[その他] 5,452,919円

[事業実績]

実施農家数	受益面積(ha)	受益戸数	対象作物	対象鳥獣名	事業概要
103	23.24	103	果樹 野菜等	イノシシ シカ アライグマ 鳥	電気柵延長 2,880m 防護柵延長 20,375m 総延長 23,255m

③わな設置支援事業

[事業目的] 県単事業では対象とならない2戸以上の農家のイノシシ・アライグマ捕獲用箱わなの購入費に対し、予算の範囲内で補助金を交付し被害防止を図るものです。

[事業費] 1,387,947円

[町 費] 985,648円

[その他] 402,299円

[事業実績]

実施組合数	対象鳥獣名	事業概要
11	イノシシ シカ アライグマ	○イノシシ・シカ用箱わな :10基 ○イノシシ・シカ用くりわな :76基 ○アライグマ用箱わな :11基

(3)農作物鳥獣害防止対策事業(県単事業)

①狩猟免許取得支援事業

[事業目的] 鳥獣被害防止対策として、野生鳥獣の捕獲に取り組む者が、わな猟・第一種銃猟免許を取得するための講習会(和歌山県猟友会主催及び知事が認めるもの。)に参加する経費、第一種銃猟免許及び銃所持許可を受けるための射撃教習に参加する経費に対して支援するものです。

[事業費] 84,950円

[県 費] 82,000円

[その他] 2,950円

[事業実績] 猟免許取得者数 5名(わな猟4名・銃猟1名)

②防護柵設置支援事業

[事業目的] 2戸以上の農家が、鳥獣被害の深刻な地域において、農地及び農作物を守るために設置する防護柵の資材費を、予算の範囲内で交付し農作物の安定生産を図るものです。

[事業費] 299,650円

[県 費] 99,880円

[町 費] 99,884円

[その他] 99,886円

[事業実績]

実施組合数	受益面積(ha)	受益戸数	対象作物	対象鳥獣名	事業概要
1	0.5	2	果樹 ・野菜	イノシシ	防護柵延長 500m 総延長 500m

③わな設置支援事業

[事業目的] かつらぎ町鳥獣被害対策協議会のイノシシ・シカによる農作物被害の深刻な地域における捕獲用わなの購入費に対し、予算の範囲内で補助金を交付し被害防止を図るものです。

[事業費] 4,958,800円

[県費] 3,950,000円

[町費] 1,008,300円

[その他] 500円

[事業実績]

実施組合数	対象鳥獣名	事業概要
1	イノシシ シカ	○イノシシ・シカ用捕獲わな檻 : 22基 ○電気止刺器 : 8本 ○デジタル無線機器 : 50台

④有害鳥獣捕獲支援事業

ア 有害捕獲許可

[事業目的] イノシシ・ニホンジカ・サル・カラス・カワウ・サギ等が農作物に被害を与えている場合に、その防止及び軽減を図るための捕獲、追い払いに対し、予算の範囲内で補助金を交付し被害防止を図るものです。

[事業費] 16,325,000円(補助先 かつらぎ町猟友会)

[国費] 4,947,000円

[県費] 3,615,000円

[町費] 7,763,000円

[事業実績] イノシシ 962頭 ニホンジカ 121頭 サル 0頭 それぞれ捕獲
カラス・カワウ・サギ等追い払い

イ ニホンジカ管理捕獲

[事業目的] ニホンジカの個体数を適正に管理する必要があるため捕獲業務を行うものです。

[事業費] 915,000円(委託先 かつらぎ町猟友会)

[県費] 546,000円

[町費] 369,000円

[事業実績] ニホンジカ 61頭 捕獲

ウ 特定外来生物防除計画

[事業目的] 特定外来生物であるアライグマが農作物に被害を与えている場合に、その防止及び軽減を図るための捕獲に対し、予算の範囲内で補助金を交付し被害防止を図るものです。

[事業費] 472,000円(補助先 わな猟免許保持者・捕獲従事者講習会受講者)

[県費] 236,000円

[町費] 236,000円

[事業実績] アライグマ 236頭 捕獲

(4) かつらぎ町農地活用総合支援事業(遊休農地解消促進事業)

[事業目的] 町内における農業者の高齢化とともに耕作放棄地が増加する中、担い手への農地の利用集積を促進することにより、果樹産地の維持・発展及び耕作放棄地の発生防止を図るため、かつらぎ町農地活用総合支援事業を実施する担い手農業者に対して支援するものです。

[事業費] 135,000円

[町費] 135,000円

[事業実績] 実施件数 2件、実施面積 45a

【6. 中山間地域等直接支払事業】

[事業目的] 高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動を継続的に行うことで、耕作放棄地の発生を防止し、水源涵養、洪水防止、土砂崩壊防止等の多面的機能を継続的、効果的に発揮するため、協定を締結した集落に対して交付金を交付するものです。

[交付額] 53,848,070円

[国費] 26,924,012円

[県費] 13,461,983円

[町費] 13,462,075円

[協定面積] 4,277,571㎡(田:440,606㎡ / 畑:3,836,965㎡)

[集落協定] 62集落

[参加農家] 514戸

【7. 多面的機能支払交付金事業】

[事業目的] 過疎化・高齢化する地域において、地域資源が適切に保全管理され、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等、農業の有する多面的機能を適切に維持・発揮するため、活動組織に対して交付金を交付するものです。

[交付額] 10,821,064円

[国費] 5,410,331円

[県費] 2,705,165円

[町費] 2,705,568円

[協定面積] 28,220a(田:6,340a / 畑:21,880a)

[集落協定] 16集落

[参加農家] 479戸(団体含む)

【8. 経営所得安定対策】

[事業目的] 食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域の再生、農業経営の安定を目的とし、経営所得安定対策を実施するものです。

[交付者数] 水田活用の直接支払交付金 59名

[交付額] 水田活用の直接支払交付金 2,679,850円(国から直接交付)

[事業費] かつらぎ町農業再生協議会業務委託料 720,305円

【9. 環境保全型農業直接支払事業】

[事業目的] 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動の増進を図るため、特別栽培及び有機栽培等に取り組む農業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

[交付額] 690,700円

[国費] 345,350円

[県費] 172,675円

[町費] 172,675円

[実施団体] 2団体

[対象面積] 589a

【10. 農業振興地域における町整備計画の管理】

[事業目的] 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定に基づき策定された農業振興地域整備計画は、農業の振興を図るべき地域において土地の農業上の有効利用と農業近代化のため、施策を計画的に推進することを目的として策定されたものであり、この整備計画の達成を図り、定められた内容を保全し、計画的に実施を行うとともに整備計画の管理を図るものです。

[計画変更] (令和2年度変更完了分)

農用地区域への編入件数 : 0件

・編入面積 : 0㎡

農用地区域からの除外件数 : 13件

・除外面積 : 39,198.12㎡(田 : 3,612㎡ / 畑 : 3,5586.12㎡)

軽微変更の件数 : 2件

・除外面積 : 0㎡

・用途変更面積 : 53㎡

【11. 農業人材力強化総合支援事業】

[事業目的] 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する資金を交付するものです。

[交付額] 19,500,000円(国費)

[交付者数] 交付継続者数 14名

交付終了者数(交付期間満了) 29名

交付中止者数(交付期間途中) 2名

[新規就農者数] 町把握 5名

【12. 次世代野菜花き産地パワーアップ事業】

[事業目的] 農業協同組合が策定する「野菜花き産地構造計画」に基づき、収益性向上のための施設整備や消費拡大活動など、ハード事業及びソフト事業を総合的に支援することで野菜花き産地の拡大と活性化を図るため、次世代野菜花き産地パワーアップ事業を実施する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

[事業費] 17,137,613円

[県費] 5,267,000円(直接交付)

[町費] 5,267,000円

[その他] 6,603,613円

[実施件数] 3団体(8戸)

【13. 移住・交流推進事業】

[事業目的] 移住・交流事業を実施することで、本町の特色をアピールするための啓発活動を行うなどして、町と各地域で連携しながら移住希望者が町内に居住したいと思えるような体制を整えます。

[事業内容] 移住フェア相談用のパンフレット、チラシ作製等。

[事業費] 146,025円

[町費] 146,025円

【14. 地域振興施設管理事業】

[事業目的] 本町は、地域振興施設として「道の駅」を開設し、町内の豊富な地域資源を活用して、交流人口の拡大と農業所得の向上、地域のにぎわいの創出を図ることを目的として運営をしており、その概要は次のとおりです。

(レジ通過人数)

施設名称 【指定管理者】	物産販売	レストラン	計
道の駅 かつらぎ西(上り) 【(株)まちづくり かつらぎ】	138,449人	46,669人	185,118人
道の駅 くしがきの里 【(株)セイコーグループ】	131,174人	30,891人	162,065人

《林業関係》

令和2年度における、かつらぎ町内山林での間伐施業実施面積は176.27ヘクタールであり、前年度実績の151.9ヘクタールと比較して増加しています。引き続き、今後の展望として間伐施業等の面積を確保し、町内森林環境の保全を図り、山林災害の予防に努めていきます。

【1. 林業担い手社会保障制度等充実対策事業】

① 林業社会保険制度加入促進事業

林業事業体の体質強化を図るとともに、林業労働者の社会保障の充実、新規参入者の確保や長期雇用定着を促進させるため、補助金を交付しました。

林業社会保険制度加入促進事業補助金 2,084,700円(補助先 かつらぎ町森林組合)

事業費 3,474,500円

町費 2,084,700円

(うち県補助 694,900円)

その他 1,389,800円

② 中小企業退職金共済事業

中小企業退職金共済事業補助金 1,044,000円(補助先 かつらぎ町森林組合)

事業費 2,844,080円

町費 1,044,000円

(うち県補助 288,000円)

その他 1,800,080円

② 林業労働者任意災害補償保険助成事業

林業労働者に対する労災補償のより一層の充実を図るため、林業事業体の任意災害補償保険への加入を促進させるため、補助金を交付しました。

林業労働者任意災害補償保険助成事業補助金 68,140円(補助先 かつらぎ町森林組合)

事業費	90,855円
町費	68,140円
(うち県補助)	22,713円)
その他	22,715円

【2. 森林再生統合整備事業】

和歌山県が定めている森林ゾーニングに則り、その中の経済林を対象として施業を進めたために、間伐流通、木材搬出が困難な森林での切り捨て間伐(経済林対象)、森林組合が行う森林環境保全整備事業について補助しました。

① 間伐材流通支援

かつらぎ町産間伐材の販売量を向上させ、間伐を促進することにより山林の荒廃を解消し、地球温暖化防止及び災害防止を図るため、かつらぎ町内の山林からの間伐材搬出に対して補助金を交付しました。

間伐材流通支援補助金	3,287,500円(補助先 かつらぎ町森林組合)
事業費	3,297,397円
町費	3,287,500円
その他	9,897円
搬出材積	2,630m ³

② 森林環境保全整備事業支援

森林の総合的機能の発揮と山村社会の発展に資するため、森林整備事業に対して補助金を交付しました。

森林環境保全整備事業支援補助金 8,374,100円(補助先 かつらぎ町森林組合)

事業費	83,741,000円
県費	33,496,400円
町費	8,374,100円
その他	41,870,500円

③ 作業道の復旧支援

災害等により作業道が使用できなくなってしまう、森林施業が停滞することを防ぐため、作業道の復旧事業に対して補助金を交付しました。

作業道復旧支援補助金 1,715,000円(補助先 かつらぎ町森林組合)

事業費	3,651,255円
町費	1,715,000円
その他	1,936,255円

【3. 環境林基盤整備事業補助金】

和歌山県が定めている森林ゾーニングに則り、その中の環境林を対象として施業を進めるために、木材搬出が困難な森林での切り捨て間伐(環境林特化)や風倒木等の除去等を通じた作業道の復旧等について補助するものです。

① 切り捨て間伐支援

水源林等奥地林などにおいて、搬出間伐が困難な森林の切り捨て間伐を行い、下層植生が豊かな森林へ

誘導し、洪水及び濁水を緩和し、並びに山地災害等に強い森林をつくるため、切り捨て間伐事業に対して補助金を交付しました。

切り捨て間伐支援補助金 9,945,000円(補助先 かつらぎ町森林組合)

事業費	9,979,960円
町費	9,945,000円
その他	34,960円

②作業道の復旧支援

災害等により作業道が使用できなくなってしまう、森林施業が停滞することを防ぐため、作業道の復旧事業に対して補助金を交付しました。

作業道復旧支援補助金 1,504,400円(補助先 かつらぎ町森林組合)

事業費	5,015,000円
町費	1,504,400円
その他	3,510,600円

【4. 森林管理意向調査等業務委託】

①森林管理意向調査

1. 目的・概要

平成31年4月から新たな森林管理システムが始まり、経営管理がされていない人工林の私有林において、自ら経営管理を行う意向があるか調査を実施しました。

調査地域: 四邑地域

- ・調査対象: 調査地域内の山林所有者
- ・調査対象者数: 256人
- ・調査方法: 郵送による配布、郵送による回収
- ・調査時期:

1回目 令和3年2月19日(金)(締め切り 令和3年3月5日(金)) 発送数256通

2回目 令和3年3月15日(月)(締め切り 令和3年3月31日(火)) 発送数 87通

※2回目については、1回目に回答が得られなかった方を対象に発送

・調査項目:

所有森林のこれまでの経営や管理、今後の経営や管理の意向等について

2. 成果等

- ・返信数: 194人(155人(1回目)、39人(2回目))
- ・返信率: 75.8%

意向調査における「所有森林の今後の経営や管理の意向」について、約7割の方が「町に経営や管理を委ねることを検討したい」と回答がありました。令和3年度は、これを受け現地調査等を行い、経営管理を行うべきと判断した森林について、経営管理集積計画を定めます。

②経営管理集積計画案の作成

1. 目的・概要

平成31年度に実施した意向調査の回答において所有者から経営管理を希望された森林について、現況調査を行い、経営管理集積計画案を作成しました。

- ・経営管理集積計画案作成地域: 滝、東谷、短野地区の一部地域
- ・対象面積: 94ha
- ・対象筆数: 162筆

2. 成果等

- ・経営管理集積計画案作成数:43
- ・作成面積:92.3ha
- ・作成筆数:161筆

【5. 森林整備地域活動支援推進事業費】

森林整備地域活動支援交付金制度は、森林の有する多面的機能(国土保全、水源かん養、地球温暖化防止等)の持続的な発揮の確保を図る観点から、森林施業の実施に不可欠な森林現況調査等の地域活動を確保することを目的とした支援策であり、この交付で地域活動が積極的に実施され、適切な森林施業が行われることにより、森林整備が促進されました。

森林整備地域活動支援交付金 3,656,000円(補助先 かつらぎ町森林組合)

事業費	3,656,000円
町費	3,656,000円
(うち国補助	1,828,000円
県補助	914,000円)

【6. 地域おこし支援事業費】

総務省による地域おこし協力隊制度を活用して、町が都市住民を受け入れ、山村地区の地域おこし協力隊として委嘱するものです。

1. 目的

一定期間(最長3年)農林業の応援、環境保全活動、住民の生活支援、地区との連携・協力などの各種地域協力活動に従事しながら、当該地域への定住・定着を図っていきます。

2. 事業の概要

各地域の特色ある活動の支援をしながら、地域内にある魅力や活用できる資産の洗い出しを行うと共に、地域独自のブランド化と活性化を図り、また地域になじんだ協力隊員を皮切りとして定住者促進に繋がります。

3. 成果等

令和2年度においては、天野、新城、花園の3地域各1名の計3名で活動していたが、新城地域隊員が6月に一身上の都合により除隊、また花園地域において、花園地域隊員として11月から1名を新規に任命しました。

事業費	9,267,396円
町費	9,267,396円

《商工関係》

【1. 商工振興】

かつらぎ町の商工振興の主な事業として起業支援補助金があり、起業を後押しすることで町内産業の活性化、雇用の促進、移住定住を促進しています。また、起業の支援を行うだけでなく、相談を通して、商工会などとも連携し様々な制度について情報提供を行っています。令和2年度においては多数の起業相談があり、起業支援補助金の活用をした創業の支援も行いました。今後も起業希望者に寄り添いながら相談を受け、後押しをしていきます。

また、各種団体・町内事業者等との連携を密にし、さらなる現状把握に努め、町内産業の振興に取り組みます。

1. かつらぎ町商工会補助金

商工会は町内商工業の振興を目的に中立の立場で、町内小規模事業者の経営・金融等の指導・助言を行っています。

商工会に在籍している経営及び記帳指導員雇用のために補助金を交付し、商工会との連携を密にし、町内事業者の振興に努めました。

補助金交付額	10,250,000円
商工会決算額	68,144,985円

・商工会の支出内訳

補助対象職員設置費	21,457,543円	給与、諸手当等
指導事業費	8,585,981円	指導事業費等
持続化給付金サポート事業費	2,716,806円	給与、諸手当等
伴走型推進事業費	167,200円	伴走型小規模事業者支援推進事業費
地域総合振興事業費	5,729,164円	総合振興費、特産品開発事業費等
管理費	20,727,507円	職員給与、諸手当等
資産取得支出	0円	器具備品支出
引当費	7,850,000円	アンテナショップ管理及び運営引当等
剰余金	910,784円	

・商工会会員数

(業種別会員数)

区分	会員数	比率%	区分	会員数	比率%
建設業	96	19.4	飲食・宿泊業	30	6.0
製造業	96	19.4	サービス業	77	15.6
卸小売業	164	33.1	その他	32	6.5
			合 計	495	100.0

(地区別組織別会員数)

地区名	個人	法人	会員数	増	減	比率%
妙 寺	118	48	166	3	2	33.5
大 谷	35	4	39	1	1	7.9
笠 田	103	40	143	8	6	29.0
見 好	74	20	94	1	3	19.0
四 郷	14	3	17	0	0	3.4
花 園	10	2	12	0	0	2.4
その他	15	9	24	2	0	4.8
合 計	369	126	495	15	12	100.0

2. 創業支援等事業

産業競争力強化法に基づき、地域の創業を促進させるため、九度山町、高野町と共同による創業支援等事業計画を策定し、認定を受けています。

創業支援等事業計画は、3町と創業支援等事業者(かつらぎ町商工会、九度山町商工会、高野町商工会、(株)日本政策金融公庫和歌山支店)及び支援機関が連携し、それぞれの機関が持つ専門性を活用し、創業者の支援を行っています。

(1) 起業支援事業補助金

起業支援事業の実施により、産業の活性化を目指し、町内での起業を考えて町内に移住・定住する個人

(20歳～50歳未満)又は町内に事業所等を設置する法人を対象とし、申請を受理した者に対して審査会を開催し、交付決定者に最長3年間で上限500万円(補助対象経費の4分の3以内)の補助金を交付するものです。

交付決定件数	3件
交付決定額	14,396,000円

【2.無料職業紹介所】

求職者と求人者の情報を収集し、町内事業所で働きたい方を対象に町内や通勤可能地域の求人情報を提供しています。求人・求職の要望に沿った人材・仕事のあっせんを目指し、就業・雇用機会の拡大を図っています。

また、関係機関と連携し、ハローワーク橋本及びハローワーク泉大津の求人情報を町のホームページに掲載するなど情報提供を行っています。

求人数	6件
求職数	1件
就職件数	0件

【3.産業まつり】

令和2年度の産業まつりは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催されませんでした。

【4.消費者行政】

地方消費者行政推進事業

交付金を活用し、効率的・効果的に事業を推進し、消費者行政の充実を図るものです。

総事業費 250,364円

(1) 消費生活相談体制整備事業

サービスの多様化や高度な情報化の発展により、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、それに伴い、様々な商品が開発・提供され、利便性が向上する一方で、悪質商法や特殊詐欺等の手口が複雑かつ巧妙化しているため、被害の未然防止に努め、窓口での相談受付に加え、月1回の専門相談員による相談会を開催しています。

事業費 148,320円

相談受付件数 27件(内 専門相談員受付件数3件)

相談内容 架空請求(架空請求ハガキの送り付け、サイト未払金請求)、通信サービス(携帯電話契約、電話回線の電話勧誘)、健康関連商品(健康関連商品の購入トラブル)、「アポ電」と思われる不審な電話等

(2) 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)

ア 啓発用物品印刷製本費等

事業費 10,434円

イ 自動通話録音機貸与事業

事業内容 自動通話録音機を無償貸与し、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害や悪質商法による消費者被害の未然防止をするものです。

対象者 町内在住の満65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者。

事業費 71,610円

【5.高齢社会対策】

少子高齢化が進む中で、高齢者が多様な形で社会参加し、生きがいを見出し、福祉の増進を図る事が求められています。

かつらぎ町シルバー人材センターは、原則60歳以上の健康な高齢者がこれまでの経験や知識、技術を活かして働くことにより、生きがいの充実・福祉の増進を目指して活動しています。

シルバー人材センターに補助金を交付し、センターの目的達成を補助し、高齢者の社会参加を促進しました。

補助金交付額	7,280,000円
シルバー人材センター決算額	67,290,260円

・シルバー人材センターの支出内訳

事業費	65,400,805円
管理費	1,889,455円
支出合計	67,290,260円

・シルバー人材センターの活動内容

会員数	165名
受注件数	820件
就業延実人数	2,594人
就業率	73.9%
契約金額	53,835,179円

・就業開拓事業(職群別)契約金額

区分	金額
技術群(経理事務)	0円
技能群(植木剪定)	9,153,537円
事務整理群(伝票整理)	59,422円
管理群(やすらぎ体力フロー)	566,546円
折衝外交群(店番)	3,961,846円
一般作業群(農作業・草刈・草引き・選果場)	39,867,074円
サービス群(斎場)	226,754円
合計	53,835,179円

【6. 新型コロナウイルス感染症対策関連事業】

新型コロナウイルス感染症対策関連事業として、町民の暮らしと事業者の経営継続の支援を目的に緊急的な事業を実施しました。

(1) かつらぎ町応援クーポン券発行事業(経済応援)

事業内容 令和2年6月28日に、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが落ちた町内産業の振興を目的として、1人あたり5,000円のクーポン券の配布を実施しました。

事業対象 16,499人(基準日:令和2年6月15日)

事業費 87,962,468円

(2) 地域経済活性化クーポン券発行事業

事業内容 令和2年10月25日に、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ店舗・事業所の

売上増、地域経済の活性化を目的として、1人あたり10,000円のクーポン券の配布を実施しました。

事業対象 16,431人(基準日:令和2年10月1日)

事業費 170,582,199円

(3) 事業者応援給付金

事業内容 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業自粛などにより大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を給付することで、事業の継続を支援しました。

事業対象 町内事業者の事業継続を支援するため、一定以上の売上減少があった334事業者に対し応援給付金を給付しました。

事業費 87,012,308円

(4) 事業者応援補助金

事業内容 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響を受けている町内の中小事業者等が行う、売り上げ向上や感染拡大防止策などの取り組みに対して支援を行いました。

事業対象 感染症まん延防止や新たな事業への取り組み、従業員や来客者の安心・安全確保を実施した105事業者に補助金の交付を実施しました。

事業費 33,716,087円

《観光関係》

観光客数は、宿泊、日帰り客共に減少している。今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出の自粛、イベント等の中止などにより、多人数での活動が制限される中、個人や家族向けのアウトドアやトレッキング等の情報発信を行いました。また、令和2年6月に東谷地区の堀越観音や、大畑地区の葛城蔵王権現社などが日本遺産「葛城修験」の構成資産に認定されました。

かつらぎ町観光協会では、日本遺産「葛城修験」をテーマとして構成資産のある地域において意見交換会を実施しました。

【1. 観光客数】(観光客動態調査より)

(1) 宿泊・日帰り別

・ 宿 泊	25,504人	(対前年比 65.3%)
・ 日 帰 り	1,210,946人	(対前年比 85.1%)
・ 合 計	1,236,450人	(対前年比 84.6%)

(2) 観光客の主たる目的別種別内訳

・ 農産物直売所	840,769人	(対前年比 90.7%)
・ 温泉、休養	135,670人	(対前年比 76.5%)
・ スポーツ、ハイキング等	90,355人	(対前年比 92.1%)
・ 世界遺産関連	69,965人	(対前年比 81.8%)
・ まつり、イベント	0人	(対前年比 0%)
・ 観光農園	1,760人	(対前年比 13.0%)

【2. 観光イベントなどでのPR活動】

- (1) 道の駅、笠田駅観光案内所、各直売所等でのパンフレット配布
- (2) 観光情報誌広告掲載、ラジオ等での宣伝活動
- (3) かつらぎ町のPR活動

【3. 観光地所在市町・関連団体との連携】

(1) 高野山麓ツーリズムビューロー(DMO)への参画

高野山麓ツーリズムビューロー(DMO)は、かつらぎ町へ新しい人の流れを作るため、地方公共団体だけではなく観光関連事業者と連携して設立された社団法人であり、世界文化遺産に登録された文化資源や、地域資源を活用し着地型観光事業を実施することにより交流人口の増加を目指します。

本年度は、当該団体の団体特別会員として参画し、現地でのイベントや雑誌への掲載などの観光プロモーション事業を行うと同時に観光客動態調査を実施し、観光客のニーズ調査を行いました。

[会費 100,000円]

ア 観光プロモーション事業

- ・初めての体験 世界遺産「高野参詣道」を歩く

女性をターゲットとしたウォークツアーを企画しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。(開催予定日:令和2年4月11日)

- ・世界遺産高野参詣道 ご神犬と祈りの道を歩こう

丹生都比売神社の神話から「ご神犬」に焦点を当てたウォークツアーを、感染対策をしたうえで、橋本伊都広域観光協議会と連携し実施しました。(開催日:令和2年11月21日)

- ・語り部と歩く祈りの道(町石道3分割語り部付きコース)

高野山麓世界遺産アクセスバスと連携し、町石道を「慈尊院～丹生都比売神社」「丹生都比売神社～矢立」「矢立～中門」の3コースに分割することで初心者でも参加しやすい語り部の案内つきツアーを実施しました。

(開催日:令和2年9月26日(土)・27日(日)/10月25日(日)31日(土)/11月22日(日)28日(土))

- ・在住外国人へのプロモーション

在住外国人へのPRとして雑誌に刀鍛冶の記事を掲載し、PRを行いました。

[委託費 999,966円]

イ 観光客動態調査

- ・日本人観光客向け 観光施設留め置き調査及び宿泊施設留め置き調査 563件
- ・在日外国人向けインターネット調査 104件

[委託費 883,654円]

(2) 紀の川みち広域観光連絡協議会

- ・インスタグラムフォトコンテスト

[紀の川みち広域観光連絡協議会負担金 51,000円]

(3) 橋本・伊都広域観光協議会

ア プロモーション活動

- ・HP「高野山麓いと楽し」による情報発信
- ・高野山麓広域エリアPRパンフレットデータ作成(R1～R2)

イ“世界遺産 高野参詣道”のブランド力向上

- ・世界遺産高野参詣道トレッキング連絡会

世界遺産高野参詣道トレッキングガイド作成

- ウ 高野山麓世界遺産アクセスバス連絡協議会

高野山麓世界遺産アクセスバス運行(R2.9.12～R2.11.29)

[橋本・伊都広域観光協議会負担金 920,000円]

- (4)かつらぎ町観光農園連絡協議会

- ・観光農園パンフレット「かつらぎフルーツ王国」作成

- ・観光協会 HP 内「観光農園」HPリニューアル

[観光農園連絡協議会補助金 70,000円]

- (5)かつらぎ町平和祈念協会

令和2年度については、平和祈念祭が新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催されなかったため、補助金の支出はありません。

- (6)有田川漁業協同組合

- ・あゆ、あまご種苗放流

[有田川漁業協同組合補助金 300,000円]

【4. かつらぎ町観光協会】

- (1) イベント

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集客イベントは中止しました。三谷坂トレッキングについては、トレッキングイベントは中止としたものの、実行委員会とともに「三谷坂トレッキング」パンフレットを作成し、いつでも、誰とでも、一人でも歩ける三谷坂としてPRしました。

- (2)情報交換会

- ・日本遺産 葛城修験～堀越編～

令和2年12月12日 参加者 12人

- ・日本遺産 葛城修験～丹生都比売神社編～

令和3年3月6日 参加者 15人

- ・日本遺産 葛城修験～神野編～

令和3年3月28日 参加者 12人

- (3) その他

- ・ホームページの更新

- ・雑誌社やウェブサイトへの情報提供

- ・道の駅や観光案内所等へのパンフレットの配架

- ・観光振興業務委託(NPO 法人かつらぎフルーツ王国振興公社)

- ・Facebook、インスタグラムからの情報発信

- ・テレビ取材への協力

[かつらぎ町観光協会補助金 540,000円]

【5. 観光施設の整備及び維持管理】

- (1)公園・トイレ等の維持管理

紀の川万葉の里公園、道の駅「紀の川万葉の里」・柿の茶屋・堀越・町石道神田等の各公衆トイレ、船岡山駐車場等について、管理を委託しました。

【6. NPO法人かつらぎフルーツ王国振興公社】

(1) NPO 法人かつらぎ町フルーツ王国振興公社補助金

特産品やキャラクターグッズ等の販売、および県内外のイベントでの観光PRや販路開拓等の事業を実施しました。

また、公社運営に対して補助金を交付しました。

かつらぎフルーツ王国振興公社補助金	9, 112, 500円
〃 決算	60, 266, 547円

(2) 農産物集積業務委託

生産者の収益向上やそれに伴ういきがいつくり等につなげることを目的に、高齢者等の出荷困難者の農産物を集積し販売する事業を実施しました。

[農産物集積業務委託料 1, 837, 968円]

令和2年度 事業概要報告書

〈農林業施設関係事業〉

農林業施設関係事業を下記のとおり施工しました。
 なお、事業別明細は別紙のとおりです。

事業名	件数	事業費
	件	円
国営造成施設管理体制整備促進事業(負担金)	1	833,927
農林業基盤整備単独事業(資材補助)	17	7,687,000
農林業基盤整備単独事業	2	1,176,450
林道維持管理単独事業	4	3,346,475
農山漁村地域整備交付金事業	1	26,953,134
現年発生農地補助災害復旧事業	2	5,223,208
現年発生農業用施設補助災害復旧事業	4	9,462,969
現年発生林道単独災害復旧事業	9	999,240
合計	40	55,682,403

【事業別明細】

【国営造成施設管理体制整備促進事業(負担金)】

事業の目的

農業水利施設の持つ多面的機能の発揮について、地域の適切な取組を促進する観点から、県が市町村と連携し、国営造成施設等を管理する土地改良区及び土地改良区連合を対象に、管理体制の整備を図ります。

事業主体 和歌山県

・令和2年度事業費負担金 833,927円

・補助率 国 50% 県 25% 町 25%(関係市町村の受益面積割合)

紀の川連合地区

事業費 10,556,750円

内かつらぎ町負担金 634,148円

紀の川用水地区

事業費 1,346,750円

内かつらぎ町負担金 199,779円

【農林業基盤整備単独事業】

1. 各地区農道等工事(資材補助)

事業の目的

農林業基盤の整備、災害の防止、農林業生産性の向上等を図るため、町内で受益者が共同又は団体で行う土地基盤整備事業(受益戸数2戸以上の農林業道路で概ね幅員2m以上の新設改良及びかんがい排水施設の新設改良)経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

農道	6件	1,652,000円
水路	10件	5,906,000円
ため池	1件	129,000円
計	17件	7,687,000円

2. 各地区農道等維持補修工事(一定要件農道等の維持補修)

水路	1件	296,450円
ため池	1件	880,000円
計	2件	1,176,450円

【林道維持管理単独事業】

事業の目的

森林の健全な育成を図るため、林道等の維持管理を行い林業振興及び林道周辺の自然環境の保全に資するものです。

林道舗装補修・崩土除去等工事 4件 3,346,475円

【農山漁村地域整備交付金事業】

事業の目的

林道区域内の森林施業を適切・計画的に行うため、林道改良(法面保護)を実施し、林道関係者の通行の安全、法面崩壊の未然防止を図ります。

・令和2年度事業費	26,953,134円
補助対象事業費	12,644,000円
補助対象外	14,309,134円
補助率	国 30% 県 5%

【災害復旧事業】

事業の目的

異常な天然現象によって被災した農地、農業用施設、林道施設等を原形に復旧します。

・令和2年度事業

2年災 農地(補助分)	3,069,000円(工事費)
(町単分)	2,138,400円(委託料)
	15,808円(需用費等)

施行箇所 2件
補助率 93.1%

2年災 農業用施設(補助分)	9,415,890円(工事費)
	47,079円(需用費等)

施行箇所 4件
補助率 97.6%

2年災 林道(町単分)	999,240円(工事費)
施行箇所 9件(道路)	

<土木建設関係事業>

土木建設関係事業を下記のとおり施工しました。
 なお、事業別明細は別紙のとおりです。

事業名	件数	事業費
	件	円
道路・橋梁維持修繕事業	55	51,784,738
長寿命化修繕事業	5	29,165,448
道路新設改良事業	12	29,817,374
辺地対策事業	1	41,331,932
過疎対策事業	1	30,384,056
社会資本整備総合交付金事業	1	68,416,355
下排水路整備事業	3	2,945,800
河川整備事業	4	32,733,051
公園事業	1	17,209,828
かつらぎ西部公園整備事業	1	159,651,277
公営住宅管理事業	87	16,499,895
定住促進住宅管理事業	35	9,028,123
公的賃貸住宅管理事業	1	79,781
木造住宅耐震化促進事業	13	3,962,000
公営住宅等整備事業	1	101,983,440
公営住宅等ストック総合改善事業	1	1,540,000
現年発生公共土木施設補助災害復旧事業	11	58,146,049
現年発生公共土木施設単独災害復旧事業	44	5,517,386
合 計	277	660,196,533

【事業別明細】

【道路・橋梁維持修繕事業】

事業の目的

生活道路である、町道等の維持管理を行い交通の安全確保と生活環境の向上を図ります。

・令和2年度事業費(道路・橋梁)		51,784,738円
各地区道路維持修繕	54件	23,752,074円
橋梁維持	1件	165,000円
町道草刈業務委託	65件	16,229,454円
除雪・融解作業委託	8件	5,544,000円
その他(委託料)		3,384,128円
その他(事務費等)		2,710,082円

【長寿命化修繕事業】

事業の目的

橋梁の長寿命化、維持費用のコスト縮減及び道路交通の安全性向上を図ります。

・令和2年度事業費(橋梁他)		16,142,548円
補助対象事業費	2件	15,898,900円
補助率 国		58.3%
・平成31年度繰越事業費(橋梁他)		13,022,900円
補助対象事業費	3件	13,020,584円
補助率 国		58.3%

【道路新設改良事業】

事業の目的

日常生活において道路幅員が狭く不便していることから、関係者の協力の上、道路改良を行い交通の安全性の確保を図ります。

・令和2年度事業費		29,817,374円
各地区道路改良等	12件	29,817,374円

【辺地対策事業】

事業の目的

狭隘や落石で大変苦慮している生活道路について、改良することにより利便向上及び地場産業の振興等を図ります。

・令和2年度事業費		1,104,932円
・平成31年度繰越事業費		40,227,000円

【過疎対策事業】

事業の目的

道路交通網を拡充することにより、住民生活の利便性向上と安全性の確保を図ります。

・令和2年度事業費		12,004,856円
・平成31年度繰越事業費		18,379,200円

【社会資本整備総合交付金事業】

事業の目的

主要幹線道路であるが、幅員が狭小であることから主要道路としての機能が損なわれているため、改良工事を実施して交通需要と地域住民の安全を図ります。

・令和2年度事業費	24,053,479円
補助対象事業費	10,000,000円
補助対象外	199,921円
その他(人件費等)	13,853,558円
補助率 国	58.3%、53%
・平成31年度繰越事業費	44,362,876円
補助対象事業費	42,874,880円
補助対象外	1,487,996円
補助率 国	58.3%

【下排水路整備事業】

事業の目的

排水路の、氾らん・浸水対策の為、改修及び修繕を行い、安全性の確保を図ります。

・令和2年度事業費	2,945,800円
各地区下排水路改修・修繕等	3件 2,945,800円

【河川整備事業】

事業の目的

管理河川の護岸修繕及び浚渫を行い、日常生活の安全性の確保を図ります。

・令和2年度事業費	32,733,051円
各地区河川浚渫・修繕等	4件 6,751,745円
その他(委託料等)	18,626,532円
内水対策河床整備事業	7,354,774円

【公園事業】

事業の目的

各都市公園の維持管理を行い、利用者の安全確保を図ります。

・令和2年度事業費	17,209,828円
・施工箇所 妙寺駅前公園他	
各都市公園修繕	400,290円
各都市公園維持管理委託費	680,000円
その他(人件費他)	16,129,538円

【かつらぎ西部公園整備事業】

事業の目的

町民の世代間交流を促進し、体力づくりの推進、健康の増進等を目的として紀の川流域下水道伊都処理場付近に都市公園の整備を図ります。

・令和2年度事業費	39,381,035円
補助対象事業費	19,866,548円
補助対象外	19,514,487円
補助率 国 50%	
・平成31年度繰越事業費	120,270,242円
補助対象事業費	105,913,652円
補助対象外	14,356,590円
補助率 国 50%	

【公営住宅管理事業】

事業の目的

公営住宅の維持管理を行い入居者の生活環境の向上を図ります。

・令和2年度事業費	16,499,895円
各地団地維持補修	
工事費 31件	5,956,632円
修繕費 56件	1,710,348円
その他(借地料他)	8,832,915円

【定住促進住宅管理事業】

事業の目的

桜ヶ丘定住促進住宅の維持管理を行い入居者の生活環境の向上を図ります。

・令和2年度事業費	9,028,123円
維持補修	
工事費 16件	5,321,151円
修繕費 19件	689,116円
その他(需用費他)	3,017,856円

令和2年度末 入居戸数 (令和3年3月31日時点)

	1号館	2号館
入居戸数 (管理戸数)	17戸 (20戸)	29戸 (39戸)

【公的賃貸住宅管理事業】

事業の目的

公的賃貸住宅の維持管理を行い入居者の生活環境の向上を図ります。

・令和2年度事業費	79,781円
その他(需用費他)	79,781円

【木造住宅耐震化促進事業】

事業の目的

木造住宅の地震に対する安全性の向上、地震に強いまちづくりを図ります。

・令和2年度事業費		3,962,000円
耐震診断	9戸	432,000円
設計改修補助	3戸	3,498,000円
設計審査	1戸	32,000円

【公営住宅等整備事業】

事業の目的

町営住宅の建替えを実施することにより、入居者の安全性及び快適性の向上を図ります。

・令和2年度事業費		101,983,440円
住宅性能評価申請業務委託料		594,000円
工事費		100,630,000円
その他(役務費他)		759,440円
施工箇所	妙寺団地	
補助率	国 50%	

【公営住宅等ストック総合改善事業】

事業の目的

町営住宅の住環境整備及び建物の長寿命化を図ります。

・令和2年度事業費		1,540,000円
耐震診断業務委託料		1,540,000円
・実施箇所	大谷団地	
・補助率	国 50%	

【現年発生公共土木施設補助災害復旧事業】

事業の目的

災害箇所の復旧を行い、交通の利便及び安全性の確保を図ります。

・令和2年度事業費		58,146,049円
各地区道路	11件	52,011,300円
その他(委託料等)		6,134,749円

【現年発生公共土木施設単独災害復旧事業】

事業の目的

災害箇所の復旧を行い、交通の利便及び安全性の確保を図ります。

・令和2年度事業費		5,517,386円
各地区道路・崩土取除等	44件	5,517,386円

《消防関係》

【1. 火災、救助出動及び救急出動の発生状況(R2. 1. 1~R2. 12. 31)】

(1) かつらぎ町内の火災

火災 種別 区分	発 生 件 数	焼 損 面 積 建 物 / m ² 林 野 / a	損 害 見 積 額 (千 円)	罹 災 状 況		死 傷 者 数	
				世 帯 数	人 員	死 者	負 傷 者
建 物	5	472.83	33,032	3	7	1	
林 野	0						
車 両	1		83				1
そ の 他	5						
合 計	11		33,115	3	7	1	1

火災 種別 区分	消 防 車 両 出 動 台 数		出 動 人 員		焼 失 程 度 (棟)			
	消 防 署	消 防 団	消 防 署	消 防 団	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や
建 物	17	36	59	374	3		3	
林 野								
車 両	2	3	7	21				
そ の 他	11	10	39	97				
合 計	30	49	105	492	3		3	

(2) 救助出動

事 故 種 別 区 分	伊都消防本部総出動件数				かつらぎ町内出動件数			
	出 動 件 数	出 動 台 数	出 動 人 員	救 助 員	出 動 件 数	出 動 台 数	出 動 人 員	救 助 員
交 通 事 故	13	36	93	11	7	21	49	3
機 械 事 故	1	3	7	1	1	3	7	1
火 災 事 故	1	3	8	2				

水難事故								
建物事故								
ガス及び酸欠事故								
爆発事故								
自然災害 事故								
その他の事故	10	28	79	7	5	14	41	4
合計	25	70	187	21	13	38	97	8

(3) 救急出動

事故種別区分	伊都消防本部総出動件数		かつらぎ町内出動件数	
	出動件数	搬送人員	出動件数	搬送人員
火災	13	2	8	1
自然災害				
水難事故				
交通事故	110	111	75	72
労働災害	21	21	17	17
運動競技	3	3	2	2
一般負傷	295	279	160	152
加害事故	4	4		
自損行為	14	9	9	6
急病	1,043	955	526	476
その他	161	149	74	69
合計	1,664	1,533	871	795

【2. 消防力、消防施設等の整備状況】

(消防団資機材)

小型動力ポンプ(3台) 4,577,100円

(消防納庫)

第4分団(四郷)の機動隊納庫の新築を行いました。 34,386,000円

(消火栓設置)

新設を1基、布設替を2基行いました。 1,936,000円

(備蓄食糧購入事業)

528,940円

2,000食の非常食を購入し備蓄食糧10,000食を維持しました。さらに、新たに乳幼児用の液体ミルク96本の購入を行いました。災害発生時に早急に対応できるよう、避難所16ヵ所へ分散備蓄を行いました。今後も賞味期限の管理を行い、非常食の不足が生じないよう順次購入を行うとともに、備蓄食糧の増加に努めます。

(救助資機材購入補助金)

684,000円

災害に備え、自主防災組織単位において救助資機材等の整備費の補助を行いました。今後も各自主防災組織への補助事業の周知活動を行い防災力の向上に努めます。

(防災情報伝達システム整備事業)

141,510,600円

令和3年度から運用予定の防災行政無線の防災ラジオ(標準型 6,832台・文字表示付き180台)を購入しました。運用開始に向けて、防災ラジオの全世帯への配布及び管理台帳の整備に努めます。

【3. 消防団の活動状況】

(1) 紀の川水系樋門等操作訓練及び講習会参加(令和2年5月29日)

町内各樋門担当者が14か所の樋門において、操作訓練及び情報伝達訓練を実施しました。

(2) 新入団員訓練実施(令和2年6月13日)

伊都消防署において、新入団員訓練を実施しました。新入団員25名が受講しました。

(3) 秋季全国火災予防運動の実施

令和2年11月9日から一週間全国一斉に展開され、団本部及び各分団において、防火啓発並びに巡回を実施しました。

(4) 年末夜警特別警戒の実施(令和2年12月26日から12月30日)

令和2年12月26日から、町内全消防団において、防火啓発並びに夜警を実施しました。

(5) 無線通信訓練の実施(令和3年1月30日)

災害時において孤立の可能性がある地域と、防災センター及び県防災企画課との被害状況等情報伝達通信訓練を行いました。

(6) 春季全国火災予防運動の実施

令和3年3月1日から一週間全国一斉に展開され、団本部及び各分団において、防火啓発、消防水利の点検、各家庭の消火器点検、防火広報並びに巡回を実施しました。

【4. 自主防災組織の活動状況】

町内に69の自主防災組織があり、令和2年度事業として、令和2年6月に自主防災組織連絡協議会総会を書面開催し、前年度の事業報告及び令和3年度の事業計画について報告・決議を行いました。各自主防災組織では、研修会や救助資機材等の点検、整備を行っており、今後も、自主防災組織の組織力を高めるための研修会や訓練等の更なる取り組みが必要です。

《教育委員会会議関係》

1 会議は7回招集し、案件は77件で、その内訳は次のとおりです。

教育方針案件	学校教育方針、社会教育計画	2
予算案への意見陳述案件	当初予算、補正予算	16
人事案件	公民館長、社会教育委員、他	3
規則等制定案件	条例、規則制定	6
区域外就学等の案件	区域外就学、就学指定校変更	6
その他案件	指定管理者の指定、文化財指定、教育支援委員会答申、教科用図書採択、教育委員会表彰、外部評価報告	8
選挙案件	教育長職務代理選任	0
その他諸報告	教育長報告、こども園報告、子ども文化祭、ジュニア駅伝、他	36

2 教育委員による所管施設の訪問等を行い、教育行政の現状を把握し、共通理解を深める機会としました。

3 教育委員は、研修会等に積極的に参加し、資質の向上及び自己研鑽に努めました。

《学校教育関係》

【1 令和2年度 かつらぎ町学校教育方針（抜粋）】

義務教育の目的は、人格の完成と国家・社会の形成者の育成の二点に集約することができ、両者の調和のとれた教育を実現することが必要です。

このため、学校では、子どもたちに「確かな学力」として、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲、思考力・判断力・表現力などを育むとともに、「豊かな心」、「健やかな体」を培い、これらをバランスよく育成することが求められます。

これらの要請に応えるため、各学校では、子どもたちが集団生活をする中で、発達段階に応じて、教育内容を体系的に編成して提供し、組織的、計画的な教育を実践しなければなりません。また、各学校がこれらの役割を果たすためには、家庭・地域との連携・協力が不可欠です。

本町では、次の4点を学校教育目標の基本方針とし、知・徳・体のバランスのとれた質の高い教育を目指します。

1 学校教育指導の基本方針

(1) 一人ひとりを生かし大切に作る

各学校では、児童生徒の実態を把握し、個性や環境等を的確にとらえ、児童生徒の主体的・意欲的な学習の成立と定着を図らなければなりません。各学校が特色ある教育活動を展開することをはじめ、学力を十分伸ばしきれていない児童生徒や学業不振の児童生徒については、その原因を究明し、指導上の適切な配慮を行うとともに、障害のある児童生徒については、一人ひとりの実態に即して能力や個性を生かし伸ばすように適切な指導を行うことが大切です。その際には、こども園、幼稚園、小学校、中学校の連携について十分に留意します。

(2) 基礎学力の定着を踏まえ、自ら学び自ら考える力を育てる

各学校では、体験的な学習や問題解決的な学習の充実を図り、児童生徒が「学ぶ」楽しさ、「わかる」「できる」喜びを体得することを通して学習意欲を高め、基礎的・基本的な内容を確実に習得し、それらを主体的に活用して問題を解決していく資質や能力としての「生きる力」を培う必要があります。

また、子どもたちの生活の中で課題意識をもち、主体的に学習する習慣や、課題解決に取り組む態度を養うなど、現在と将来の生活において、より望ましい自己を創造するために、生きて働く力を育成するよう努める必要があります。かつらぎ町学力向上プランを策定し、重点的な取組を進めています。

(3) 道徳性の涵養に努め、豊かで強い心を育て、身体をたくましく鍛える

教育活動全体を通して、児童生徒の道徳性を養い、人間としてのよりよい在り方、生き方をめざして、日常生活において道徳的実践力を身に付けさせることは、今日の学校教育にとって大きな課題です。このため、ボランティア活動やさまざまな社会体験活動を重視するとともに、集団活動を通して仲間とふれ合う機会を積極的に取り入れるなど、社会とのかかわりを深めることが重要です。これらのことを通して一人ひとりが自己の責任を果たし、相互に違いを認め合い、援助しあうような望ましい集団の形成を図るとともに、協力して問題を解決する能力をはじめ、社会の一員としての「道徳性を育てる」という視点を持って、公共の精神を尊ぶこと、規範意識や判断力の向上を図り、社会の形成者として自覚を高めることが大切です。

さらに、一人ひとりの人間は、集団や文化を形成する重要な社会的存在であることから、お互いの心の交流を深め、自らの存在の持つ社会的意味を自覚させ、自己を成長させるとともに集団生活の中で人間関係構築の基本であるあいさつや礼儀の意味を問い直させながら、他者との共生や社会貢献の精神を育てることが大切です。

また、子どもの運動不足や体力低下、様々な健康・安全面での問題が顕在化する中で児童生徒が生涯を通して健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培い、自ら進んで運動に親しみ、体を鍛える観点から、学校の教育目標を適切に設定し、計画的に指導する必要があります。さらに、学校生活や家庭生活において、集団の一員としての自覚をもち、協力して働き、自らを鍛える中で、心豊かな人間として成熟していく過程をあたたく見守っていくことが大切です。

なお、携帯電話・スマートフォンやインターネットの普及に伴って、これを使った犯罪や問題行動が深刻化し、心身の健康に対する影響が懸念されることから、こうした状況に適切に対応できる能力や態度を育成することが必要です。

(4) 自然や文化、人とのふれあいを大切にする

児童生徒に体験的な活動を通して郷土の自然にふれさせることによって、豊かな感性を培い、自然の美しさに感動する心、自然の営みに対する科学的な認識と敬虔な気持ちを育てる必要があります。

また、本町には、それぞれの地域の自然に根ざした固有の歴史と文化(世界遺産や国宝、重要・無形文化財などの数多くの指定文化財)が存在することから、これらの学習を通して子どもたちに「ふるさと」への愛着を高め、郷土を誇りに思う心や地域への帰属意識を形成させるとともに、郷土の産業や人々のくらしにふれることによって、豊かな人間性を涵養し、創造性を育み、感性を培うことが大切です。

また、国際化が進展する社会にあって、郷土への愛着と誇りとともに世界のさまざまな生活や文化等を理解して受け入れ、人々と交流し、協力していく態度を育てるとともに、コミュニケーション能力の素地の育成に努めることが大切です。

2 学校教育の努力点

(1) 学校経営の充実

ア 校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりがそれぞれの個性を発揮し役割を果たす中で、調和と統一のある組織的かつ機動的な学校経営を確立します。

イ 学校の目指す方向やコンセプトをできるだけシンプルにわかりやすくまとめ、児童生徒や地域の実態、保護者や教職員の願いを踏まえた明確な教育目標や教育方針を設定・共有し、児童生徒・保護者・教職

員の学校に対する帰属意識を高め、それぞれが生かされ主体的な参画が図られる学校運営に努めます。

ウ 学校や地域が抱える課題を解決するとともに、地域を担う人材を育成するために「きのくに共育コミュニティ」の取組を充実させながら、学校と地域が連携・協働し、当事者意識をもって子どもの成長を支えていく学校づくりを進める「きのくにコミュニティスクール」を導入します。

エ 学校目標の達成度や教育課程の実施状況等について、計画的、継続的に自己評価を実施し、それに基づいた学校関係者評価を行います。また、その結果を公表することを通して保護者や地域の意見を学校運営に反映させ、教育委員会と連携し改善に資するように努めます。

オ 各学校が学校評価を通じて教育課題を明確にし、改善のための「中期的なビジョン」及び、これに基づいた「単年度の具体的な目標」をふまえた「学校経営計画」を作成します。それに基づいて創意工夫ある教育課程を編成し、特色ある教育活動が展開されるように計画的に取り組みます。また、具体的な取組において計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)を行い、常に教育の質の向上に努めます。

カ 授業力の向上は、教職員の基本的な使命の一つです。そのためには校内の研究授業や授業交流を積極的に実施します。また、全国学力・学習状況調査等の結果の積極的な活用を図ります。

キ 学習指導要領の趣旨及び内容等を踏まえ、適切に編成された教育課程の充実及び実施に努めます。

ク こども園・幼稚園・小学校・中学校等各校種間の連携や交流を促進し、各校種間の一貫性を考慮した教育課程の編成、指導方法等の工夫改善に努めます。

ケ 危機管理については、各学校において危機管理マニュアルを作成し、マニュアルが実際に有効に機能するかを訓練や研修、防災教育などの機会に検証します。

コ 校務の効率化を図るため、組織の編成と運営の方法や会議の在り方、情報の整理や共有化等について工夫します。

(2) 道徳教育の推進

いじめ・不登校等の諸問題が深刻化する中で、「生きる力」の核となる豊かな人間性・社会性を培うことが大切となっています。道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としており、学校は家庭・地域と一体となって道徳的自覚を促し、道徳的実践力を育成する必要があります。

そのためには、特別の教科 道徳の時間は、各活動における道徳教育の要として、それらを補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させたり統合させたりする役割を果たすとともに、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達段階を考慮して学校の教育活動全体を通じて、道徳教育を充実することが求められます。

(3) 学力向上の取組の充実

学力向上の重要な要素として、学校教育法において次の3つの要素が示されています。

- 基礎的・基本的な知識・技能をしっかりと身に付けさせる。
- 知識・技能を活用し、思考力、判断力、表現力等をはぐくむ。
- 主体的に学習に取り組む意欲を養う。

学力調査等から見えてくる本町の課題として、知識・技能の習得に関する基礎的・基本的事項については、概ね身に付いていると言えますが、それらを活用して課題を解決するための、読解力・思考力・表現力については、十分な力が身に付いているとは言えない状況です。また、学習意欲や規範意識の低下、生活習慣の

乱れなどが見られ、家庭での学習時間が少ないなどの自立的な学習力が身に付いていない状況が見られます。これらの課題に対して次のような対応が求められます。

ア 学習指導方法の工夫・改善のため、各学校における研究授業、公開授業等、校内研修を充実し、教員の実践的指導力の向上を図り、よく分かる生き生きとした授業の創造に努めます。

イ 基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、さらに自発的な学習につなげることによって、児童一人ひとりの多様な個性の伸長を図ります。

ウ 知識や技能を活用して思考力・判断力・表現力をはぐくむためには、ことばを使って自らの考えを深めたり、他者とのコミュニケーションを行うことができる力である「ことばの力」が重要です。そこで、適切な言語活動に留意して、論理的に思考し表現する能力や、互いの立場や考えを尊重してことばで伝え合う能力を育成するように努めます。そのためには、国語科を核とし、すべての教科・領域において「ことばの力」向上のための教育を適切に位置づけ、その充実に努めます。

エ 個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟の程度に応じた指導等、さまざまな指導形態や方法を効果的に組み合わせ、児童生徒一人ひとりに分かる喜びを実感させ、学習意欲の向上を図るとともに、体験や実践活動を重視し児童生徒が体感・体現できる活動を充実します。

オ 児童生徒一人ひとりの豊かな可能性を信じ、児童生徒の側に立って授業を構想するとともに、児童生徒の多様な発想を引き出し、互いに磨き合えるような授業展開を工夫します。

カ 放課後の時間などを活用した補足的な学習や朝の読書などを推奨・支援するとともに、家庭や地域と連携しながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課すなど家庭学習も視野に入れた学習習慣を確立します。

キ 各教科の指導にあっては、児童生徒や学校、地域等の実態を十分踏まえた指導計画を作成し、適切な指導目標や到達目標を明確にするとともに、評価方法・評価規準を設定し、指導と評価の一体化を図ります。

ク 全国学力・学習状況調査等の結果を分析・検討し、指導方法の工夫改善に反映します。

ケ 通常の学級に在籍する発達障害の児童生徒については、実態把握や指導内容・方法等研究を進めるとともに、校内の支援体制の整備に努め、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する等、障害に応じた効果的な指導を行います。

(4) 生徒指導の充実

いじめ、不登校等が深刻な問題となり、人間関係の希薄化や家庭・地域の教育力の低下、自然体験や社会体験不足等がその要因として指摘されています。これらを深刻に受けとめ、家庭や児童生徒に対する理解を深め、望ましい人間関係を確立しながら、学校・家庭・地域の連携による適切な指導が求められます。特に、特別支援教育の視点を踏まえた対応をすべての指導に生かすことが必要です。また、全教職員が一体となった指導体制で、教育効果の高い指導を進めていく必要があります。

ア 児童生徒一人ひとりに対するきめ細やかな指導と「学校生活における居場所」としての学級・学校づくりに努めます。また、問題行動の未然防止のために校内体制を整え、管理職・主任等への「報告・連絡・相談」と相互の内容確認を徹底します。

イ 日頃から児童生徒一人ひとりのよさや可能性について多面的に評価し、自己実現を支援します。その中で充実感・成就感を生み出し「積極的な生徒指導」を進めます。特に、発達障害等、特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、その特性を理解し、適切な対応に努めます。

ウ 家庭・地域との相互交流を通して、児童生徒の基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、服装の指

導、遅刻をなくす指導、あいさつの励行、時間の厳守等、身近なきまりを守る指導を充実します。特に「ダメなものダメ」とする毅然とした対応を確立するとともに、粘り強く熱意ある生徒指導に努めます。

エ ネット上の問題行動、子どもの虐待、薬物乱用、自殺等を防止するため、保護者に啓発するとともに、関係機関と連携し、モラルや命を大切に教育等の充実を図ります。また、児童生徒理解のための教職員の研修の充実を図ります。

オ 不登校については、迅速な家庭訪問実施、児童生徒の生活習慣の急変防止などに留意する中で、日頃から児童生徒の多面的な理解を図り、未然防止、初期行動・初期対応に努めます。また、個別の指導計画を作成し、関係機関との連携を密にするとともに、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めます。特に、長期にわたる欠席の背景には児童虐待が潜んでいる場合や、発達障害等、何らかの基本障害があることも想定し、当該児童生徒の家庭における状況等をはじめ総合的に実態把握に努めます。

なお、いじめ問題に関しては、これまで本町では、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの「未然防止」、「早期発見」の取組を組織的・計画的に実行し、具体的には、いじめは決して許されるものでないという基本的な考えに立ち、毅然とした指導を行うとともに、いじめを受けた児童生徒が、心のよりどころとして率直に悩みを打ち明けることができる教師側の受容性の拡大と校内体制づくりに努めるとともに、教育相談の場を設けるよう努めてきました。

しかし、平成25年度から27年度にかけて重大な事態にいたるいじめ事案が発生し、その検証等を行う目的で第三者委員会を設置し、平成28年3月に同委員会より答申をいただきました。

この答申に基づき、本町では、改めて「いじめは決して許さない。」という共通認識を持ち、いじめ問題に対する対応を行います。

(5) 体力向上の取組の充実

学校体育の目的は、健康、安全についての理解と実践を通して、健康の増進と体力の向上を図り、調和のとれた心身の発達を促すとともに、生涯にわたり明るく豊かで活力のある生活を営む態度を育てることです。児童・生徒の体力低下の現状を広く啓発する中で、心身をたくましく鍛えるため、体育指導の充実を図り、体力の向上に努める必要があります。

ア 小中学校の体育の授業のより一層の充実を図るため、「体づくり運動」の趣旨を生かし、各領域との関わりを大切にしながら運動の特性に触れつつ体力の向上を図るとともに指導と評価の一体化が行われるよう、それぞれの評価規準に基づいた学習指導の改善に努めます。さらに各領域における「運動の学び方」を習得させ、生涯スポーツにつながる基礎を培います。

イ 学校行事の中に体育的行事を位置付け、県が実施している事業(きのくにチャレンジランキング、紀州っ子がやきダンス等)の活用等、継続的に運動する機会を増やします。

ウ 全国体力・運動能力・運動習慣等調査や和歌山県児童生徒の体力・運動能力調査の結果を踏まえて、家庭・地域と連携して運動能力や運動習慣の向上に取り組みます。また、教員の資質の向上を図るために、研修会や実技指導者講習会に積極的に参加し、教科内容の充実に努めます。

(6) 健康・安全教育の推進

児童・生徒を取り巻く社会環境が大きく変化し、不規則な生活習慣や運動不足、食生活の変化等が、心身の健全な発達・発育に影響を及ぼし、生活習慣病やストレスといった様々な健康問題が生じています。

また、学校における安全教育は、自他の生命の尊重という基本理念に関わる教育であり、子どもの知、徳、体の調和のとれた発達と深く関わっています。さらに、学校保健安全法において、学校安全に関する規定が充実・整備されたことに伴い、法の趣旨に則った安全教育、安全管理等に努める必要があります。

これらの健康や安全に関する問題を解決するためには、学校、保護者、地域や関係機関が連携、協力した計画的な取組が行わなければなりません。学校においては、それらの指導の中核となる学級活動において、年間を通して十分な指導時間を確保するとともに、組織的、系統的な指導を行うよう努めます。

(7) 人権教育の推進

人権教育を進めるにあたっては、「和歌山県人権教育基本方針」にのっとり、すべての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身に付けることを目指した取組を進める必要があります。

(8) 図書館教育の充実

学校図書館は、児童生徒の読書活動を促進する読書センターの役割と、資料や情報を提供し、調査研究等を通して積極的な学習を支援する学習情報センターとしての役割を果たす必要があります。更に、他者と円滑なコミュニケーションを行う力や論理的な思考力を育成するためには、「ことばの力」が必要不可欠であり、この力を育成するためには、読書活動が有益です。これらに留意するとともに、「かつらぎ町子ども読書活動推進計画」を踏まえて図書館教育を積極的に推進します。

(9) 学校・家庭・地域との連携の推進

家庭は、子どもの成長を支える基盤であり、基本的な生活習慣や社会規範を守る態度、豊かな情操や思いやりの心など、社会生活を営む上での基本的な力を身に付ける場として重要な役割を担っています。また、家庭や学校を包含する地域は、年齢の異なる集団の中でのさまざまな遊びを通して協調性や生活の知恵を学ぶことや、自然や社会の現実にあふれながら、自己の確立を図り、社会性を養う場として、大きな影響力を持っています。

こうしたことから、いじめや不登校などの問題の解決を図る上からも、また、豊かな自然体験や人間的なふれあいを通して実生活に即した学力、いわゆる「生きる力」を育成する上からも、学校と家庭・地域が緊密な連携のもとに、それぞれの教育力を発揮することが求められます。

(10) キャリア教育(進路指導)の強化

進路指導は、一人ひとりの児童生徒が現在の生活と将来自立する際の「生き方」や「人生設計」について関心を深め、自分の能力・適性の発見と開発に努めながら、将来の展望に立って主体的に進路を選択し、職業を通して社会的に自己を実現していく能力や態度を伸長するよう指導・援助することです。

そのため、児童生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進する必要があります。

(11) へき地教育の推進

ア へき地小規模校の児童の実態と地域や学校の実情に即した教育課程を編成し、小規模校の特色を生かし、創意に満ちた学校経営を行います。

イ 校内の研究体制を確立し、学校相互の連携を密にして研究実践を交流し、指導内容や方法について研究を深めます。

ウ 社会に対する幅広い理解とより豊かな人間形成を図るため、地域住民との交流を進めふれあい教育を推進します。

(12) 特別支援教育の推進

従来の特別支援学級に在籍する子どもたちに加えて、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等の発達障害を持つ子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導及び指導体制の充実を図ります。

(13) 幼児教育の充実

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、子どもに幼児期にふさわしい生活を実現するため、自発的な活動の場としての「遊び」を通し、創意工夫を生かしたこども園・幼稚園づくりを推進します。

(14) 国際理解教育の推進

国際交流が地球的規模で急速に進んでいる今日、広い視野を持ち、国際社会において、豊かで主体的に生きていくことのできる人材を育成することが求められています。そのため、外国語教育の充実を図るとともに、我が国の伝統や文化への理解を深め、諸外国の多様な文化や歴史についても理解し尊重する態度を養うことが、より重要になってきています。

国際理解教育は、異文化理解、自国文化理解、コミュニケーション能力の3つの柱があり、それらを統合的に関連させながら、進める必要があります。

(15) 情報教育の推進

社会が高度に情報化され、情報通信関連技術が重要な社会基盤となっています。また、学習指導要領においても、論理的な思考を進める目的で、プログラミング教育が取り上げられ、段階を追って、身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気付くこと。そして、社会におけるコンピュータの役割や影響を理解するとともに、簡単なプログラムを作成できるようにすることが求められています。

そのような中、学校教育においては、社会の情報化に対応した教育の展開を図る必要から、児童生徒に多くの情報の中から必要なものを適切に選択し、ICT(Information and Communication Technology:情報通信技術)を活用するとともに、情報を積極的に発信することができる資質や能力の育成を図ることを目標に、発達の段階や各教科等の学習と連携しながら、系統的・体系的に推進することが必要です。

また、GIGA スクール構想実現事業として、義務教育を受ける児童生徒のために一人一台の学習者用端末と高速ネットワーク環境などを整備する計画が策定されましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により学校の臨時休業が実施されました。このような中、家庭においても学びを止めない手段として、1年で全ての整備を完了するよう大幅な計画変更が行われ、本町においても、本構想実現のため各学校へ高速ネットワーク網及び児童生徒一人一台の端末整備を行いました。

(16) 環境教育の推進

学校における環境教育は、子どもの関心と生活体験を軸に、課題を見付け解決する能力、環境の改善・保全について創造的、主体的に働きかける態度や行動力を育てることを目的として推進するとともに、児童生徒の環境に対する意識を高め、積極的に行動する態度を養うことが大切です。

(17) 教育相談の充実

子どもは、それぞれの発達段階において多くの悩みや不安に直面し、それらを克服しながら成長していくものであるが、依然不登校等の問題は、憂慮すべきです。

児童生徒が自らの力で自己確立に努め自己実現を図っていくため、全教職員が生徒(児童)理解を深め、連携・協力を図りながら教育相談の機能を充実させることが求められています。

(18) 学校の防災体制の充実

東南海・南海地震が今後30年以内に発生する確率は50～70%であると予想されており、安全教育の一環として行われる防災教育を学校において体系的、計画的、実践的に展開する必要があります。また、東北地方太平洋沖地震および平成23年9月の台風第12号による紀南地方の大水害等の教訓を活かし、学校における防災体制の一層の充実に努める必要があります。

(19)食育の推進

近年、食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食行動の多様化が進む中で、朝食欠食、孤食、偏った栄養摂取、肥満傾向などがみられ、増大しつつある生活習慣病と食生活の関係も指摘されるなど、食に関わる新たな健康問題が起こっています。

このようなことから、平成25年3月には、第2次県食育推進計画「食べて元気、わかやま食育推進プラン」が策定され、家庭だけでなく、学校における食育を充実させることが求められています。

(20)危機管理の徹底

危機の内容については、児童生徒の安全に関すること、火災や地震、津波、台風などの災害に関すること、学校運営上の各種のトラブルに関することなどがあり、情報化の進展に伴って、情報に関する危機管理も新たな課題となっています。

危機管理には、三つの局面があります。第一は、危険を予測し防止すること。第二は、事件や事故が発生したときの緊急対応。第三は、緊急の事態が収まった後の対応です。

それぞれの危機について、三つの局面に適切かつ迅速に対応できる体制を整えておくことが肝要です。

(21)異校種間の円滑な接続の推進

こども園・幼稚園から小学校、小学校から中学校への接続期においては、「小1プロブレム」(授業中に座ってられない、集団行動がとれない児童が増加する現象)や「中1ギャップ」(学習や生活の変化になじみず不登校やいじめが増加する現象)問題が指摘されています。そのため、双方の保育・教育課程や保育・教育内容に対する相互理解を深め、園児児童生徒の発達に即して一貫した見通しのある教育を行うことが大切です。

【2 令和2年度における各校・園が掲げた研究主題等】

学校名	研究主題	児童・生徒数	職員数
笠田小学校	主体的に学び、自分の考えをもつことのできる子供の育成 ～ふり返りながら逆算する授業づくりを通して～	251	31
大谷小学校	伝える力の育成 ～算数科をとおして～	62	18
妙寺小学校	「主体的・対話的で深い学びに向かう指導の工夫と充実」 ～学びのゴールを明確にした授業づくり～	293	31
洪田小学校	「見方・考え方」を働かせながら問題を解決する児童の育成	92	18
梁瀬小学校	楽しく学び、自ら考え、自分なりに表現しようとする児童の育成 —算数科を中心にした授業方法の工夫—	7	8
笠田中学校	能動的な学びと確かな学力の育成 —探究活動や協働的な学習活動の充実を通して—	165	24
妙寺中学校	自他を尊重し、関わり合い・支え合い・高め合う生徒の育成 —聴き合い・学び合う授業の創造をとおして—	189	24

幼稚園名	研究テーマ	園児数	職員数
花園幼稚園	子どもの個性を生かし、遊び込める子どもを育てる	2	3

【3 研究指定校等】

1. 令和2年度 かつらぎ町教育委員会指定事業(学力向上に係る実践研究事業)

かつらぎ町立笠田小学校

(1)具体的な取組

- ア 基礎学力の保障と思考力の育成
 - ① 基礎学力や思考力に関するつきたい力や評価規準の明確化
 - ② 「自分の考えをもつ」ことに重きをおいた授業展開
 - ③ 各種調査における課題解決のための指導方法の改善
- イ 学習規律の確立と家庭学習の充実
 - ① 教職員共通理解による学習規律「学び方の基礎」の徹底
 - ② 家庭学習の質の向上
- ウ 学校図書館を活用した学習活動の充実
 - ① 図書館司書との連携と読書習慣定着の取組
(読み聞かせ活動やビブリオバトルの実施)
 - ② 図書館を活用した学習の実施

(2)成果の検証

- ア 学校評価「授業の内容が理解できている」の項目において、肯定的な意見89.8%(目標90%)
- イ 学校評価「自分の考えを發表できる」の項目において、肯定的な意見73.4%(目標70%)
- ウ 「学びの基礎」実践の反省、各項目平均値は4段階中3
- エ 学校評価「進んで授業の復習をしている」の項目において、肯定的な意見70.9%(目標75%)
- オ 学校評価「毎日読書をしている」の項目において、肯定的な意見73.4%(目標75%)
- カ クラス単位での図書室活用は昨年度より減少。しかし、家庭から読みたい本を持参するなど、読書の質は向上しています。
- キ 図書館の貸出冊数前年比1300冊増加

かつらぎ町立大谷小学校

(1)具体的な取組

- ア 全学年が伝える力の向上を目指した授業の工夫を行います。
 - ① 授業展開や取組の重点等の共通理解【4月】
 - ② 研究主題を踏まえた研究授業を全教員実施【6月～1月】
 - ③ 授業の進め方や教材の扱い方、効果のあった指導方法等について学習会を実施
 - ④ ノート指導の充実(自分の考えや友達の意見等を必要に応じて書く)
- イ 全国学力学習状況調査・標準学力調査・県学習到達度調査を分析し、具体的な指導の改善につなげます。
 - 結果分析を基にした指導法や指導内容の改善
- ウ 全教員による補充学習の計画的な実施と、家庭学習時間の確保・自主勉強の啓発に努めます。
 - ①全教員による補充学習指導(毎週金曜日の放課後)

- ②その日の復習を中心とした自主勉強の充実と家庭学習時間に係る家庭への働きかけの強化
- ③国語・理科マスター問題集やチャレンジ確認シートの活用
- ④チャイムスタート、チャイムエンドの徹底

(2) 成果の検証

- ア 自分の意見や考えをノートに書いている児童の割合が75%
- イ 進んで自分の意見は発表できる児童の割合が85%
- ウ 県学習到達度調査の正答率が国語・算数・理科とも県平均を十数ポイント上回りました。
- エ 「授業はよくわかる」の割合が95%を上回っています。
- オ 家庭学習目標時間の達成児童の割合が約90%
- カ チャレンジ確認シートやマスター問題集を積極的に活用できました。
- キ チャイムスタート・チャイムエンドはほぼ達成できました。

かつらぎ町立妙寺小学校

(1) 具体的な取組

- ア 学習のゴールを明確にした逆向き設計の授業づくりを行います。
- イ 家庭学習・補充学習の充実を進め、学力の定着を図ります。
 - ① 家庭学習の手引きと自主学習ノートへのコメント記入等による自主学習の仕方を指導
 - ② 学力テストの分析結果をもとに効果的な学習方法を提案
- ウ 全国学力・学習状況調査や県学習到達度調査の結果分析を行い、指導方法に生かします。
 - ① 全国学力・学習状況調査や標準学力調査の分析
 - ② 算数アンケートの実施と取組の改善策の提案

(2) 成果の検証

- ア 「算数の授業がよくわかる」と答える児童の割合89.4%
- イ 全国学力学習状況調査・標準学力調査・到達度・評価問題・評価テスト・全国学力学習状況調査過去問などの分析をおこない、学習のポイントを全体で確認できました。
- ウ 模範になる学習ノート、自主学習ノートを月に一度紹介しました。
- エ 家庭学習時間の目標時間の達成(61%)家庭学習のあり方を再度周知しました。

かつらぎ町立洪田小学校

(1) 具体的な取組

- ア 学力の確かな定着を図ります。
 - ① 教科等に合わせて、重要となる「見方・考え方」を明確にした上で、授業づくりを行います。
 - ② 授業時における「全員発表」に、全学級で積極的に取り組みます。
 - ③ 児童が考えをもつ上で必要な知識・理解の定着を図ります。
- イ 教職員の授業力を高めます。
 - ① 「学び合い」活動を位置づけた授業を積極的に行います。
 - ② 「洪田小算数科授業モデル」を確立し、授業改善を図ります。
 - ③ 児童が学びを深める道徳科の授業づくりを工夫します。
 - ④ 有識者を招聘しての研修会を実施し、研鑽を積みます。

ウ 自主学習(家庭学習)に取り組む習慣をさらに身につけさせます。

- ① 家庭学習の手引きと自主学習ノートの活用(自主学習の仕方の指導)
- ② テストの返却や学級通信を活用し、児童の学習状況を保護者に伝えます。
- ③ 学びのセーフティーネットとして、放課後の補充学習を各学級で実施します。

(2) 成果の検証

ア 県到達度調査の結果より、県全体の平均正答率を上回る児童が、4年生で(国語)59.8%、(算数)72.2%、5年生で(国語)68.8%、(算数)75.3%

イ 自分の意見をしっかりと伝えることができた」の項目で「そう思う」が93.3%

「友達の意見をしっかりと聞くことができた」の項目で「そう思う」が91.1%

ウ 「自主学習や家で 漢字や計算をくり返し練習している」の項目で「そう思う」が、(低)82.3%、(高)90.0%
保護者アンケートにおいて、「子どもは、意欲的に学習しようという態度が身につけている」の項目で、「そう思う」が、72.5%

かつらぎ町立梁瀬小学校

(1) 具体的な取組

ア 学びの基礎・基本を徹底します。

- ① 語彙指導の充実を図り、漢字の博士検定試験に取り組めます。
- ② 楽しく学ぶ数学的活動に取り組めます。
- ③ 各教科において、個別の指導計画を作成し、共通理解を図ります。

イ 家庭学習の充実を図ります。

- ① 家庭学習の手引き、家庭学習振り返りシートの作成及びガイダンスの実施
- ② 家庭の学習環境等の保護者との連携
- ③ 学年の枠を超えた自主学習の内容を交流

(2) 成果の検証

ア 学習アンケートで「算数が好き・まあまあ好き」と解答した児童が80%になり、児童の意識が改善されました。

イ 児童実態を見極めた教具の工夫により、学習の意欲付けや理解の深まりがありました。

ウ 個別の指導計画を基に、共通理解を図ることができました。

エ 家庭学習や家庭学習振り返りシートにおいて、低中学年では保護者の協力が得られており、高学年では家庭学習時間の安定化を図ることができました。

オ 担任以外の先生にも自主学習ノートに関わったり、家庭学習の中に予習を定着させたりしました。

かつらぎ町立笠田中学校

(1) 具体的な取組

ア 「話すことを中心とした表現する能力」の習得のための授業改善・工夫に努めます。

イ グループ学習における対話的な学び、発言・発表における表現能力の育成を軸にして、学力向上部会が中心となり、全教員が共通理解のもと授業実践に取り組めます。

ウ 毎日の家庭学習ノートを、その日の学習の振り返り・復習を中心に取り組むようにする。全職員で分担して点検し、個に応じた効率的で効果的な学習方法のアドバイスをします。

エ 家庭学習の見通しを持たせるため、学習予定を立てさせたり、学習時間を管理させたりします。

(2) 成果の検証

- ア 総合の時間に1年生はふるさと学習、2年生では職業調べ、3年生では上級学校調べを行い、それぞれグループで調べたことをまとめ、発表しました。ただ発表するだけでなく、内容の伝え方について互いに評価し、振り返る場面を設定しました。
- イ 家庭学習ノートはおおむね徹底することができました。授業ノートを点検し、評価に生かしている教科も多いですが、家庭での学習環境が整っていない生徒が年々増えてきていることから、保護者への協力をさらに得る必要があります。提出物が出せない生徒への有効な対応策も考えていきます。
- ウ 授業の視覚化をテーマにパワーポイントやタブレットを用いた授業展開の工夫に努めることができました。さらに各教室にプロジェクターが設置され、テレビとプロジェクターを使ってより興味関心を引く授業形態を模索しているところです。今後は少人数授業や習熟度別授業の実践を充実させていきたい。

かつらぎ町立妙寺中学校

(1) 具体的な取組

- ア 家庭学習量の増加、質の向上に取り組み、家庭学習習慣を定着させます。
教科の課題とともに、その日学習した内容を自主勉ノート1ページにまとめることを課題とします。
クラスで共通のノートを作り、それを順にまわすことで、クラスメイトの学習内容を知り、学習内容や学習意欲の向上を図ります。
- イ 「聞く、話す、書く」ことについて到達目標を記した表を生徒に配布し、各授業で指導を行います。
総合的な学習の時間などを通して、課題の設定や探求、発表などのスキルを養います。
- ウ 校内や教室の環境を整え、安心できる学校・学級づくりを進めます。
人権についての学習や外部機関の協力のもと、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れます。
授業を実践し、人権感覚を養い、人との関わり方のスキルを磨きます。
生徒主体の学校行事、部活動の充実に取り組み、支え合い励まし合える集団を育てます。
道徳の時間に互いの意見を発表し合い、自分の考えをより深められるように授業改善を行います。
協同学習を取り入れた授業実践に積極的に取り組み、高め合う集団の育成を目指します。

(2) 成果の検証

- ア 保護者アンケートにおける家庭学習に対する意見は肯定的なものがわずかに上昇していますが、生徒アンケートでは少し下降しました。家庭学習の方法を個別に指導しながら取り組みを続けていますが、生徒自身の家庭学習に対する意識の高まりが見られ、目標に達していないと判断した結果、割合が減少したように思われます。
- イ 授業での発表の機会や方法について各教科で工夫がなされていますが、生徒自身の発表スキルの向上については満足はいくものとはなっていません。
- ウ 後期はコロナの影響で実施できない学校行事が多く、生徒主体の取り組みが難しい面がありました。また、部活動については部員数が減少し、また合同練習が制限される中で「積極的に参加している」という生徒が9ポイント減少しました。
協同学習の手法を用いて、授業においてクラスメイトが互いに高め合える関係性を築くとともに、その他の活動の方法についても改めて目的意識や仲間との人間関係などの面での指導を充実させたい。

【4 研修会等】

1. かつらぎ町教育講演会

(1)趣 旨

家庭教育や地域社会の変化に伴い、学校や地域が直面する児童生徒の諸問題は、多様なものとなっています。

こうしたなか、各校において、児童生徒の豊かな人間性や、自ら学び、自ら考える力など「生きる力」の育成をねらいとして、学校や地域の実情に応じた魅力ある学校づくりに取り組んでいます。また、児童生徒に確かな学力をつけるために『かつらぎスタンダード』を軸に、学校全体で授業改善を中心とした積極的な取組が進められています。さらに、落ち着いた環境のもと、児童生徒が安心して学校生活を送り、自尊感情を高められるように、各校ともSC及びSSWと連携しながら児童生徒理解を進め、取組を進めているところです。

「近くに学ぶべき学校がある。」このことはかつらぎ町の宝であり、皆で共有すべきものと考え、町内7校間の授業交流を実施しています。本会においても、各校の実践の深化発展に資するため特徴的な取組を交流します。

また、今回、和歌山大学 豊田充崇 氏を講師とし「GIGAスクール構想で展開される新しい授業・学校生活について」講演いただき、各校における今後の実践の更なる充実を図ります。

- (2)主 催 かつらぎ町教育委員会
- (3)日 時 令和3年1月13日(水)
- (4)会 場 かつらぎ総合文化会館AVホール
- (5)講 演 演題:「GIGAスクール構想で展開される新しい授業・学校生活について」
- (6)参加者等 町内小中学校教職員

【5 主な工事状況等】

1. 目的

児童・生徒の安全や就学環境の向上の観点に考慮しながら、学校から要望のある個所について必要性や効果を精査したうえで整備を行いました。

2. 主な事業の概要

- (1) 笠田小学校各普通教室の黒板へ電子黒板機能付きプロジェクターを設置したことにより、黒板灯取付位置の変更が必要となったため、同機器の交換工事を実施しました。
笠田小学校黒板灯交換工事 1, 271, 600円
- (2) 町道の新設と合わせた笠田小学校正門の新設工事を実施し、狭かった通学路の改善に取り組みました。
(平成31年度繰越)
笠田小学校正門新設工事 1, 859, 000円
- (3) 大谷小学校の教育環境の改善を図り、学校教育の円滑な実施に資するとともに、建物自体の資産価値の減耗を抑えることを目的として、国の事業採択を受け、改修事業を実施しました。(平成31年度繰越)
大谷小学校大規模改修工事監理業務委託料 3, 278, 000円
大谷小学校大規模改修工事(建築工事) 142, 450, 000円
大谷小学校大規模改修工事(機械設備工事) 32, 126, 600円
大谷小学校大規模改修工事(電気設備工事) 18, 751, 700円

3. 成果等

各事業の実施により、児童・生徒の就学環境や、児童・生徒及び教職員の利便性が向上しました。

【6 校舎等営繕状況】

1. 目的

児童・生徒の安全に配慮しながら必要箇所を精査のうえ、営繕工事を実施しました。

2. 事業の概要

主な実施内容は以下のとおりでした。

(1) 妙寺小共聴設備修繕	107,993円
(2) 妙寺小学校自動火災報知設備修繕	315,700円
(3) 妙寺小学校インターホン取替修繕	1,354,980円
(4) 大谷小学校給食室動力換気扇及びボイラー電源修繕	225,742円
(5) 妙寺小学校防犯カメラ修繕	143,000円
(6) 笠田小学校空調機器修理	112,750円
(7) 妙寺中学校浄化槽ブロワー取替修繕	456,500円
(8) 妙寺中学校プール配管漏水修繕	334,400円
(9) 笠田中学校1階渡り廊下ケーブルラック修繕	146,300円

3. 成果等

老朽化している学校の施設・設備の修繕事業を実施することにより、学校施設の維持と児童・生徒の安全を図る事ができました。

【7 学校給食事業】

1. 目的

学校給食法に基づき、児童・生徒の心身の健全な発達に資するために安全で栄養バランスの取れた給食を提供します。併せて、食育の推進にも取り組みます。

2. 事業の概要

令和2年度については、昨年に引き続き、町内の全ての小中学校にて学校給食を実施しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う学校臨時休業に伴い、令和2年4月及び5月については学校給食を停止しました(令和2年4月は一部実施)。また、大谷小学校の大規模改修に伴い、令和2年11月から令和3年2月の間は学校給食を停止しました(牛乳給食のみ実施)。

なお、各学校の給食方式は次のとおりで、年間の食数等は下表のとおりでした。

- ・民設民営センター方式・・・笠田小学校、渋田小学校、妙寺小学校、妙寺中学校、笠田中学校
- ・自校方式・・・大谷小学校
- ・町営施設(指定管理)による弁当方式・・・梁瀬小学校

3. 成果等

学校給食の合計喫食数は大谷小学校の大規模改修に伴う学校給食停止により前年度と比較して減少しました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止による学校休校措置があったものの代替授業の実施により、前年度と同程度の喫食数となりました。

(1) 学校別、学年別基本年間喫食日数

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年
笠田小学校	184	186	186	185	183	179
大谷小学校	93	95	95	95	95	90
妙寺小学校	184	186	186	186	182	180
渋田小学校	185	187	187	187	183	181
梁瀬小学校	—	188	—	188	185	183
笠田中学校	177	178	166	—	—	—
妙寺中学校	179	180	167	—	—	—

(2) 学校別の月別喫食数

学校名	4月	5月	6月	7月	8・9月	10月
笠田小学校	444	0	5,937	5,384	9,639	5,275
大谷小学校	136	0	1,639	1,497	2,515	339
妙寺小学校	546	0	6,959	6,312	11,125	6,528
渋田小学校	184	0	2,332	2,112	3,638	2,190
梁瀬小学校	144	146	316	287	514	300
笠田中学校	181	0	3,916	3,387	6,069	3,442
妙寺中学校	345	0	4,347	3,729	6,459	3,695
合計	1,980	146	25,446	22,708	39,959	21,769
学校名	11月	12月	1月	2月	3月	合計
笠田小学校	4,512	4,719	4,250	4,804	4,189	49,153
大谷小学校	0	0	0	0	747	6,873
妙寺小学校	5,323	5,622	5,074	5,684	4,974	58,147
渋田小学校	1,898	1,886	1,643	1,837	1,615	19,335
梁瀬小学校	255	262	223	251	223	2,921
笠田中学校	2,910	2,994	2,676	3,175	2,076	30,826
妙寺中学校	3,651	3,300	2,880	3,334	2,385	34,125
合計	18,549	18,783	16,746	19,085	16,209	201,380

※8月分の給食は9月の欄に分を含めて記載しています。

※喫食数には教諭等分も含めています。

【参考 令和2年度の給食材料費 55,826,371円】

(3) 学校給食費の調定額等について

本年度の給食費にかかる調定額および収納額等については下記のとおりです(単位:円)。

	調定額	収入額	未納額	徴収率
現年度分	42,770,458	42,658,418	112,040	99.74%
滞納繰越分	78,940	78,940	0	100.00%

(4) 学校給食の保護者説明会・食育授業等の開催実績について

学校給食について、令和2年度入学予定児童の学校給食実施に伴う保護者説明会と、平成31年度に入学した児童の保護者を対象とした試食会を開催しました。

また、学校と協力して食育授業を開催し、「食」の重要性の啓発を行いました。

笠田小学校新入学児保護者説明会	令和2年10月12日(月)
大谷小学校新入学児保護者説明会	令和2年10月13日(火)
妙寺小学校新入学児保護者説明会	令和2年10月12日(月)
渋田小学校新入学児保護者説明会	令和2年10月8日(木)
笠田小学校食育授業(3年生児童対象)	令和2年 9月 3日(木)
渋田小学校食育授業(3・4年生児童対象)	令和2年12月10日(木)
笠田小学校食育体験授業(3年生児童対象)	令和2年10月 20日(火)
妙寺小学校食育体験授業(4年生児童対象)	令和2年10月15日(木)

(5) 食物アレルギーへの対応について

中学校については、1年生と2年生を対象として、小学校については、全在校児童と令和2年度の新入学児を対象に食物アレルギーに関するアンケート調査を実施しました。

このアンケート結果を基に食物アレルギーの疑いのある児童・生徒に対し保護者と学校、教育委員会との3者で個別面談を行い情報の共有を図りました。

面談の結果、給食が全て食べられない者、また特別食(卵・乳の除去食:但し完全除去ではない)の実施を必要とする児童・生徒はいなかったものの、一部の食材を使用した給食については、自己による除去、献立によって除去ができない物については、家庭より代わりのおかずを持参する等の対応を行うものとなりました。

ア 献立によりおかずを持参する者	21名
イ 自己により原因食材のみ除去する者	21名
ウ 牛乳給食について、停止もしくは豆乳にて対応する者	12名

※上記の内、対応が重複している児童生徒もあり、アレルギー対応を行った実数は43名となりました。

※上記児童生徒については各学校を通じて保護者(一部を除く)に「アレルギー原材料一覧表」と必要に応じ「原材料表」配布しています。保護者からは学校へ指示書の提出をいただき、互いに齟齬がないように努めています。

また、町HPに献立表とアレルギー一覧表を公開して、保護者への周知を行いました。

(6) かつらぎ町学校給食献立検討委員会の活動について

かつらぎ町の学校給食における食事内容の充実と向上を図ることを目的として設置します。

委員の構成は、校長会代表、各学校給食主任、養護教諭代表、学校栄養士、町栄養士です。

毎月1回会議を開催し、翌々月の献立の検討や、給食における問題点やその対応等を協議します。

(7) 学校給食における食材調達について

当町学校給食で使用する食材については可能な限り町内産品を使用することを基本としており、事前に食材供給業者として申請のあった農家や小売店、食品製造業者について、審査の上食材納入業者としての登録を行い、納入される食材の水準を保っています。

また、日々の納入商品については、納品時に町栄養士が毎回検品を行い、安全性の確保に努めています。

ア かつらぎ町学校給食食材調達運営委員会

学校給食の食材調達について、地産地消を推進し、子どもに安全安心な給食を提供するために設置します。委員は食材納入登録業者の中から選任し、必要に応じ会議を開催し、食材納入に係る問題点やその対応等についての協議を行います。

イ 令和2年度学校給食用納入業者について

令和2年度の食材納入業者については、平成31年度に募集を行った登録業者により納入しています。

なお、登録業者の内訳は次のとおりです。

- 食品製造業者 …… 4業者(うち、町内業者4業者)
- 食品販売業者 …… 9業者(うち、町内業者6業者)
- 農産物生産業者 …… 9業者(うち、町内業者8業者)

ウ 地産地消について

町内農産物生産者からの食材を購入することに加えて、紀北川上農業協同組合や和歌山県から提供を受けた地元食材を利用し、地産地消に取り組みました。

【無償提供食材】

- ・富有柿(かつらぎ町産)
- ・みかん、梅干、ジビエ肉、県内水揚げマサバ、鯨肉、熊野牛、真鯛、鮎(以上、和歌山県産)

(8) 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について

今回の新型コロナウイルス感染拡大防止のために、3月2日から学校の臨時休校措置がとられ、その影響を受けた調理会社や食材納品業者が、学校再開後に安定した学校給食事業を実施できるように、経営継続のために必要な支援を、学校休業臨時対策補助金等を利用して行いました。

パン・炊飯加工に係る補償費(3月分)	517,596円(学校休業臨時対策補助金)
パン・炊飯加工に係る補償費(4月分)	226,301円(一般財源)
学校給食用牛乳に係る補償費	329,281円(学校休業臨時対策補助金)

【8 スクールバス事業】

1. 目的

スクールバスは、学校の統廃合により遠距離通学となる児童生徒の通学手段として、平成22年度より運行しています。

2. 概要

笠田中学校・笠田小学校・渋田小学校のスクールバスとして、29人乗りバスを4路線各1台の計4台を運行、また、妙寺中学校・妙寺小学校へのスクールバスとして、29人乗りバスを3路線各1台の計3台を運行しています。

なお、基本的な運行本数は毎日、登校時1便と帰宅時に3便を運行しています。

3. 成果

令和2年度は、29人乗りスクールバス7台で、花園コース、天野コース、滝コース、東谷コース、寺尾コース、教良寺コース、短野コースの7路線の運行を行い、遠隔地の児童・生徒が安全・安心な登下校を行う事が出来ました。中学校では平日の登下校に加えて、必要に応じてクラブ活動のために土曜日、日曜日及び祝日にも運行しました。

また、臨時的運行として、小中学校の校外学習活動等での利便性を図るため、登下校の運行に支障のない範囲内で、20回の運行を行い、子どもたちの学習の場を広げることに寄与する事が出来ました。

(1)利用児童生徒数 119名

(令和2年4月1日時点)

	笠田小学校	渋田小学校	笠田中学校	計
花園コース	3名	7名	7名	17名
天野コース	1名	19名	3名	23名
滝コース	5名	—	3名	8名
東谷コース	14名	—	7名	21名
計	23名	26名	20名	69名

	妙寺小学校	妙寺中学校	計
寺尾コース	21名	—	21名
教良寺コース	11名	—	11名
短野コース	13名	5名	18名
計	45名	5名	50名

(2)運行委託料

スクールバス運行委託料 28,601,001円

(3)スクールバスの一般混乗について

平成25年11月1日より、スクールバス運行地域の方々の交通の利便性向上を図るために、一定の基準に基づき、無償でスクールバスの住民利用を開始しました。

なお、令和2年度の利用者申請者数は37名、延べ利用者数は327名でした。

ア 運行形態 … スクールバスの運行形態での住民利用

イ 住民利用路線 … 滝コース、東谷コース、教良寺コース、短野コースの4コース

ウ 利用できる者 … スクールバスの運行対象地域に居住している者

エ 利用の方法 … 教育委員会に利用申請書を提出、交付を受けた許可証を提示して利用します。

【9 こども園事業】

こども園は、教育・保育・子育て支援の総合的な支援を行う施設で、指定管理者制度により、社会福祉法人かつらぎ福祉会が管理・運営を行っています。その概要は次のとおりです。

1. こども園

こども園名	定員(人)	入園児童数平均(人)
佐野こども園	260	232
三谷こども園	200	218
広域入園	—	11
計	460	461

～保育・教育費～

保育・教育児童1人当たりの経費月額	89,112円
財源内訳(一人当たり月額)	
利用者負担額	2,882円
スポーツ振興センター保護者負担金	30円
国庫支出金	475円
県支出金	977円
その他(保育委託及び個人負担金等)	1,593円
一般財源	83,155円

2. 特別保育事業

(1) 一時保育事業

こども園に入園していない児童の保護者の傷病・入院・災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等に伴う緊急、一時的な保育ニーズに対応するため、一時保育を実施しました。

(2) 発達支援保育事業

心身の発達がゆるやかなこと又は心身に何らかの障がいがあることが認められる発達支援を必要とする児童の発達に合ったきめ細やかな保育・教育を実施しました。

(3) 延長保育事業

保護者の就労などの事由で、11時間を超えて保育が必要な場合、延長保育を午後8時まで実施しました。

(4) 体調不良児対応保育事業

登園後、体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、こども園で保育する体調不良児対応保育(町保健師派遣)を実施しました。

(5) 預かり保育事業

こども園に入園している1号認定児童(幼稚園部児童)について、一時的に保育を必要とする場合に、午後4時30分までの預かり保育を実施しました。

3. 広域入園受入児童数

橋本市:2人 紀の川市:7人 岩出市:1人 和泉市:1人 計11人

4. 主な工事等

三谷こども園、園舎南側の通路にはタイルが貼られており、歩道の隆起や一部破損が見られたため、児童の安全確保のためタイル全体に人工芝設置工事を実施しました。

三谷こども園通路人工芝設置工事 941,908円

【10 地域子育て支援拠点事業】

子育て支援センターに子育て家庭の支援活動の立案実施を担当する職員を配置し、育児に係る不安や悩みについての相談指導を行うと共に母親のリフレッシュの場や交流の場をつくり、サークル等の組織活動を通して地域の拠点として保育ニーズに応えるきめ細やかな子育て支援を図りました。

(※ 子育て支援センターについては、社会福祉法人 かつらぎ福祉会に運営を委託しています。)

・ 子育て支援センター利用者数(組数) 延べ 2,283組

・ 相談数 (件)

しつけ	遊びと友達	健康	食事	言葉	発達	その他
5	6	50	40	1	45	156

【11 放課後児童健全育成事業】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に当該児童の健全な育成を目的として放課後児童健全育成事業を実施する団体に対して運営に要する経費並びに保育料の減額・減免に対して補助を行うことにより子育てしやすい環境を整えます。

名称	実施場所	登録児童数	運営分補助	保育料分補助
かせだひまわりキッズ	(旧)笠田幼稚園教室	113人	14,197,000円	2,102,300円
みょうじひまわりキッズ	妙寺小学校別棟2階	100人	8,500,000円	1,692,035円
SnowMom	中飯降地内	13人	591,000円	411,214円
計		226人	23,288,000円	4,205,549円

1. 主な工事等

笠田学童保育施設の老朽化により整備を行うため、旧笠田幼稚園の解体及び笠田学童保育施設新築に係る工事設計業務の委託を行いました。

笠田学童保育施設新設工事設計業務委託料 2,904,000円

【12 要保護児童対策の推進】

関係機関が密接に相互の連携を図り、児童虐待の防止及び要保護児童の早期発見や適切な保護並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、平成19年3月にかつらぎ町要保護児童対策地域協議会を設置しており、「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」で構成されています。

1. 代表者会議

協議会を構成する28の関係機関の代表者を委員として構成し、実務者会議が円滑に機能する環境整備を行うため、下記の事項について協議します。

- ・要保護児童とその支援に関するシステム全体に関する事項
- ・協議会の設置目的を達成するために必要な事項

開催日：令和2年10月22日(木) 出席者：協議会委員27人

2. 実務者会議

実際に活動する実務者で構成し、要保護活動を実際に行っている者の知識及び経験を要保護児童の支援等に関する施策に反映させるため、下記の事項について協議します。

- ・定例的な情報交換や個別ケース検討会議で問題となった点の更なる検討を必要とする事項
- ・要保護児童の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握及び進行管理に関する事項
- ・要保護児童対策を推進するための啓発活動に関する事項
- ・協議会の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告に関する事項

開催日：毎月1回開催 出席者：実務者14人

3. 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は、関係機関のうち個別の要保護児童にかかわる実務者等で構成し、具体的な支援の内容等を検討するため、下記の事項について協議します。

- ・要保護児童の状況の把握及び問題点の確認に関する事項
- ・援助方針の確立と役割分担の決定に関する事項
- ・支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関する事項
- ・ケースの主担当機関及び担当者の確認に関する事項
- ・要保護児童に係る実際の援助及び介入方法の検討に関する事項

開催日時：(必要に応じて随時開催)

4. 児童虐待件数

虐待の種類	件数
ネグレクト	25
心理的虐待	28
身体的虐待	24
性的虐待	0

※ 内、昨年からの継続55件、新規通告件数22件

※ 内、一時保護1件、DV母子避難1件

【13 在宅育児支援事業】

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを安心して生み、育てることができるかつらぎ町を実現するため、乳児を家庭で保育している父母及び扶養義務者に対し給付金を支給します。

県からの委託事業であり、月額15,000円最大150,000円までが支給され、同額をかつらぎ町が上乗せして支給しています。

対象者： 第2子－12名 第3子－14名 支給額：4,080,000円

【14 私立幼稚園施設型給付費】

子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園に対して、子ども・子育て支援法の規定に従い、施設型給付費の支払いを行いました。

[対象施設]

聖心幼稚園 19,931,580円 湯浅幼稚園 583,432円 名草幼稚園 749,940円

【15 紀州っ子いっぱいサポート事業(食材料費助成)】

幼児教育・保育の無償化により、副食費(食材料費)が各施設で実費徴収となったことに伴い、国の制度による副食費免除世帯以外の多子世帯の第3子以降の副食費を無料としました。(県1/2 町1/2)

[対象人数]

佐野こども園 幼稚園部2名 保育所部24名 計1,024,815円

三谷こども園 幼稚園部0名 保育所部20名 計 839,900円

聖心幼稚園 2名 計 28,080円

【16 給食費補助事業】

幼児教育・保育の無償化により、副食費(食材料費)が各施設で実費徴収となったことに伴い、国及び県の制度による免除対象者以外の給食費(主食費・副食費)を無料としました。

[対象人数]

施設名	主食費	副食費	補助費
佐野こども園	158名	88名	5,292,750円
三谷こども園	150名	83名	5,040,355円
三石保育園	2名	2名	122,100円
橋本さつき保育園	2名	2名	117,712円
聖心幼稚園	27名	18名	654,770円
湯浅幼稚園	1名	—	7,200円
名草幼稚園	2名	2名	60,000円
和歌山中央幼稚園	1名	1名	19,650円
計	343名	196名	11,314,537円

【17 子育てのための施設等利用給付費】

幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園に通う子ども及び預かり保育事業・一時預かり事業等を利用する子どもの利用料の一部を補助しました。

[認定人数]

未移行幼稚園(1名) 預かり保育事業(15名) 一時預かり事業(1名)

【18 一時預かり事業】

0歳児から未就学児を対象に、SnowMomが週2回(火・木)9時から15時までの一時預かり事業を行い、急用の際の子どもの居場所の確保や、保護者に対する子育て支援の充実を図ることができました。

【19 教育委員会表彰】

教育委員会表彰規程に基づき、学校教育振興、社会教育振興、文化の向上発展、児童福祉振興等に貢献した者を表彰し、その功績をたたえとともに、町広報誌に掲載し町民に公表しました。

[令和2年度受賞者] スポーツ振興功労者 1名

【20 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価】

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、平成31年度教育委員会所管の43事業について自己判定し、外部評価委員会で点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、町ホームページに掲載し町民に公表しています。

【21 その他】

1. 町内教員合同による自己研鑽と資質向上に努めました。
2. 定期的に校長会を招集し、学校経営等教育現場との疎通を図りました。
3. 町教委・県教委指導主事による定期的及び随意的の学校訪問を実施し各校の取り組みに対する助言等を行いました。
4. 町内小中学校教員が授業交流を行い、教員の授業力向上に努めました。
5. 町内全ての幼稚園・小学校・中学校で学校評価を実施し、その結果を広く公表することにより開かれた学校づくりに努めました。
6. 町内の児童生徒の就学対策及び不登校対策に努めました。
7. 学校関係者評価委員並びに学校評議員を設置し、学校・家庭・地域が連携した教育に努めました。

【22 学生支援緊急給付金給付事業】

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済的に困窮する大学生等に対して学びを継続する学資金として、現金給付を行います。

2. 事業の概要

次の要件のいずれかに該当する大学生等一人につき200,000円を給付します。

- ・奨学金等の制度の給付、貸付を受けている大学生等
- ・新型コロナウイルス感染症の影響(減収・雇止め等)に対する給付もしくは貸付等の支援制度を受けている、または当該支援制度を受けている保護者等がいる大学生等
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により失業した保護者等がいる大学生等

3. 成果等

現金給付を行うことで、不安や困難を抱える大学生等並びに保護者を支援することができました。

[給付人数] 121名 [給付額] 24,200,000円

《社会教育関係》

【社会教育委員の活動報告】

社会教育委員は、住民の声を行政に反映するという大切な立場であり、社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に応じ意見を述べるなど、社会教育の振興に大きな役割を担っています。

活動として、社会教育委員会を開催しかつらぎ町社会教育計画の立案を行い、また、教育委員会の諮問に応じ意見を述べるほか、社会教育委員の資質を高めるため、総会や講演会に参加しました。その活動は次のとおりです。

月 日	事業名(会場名)	内 容
令和2年 7月 3日(金)	和歌山県社会教育委員連 絡協議会定期総会 (和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ) ※1名出席	☆ 定期総会 ・ 令和元年度事業・決算及び監査報告 ・ 令和2年度事業計画(案)及び予算(案)
7月17日(金)	第1回社会教育委員会 (かつらぎ総合文化会館) ※12名出席	☆ 議事 ・ 令和元年度諸報告 ・ 令和2年度かつらぎ町社会教育計画(案) ・ 令和2年度社会教育関係予算及び委員活動予定
10月 8日(木)	伊都地方社会教育委員連 絡協議会第1回理事会 ※書面決議	☆ 議事 ・ 令和元年度事業及び決算報告(案) ・ 令和2年度事業計画(案)及び予算(案) ・ 令和2年度各市町分担金(案) ・ その他
11月11日(水)	伊都地方社会教育委員連 絡協議会総会 ※書面決議	☆ 議事 ・ 令和元年度事業報告及び決算報告、監査報告 ・ 令和2年度事業計画(案)及び予算(案) ・ 令和2年度各市町分担金(案) ☆ その他
12月 4日(金)	かつらぎ町教育講演会 (かつらぎ町保健福祉セン ター) ※9名出席	☆ 講演 演題 「新型コロナウイルスと子どもたちのストレス～園、学校、 家庭での対応と社会の役割～」 講師 佛教大学社会福祉学部・社会福祉研究科教授 山本耕平氏

【かつらぎ町社会教育計画】

[社会教育方針]

町民が自らの人生を豊かにするため、自主的・主体的に学習できる機会と学習の場を提供し、支援するとともに地域の教育力や自治能力の向上を図る。

[目標]

1. 社会情勢を鋭く見つめ、その変化に対応できる人づくりをめざすため、生涯学習の推進体制づくりを積極的に行う。
2. 生涯学習推進のための啓発と情報提供を行い、町民の学習活動を支援する。
3. 自治能力を高めるため、地域に根ざした町民主体の公民館活動を展開するとともに協働のまちづくりに努める。
4. 社会教育関係団体との連携を図り、町民主体の自主的学習活動を支援する。

[本年度の努力点]

1. 生涯学習推進体制を充実し、町民の学習を支援する。
 - (1) 生涯学習活動推進のため、全行政をあげて町民の学習活動を支援する。
 - (2) 町民のニーズにあった学習情報を提供する。
 - (3) 指導者・講師等の人材バンクの整備と教材・教具などの充実を図る。
 - (4) 町民の学習活動を支援し施設を充実するため、予算の確保に努める。
 - (5) 文化財を通じて、地域の歴史・文化を学習する機会を提供する。
2. 地域の生活や社会の実情に即した公民館事業を実施するとともに、教育・文化の向上、健康の増進、情操の純化を図る。
 - (1) 人権意識を高めるための学習を各学級、講座に位置づける。
 - (2) 地域住民の多様な学習要求に応じた教室・講座(文化活動や健康・スポーツ・レクリエーション活動)を実施する。
 - (3) 各団体の協力を得て、環境保護や公共施設(公園・スポーツ広場・建造物等)を大切にす運動を推進する。
 - (4) 公民館の運営組織の強化と活性化を図る。
 - (5) 公民館は地域のコミュニケーションの拠点であり、さらに地域住民が気軽に集まることができる場所になるよう努める。
 - (6) 公民館相互の連携を図り、地域を越えた事業の展開をめざす。
 - (7) 国際化・高度情報化社会に対応した多様な学習活動ができるよう、また、広い視野に立った人づくりのための学習ができるよう展開する。
 - (8) 世界遺産をはじめとした貴重な文化遺産をじかに体験することにより、郷土愛を育む。
3. かつらぎ総合文化会館を生涯学習センターとして機能させ、町民の生涯学習を支援する。
 - (1) かつらぎ総合文化会館の運営と管理

町民の教養・文化・生活の向上を図るための施設として、町内外の個人及び団体が気軽に利用できるよう努める。

ア 町民の自主的・主体的な文化的事業の支援

イ 「集まる」「楽しむ」「発表する」「交流する」「学ぶ」ための生涯学習の拠点としての事業展開に努める。

(2) 図書館サービスの推進

「町民の誰もが気軽に利用できる図書館」をめざす。併せて、町民の求める資料を速やかに提供し、町民の学習活動を支援する。

- ア 図書館の蔵書の充実とレファレンスサービスの拡充
- イ 利用の拡大を図るための広報活動の推進
- ウ 町民の読書意欲を促すための催し物や読み聞かせ会の実施
- エ ブックスタート活動の推進
- オ ビブリオバトルの普及に努める

4. 各社会教育関係団体相互の連携を図り、学習活動の推進と充実に努める。

(1) 家庭教育

認定子ども園と連携して、保護者を対象に家庭教育のための学級・講座を開設し、家庭での対話を深め世代間の交流を進め、親の役割・子育て等について話し合い、地域ぐるみの子育て運動を展開する。

また、学校とPTAが連携し、家庭での学習の見守りや声掛けなどを通じた子どもとのかかわりや、日常の地域の見守りなど行っていく。

- ア 家庭教育に関する講演会の開催
- イ 親子のふれあいや世代間交流事業の実施

(2) 青少年教育

社会状況の変化に伴い、地域で子どもを育てる環境づくりが特に必要になってきている。そのため、学校・家庭・地域社会・関係機関等が一層連携を密にした活動を推進していく。

- ア 青少年に対する学習機会や活動情報の提供に努める
- イ 豊かな心やたくましさ・やさしさを育てるために、豊富な生活体験ができる事業を計画し実施する
- ウ 青少年育成連絡協議会組織の強化・充実に努める
- エ 子ども会のリーダー育成研修会等を通じ、子どもリーダーの養成に努める
- オ 青少年の問題行動(非行)防止及び青少年が健全に育つ環境浄化の取り組みを推進する
- カ いじめや不登校・非行などの青少年問題に対する家庭・地域社会の教育力を高める取り組みの推進
- キ 子どもの居場所づくり推進事業の実施
- ク 児童館相互の連携を図り、地域と共に子どもの育ちを支援する

(3) 成人教育

住み良い地域社会をつくるため、積極的に地域活動に参加し、地域住民としての自覚を培い、自治意識の向上を図るための学習活動を推進する。

- ア 時事講演会、経済講演会、文化講演会の開催
- イ 団体・サークル等の学習活動や研修機会の充実に努めるとともに、相互の連携を支援する
- ウ 要求に基づく情報の提供に努める

(4) 高齢者教育

高齢社会に対応して、生涯を豊かに充実した生活をするための教室や講座を開設する。

- ア 高齢者の学習活動の推進
- イ 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進
- ウ 高齢者の健康維持増進のための事業の推進
- エ 健康で生きがいのある生活を送るための学習機会の提供

オ 世代間の交流を図り、楽しみながら社会参加ができる機会の充実

(5) 障がい者(児)教育

ア 障がいのある人などが豊かな生活を営むことができるよう関係各課と連携を図る

イ 各種学習活動の場に、参加しやすい環境づくりと障がい者(児)の理解につながる地域交流の場の提供に努める

(6) 大学地域連携事業

大学のふるさと協定に基づき大阪樟蔭女子大学と連携し、大学の学生が講師となり、子どもの豊かな発達のため、工作活動等を通して未就学児の子育てを支援する。

(7) 男女共同参画の推進

社会生活のあらゆる分野に男女がそれぞれの特性を生かしながら、平等な立場で参画し、男女平等社会の確立をめざす。

ア 生活課題を軸とした学習活動の展開

イ 女性の連帯意識の高揚、女性組織の強化

ウ 女性活動の核となるリーダーの育成

エ 男女共同参画社会を目指した啓発活動、学習機会の提供

オ 女性の自立や地位向上を図るための講演会や研修会等の開催

カ 女性の自立や社会への参画を推進

5. 社会教育における人権教育の充実に努める。

日本国憲法の理念に基づき、国民として誰もが自由で平等な社会生活を営むことができるよう人権教育を推進する。

(1) あらゆる機会を通して人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造をめざす。

(2) 人権学習を公民館の各学級・教室の年間計画に組み入れ推進する。

(3) 家庭における人権教育の充実に努めるため、町内各小学校と連携し保護者学級を開設する。

(4) 町人権啓発推進本部の推進方針に基づき、協働のまちづくりとの連携を密にし、充実に努める。

(5) かつらぎ町人権教育研究会をはじめ、町内の各種研究会等の活動を積極的に支援し、その活動を推進する。

(6) 人権教育に関する教材を整え、学習や研究活動の推進に努める。

6. 社会体育の推進に努める。

町民が健康な心身を保持増進するため、日常生活の中でスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、積極的に条件整備を行う。

(1) 体育協会加盟団体主催の種目別大会を支援する。

(2) スポーツ少年団の活動の育成と援助をする。

(3) 健康寿命日本一宣言の達成に寄与するため、生涯スポーツ活動の推進に努める。

(4) 総合型地域スポーツクラブと連携しスポーツ振興に努める。

(5) 社会体育施設の安心安全な管理を維持し、施設の有効利用に努める。

(6) 学校施設の社会体育における利用を推進するとともに、利用者のマナーの向上を図る。

(7) スポーツ推進委員会と連携し、スポーツ活動等の振興に努める。

(8) スポーツ傷害保険の加入を進めるとともに、事故防止に努める。

(9) かつらぎ西部公園パークゴルフ場の適正な運営と競技の推進に努める。

7. 文化芸術の振興と文化財の保護と活用に努める。

町民の生活文化の振興、地域文化・芸能・芸術の保存と振興を図るとともに、文化財の保護活用に努める。

(1) 町民の文化芸術活動を支援し、その創作活動を推進するための条件整備に努める。

(2) 文化財についての調査を実施し、保護と活用体制の充実を図る。

(3) 町民の教養文化を高めるための各種文化講座の実施に努める。

(4) 民俗資料等の研究、保存に努める。

(5) 文化協会をはじめ、町内の各種関係団体の文化活動を支援する。

(6) 文化財専門審議会を開催し、文化財の研究と保護に努める。

(7) 世界遺産の保全に努める。

(8) 歴史文化的景観保全地区の保全に努める。

(9) 文化財の周知・広報活動に努める。

8. 社会教育施設等の防災体制の充実に努める。

(1) 社会教育施設が災害時の避難所としての役割を果たし、地域住民の安全を確保できるよう、計画的に防災体制の充実強化に努める。

(2) 公民館の各教室や講座等で、防災についての学習を行う。

9. 教育委員会表彰を行う。

教育委員会表彰規定により、社会教育及び文化の向上発展に貢献した功績者を表彰する。

《公民館関係》

地域の社会教育・生涯学習の活動の拠点として、町民の自主的な活動の促進や教育文化の向上、心身共に健康で生きがいのある毎日を過ごせるよう、各種講座、教室、サークルの育成などの事業を実施しました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の期間休館にし、館内に注意事項を掲示するなどの対応を行いました。

休館：令和2年3月2日～3月24日／4月13日～5月31日

【地区公民館施設利用状況】

		妙寺公民館	大谷公民館	笠田公民館	佐野分館 笠田公民館	四郷公民館	三谷公民館	見好公民館	四邑公民館	天野公民館	花園公民館	合計
老人会 高齢者	利用 団体数	10	5	6	7	6	0	1	5	0	0	40
	延人数	158	36	102	59	37	0	6	8	0	0	406
婦人会 女性団体	利用 団体数	9	0	6	9	0	0	0	7	0	6	37
	延人数	62	0	110	203	0	0	0	31	0	28	434
育成会 青少年	利用 団体数	37	7	5	4	4	11	5	0	0	0	73
	延人数	392	96	40	26	44	118	110	0	0	0	826
町内会 自治区	利用 団体数	3	14	1	2	11	21	1	6	0	0	59
	延人数	43	152	8	21	150	238	16	69	0	0	697
サークル 公民館	利用 団体数	478	162	310	266	64	147	103	0	0	0	1,530
	延人数	3,903	846	2,903	1,611	706	1,245	616	0	0	0	11,830
貸館 その他	利用 団体数	126	15	495	40	25	24	15	9	22	0	771
	延人数	1,239	393	4,519	491	157	249	209	156	88	0	7,501
主催事業 公民館	利用 団体数	6	15	45	10	9	4	25	11	0	7	132
	延人数	118	237	127	226	115	43	194	111	0	57	1,228
合計	利用 団体数	669	218	868	338	119	207	150	38	22	13	2,642
	利用者 延人数	5,915	1,760	7,809	2,637	1,209	1,893	1,151	375	88	85	22,922
	使用日数	229	139	238	183	115	170	128	116	22	0	1,340

【地区公民館 各学級・講座・レクリエーション事業】

1. 婦人学級

	開設回数	開設時間	延出席者数
妙寺公民館	10	21	55
大谷公民館	6	14	52
笠田公民館	8	23	140
四邑公民館	8	25	63
天野公民館	24	43	176
花園公民館	7	21	41
計	63	147	527

2. 高齢者学級

	開設回数	開設時間	延出席者数
妙寺公民館	10	21	167
大谷公民館	10	14	85
笠田公民館	9	12	109
四郷公民館	5	9	31
見好公民館	2	3	36
四邑公民館	7	21	61
天野公民館	28	55	251
計	71	135	740

3. 講座・レクリエーション事業

	開設回数	開設時間	延出席者数
妙寺公民館	2	154	320
大谷公民館	1	2	45
笠田公民館	11	104.5	633
笠田公民館佐野分館	6	151	611
四郷公民館	2	2.5	25
見好公民館	7	31	186
四邑公民館	5	12	62
天野公民館	15	24.5	125
花園公民館	6	18	44
計	55	499.5	2,051

(1) 事業内容

新型コロナウイルス感染症に関連した人権研修や、感染症予防講座、本年度町の学習テーマである防災意識を高めるための減災教室、地域を知るために歩くウォーキング大会、文化財担当と連携した地域の歴史を学ぶ講座や展覧会など多彩な分野の事業を開催しました。

(2) 成果と課題

新型コロナウイルス感染症拡大防止をテーマにするなど地域住民のニーズにマッチした講座を開催することができました。また、住民自身が特技を生かして講師となり、新たな参加者を呼び込むなど多彩な学習の機会を提供することができました。

公民館大会の計画など、公民館が一つの目標に向かって実施できる事業について今後も生涯学習課が中心となって継続して検討していく必要があります。

地域住民が公民館運営や事業にさらに関わるしかけを充実させる必要があります。また、地域の課題や、特に若い世代のニーズをとらえて事業化する必要があります。

4. 家庭教育学級

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。

【大学地域連携事業】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。

《和歌山県人権教育総合推進事業(保護者学級開設事業)》

人権問題についての認識を深めるため、小学校児童の保護者を対象に人権学習を実施しました。

学級名	開設回数(回)	開設時間(時間)	延べ出席者数(人)
妙寺小学校保護者学級	0	0	0
大谷小学校保護者学級	2	4	69
笠田小学校保護者学級	1	1	20
渋田小学校保護者学級	1	2	15
梁瀬小学校保護者学級	4	6	66
計	8	13	170

1. 学習内容

- (1) 小学校の人権学習の様子を聞き、学校と家庭の連携について考えました。
- (2) 子どもの人権について学び、子どもを守る取り組みについて考えました。
- (3) 命の尊さや、やさしさ、思いやりの心を育てるなど子育ての問題を考えました。
- (4) 感染症対策による子どもたちの生活の変化、状況を確認し、メンタルケアの大切さについて考えました。
また、感染者が受けている人権侵害の実態について学び、身近な感染者に対する接し方、配慮等について考えました。

(5)『人権尊重の精神を育む』をテーマに「仲間はずれ」「いじめ」について講話を聞き、人権擁護委員と保護者、教職員が子どもの気になる言動、人権について考えました。

(6)親子スマホ・ケータイ教室を開催、ネットや SNS トラブルについての対処法やルール等を通して人権について考えました。

2. 成果と課題

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定していた講演会等が中止になることもありました。コロナ禍だからこそ人権についてより深く考える機会となりました。今後についても多様な内容の講座を通じ、子どもの心身の健康と人権意識の関係など、保護者が人権問題についての認識を深められるよう引き続き取り組んでいく必要があります。

《文化協会の活動》

書道・洋画・日本画・写真・生花・工芸・俳句・短歌・手芸・盤景を総括し、それぞれの部門の日常活動と共に町全体の事業を展開し文化活動の発展に寄与しています。

1. 活動内容

(1)第15回かつらぎ美術展の開催

趣 旨 意欲的に制作に取り組み、心に残る数多くの作品をつくり続けているかつらぎ町内に在住する作家を見だし、より良い文化を次世代に伝えるために開催します。

新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2)第49回かつらぎ町文化展の開催

趣 旨 町内の文化的、芸術的な気運を盛り上げ文化の向上を図るとともに、地域の文化活動サークル、グループ活動の基盤の拡充を図ります。

新型コロナウイルス感染症の影響により中止

2. 成果と課題

かつらぎ町の文化事業発展に大きく貢献しているとともに、活動は自主的・自立事業として大きく評価できます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で美術展、文化展を開催することができませんでした。

文化、芸術の振興と推進のため、より多くの人々がさまざまな作品にふれる機会を得ることができるよう、引き続き広報活動を継続していきます。

《男女共同参画》

男女がともに、社会のあらゆる分野に対等なパートナーとして参加・参画し、ともに責任を担い、お互いの人権が尊重され、生まれてよかった、住んでよかったと言える“まちづくり”、男女共同参画社会実現を目指し、平成24年4月に「男女共同参画基本計画(改訂版)」を策定しました。

公的分野・私的分野を問わず、施策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、各種団体・機関等へ積極的に働きかけ、女性の審議会・各種委員会委員への登用率 38%を目標とし、定期的にその状況を調査・分析しつつ、計画的・積極的な改善措置を進めることに努めています。

1. 取り組み

啓発活動として、男女共同参画週間を周知し、啓発グッズの窓口等への設置を行い、また、町各課室局に対し、地方自治法第202条の3に基づく審議会等への女性の登用推進の取り組みについて通知しました。

2. 女性の公職参加状況

(令和2年4月1日現在)

	審議会数	女性を含む 審議会数	委員総数	女性総数	女性登用率 (%)
地方自治法 第180条の5関係	6	3	44	3	6.8
地方自治法 第202条の3関係	21	16	340	58	17.1

(地方自治法から抜粋)

第一百八十条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。(教育委員会・選挙管理委員会・人事委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会等)

第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

《女性団体の活動》

加盟女性団体が、女性の地位向上と社会福祉文化の増進をはかり、また、さまざまな人権問題や平和な社会の構築のための取り組みを実施しています。そのために、団体相互の交流を図り連携を深め、個々の女性団体の充実と地域社会の発展につながることを目的に、活動を行っています。

【かつらぎ町女性会議】

1. 加盟団体名

- ・かつらぎ町生活研究グループ連絡協議会
- ・かつらぎ町母子寡婦福祉連合会
- ・末広女性会
- ・JA紀北かわかみ女性会かつらぎブロック
- ・かつらぎ町ボランティア連絡協議会
- ・かつらぎ町赤十字奉仕団女性部
- ・女性問題アドバイザーOG会
- ・かつらぎ町商工女性部
- ・かつらぎ地区交通安全母の会
- ・かつらぎ町母子保健推進委員会
- ・かつらぎ町更生保護女性会
- ・かつらぎ町聴覚女性部
- ・あすなる会

2. 活動内容

包括支援センター認知症介護認定保健師を講師に「認知症の基礎知識について」の研修会を実施するとともに、教育講演会「新型コロナウイルスと子どもたちのストレス」へ参加しました。また町議会一般質問の傍聴や新型コロナウイルス感染症対策として会員が講師となりマスクケースづくりを行いました。

3. 成果と課題

女性活動の推進のためには欠かせない団体であり、調整機関として成果を上げています。

かつらぎ町独自の女性会議として、長く活動をしているところですが、今後更なる会の活性化を図り、男女共同参画社会の実現につながるような活動を継続して実施していくことが必要です。

【かつらぎ町の女性による人権と平和を推進する会】

1. 加盟団体名

- ・かつらぎ町生活研究グループ連絡協議会
- ・かつらぎ町母子寡婦福祉連合会
- ・末広女性会
- ・JA紀北かわかみ女性会かつらぎブロック
- ・かつらぎ町ボランティア連絡協議会
- ・かつらぎ町赤十字奉仕団女性部
- ・女性問題アドバイザーOG会
- ・かつらぎ町商工女性部
- ・かつらぎ地区交通安全母の会
- ・かつらぎ町母子保健推進員会
- ・かつらぎ町更生保護女性会
- ・かつらぎ町聴覚女性部
- ・食生活改善推進員会
- ・ITO☆WINN(いと☆ういん)

2. 活動内容

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため例年のような活動はできませんでしたが「口腔ケア」をテーマにした健康講座を開催するとともに、教育講演会「新型コロナウイルスと子どもたちのストレス」へも参加しました。

3. 成果と課題

加盟団体14団体については、それぞれの団体の活動に加えての活動となるが、連携・調整を行いながら、研修会を開催するなど自己研鑽に努め、各団体の活動に還元しています。

今後更なる会の活性化を図り、誰もが自由で平等な社会の実現につながるような活動を継続して実施していく必要があります。

《人権啓発推進事業》

誰もが自由で平等な社会生活を営むことができるよう、人権が尊重される地域づくりを目指して人権啓発を推進しています。

【人権フェスティバル】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講演会は中止としましたが、人権啓発作文・ポスターの募集を行い、優秀作品については、かつらぎ総合文化会館に展示するとともに、作品集としてまとめ、小学校・中学校に啓発グッズとともに配布しました。

応募作品数 ポスター 125点 作文 363点

【人権啓発推進本部】

人権啓発推進本部は、人権問題を正しく理解し認識するための町民運動を推進するために、町長を本部長、職員を各地区の主任、班長、班員として配置し、各地区の人権啓発推進協議会と一体となって啓発活動の推進に努めてきました。

人権啓発推進協議会とは、自主的に地域で組織されたもので、自治区を1つの単位として町内全域に25協議会が組織され、人権問題に対する啓発活動をすすめる、人権が尊重される地域づくりを目指してきました。

しかしながら、町が進める「協働のまちづくり」と「人権啓発推進協議会」それぞれの活動の区別が難しくなったため、現在は、自治区、町内会で「協働のまちづくり」の組織を使って啓発活動を展開しています。

活動としては、各地域でビデオ鑑賞や人権啓発リーフレットの配布・説明など16回開催し、述べ参加者数は116名でした。

【かつらぎ町人権啓発推進委員会】

かつらぎ町におけるあらゆる人権問題の啓発を図り、人権が確立された町づくりを目指すため啓発活動を行っています。

活動内容は、新型コロナウイルス感染症対策から産業まつりが中止となり、啓発グッズの配布はできませんでしたが、人権紙芝居の朗読を録画した手作りのDVDと啓発グッズを町内の各こども園、幼稚園に配布するなど、コロナ禍の中でもできることを考え、活動を行いました。

また、教育講演会などに参加し、自己研鑽に努めました。

《文化財関係》

I 事業内容

【文化財総務事業】

1. 文化財総務

- (1)文化財専門審議会・景観保全審議会の開催
- (2)文化財パトロール
- (3)下記関係団体への参加
 - ア 和歌山県世界遺産協議会
 - イ 和歌山県世界遺産高野地域協議会
 - ウ 全国史跡整備市町村協議会
 - エ 全国史跡整備市町村協議会近畿地区協議会
- (4)その他担当者会等への参加

2. 文化財講座

文化財に対する正しい理解を広げるとともに、かつらぎ町をPRし、文化財保護法の目的達成・教育行政の推進・郷土愛の深化・町の知名度アップを図ること等を目的に、次の事業を実施しました。

(1)中飯降遺跡現地学習会

- ア 実施日 令和2年12月6日(日)
- イ 場所 中飯降遺跡保存学習施設
- ウ 内容 移設された西日本最大の縄文時代大型竪穴建物を実際に見ながら、町学芸員の解説を聞く現地学習会を行いました。
- エ 参加者数 60名

(2)西飯降Ⅱ遺跡展覧会

- ア 実施日 令和2年12月1日(火)～12月6日(日)
- イ 場所 妙寺公民館 1階 オープンスペース
- ウ 内容 西飯降Ⅱ遺跡について、出土遺物を時代ごとにまとめ、展覧会を行いました。展覧会では、出土品の陳列・説明パネルの表示・職員による説明のほか、触れる展示を行いました。
- エ 参加者数 140名

(3)佐野寺跡現地学習会・展覧会

- ア 実施日 〈現地学習会〉 令和3年3月14日(日)
〈展覧会〉 令和3年3月9日(火)～14日(日)
- イ 場所 〈現地学習会〉 県史跡佐野寺跡 〈展覧会〉 笠田公民館佐野分館
- ウ 内容 県史跡佐野寺跡現地における復元遺構・佐野分館における出土品の見学・触れる展

示、瓦パズル体験・瓦拓本体験を行いました。

エ 参加者数 196名

(3)世界遺産体験学習

ア 実施日 妙寺中学校 座学 令和3年3月12日(金) ウォーク 令和3年 3月15日(月)
笠田中学校 座学 令和2年10月9日(金) ウォーク 令和2年10月29日(木)

イ 場所 丹生酒殿神社-三谷坂-丹生都比売神社

ウ 内容 中学生を対象に、事前学習(座学)を行ったうえで、高野参詣道三谷坂を和歌山県世界遺産マスターの解説付きで実際に歩き、丹生都比売神社では境内の見学や宮司の解説による本殿・宝物殿の特別拝観(通常は非公開)を行いました。

エ 参加者数 妙寺中学校 53名(第一学年) 笠田中学校 51名(第一学年)

(4)歴史・文化講座(公民館との共催事業)

ア 実施日 令和2年10月20日(火)

イ 場所 旧志賀小学校講堂

ウ 内容 講演会「志賀のみ仏」

エ 参加者数 20名

(5)文化財庁舎内展示

ア 実施日 令和2年8月27日(木)～

イ 場所 役場庁舎玄関先

ウ 内容 ① 西飯降Ⅱ遺跡出土弥生土器 ② 丁ノ町・妙寺遺跡出土樽形甕^{はそう}
③ 葛城修験顔出しパネル

【世界遺産保全事業】

1. 世界遺産(高野参詣道町石道・三谷坂、丹生都比売神社境内のうち八町坂)の維持管理
2. 世界遺産(高野参詣道町石道)の復旧

【文化財補助事業】

1. 町指定文化財の維持管理に対する補助
2. 中世農耕用水路跡水覚井(県指定)の維持管理に対する補助
3. 丹生都比売神社本殿(国指定)と宝来山神社本殿(国指定)の防火施設点検整備に対する補助
4. 的場家住宅主屋(国登録)の屋根の保存修理に対する補助
5. 笠田万葉サークルの活動に対する補助

【文化財発掘調査等事業】

1. 各種民間開発に伴う各遺跡の調査等
2. 佐野寺跡出土風招の保存処理
3. 西飯降Ⅱ遺跡弥生集落のイラスト作成
4. 佐野寺跡出土瓦のパズル式レプリカ作成
5. 年報作成

Ⅱ 成果

的場家住宅主屋(国登録)の屋根の保存修理が完成し、貴重な文化財を保存することができました。

全体について、保存事業では、遺跡確認調査等を継続的に取り組んでおり、保護やその後の活用のための

基礎作業を進めることができました。活用事業については、学習会の実施のほか、イラスト・レプリカ作成等、活用のための素材を充実させることができました。

Ⅲ 課題への取り組みについて

成果を踏まえ、引き続き、保護と活用に取り組んでいきます。

≪図書館事業≫

誰もが利用しやすい図書館づくりを目指し、図書館事業も実施しながら、読書普及活動に努めました。

【図書館協議会】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、図書館協議会は中止とし、資料の配布のみ行いました。

【図書館の管理運営】

基本図書の計画的な購入を中心に蔵書の充実を図りました。また、より親しまれる図書館をめざし次の事業を実施しました。

1. 事業報告

(1) 館外事業

月	事業名	日時	場所	参加人数等
11	リサイクルフェア 廃棄図書、雑誌の利用者への提供	11月8日(日) 10:00～15:00	研修室	59
	ビブリアバトル小学生・中学生大会 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	11月29日(日)	AVホール	
2	人形劇「ともだちや」	2月20日(土) 13:30～14:20	AVホール	54

(2) 館内事業

月	事業名	日時	人数等
9～	大人用「読書ノート(100冊記入用)」配布		
9～3	小学生へ「読書ノート(30冊記入用)」配布		終了者延べ88
10	読書週間イベント「絵本カバーバックプレゼント」	10月27日(火)～ 11月8日(日)	配布69
1	「本の福袋」貸し出し (75セット配布)	1月5日(火) 9:00～	
3	「付録プレゼント企画」実施 (51の付録提供)	(応募期間) 2月27日(土)～ 3月19日(金)	応募537

(3) 館内展示

月	展 示 名		期 間
常設	一般書 児童書	ベストセラーの本、文学賞を受賞した本、映画・ドラマの原作本、 書評掲載本	
4	一般書	4月の特集本コーナー	
		2020年本屋大賞、本屋大賞受賞作家コーナー	4/9～6/14
		第162回芥川・直木賞受賞作家作品コーナー	4/9～6/14
	児童書	4月の特集本コーナー	
		第6回「君に贈る本(キミ本)大賞コーナー	4/7～6/28
5	一般書	5月の特集本コーナー	
		「十二国記」コーナー	5/23～7/26
		「今だから生活を楽しむ」コーナー	5/29～
	児童書	5月の特集本コーナー	
		読書週間におすすめする本コーナー	5/9～5/22
		「子どもの本総選挙」コーナー	5/23～6/14
6	一般書	6月の特集本コーナー	
		赤羽末吉さんコーナー	6/7～7/26
		佐伯チズさん追悼コーナー	6/11～6/28
		第163回芥川賞・直木賞候補作コーナー	6/11～7/15
		利用者さまオススメ本コーナー	6/30～12/1
	児童書	6月の特集本コーナー	
		赤羽末吉さんコーナー	6/7～7/26
		産経児童出版文化賞コーナー	6/16～7/26
		夏休み課題図書、自由研究・工作等のコーナー	6/30～8/23
7	一般書	7月の特集本コーナー	
		ブッカー国際賞候補作コーナー	7/2～8/4
		第163回芥川賞・直木賞受賞、受賞作家作品コーナー	7/16～12/17
		漫画「陰陽師」コーナー	7/21～8/30
		怖い本コーナー	7/28～8/30
	児童書	7月の特集本コーナー	
		児童書おすすめ本コーナー	7/28～8/23
		怖い本コーナー	7/28～8/30
		漫画「鬼滅の刃」関連「空想科学読本」コーナー	7/30～8/30
8	一般書	8月の特集本コーナー	
		外山滋比古さん追悼コーナー	8/7～8/30
	児童書	8月の特集本コーナー	
		「青春サプリ」コーナー	8/5～
		文学賞受賞本コーナー	8/25～1/13
		日本絵本賞コーナー	8/25～10/25

9	一般書	9月の特集本コーナー	
		敬老の日コーナー	9/1～9/27
		「アルツハイマー病」関連コーナー	9/3～9/27
	児童書	「いま読みたい本」コーナー	9/29～10/25
		9月の特集本コーナー	
10	一般書	グリムプロジェクトコーナー	9/29～3/30
		10月の特集本コーナー	
		井出孫六さん追悼コーナー	10/13～10/25
		「気になる本」コーナー	10/27～12/6
	児童書	大城立裕さん追悼コーナー	10/29～11/26
10月の特集本コーナー			
11	一般書	アガサ・クリスティー特集	10/27～12/6
		11月の特集本コーナー	
12	一般書	小林泰三さん追悼コーナー	11/27～12/17
		11月の特集本コーナー	
		12月の特集本コーナー	
		「2020年もうおしまい。今年の最後に1冊どうですか？」コーナー	12/8～12/28
	児童書	第164回芥川・直木賞候補作コーナー	12/18～1/20
なかにし礼さん追悼コーナー		12/25～1/12	
1	一般書	若い人におすすめする本コーナー	12/28～2/26
		12月の特集本コーナー	
		書評紹介コーナー	12/28～
	児童書	1月の特集本コーナー	
		半藤一利さん追悼コーナー	1/13～2/26
本屋大賞ミネートコーナー		1/22～	
2	一般書	1月の特集本コーナー	
		2020年モエ絵本屋さん大賞コーナー	1/14～
	児童書	「こんな時だからこそ読んでほしい、とっておきの本」コーナー	1/15～
2月の特集本コーナー			
3	一般書	第164回芥川賞・直木賞受賞、受賞作家作品コーナー	2/27～
		2月の特集本コーナー	
	児童書	人形劇「ともだちや」関連本コーナー	2/3～2/26
3月の特集本コーナー			
3	一般書	雑誌「ダ・ヴィンチ」掲載本紹介コーナー	3/13～3/30
		3月の特集本コーナー	
	児童書	「読書ノート終了特典」おすすめ本紹介コーナー	3/12～

2. 利用状況

(1)本館

月	開館 日数	利用者数	一般書 貸出冊数	児童書 貸出冊数	雑誌 貸出冊数	DVD 貸出数	貸出冊数 合計
4	11	781	1,652	1,305	169	58	3,184
5	20	931	2,056	1,600	238	58	3,952
6	25	1,042	2,152	1,809	259	61	4,281
7	27	1,148	2,372	2,010	285	98	4,765
8	27	1,302	2,407	2,420	254	126	5,207
9	27	1,163	2,424	2,091	241	79	4,835
10	27	1,178	2,454	2,047	247	66	4,814
11	26	1,077	2,376	1,967	248	43	4,634
12	24	1,010	2,382	1,884	223	58	4,547
1	25	1,090	2,423	1,883	241	53	4,600
2	14	736	1,826	1,299	176	55	3,356
3	25	1,278	2,633	2,238	308	75	5,254
計	278	12,736	27,157	22,553	2,889	830	53,429

令和2年度で延べ8,513人の登録者有り

〈貸出冊数〉一人10冊以内(図書) 一人1本(DVD)

〈貸出期間〉2週間(図書) 1週間(DVD)

〈休館日〉月曜(祝日と重なった場合は開館。ただし振替休日は閉館)

年末年始(12月29日～1月4日)、館内整理日、蔵書点検期間

〈開館時間〉午前9時～午後5時

団体貸出

利用団体数	貸出冊数
46	567

令和2年度で延べ51団体の登録有り

(2)分館

月	開館日数	利用者数	貸出冊数
4	9	5	6
5	9	7	18
6	8	9	26
7	9	14	30
8	9	13	36
9	9	9	21
10	9	11	17
11	8	7	7
12	8	8	14
1	8	10	23
2	9	14	10
3	9	5	7
計	104	112	215

〈 貸出冊数 〉一人4冊以内

〈 貸出期間 〉28日間

〈 休館日 〉月曜・火曜・木曜・金曜・日曜日

年末年始(12月29日～1月4日)

〈 開館時間 〉午後1時～午後5時

3. 蔵書数

(1)本館

分類	一般書	児童書
総記	967	228
哲学	1,620	290
歴史	3,614	1,053
社会	4,903	949
自然	3,230	1,867
技術	3,562	755
産業	1,327	578
芸術	4,380	1,175
言語	610	401
文学	4,518	5,869
大活字本	49	3
小説	14,125	
参考図書	740	68
点字	6	23
郷土資料	1,404	93
外国文学	1,797	2,559
洋書	37	0
絵本		5,773
紙芝居		505
小計	46,889	22,189
合計	69,078	
D V D	408	

(雑誌) 62誌

(新聞) 7紙

(2)分館

分類	一般書	児童書
小計	1,726	369
合計	2,095	

4. 図書の予約・リクエスト

2,238 件

蔵書(内インターネット)	購入	借受	不可
1,867(210)	104	259	8

相互貸借 貸出・・・4冊 借受・・・259冊

5. レファレンスサービス(調べものや、資料・情報探しのお手伝いを行うサービス)

293 件

口頭	電話	文書
190	103	0

6. 文献複写(複写サービス)

103 枚

7. ブックスタート事業

月	対象予定	参加状況
6月	対象 21名	11名
7月	対象 5名	5名
8月	対象 12名	8名
9月	対象 7名	7名
10月	対象 9名	6名
11月	対象 5名	5名
12月	対象 5名	5名
1月	対象 10名	8名
2月	対象 7名	5名
3月	対象 9名	6名
合計	90名	66名

*絵本を渡した人 84人(7か月児教室で渡した人66人、それ以外18人)
絵本を渡せなかった人 6人

かつらぎ町こども読書推進計画に基づき、乳幼児の7ヶ月教室時に一人ひとりの赤ちゃんに絵本を開く楽しい経験と一緒に絵本を手渡す活動を行います。

また、乳幼児向けのブックリスト等を配布し、読書活動の推進を行います。

8. 導入コンピュータ

メーカー機種 富士通 iLiswingV3/WebiLis

端末台数 4台（内利用者端末 1台）

9. 図書館ボランティアよみきかせの会 プーさん

平成13年度から図書館ボランティアよみきかせの会プーさんが発足し、今年度は次のとおり活動しました。

月	日	曜日	活動行事	内容	活動人数
4	20	月	自主練習 真明寺 9:30～11:30	よみきかせ練習	5
5	18	月	自主練習 真明寺 9:30～11:30	よみきかせ練習	5
6	15	月	自主練習 真明寺 9:30～11:30	よみきかせ練習	5
7	20	月	自主練習 真明寺 9:30～11:30	よみきかせ練習	5
8	17	月	自主練習 真明寺 9:30～11:30	よみきかせ練習	5
9	21	月	自主練習 真明寺 9:30～11:30	よみきかせ練習	5
10	19	月	自主練習 真明寺 9:30～11:30	よみきかせ練習	5
11	16	月	自主練習 真明寺 9:30～11:30	よみきかせ練習	5

12	21	月	自主練習 真明寺 9:30～11:30	よみきかせ練習	5
1	18	月	自主練習 真明寺 9:30～11:30	よみきかせ練習	5
2	15	月	自主練習 真明寺 9:30～11:30	よみきかせ練習	5
3	15	月	自主練習 真明寺 9:30～11:30	よみきかせ練習	5

*活動メンバー 5名

【図書館事業の成果と課題】

本の紹介等を積極的に行うため、館内展示コーナーの充実を行い、また、おすすめ図書をこども園、学校等にも配布しました。

一方、コロナ禍において、図書館サービスの制限を余儀なくされ、利用者の減少となりましたが、サービスの制限のなかでできる新しいサービスとして、利用者及び小学生に「読書ノート」を配布し、読書意欲を高めるための取組を行いました。

今後も、制限されたサービスの中でできる読書普及活動を考案し、活動に努めていきます。

《社会体育関係》

【かつらぎ町体育協会】

1. 目的

住民の健康増進と体力の向上をめざして、町内体育・スポーツ競技関係団体との連携を密にし、生涯スポーツの振興と普及をはかり、健康で明るい町づくりに寄与することを目的として、下記のとおり取り組みました。

2. 活動内容

(1)『第49回かつらぎ町体育まつり』

◆種目別競技大会 令和2年10月10・11日(土・日) ※各競技で日程を調整し開催

10種目 参加者数 約481名

・軟式野球	・少林寺拳法	・サッカー	・ハイキング
・フットサル	・硬式野球	・バレーボール	・グラウンドゴルフ
・剣道	・空手道		

◆表彰式

期 日	令和2年10月11日(日)
会 場	かつらぎ総合文化会館 大ホール
表彰内容	スポーツ奨励賞 8名、特別賞 1団体

(2)『第20回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会』(町選手団派遣)

主 催 和歌山県・和歌山県教育委員会・和歌山県体育協会
期 日 令和3年2月21日(日)
コ ー ス 紀三井寺公園陸上競技場～県庁前(全長:約21.1km 10区間)
成 績 総合8位入賞 (25市町チーム、8オープン参加) 合計33チーム
オープンチーム 19位入着

【かつらぎ町スポーツ推進委員会】

1. 目的

スポーツ推進委員16名は、本町スポーツ推進のため、住民の社会体育活動に関する組織の育成とスポーツ団体等の行う行事、事業に関し指導助言と協力を行い、生涯スポーツの推進・発展を目指して下記のとおり取り組みました。

2. 活動内容

日 程	行 事 名	参加者数 (人)	備 考
7月16日(木)	第1回かつらぎ町スポーツ推進委員会	7	(協議事項) 平成31年度活動報告 令和2年度活動計画(案) かつらぎ町体育まつり など
11月7日(土)	和歌山県スポーツ推進委員研究協議会(海南市:海南ノビノス)	6	・事例発表 ・実技研修(カローリング) ・和歌山県スポーツ推進委員功労者表彰(平山委員、沼田委員が県表彰受賞)
11月22日(日)	紀の川万葉の里マラソン2020 みかんリレーマラソン2020	1	後援事業
合 計		14	

【スポーツ少年団の育成(かつらぎ町スポーツ少年団)】

1. 目的

「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する」、「スポーツを通じて青少年の心と体を育てる」、「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」以上の3点を理念に掲げ、次世代を担う健全な心と体を持った青少年を育成するべく、各事業に取り組みました。

2. 活動内容

(1) 競技大会

- ア 『第51回 和歌山県スポーツ少年団総合競技大会』
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止
- イ 『令和2年度 近畿・全国スポーツ少年団剣道交流大会和歌山大会』
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止

(2) 研修会・講習会等

ア アクティブ・チャイルドプログラム&スポーツ少年団体験会

期 日 令和2年11月29日(日)

会 場 県立橋本体育館

コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止

イ 令和2年度アクティブ・チャイルド・プログラム和歌山県普及促進研修会

期 日 令和3年1月30日(土)

会 場 新宮市福祉センター

3. スポーツ少年団加盟団体

	団 体 名	活動種目	団員数	指導者数
1	妙 寺 少 年 野 球 ク ラ ブ	軟 式 野 球	14	2
2	笠 田 ク ラ ブ	軟 式 野 球	8	2
3	妙 寺 少 年 サ ッ カ ー ク ラ ブ	サ ッ カ ー	14	2
4	和 歌 山 北 ボ ー イ ズ	硬 式 野 球	31	2
5	か つ ら ぎ 柔 道 ク ラ ブ	柔 道	7	2
6	少 林 寺 拳 法 か つ ら ぎ 東	少 林 寺 拳 法	10	2
7	か つ ら ぎ 尚 武 会	剣 道	15	2
8	か つ ら ぎ ア ド バ ン ス S . C	サ ッ カ ー	16	1
9	渋 田 少 年 ス ポ ー ツ ク ラ ブ	軟 式 野 球	3	1
10	伊 都 空 手 道 教 室 笠 田	空 手	3	4
11	か つ ら ぎ J r . バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	18	2
12	妙 小 や ん ち ゃ ~ ず	ド ッ ジ ボ ー ル	12	2

(合 計) 151 24

【各種スポーツ大会・イベント】

『紀の川万葉の里マラソン2020・みかんリレーマラソン2020』に協力

主 催 憩楽クラブかつらぎ(総合型地域スポーツクラブ)

期 日 令和2年11月22日(日)

会 場 伊都浄化センター周辺道路

参加者数 475名(うちみかんリレーマラソン参加者137名)

『第39回 三谷マラソン』

期 日 令和3年2月11日(祝・建国記念の日)

会 場 三谷こども園 河南堤防コース

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

【スポーツ安全保険加入の推進】

子ども団体 13団体 668人

大人団体 7団体 130人

スポーツ教室 3団体 61人

計 23団体 859人

【社会体育施設利用実績】

施設	利用者数
かつらぎ公園グラウンド	13,323人
かつらぎ公園テニスコート	1,585人
かつらぎ公園河川グラウンド	5,418人
かつらぎ公園町民プール	1,762人
かつらぎ体育センター	6,459人
中飯降公園グラウンド	8,615人
河南公園グラウンド	2,262人
西部公園パークゴルフ場	13,768人
合 計	53,192人

【学校施設開放による利用実績(屋内運動場・屋外運動場)】

登録団体数:33団体

登録人数 :611人

【成果と課題】

体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどの各団体においては、コロナ禍の中にもありながらも、自主的な活動を展開され、町の体育振興に大きく貢献しています。

伊都浄化センター周辺に整備され平成30年10月に開場した「かつらぎ西部公園パークゴルフ場(18ホール)」については、令和2年3月31日からクラブハウスをオープンし、13,768人の利用者がありました。また、8月9日(パークゴルフの日)を記念して、8月8日から10日の3日間、各日先着20名に熱中症予防グッズを配付しました。10月から12月末まではスタンプラリーイベント、11月8日(日)には「西部公園パークゴルフ場開場2周年記念大会」を開催し、1月13日(水)には「新春パークゴルフ大会」を初めて実施しました。

今後は本パークゴルフ場を中心として、競技推進を図るため、指導者の養成、競技の広報啓発などを関係団体と協力し推進する必要があるとともに、クラブハウス内のキッズスペース及び調理施設等の活用を行うなど、順次整備が予定されている西部公園において、状況に応じた運営体制の検討が課題となります。

《かつらぎ総合文化会館関係》

町民の教育、文化、生活などを高める生涯学習施設(文化施設)として、また町内外の個人、諸団体が利用できるよう努めました。

1. かつらぎ総合文化会館使用状況

(1) 令和2年度使用室・減免利用状況

(件)

使用室	一般	減額	免除	合計	H31年度
大ホール	18	11	61	90	197
A Vホール	18	3	28	49	132
展示ホール	1	0	46	47	98
研修室	21	3	171	195	229
料理実習室	0	0	0	0	66
和室	23	3	22	48	139
会議室 A	5	5	38	48	50
会議室 B	0	0	0	0	2
会議室 C	5	1	26	32	27
会議室 D	111	0	31	142	181
控室	27	20	75	122	363
スタジオ	5	2	4	11	79
リハーサル室	4	1	4	9	69
イベント広場	0	0	0	0	20
野外ステージ	1	0	5	6	19
合計	239	49	511	799	1,671

(2) 令和2年度使用室別使用料集計

(円)

使用室	基本	冷暖房	町外	営業	附属設備	合計	H31年度
大ホール	152,350	27,250	0	0	126,700	306,300	1,422,800
A Vホール	211,000	62,000	0	0	224,500	497,500	1,177,325
展示ホール	16,500	8,250	3,000	3,000	1,050	31,800	306,825
研修室	126,000	42,375	24,750	17,250	2,800	213,175	547,000
料理実習室	0	0	0	0	0	0	22,500
和室	44,800	17,150	13,650	11,050	700	87,350	114,986
会議室 A	15,000	4,500	0	0	0	19,500	0
会議室 B	0	0	0	0	0	0	0
会議室 C	32,250	15,000	6,750	0	0	54,000	3,375
会議室 D	154,700	51,800	4,550	19,250	0	230,300	269,625
控室	13,600	1,750	0	0	0	15,350	117,075
スタジオ	4,500	0	0	1,000	0	5,500	88,374
リハーサル室	4,050	300	0	0	0	4,350	58,725
イベント広場	0	0	0	0	0	0	17,500
野外ステージ	12,500	0	0	0	0	12,500	12,500
合計	787,250	230,375	52,700	51,550	355,750	1,477,625	4,158,610

(3) 令和2年度 月別使用料集計

(円)

月別	基本	冷暖房	町外	営業	附属設備	合計	H31年度
4月	5,300	0	0	1,000	0	6,300	272,325
5月	0	0	0	0	0	0	282,850
6月	30,900	10,725	0	1,400	10,025	53,050	344,925
7月	43,550	20,325	12,450	9,625	0	85,950	263,525
8月	41,450	20,725	3,000	5,275	1,050	71,500	633,050
9月	44,950	21,075	0	2,275	24,800	93,100	535,837
10月	88,500	12,125	5,100	3,150	24,000	132,875	344,075
11月	190,600	8,900	0	1,400	153,875	354,775	237,637
12月	37,900	13,750	3,125	2,275	20,500	77,550	370,862
1月	109,950	51,475	4,200	2,100	72,900	240,625	487,300
2月	121,600	53,300	8,325	8,150	40,800	232,175	344,549
3月	72,550	17,975	16,500	14,900	7,800	129,725	41,675
合計	787,250	230,375	52,700	51,550	355,750	1,477,625	4,158,610

(4) 年度別集計表

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
使用料	5,123,825	4,729,000	5,959,125	6,161,150	6,234,975	4,565,175	4,151,400
使用数	1,524	1,461	1,636	1,821	1,783	1,399	1,151
免除	667	692	702	774	925	700	623
減額	219	156	173	212	176	165	111
一般	638	613	761	835	682	534	417

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度
使用料	5,591,500	5,767,875	4,402,226	4,509,686	4,741,974	4,158,610	1,477,625
使用数	1,574	1,574	1,663	1,868	1,726	1,671	799
免除	763	758	996	1,081	914	891	511
減額	166	169	113	148	148	144	49
一般	645	647	554	639	664	636	239

(5) 令和2年度 来館者数(暫定値)

使用室	使用数	一回当り使用人数	総使用人数	H31年度
大ホール	90	100	9,000	49,250
A Vホール	49	50	2,450	9,240
展示ホール	47	50	2,350	14,700
研修室	195	20	3,900	6,780
料理実習室	0	10	0	1,320
和室	48	15	720	2,085
会議室 A	48	15	720	1,500
会議室 B	0	5	0	10
会議室 C	32	10	320	405
会議室 D	142	6	852	1,810
控室	122	3	366	1,815
スタジオ	11	4	44	790
リハーサル室	9	10	90	690
イベント広場	0	30	0	600
野外ステージ	6	30	180	950
合計	799	358	20,992	92,035

(6) 令和2年度 稼働率(利用日数÷開館日数)

使用室	利用日数	開館日数	稼働率	備考
大ホール	62	263	23.6%	
A Vホール	44	263	16.7%	
展示ホール	63	263	24.0%	
研修室	136	263	51.7%	
料理実習室	0	263	0.0%	
和室 1	8	263	3.1%	
和室 2	20	263	7.6%	
和室 3	14	263	5.3%	
会議室 A	36	263	13.7%	
会議室 B	0	263	0.0%	
会議室 C	31	263	11.8%	
会議室 D	125	263	47.5%	
控室 1	18	263	6.9%	
控室 2	18	263	6.9%	
控室 3	18	263	6.9%	
控室 4	24	263	9.1%	
控室 5	7	263	2.7%	
スタジオ	9	263	3.4%	
リハーサル室	8	263	3.1%	
イベント広場	0	263	0.0%	
野外ステージ	6	263	2.3%	

2. 自主事業実施結果

(1) 映画のつどい(定例映画会)の実施(AVホール)

住民の方々に、より親しまれる会館を目指して、次のとおり「映画のつどい」を実施しました。

実施月日	回数	上映フィルム	借用先	配布枚数(枚)	入場者数(名)	フィルム借上料	備考
12月13日(日)	第172回	リメンバー・ミー	有限会社 和歌山映画センター	47	10	220,000	入場無料
合計				47	10	220,000	

(2) 劇団四季ファミリーミュージカル『人間になりたがった猫』

(鑑賞型事業)

主 催	かつらぎ総合文化会館
日 時	令和2年8月7日(金) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
入 場 料	全指定席 前売りA指定 一般 3,000円 高校生以下 1,500円 前売りB指定 一般 2,000円 高校生以下 1,000円 ※当日券は500円増

(3) 第13回シビック寄席(AVホール)

(鑑賞型事業)

主 催	かつらぎ総合文化会館
日 時	令和2年11月7日(土) 開場14:15 開演15:00 終演17:10
公 演 名	第13回シビック寄席
出 演 者	桂 文華、露の新幸、桂 源太
入 場 者 数	97名
入 場 料	無料(整理券)
経 費	公演料 165,000円

(4) 北海道歌旅座『昭和のうたコンサート』

(鑑賞型事業)

主 催	かつらぎ総合文化会館・北海道歌旅座
日 時	令和3年1月23日(土) 開場12:45 開演13:30 終演15:30
公 演 名	北海道歌旅座『昭和のうたコンサート』
入 場 者 数	53名
入 場 料	前売り 1,500円 当日 2,000円
入場料収入	109,000円(前売り70枚、当日2枚、合計72枚)
経 費	公演委託料 109,000円 ※チケット販売料を公演料とする。

(5) 総合文化会館・図書館共催事業(AVホール)

(鑑賞型事業)

主 催	かつらぎ総合文化会館・かつらぎ町立図書館
日 時	令和3年2月7日(日) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期
公 演 名	鈴木翼あそび歌コンサート
出 演 者	鈴木翼
入 場 料	全自由席 前売り一般1,000円 中学生以下 500円 当日 一般1,500円 中学生以下 800円

(6) 第5回かつらぎ町チャリティーカラオケ発表会

(参加鑑賞型事業)

主 催	かつらぎ総合文化会館
日 時	令和3年2月28日(日) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
公 演 名	第5回かつらぎ町チャリティーカラオケ発表会
出 演 者	応募による町内外の方 50組

(7) 紀州かつらぎふるさとオペラ『お照の一灯』

(参加鑑賞型事業)

主 催	かつらぎ町・かつらぎ町教育委員会
日 時	令和3年3月7日(日) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期
経 費	700,000円(作曲料他)

(8) 第11回音返しコンサート

(参加鑑賞型事業)

主 催	妙寺中学校吹奏楽部・笠田中学校吹奏楽部・かつらぎ総合文化会館
日 時	令和3年3月28日(日) 開場13:30 開演14:00 終演15:30
入 場 者 数	116名(出演者の保護者、家族のみ)
出 演 者 数	妙寺中学校吹奏楽部 34名、笠田中学校吹奏楽部 33名、音返しバンド 30名
入 場 料	無料
経 費	なし

3. かつらぎ総合文化会館の管理と運営に関する成果と課題

町で唯一の多目的文化施設として、コロナ禍の中、各ホール、会議室において利用人数制限を設け、国、県からのガイドラインに沿って貸館業務を実施しました。

自主事業についても、ほとんどの事業が中止となりましたが、来場者数を制限し、感染対策を徹底したうえで、実施することができた事業もありました。ただ、集客については非常に厳しい状況でした。

コロナ禍においては、大ホールでの自主事業について来場者数制限が余儀なくされるため、公演料に対し、入場料収入が見込めないことから、開催が非常に困難となります。

「紀州かつらぎふるさとオペラ『お照の一灯』」は、公演を1年延期することとなり、令和2年度については、全ての作曲作業が終了しました。

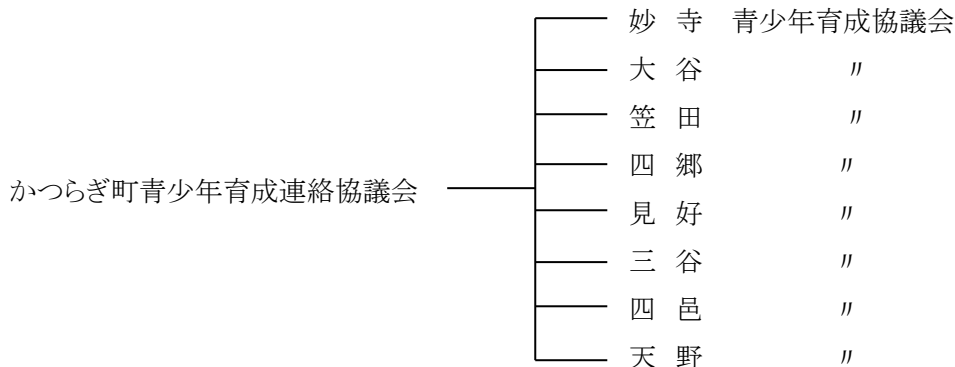
設備においては、会館周辺外灯の一部をLED化したほか、経年劣化により故障した浄化槽設備、受水槽設備、消防設備について修繕を行いました。

《青少年センター関係》

【青少年健全育成事業】

1. 地域ぐるみによる育成活動

育成組織の現況



2. 子ども会組織の充実と自主活動の推進

- (1) 地域の子ども会並びに育成会地区役員、ジュニアリーダー、各種団体と連携し、文化、体育、野外活動等の集団による健全育成活動の実施
- (2) 野外活動推進のためのキャンプ用具の貸し出し
 利用団体・グループ 5グループ
 貸し出し数 6種類 15個

3. 子ども会リーダー育成研修会

子どもの健全育成のため「子どもによる、子どものための、子ども会」を目指し、子どもと大人の架け橋となる青年リーダーを育てるため、昭和53年から研修会を開催しています。令和2年度も引き続き第42次後期と第43次前期研修会を、紀北青少年の家においてそれぞれ実施しましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、研修内容を1日のみの日帰り研修としました。

(1) 第42次後期子ども会リーダー育成研修(4月～6月)

単位:名

地域 \ 級・学年	初級	中級	上級	計
	主に小6	主に中2	主に高1	
妙寺	9	1	5	15
大谷	0	0	0	0
笠田	4	3	4	11
四郷	0	0	0	0
三谷	1	0	0	1
見好	0	2	0	2
四邑	0	0	0	0
天野・花園	0	0	0	0
計	14	6	9	29
かつらぎリーダークラブ	8名			

(2) 第43次前期子ども会リーダー育成研修(9月～11月)

単位:名

地域	級・学年	初 級	中 級	上 級	計
		主に小5	主に中1	主に中3	
妙 寺		53	7	8	68
大 谷		0	0	3	3
笠 田		41	6	3	50
四 郷		0	0	1	1
三 谷		0	0	0	0
見 好		16	0	0	16
四 邑		0	0	0	0
天 野・花 園		0	0	2	2
計		110	13	17	140
かつらぎリーダークラブ 7名					

(3) かつらぎリーダークラブ(会員77名)

子ども会リーダー育成研修の上級認定者で組織され、各地区子ども会及びリーダー育成研修の指導、援助を行います。

4. 地域子ども会指導員研修

(1) 令和2年度青少年の健全育成・非行防止についての標語募集

対 象 者 : 町内小中学生1,055名

応募作品数 : 1,036点(最優秀賞3部門3点、優秀賞3部門44点)

入賞作品文集「かぞく」の発刊

最優秀作品を記載したクリアフォルダー・ポスターを製作し、配布・掲示

(2) 第39回地域子ども会指導者研修会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。

5. 令和2年度友好都市交流会

和泉市・かつらぎ町友好都市親善子ども会交流会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。

6. 第37回子どもあそびのチャレンジ大会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。

7. 令和2年度優良青少年の表彰(表彰状並びに記念品を町長から授与)

目 的 : 平素の行動が他の青少年の模範として地域の人々にさわやかな影響を与えている青少年の善行を称え、今後尚一層自信を深めるとともに、将来地域社会に貢献する青少年の育成に期すものです。

実 施 日 : 令和3年2月4日(木)

受 賞 者 : 妙寺、笠田各中学生1名及び、かつらぎリーダークラブより1名(高校生1名)

8. 第41回子ども文化祭

内 容 : 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため舞台発表は中止しましたが、各地域で行った共同作品35点、個人作品448点の工作活動や、太鼓やダンスなど5団体の練習を紹介するための冊子を作成し、各子ども会等に配布しました。

9. みまもり隊活動

児童生徒等の登下校、日常の生活でのみまもり活動を実施しました。

令和2年度 校区別「みまもり隊員数」総勢477名

令和3年3月末日現在

学校区名	結成日	隊員数(名)	学校区名	結成日	隊員数(名)
妙寺小学校	H16. 12.17	125	大谷小学校	H16. 9. 1	67
笠田小学校	H16. 12. 7	128	渋田小学校	H16. 10. 7	49
梁瀬小学校	H18. 4. 1	25	妙寺中学校	H16. 12.17	51
笠田中学校	H17. 1.17	32		計	477

【児童厚生施設の運営と整備】

1. 児童館の運営

青少年の健全育成のため、地域子ども会育成活動の拠点として、児童館活動を進めました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の期間、休館としました。

■休館：令和2年3月2日～3月24日／4月13日～5月31日

- (1) 町内各児童館12館(休館中の3館を含む)の運営管理及び指導
- (2) 児童館長並びに児童厚生員合同会議の開催(年2回6月15日(書面会議)、2月26日)
- (3) 青少年育成会事業への取り組みと指導
- (4) 妙寺、大谷、笠田、渋田各小学校と懇談会を行い、来館児童について情報を共有
- (5) 和歌山県児童館連絡協議会研修会参加(11月12日、12月10日、2月19日)
- (6) 中飯降児童館・妙寺児童館・丁ノ町児童館3館、妙寺育成会、三谷育成会、妙寺公民館、三谷公民館合同の『げんきっ子ふえすた』は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- (7) 児童厚生員定例研修会(常勤館)の開催状況

月／日	開催場所	内 容	研修テーマ
4月23日	かつらぎ 総合文化会館	事務連絡(感染症対策のため書面会議)	今年度の事業計画について確認
5月26日	丁ノ町児童館	事務連絡、情報交換	感染予防について話し合う
6月26日	かつらぎ 総合文化会館	事務連絡、情報交換、研修	救急法、AED 研修(伊都消防)
7月29日	四郷児童館	事務連絡、情報交換、製作 研修	ティッシュカバー製作研修 (講師)
8月24日	笠田東児童館	事務連絡、情報交換、研修	防犯研修(かつらぎ警察署)
9月28日	妙寺児童館	事務連絡、情報交換、製作 研修	スクラップブック制作(講師)
10月23日	中飯降児童館	事務連絡、情報交換、製作 研修	万華鏡制作(講師)
11月17日	かつらぎ 総合文化会館	事務連絡、情報交換、研修	職員一般研修に参加 (接遇研修)
12月21日	大谷児童館	事務連絡、情報交換、研修	熊本県益城町での復興支援をと おして(危機管理課)
1月29日	かつらぎ 総合文化会館	事務連絡、情報交換	合同会議資料作成
2月26日	西渋田児童館	事務連絡、情報交換、 次年度計画	合同会議資料最終確認及び 次年度計画
3月24日	かつらぎ 総合文化会館	事務連絡、情報交換、 次年度に向けての準備	各年度末書類提出、4月定例会 準備

(8) 各児童館開催児童展(年1回)

施設名	開催日	施設名	開催日
中飯降児童館	2月予定 (感染症対策のため中止)	四郷児童館	2月19日～20日予定 (感染症対策のため中止)
丁ノ町児童館	2月8日～12日予定 (感染症対策のため中止)	西渋田児童館	2月3日～27日
大谷児童館	11月7日～8日予定 (感染症対策のため中止)		

(9) 各児童館の利用状況(年間延べ人数)

施設名	利用者数(名)		施設名	利用者数(名)	
	児童・生徒	保護者他		児童・生徒	保護者他
中飯降	1,506	289	西渋田	1,808	425
丁ノ町	507	335	笠田西部	休館	
大谷	2,002	929	名山	休館	
四郷	1,225	543	平沼田	74	102
高田	休館		山崎	52	21
笠田東	1,748	264	妙寺	913	266

合計 13,009名

2. 児童厚生施設の管理及び整備ほか

年間を通じて、町内児童館12館及び児童公園・ちびっこ広場21箇所の定期的点検実施

(児童館)

中飯降児童館	1階トイレ改修工事、トイレ掃除用蛇口取替、火災報知器修繕
高田児童館	雨漏り修繕工事
笠田東児童館	非常照明器具修繕、卓球台修繕、誘導灯修繕、ガスメーター修繕
名山児童館	駐車場天井修繕工事

【放課後子ども教室推進事業(通学合宿)】

子どもたちに共同生活の機会を与え、生活体験を通して生活技能の習得や地域住民との交流を図るとともに、家事の大変さや家族のありがたさを感じてもらうことを目的として、小学5・6年生を対象に通学合宿を実施しています。しかし、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、計画していた全4日程を中止としました。

1. 内容

あっとホームスクール通学合宿(公民館で生活しながら学校へ通う生活体験合宿)

月 日	実施場所	対象校	備 考
6月21日～23日	大谷公民館	大谷小学校	中 止
7月5日～7日	妙寺公民館	妙寺小学校	中 止
8月30日～9月1日	笠田公民館	笠田小学校	中 止
9月13日～15日	見好公民館	渋田小学校	中 止

2. 成果と課題

本事業は、参加する児童や地域の協力者、職員との距離が大変近いものであり、感染症対策を徹底しつつ事業目的を達成することは困難です。そのため、新型コロナウイルス感染症が収束するまで、今後の実施については慎重を要します。

【子どもの居場所づくり推進事業】

放課後ひとりで過ごさなければならない子どもに対し、学習意欲の向上や学習習慣の確立、大人とのふれあいによる自己肯定感・自尊感情の高揚、コミュニケーション力の向上を目的とした事業を開催しました。

(令和3年3月末現在)

教室名	ふれあい塾	わくわく塾
場 所	笠田東児童館2階 図書室・会議室	丁ノ町地域交流センター2階 会議室
日・時間	毎週水曜日14時45分～16時45分 (季節や学校行事により変更あり)	毎週水曜日14時30分～16時30分 (季節や学校行事により変更あり)
指導員	5名	4名
参加児童	5名	2名
教室名	ふれあい塾2	わくわく塾2
場 所	見好公民館	大谷小学校
日・時間	感染症対策のため中止	感染症対策のため中止
指導員	0名	0名
参加児童	0名	0名

【成人式】

令和3年1月10日(日)午後2時から かつらぎ総合文化会館大ホールにおいて実施しました。

式典では、1/2成人年齢である10歳の町内4年生児童が歌うビデオメッセージに新成人の小学校時代の様子を入れた映像を上映しました。

区 分	対象者(名)	参加者(名)
町内	144	104
町外	7	5
計	151	109

【青年活動事業】

青年団体の組織強化と連絡協議会組織の充実

1. かつらぎ町青年団体連絡協議会(略称:か青協)の活動

(1) 会 議 : 総会、委員会年7回開催

(2) 主な事業

月 日	行事名	内 容	か青協 参加者	備 考
—	環境美化活動	道路・紀の川清掃	—	中止
—	仲間と踊ろう郷土の夕べ(同実行委員会主催)	出店	—	中止
11月29日	紀の国キャンプ村 2020	ピザ作り、クラフト等	—	中止
12月5日	年末懇親会	懇親会	—	中止
1月10日	成人式新成人激励会(町委託)	立食パーティ、ゲーム等	—	中止
—	こおろどフェスタin 紀北(同実行委員会主催)	出店	—	中止
3月14日	幹部研修	研修	—	中止

(3) 伊都橋本青少年団体連絡協議会(略称:伊青連)活動への参加協力

月 日	行事名	内 容	か青協 参加者	備 考
5月31日	高野山参詣登山	登山(スタッフ参加)	—	中止
—	伊青連親睦研修会	スポーツ、懇親会	—	中止
—	伊青連新年のつどい	懇談会	—	中止

2. かつらぎ町青年団(略称:青年団)の活動

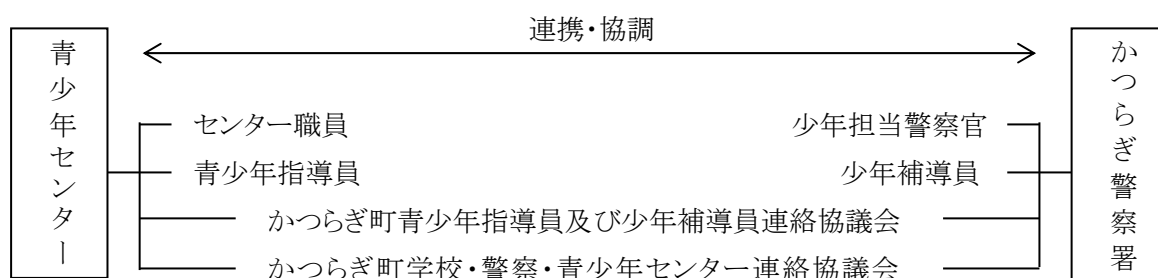
(1) 会 議 : 総会、定例会年4回開催

(2) 主な事業

月 日	行事名	内 容	青年団 参加者	備 考
—	青年団親睦キャンプ	親睦キャンプ	—	中止
1月10日	かつらぎ町成人式(町主催)	運営補助	6名	
—	青年団研修	研修	—	中止

(3) か青協・伊青連活動への参加協力

【青少年補導活動】



1. 補導活動(1年間)

(1) 街頭補導実施状況

(青少年センター職員、青少年担当警察官、青少年指導員、少年補導員他)

時間帯	延べ回数(回)	延べ時間(時間)	延べ人数(人)
朝	22	22	44
昼	31	35	62
夜	18	36	116
計	71	93	222

(2) 教育相談の受理と要保護少年の措置

(3) 調査研究及び資料の整備

(4) 広報・啓発活動

(5) 関係機関との連絡協調

(6) その他

2. 月別事業実施概要

月	補導活動 ・ 相談活動 ・ 訪問活動等
4	・「ふれあい地域の声かけ運動」啓発(毎月1日及び15日早朝) ・紀北青少年センター連絡協議会定例会 ・青少年指導員役員会
5	・「ふれあい地域の声かけ運動」啓発 ・夜間街頭補導 ・青少年指導員会総会(書面) ・青少年指導員及び少年補導員連絡協議会総会(書面)
6	・「ふれあい地域の声かけ運動」啓発 ・夜間街頭補導 ・防犯教室(笠田小、大谷小) ・紀北青少年センター連絡協議会定例会 ・学校・警察・青少年センター連絡協議会総会(書面)
7	・「ふれあい地域の声かけ運動」啓発 ・夜間街頭補導 ・防犯教室(妙寺小、洪田小)
8	・「ふれあい地域の声かけ運動」啓発 ・夜間街頭補導 ・防犯教室(花園小、花園幼) ・紀北青少年センター連絡協議会定例会
9	・「ふれあい地域の声かけ運動」啓発 ・夜間街頭補導 ・青少年指導員会役員会
10	・「ふれあい地域の声かけ運動」啓発 ・夜間街頭補導 ・紀北青少年センター連絡協議会定例会 ・健全育成・非行防止標語審査会

11	・「ふれあい地域の声かけ運動」啓発 ・夜間街頭補導
12	・「ふれあい地域の声かけ運動」啓発 ・夜間街頭補導 ・紀北青少年センター連絡協議会定例会 ・青少年指導員会役員会
1	・「ふれあい地域の声かけ運動」啓発 ・夜間街頭補導
2	・「ふれあい地域の声かけ運動」啓発 ・夜間街頭補導 ・紀北青少年センター連絡協議会定例会
3	・「ふれあい地域の声かけ運動」啓発 ・夜間街頭補導 ・青少年指導員会役員会
通 年	・みまもり活動の推進 ・青少年の健全育成活動 ・巡回街頭補導 ・不良交遊、家出、喫煙、怠学等の防止活動 ・学校、関係機関、団体との連絡調整並びに各研修等への参加 ・かつらぎ警察署少年担当係等との連絡調整

3. かつらぎ町青少年指導員及び少年補導員連絡協議会の活動

月 日	事 業 内 容	会場・場所等	備考
4月 8日	青少年指導員会役員会	総合文化会館	
5月 8日	夜間街頭補導(青少年指導員会役員)	町内	
5月15日	青少年指導員会総会	書面決議	
5月15日	青少年指導員及び少年補導員連絡協議会総会	書面決議	
6月11日	夜間街頭補導(雨天中止)	町内	
6月17日	夜間街頭補導	町内	
6月25日	夜間街頭補導	町内	
7月 2日	夜間街頭補導	町内	
7月10日	夜間街頭補導	町内	
7月22日	夜間街頭補導	町内	
8月 7日	夜間街頭補導	町内	
8月26日	夜間街頭補導	町内	
9月11日	青少年指導員会役員会	総合文化会館	
9月11日	夜間街頭補導	町内	
10月 8日	夜間街頭補導(雨天中止)	笠田四郷	
10月21日	夜間街頭補導	笠田四郷	
11月 5日	夜間街頭補導	河南	
11月19日	夜間街頭補導	妙寺大谷	
12月 1日	夜間街頭補導	河南	
12月17日	夜間街頭補導(青少年指導員会役員)	町内	
1月13日	夜間街頭補導	妙寺大谷	
2月18日	夜間街頭補導	笠田四郷	
3月 5日	夜間街頭補導	妙寺大谷	
3月17日	青少年指導員会役員会	総合文化会館	
3月17日	夜間街頭補導(青少年指導員会役員)	町内	

【世帯数及び人口】

		年 度 末	加 入 率	年 度 平 均	
全 世 帯 数		7,155 戸	………	7,142 戸	
全 人 口		16,309 人	………	16,424 人	
国 保 関 係	世 帯 数	2,799 戸 (1,174)	39.12 % (16.41)	2,816 戸 (1,221)	
	被 保 険 者 数	総 数	4,733 人 (1,471)	29.02 % (9.02)	4,788 人 (1,535)
		一 般 被 保 険 者	4,733 人 (1,471)	29.02 % (9.02)	4,788 人 (1,535)
		退 職 被 保 険 者	0 人 (0)	0.00 % (0.00)	0 人 (0)

※()内は、介護(40才～65才未満)関係数値

※年度平均は事業年報による

【決算状況】

歳入

(単位:円)

科 目	歳 入 済 額	年 度 平 均 1 人 当	構 成 比 (%)
保 險 税	471,475,241	98,470	18.84
・ 一 般 被 保 険 者 分	471,231,580	98,419	18.83
・ 退 職 被 保 険 者 分	243,661	51	0.01
国 庫 支 出 金	2,895,000	605	0.12
県 支 出 金	1,714,843,541	358,154	68.54
繰 入 金	244,841,766	51,137	9.79
繰 越 金	56,956,043	11,896	2.28
そ の 他 の 収 入	10,786,744	2,252	0.43
・ 使 用 料 及 び 手 数 料	169,582	35	0.01
・ 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	3,678,926	768	0.15
・ 第 三 者 納 付 金	2,945,911	615	0.12
・ 返 納 金	21,363	4	0.00
・ 特 定 健 康 診 査 等 個 人 負 担 金	105,000	22	0.00
・ 財 産 収 入	12,410	3	0.00
・ 雑 入	3,853,552	805	0.15
合 計	2,501,798,335	522,514	100.00

歳出及び財源内訳

(単位:円)

科 目	支出済額	年度平均 1人当	構成比 (%)	国 庫	県 費	その他	一 般
総 務 費	39,383,261	8,225	1.61				40,067,773
① 一 般	療 養 給付費	1,437,676,424	300,267	58.81		普通交付金 1,686,154,192	第三者納付金 返納金等 2,945,911 療養費指定 公費返還金 16,829
	療養費	24,359,565	5,088	1.00			
	高 額 療養費	223,002,979	46,575	9.12			
	高 額 合 算	221,410	46	0.01			
小 計	1,685,260,378	351,975	68.94		1,686,154,192	2,962,740	
② 職 退	療 養 給付費	13,349	3	0.00		普通交付金 13,349	第三者納付金 返納金等 0 療養費指定 公費返還金 0
	療養費	0	0	0.00			
	高 額 療養費	0	0	0.00			
	高 額 合 算	0	0	0.00			
小 計	13,349	3	0.00		13,349	0	0
① + ② 計	1,685,273,727	351,978	68.94		1,686,167,541	2,962,740	△ 3,856,554
出 産 育 児 一 時 金	4,620,000	965	0.19		910,000	0	3,710,000
葬 祭 費	1,250,000	261	0.05				1,250,000
審 査 手 数 料	4,934,175	1,031	0.20				4,934,175
医 療 給 付 費 分	460,927,581	96,268	18.85				460,927,581
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	127,246,320	26,576	5.21				127,246,320
介 護 納 付 金	48,967,452	10,227	2.00				48,967,452
保 健 事 業 費	14,718,346	3,074	0.60		25,209,000	0	△ 10,490,654
公 債 費	0	0	0.00				0
直 診 勘 定 繰 出 金	8,364,000	1,747	0.34		728,000		7,636,000
そ の 他 の 支 出	48,956,536	10,225	2.01				48,956,536
合 計	2,444,641,398	510,577	100.00		1,713,014,541	2,962,740	728,664,117

【保険給付状況】

一般被保険者分	全体分	4,788 人
	前期高齢者(65歳～74歳)分(再掲)	2,273 人
	70歳以上一般分(再掲)	1,237 人
	70歳以上現役並み所得者分(再掲)	52 人
	未就学児分(再掲)	116 人
	上記以外の被保険者数(再掲)	3,383 人
退職被保険者等分	全体分	0 人
	未就学児分(再掲)	0 人
	一般分(再掲)	0 人

※ 上記被保険者は、年度平均数です。

1. 療養諸費

(1) 療養給付費(事業年報C(1)、F(1)より)

(単位:円)

区分		給付割合	給付件数	費用額	保険者負担額	被保険者負担額	他法負担額	受診率(%)	1件当保険者負担額	1人当保険者負担額	
療養給付費	一般	全体分	83,219	1,933,656,524	1,421,391,706	463,399,799	48,865,019	1,738	17,080	296,865	
		前期高齢者	52,559	1,198,838,899	906,426,241	282,272,106	10,140,552	2,312	17,246	398,780	
		70歳以上一般分	8割	30,689	711,321,066	566,454,286	141,371,607	3,495,173	2,481	18,458	457,926
		70歳以上現役並み	7割	1,107	36,939,524	25,615,279	11,127,082	197,163	2,129	23,139	492,602
		未就学児	8割	1,493	14,557,270	11,629,990	115,232	2,812,048	1,287	7,790	100,259
		一般分	7割	49,930	1,170,838,664	817,692,151	310,785,878	42,360,635	1,476	16,377	241,706
	退職	全体分	7割	3	12,050	8,435	3,839	△ 224	—	—	—
		未就学児	8割	0	0	0	0	0	—	—	—
	計			83,222	1,933,668,574	1,421,400,141	463,403,638	48,864,795	1,738	17,080	296,867

【保険税関係】

1. 賦課割合

区分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	40%	12%	33%	15%
支援分	40%	12%	33%	15%
介護分	40%	12%	33%	15%

2. 税率

区分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	6.1557%	32.7930%	22,110円	18,130円
支援分	3.2881%	16.3614%	11,020円	9,040円
介護分	3.5050%	22.7100%	13,300円	7,640円

3. 世帯数・被保険者数(令和2年度税率算定時)

医療分

区分	世帯数(戸)	被保数(人)
一般	2,828	4,800
退職	単 独	0
	混 合	0
計	2,828	4,800

介護分

区分	世帯数(戸)	被保数(人)
一般	1,237	1,560
退職	単 独	0
	混 合	0
計	1,237	1,560

支援分

区分	世帯数(戸)	被保数(人)
一般	2,828	4,800
退職	単 独	0
	混 合	0
計	2,828	4,800

4. 収納状況

(単位:円)

区 分	調 定 額	収 納 額	収 納 率(%)	1世帯当 調 定 額	1人当 調 定 額	1人当 収 納 額		
一 般 分	現年度分	医療分	273,768,952	262,378,863	95.8	96,807	57,035	54,662
		支援分	136,494,315	130,622,857	95.7	48,265	28,436	27,213
		介護分	53,363,933	49,383,280	92.5	43,140	34,208	31,656
		計	463,627,200	442,385,000	95.4			
	滞 納 分	医療分	73,601,242	17,258,261	23.5	26,026	15,334	3,595
		支援分	27,871,491	7,248,172	26.0	9,856	5,807	1,510
		介護分	17,600,728	4,340,147	24.7	14,229	11,283	2,782
		計	119,073,461	28,846,580	24.2			
小 計	医療分	347,370,194	279,637,124	80.5	122,832	72,369	58,257	
	支援分	164,365,806	137,871,029	83.9	58,121	34,243	28,723	
	介護分	70,964,661	53,723,427	75.7	57,368	45,491	34,438	
	計	582,700,661	471,231,580	80.9				
退 職 分	現年度分	医療分						
		支援分						
		介護分						
		計						
	滞 納 分	医療分	328,867	136,826	41.6			
		支援分	120,004	51,444	42.9			
		介護分	133,181	55,391	41.6			
		計	582,052	243,661	41.9			
小 計	医療分	328,867	136,826	41.6				
	支援分	120,004	51,444	42.9				
	介護分	133,181	55,391	41.6				
	計	582,052	243,661	41.9				
合 計	現年度分	医療分	273,768,952	262,378,863	95.8	96,807	57,035	54,662
		支援分	136,494,315	130,622,857	95.7	48,265	28,436	27,213
		介護分	53,363,933	49,383,280	92.5	43,140	34,208	31,656
		計	463,627,200	442,385,000	95.4			
	滞 納 分	医療分	73,930,109	17,395,087	23.5	26,142	15,403	3,624
		支援分	27,991,495	7,299,616	26.1	9,898	5,832	1,521
		介護分	17,733,909	4,395,538	24.8	14,336	11,367	2,818
		計	119,655,513	29,090,241	24.3			
	合 計	医療分	347,699,061	279,773,950	80.5	122,949	72,438	58,286
		支援分	164,485,810	137,922,473	83.9	58,163	34,268	28,734
		介護分	71,097,842	53,778,818	75.6	57,476	45,575	34,474
		計	583,282,713	471,475,241	80.8			

※1世帯当たり、1人当たりの算出には令和2年度税率算定時の世帯数、被保険者数を使用しています。

(2) 療養費(事業年報C(1)、F(1)より)

(単位:円)

区 分		給付割合	給付件数	費用額	保険者負担額	被保険者負担額	他法負担額	受診率(%)	1件当保険者負担額	1人当保険者負担額	
療養費	一般	全体分		3,836	33,161,686	24,356,149	7,878,426	927,111	80	6,349	5,087
		前期高齢者		2,111	18,375,783	13,987,531	4,218,317	169,935	93	6,626	6,154
		70歳以上一般分	8割	1,245	11,247,216	8,997,659	2,154,933	94,624	101	7,227	7,274
		70歳以上現役並み	7割	57	498,436	348,895	149,541	0	110	6,121	6,710
		未就学児	8割	15	187,762	150,209	34,003	3,550	13	10,014	1,295
		一般分	7割	2,519	21,228,272	14,859,386	5,539,949	828,937	74	5,899	4,392
退職	全体分	7割	0	0	0	0	0	—	—	—	
	未就学児	8割	0	0	0	0	0	—	—	—	
計			3,836	33,161,686	24,356,149	7,878,426	927,111	80	6,349	5,087	

(3) 高額療養費(事業年報C(2)、F(1)より)

(単位:円)

区 分		給付割合	給付件数	費用額	保険者負担額	被保険者負担額	他法負担額	受診率(%)	1件当保険者負担額	1人当保険者負担額	
高額療養費	一般	全体分		3,585	—	223,002,979	—	—	75	62,204	46,575
		前期高齢者		2,810	—	130,210,526	—	—	124	46,338	57,286
		70歳以上一般分	8割	2,340	—	70,649,923	—	—	189	30,192	57,114
		70歳以上現役並み	7割	24	—	3,595,260	—	—	46	149,803	69,140
		未就学児	8割	3	—	172,683	—	—	3	57,561	1,489
		一般分	7割	1,218	—	148,585,113	—	—	36	121,991	43,921
退職	全体分	7割	0	—	0	—	—	—	—	—	
	未就学児	8割	0	—	0	—	—	—	—	—	
計			3,585	—	223,002,979	—	—	75	62,204	46,575	

(4) 高額介護合算療養費(事業年報C(2)、F(1)より)

(単位:円)

区 分		給付割合	給付件数	費用額	保険者負担額	被保険者負担額	他法負担額	受診率(%)	1件当保険者負担額	1人当保険者負担額	
高額介護合算療養費	一般	全体分		6	—	221,410	—	—	—	36,902	46
		前期高齢者		6	—	221,410	—	—	—	36,902	97
		70歳以上一般分	8割	6	—	221,410	—	—	—	36,902	179
		70歳以上現役並み	7割	0	—	0	—	—	—	—	—
		未就学児	8割	0	—	0	—	—	—	—	—
		一般分	7割	0	—	0	—	—	—	—	—
退職	全体分	7割	0	—	0	—	—	—	—	—	
	未就学児	8割	0	—	0	—	—	—	—	—	
計			6	—	221,410	—	—	—	—	—	

2. 療養の給付(診療費)内訳(事業年報C(3)、F(2)より)

区 分		件 数 (件)	日 数 (日)	費 用 額 (円)	受 診 率 (%)	1件当 日 数 (日)	1件当 費用額 (円)	1人当 費用額 (円)	
一 般 被 保 険 者 分	全 体 分	入 院	1,208	21,351	754,022,020	25	17.67	624,190	157,482
		入 院 外	45,278	64,696	668,279,717	946	1.43	14,759	139,574
		歯 科	10,054	15,777	118,352,490	210	1.57	11,772	24,719
		計	56,540	101,824	1,540,654,227	1,181	1.80	27,249	321,775
	前 期 高 齢 者 分 (再掲)	入 院	684	10,592	446,723,210	30	15.49	653,104	196,535
		入 院 外	28,916	40,003	430,041,647	1,272	1.38	14,872	189,196
		歯 科	5,944	9,403	70,302,690	262	1.58	11,828	30,929
		計	35,544	59,998	947,067,547	1,564	1.69	26,645	416,660
	7 0 歳 以 上 一 般 分 (再掲)	入 院	384	5,679	256,722,120	31	14.79	668,547	207,536
		入 院 外	16,957	23,897	258,531,360	1,371	1.41	15,246	208,999
		歯 科	3,311	5,224	39,198,320	268	1.58	11,839	31,688
		計	20,652	34,800	554,451,800	1,670	1.69	26,847	448,223
	7 0 歳 以 上 現 役 並 み 所 得 者 分 (再掲)	入 院	27	401	20,616,620	52	14.85	763,579	396,473
		入 院 外	637	851	8,821,970	1,225	1.34	13,849	169,653
		歯 科	107	183	1,222,720	206	1.71	11,427	23,514
		計	771	1,435	30,661,310	1,483	1.86	39,768	589,640
未 就 学 児 分 (再掲)	入 院	11	62	2,867,910	9	5.64	260,719	24,723	
	入 院 外	782	1,067	6,394,590	674	1.36	8,177	55,126	
	歯 科	152	183	1,309,380	131	1.20	8,614	11,288	
	計	945	1,312	10,571,880	815	1.39	11,187	91,137	
一 般 分	入 院	786	15,209	473,815,370	23	19.35	602,819	140,057	
	入 院 外	26,902	38,881	394,531,797	795	1.45	14,666	116,622	
	歯 科	6,484	10,187	76,622,070	192	1.57	11,817	22,649	
	計	34,172	64,277	944,969,237	1,010	1.88	27,653	279,328	
退 職 被 保 険 者 分	全 体 分	入 院	0	0	0	—	0.00	0	—
		入 院 外	3	4	13,450	—	1.33	4,483	—
		歯 科	0	0	0	—	—	—	—
		計	3	4	13,450	—	1.33	4,483	—
	未 就 学 児 分 (再掲)	入 院	0	0	0	—	—	—	—
		入 院 外	0	0	0	—	—	—	—
		歯 科	0	0	0	—	—	—	—
		計	0	0	0	—	—	—	—
合 計		56,543	101,828	1,540,667,677	1,181	1.80	27,248	321,777	

3. その他の給付(事業年報C(2)より)

(単位:円)

出 産 育 児 給 付			葬 祭 給 付			合 計	
件数(件)	支給額	単 価	件数(件)	支給額	単 価	件数(件)	支給額
11	4,620,000	—	25	1,250,000	50,000	36	5,870,000

4. 第三者行為及び不正利得

(単位:円)

区 分	レセプト 件数(件)	費用額	保険者 負担額	請求額	収納額	収納率 (%)	レセプト件数1件当	
							費用額	請求額
第三者行為	39	4,239,463	3,775,164	2,945,911	2,945,911	100.0	108,704	96,799
不正利得	4	16,829	16,239	16,239	16,239	100.0	4,207	4,060

【保健事業】

1. 国保ヘルスアップ事業

国保ヘルスアップ事業は、被保険者の健康の保持・増進、疾病予防、生活の質の向上を目的にKDBシステムによる特定健診データ、医療レセプト情報を用い当町の健康課題を分析のうえ、その対処のための保健事業を実施するもので、平成26年度にデータヘルス計画を策定し、平成29年度までを第1期として行い、平成30年度から第2期をスタートしています。

当該事業の実施にあたっては、保険者によるPDCAサイクルに基づく分析・改善が必要なうえ、国保連合会が設置した学識経験者等からなる支援・評価委員会による審査等も必要な場合があります。

なお、令和2年度においては、当町の健康課題を踏まえ次の事業を実施しました。

(1) 第2期国民健康保険データヘルス計画の中間評価

策定後3年を経過することから当町の健康課題を再分析し、当該事業について見直しを行いました。

(2) 特定健診未受診者対策

特定健診受診率改善のため、健診未受診者へのハガキ、電話による勧奨を実施しました。

(実施者数・・・ハガキ:3,335件、電話:1,184件)

(健診受診率・・・平成31年度:31.9%→令和2年度:26.2%)※国庫負担金交付申請数値

(3) 生活習慣病ハイリスク者に対する早期介入保健指導事業(訪問等指導事業)

生活習慣病の発症因子である高血圧、脂質異常等を有する被保険者を特定健診結果から抽出し、委託した保健師が電話及び文書による指導等を実施しました。

(平成31年度指導実績:144人→令和2年度指導実績:287人)

(4) 生活習慣病ハイリスク者に対する早期介入保健指導事業(健康教室事業)

特定健診受診結果より、生活習慣病ハイリスク者を抽出し、医師、運動指導士等による健康教室を実施しました。

○ 町医師会医師及び健康運動指導士による糖尿病予防教室

2. 医療費適正化

年々増加する医療費の適正化を図るため、年6回医療費通知を送付しました。また、ジェネリック薬品の利用促進を図るため、ジェネリック薬品に変更した場合の差額通知を年2回送付しました。

3. エイズ予防

エイズ予防のための正しい知識を普及啓発するため、特に未成年者を対象として、エイズ予防の冊子を作成、配布しました。

(配布対象・・・町内所在の中学校(3年生のみ)、高等学校、大学校)

4. がん検診受診助成

がん検診の受診率の向上を目的として、国民健康保険被保険者のがん検診受診に対し、受診費用の一部助成を行いました。

検診名	乳がん	肺がん	子宮がん	胃がん	大腸がん	前立腺がん	喀痰	ピロリ菌
助成金額	個別 1,000円 集団 600円	個別 500円 集団 200円	個別 1,000円	個別 3,000円 集団 400円	個別 600円 集団 100円	個別 500円 集団 150円	個別 1,000円 集団 1,000円	個別 500円 集団 100円
助成人数	94人	458人	76人	270人	518人	180人	19人	76人

【国民健康保険運営協議会開催状況】

実施日・・・令和3年2月25日

会議内容・かつらぎ町の国民健康保険の現状

- ・令和3年度国民健康保険会計予算の概要について
- ・かつらぎ町天野診療所の現状について
- ・令和3年度天野診療所会計予算の概要について
- ・葬祭費の統一化について
- ・賦課方式の見直しについて
- ・天野診療所運営について
- ・第2期データヘルス計画の中間評価に伴う改訂版について

【国保の現状】

当町国民健康保険被保険者中、60歳以上の者の占める割合は59.05%(令和3年3月末現在)となっており、県内平均値が53.15%(「令和2年度版和歌山県の国保の状況」令和元年5月末数値)と比較しても多い状況が伺えます。

同じく「国保の状況」によると、年齢階層別医療費の状況について、60歳～69歳の被保険者の医療費支出が全体の約4割を占めており、年齢別の医療費の内、最も高い年代となっています。

当町の被保険者は年々減少傾向にあるが、人口構成によれば、60歳以上の被保険者の占める割合は当分の間増加するものと考えられ、そのため、医療費支出はほぼ横ばいながら、1人当たりの平均医療費支出は増加が続くものと考えられます。

特に問題となるのは、当町の健診受診者の内、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の占める割合が県内市町村中ワースト3位(「国保の状況」より)となっています。また、高血圧・糖尿病・その他の内分泌の1人当たりの診療費も県内でも上位である。これは、将来的な医療費支出の増加要因となる生活習慣病発症リスクの高い者が多いことを示しています。

そのため、特定健診の受診率を高め、隠れたハイリスク者を見つけるとともに、早期介入保健指導による生活改善により医療費支出の抑制に努め、健康寿命に延伸に取り組んでいます。

《国民健康保険天野診療所事業関係》

【診療収入の内訳】

区 分	年間診療 日 数 (日)	件 数 (件)	日 数 (日)	費用額 (円)	1件当たり 日 数 (日)	1件当たり 費 用 額 (円)	1日当たり 患 者 数 (人)
国民健康保険	25	10	11	51,090	1.1	5,109	0.4
その他保険	25	36	73	416,630	2.0	11,573	2.9
計		46	84	467,720	1.8	10,394	3.3

《後期高齢者医療事業関係》

【人口】

(単位:人)

被保険者数		構成比(%)	所得区分				
			現役並み 所得者(3割)	1割			合計
				一般	低所得者Ⅱ	低所得者Ⅰ	
65歳～69歳	町	16	0.46	0	2	6	8
	県	1,267	0.78	19	390	375	483
70歳～74歳	町	29	0.83	1	4	15	9
	県	2,274	1.41	42	768	796	668
75歳～79歳	町	1,112	31.87	36	592	346	138
	県	55,560	34.36	3,444	29,410	14,853	7,853
80歳～84歳	町	983	28.17	35	463	301	184
	県	45,389	28.07	1,973	21,108	12,953	9,355
85歳～89歳	町	738	21.15	10	318	209	201
	県	33,773	20.89	909	13,767	9,387	9,710
90歳～94歳	町	440	12.61	10	173	102	155
	県	17,423	10.78	409	6,396	4,321	6,297
95歳～99歳	町	147	4.21	0	54	29	64
	県	5,214	3.22	85	1,563	1,030	2,536
100歳～	町	24	0.69	0	7	4	13
	県	789	0.48	19	182	146	442
合 計	町	3,489	100.00	92	1,613	1,012	772
	県	161,689	100.00	6,900	73,584	43,861	37,344

【保険料収納状況等】

1. 基準年額 均等割額 50,304円 + 所得割額 (所得-330,000円)×9.51%

2. 軽減割合

【賦課人数 3,696人】

(単位:人)

	軽減非該当	7割軽減	5割軽減	2割軽減	5割軽減	2割軽減	合計
					(被扶養者)	(被扶養者)	
被保険者	1,039	1,914	404	308	22	9	3,696
構成比(%)	28.11	51.79	10.93	8.33	0.60	0.24	100.00

3. 調定及び収納状況

(単位:円)

後期高齢者医療保険料		調定額	収納額	還付未済額	収納率(%)
現年度分	特別徴収	128,622,200	128,622,200	0	100.00
	普通徴収	58,015,600	57,225,400	0	98.64
	過年度	235,000	235,000	0	100.00
現年度計		186,872,800	186,082,600	0	99.58
滞 納 分		2,789,750	67,600	0	2.42
合 計		189,662,550	186,150,200	0	98.15

【決算状況】

1. 歳入

(単位:円)

科 目	収入済額	年間平均1人当り	構成比(%)
後期高齢者医療保険料	186,150,200	53,353	30.95
(特別徴収保険料)	128,622,200	36,865	21.38
(普通徴収保険料)	57,528,000	16,488	9.57
国庫支出金	44,000	13	0.01
使用料及び手数料	22,500	7	0.01
(諸証明手数料)	400	1	0.00
(督促手数料)	22,100	6	0.01
繰入金	391,155,625	112,112	65.02
(保険基盤安定分)	77,841,625	22,311	12.94
(療養給付費分)	292,429,000	83,815	48.62
(職員給与費分)	10,558,000	3,026	1.75
(事務費繰入分)	10,327,000	2,960	1.71
繰越金	4,120,640	1,181	0.68
(繰越金)	4,120,640	1,181	0.68
その他の収入	20,013,769	5,737	3.33
(延滞金)	1,100	1	0.00
(預金利子)	0	0	0.00
(雑入)	20,012,669	5,736	3.33
合 計	601,506,734	172,403	100.00

2. 歳出

(単位:円)

科 目	支出済額	年間平均 1人当り	構成比(%)
総務費	9,403,965	2,695	1.58
広域連合納付金	566,312,225	162,314	94.96
公債費	0	0	0.00
諸支出金	20,623,184	5,911	3.46
予備費	0	0	0.00
合 計	596,339,374	170,920	100.00

《介護保険関係》

【世帯数及び人口】

		年 度 末	年 間 平 均
全 世 帯 数		7,155 戸	7,142 戸
全 人 口		16,309 人	16,424 人
関 介 係 護	第1号被保険者のいる世帯数	4,510 戸	—
	第 1 号 被 保 険 者 数	6,456 人	6,451 人
	内住所地特例被保険者数	52 人	52 人

【決算状況】

1.歳入

(単位:円)

科 目	収入済額	年間平均1人当	構成比(%)
介 護 保 険 料 (現 年 度 分) (滞 納 繰 越 分)	512,782,050 (511,616,600) (1,165,450)	79,489 (79,308) (181)	18.22 (18.18) (0.04)
国 庫 支 出 金	679,624,022	105,279	24.17
・介護給付費負担金	429,603,437	66,595	15.27
・財政調整交付金	201,990,000	31,311	7.18
・地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	18,814,800	2,917	0.67
・地域支援事業交付金(包括支援・任意事業)	14,504,875	2,248	0.52
・地域支援事業交付金(社会保障充実分)	5,530,910	857	0.2
・保険者機能強化推進交付金	4,006,000	621	0.14
・介護保険保険者努力支援交付金	3,910,000	606	0.14
・介護保険災害等臨時特例補助金	464,000	72	0.02
・その他補助金 (介護制度改正等に伴うシステム改修事業補助金)	800,000 (800,000)	124 (124)	0.03 (0.03)
支 払 基 金 交 付 金	653,213,139	101,258	23.22
・介護給付費交付金	635,197,139	98,465	22.58
・地域支援事業支援交付金	18,016,000	2,793	0.64
県 支 出 金	382,029,017	59,220	13.59
・介護給付費負担金	363,670,000	56,374	12.93
・地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	8,341,125	1,293	0.30
・地域支援事業交付金(包括支援・任意事業)	7,252,437	1,124	0.26
・地域支援事業交付金(社会保障充実分)	2,765,455	429	0.10
繰 入 金	462,409,000	71,679	16.41
・一般会計繰入金 (介護給付費繰入金)	462,409,000 (327,496,000)	71,679 (50,767)	16.41 (11.63)
(地域支援事業費繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業))	(9,317,000)	(1,444)	(0.33)
(地域支援事業費繰入金(包括支援・任意事業))	(7,699,000)	(1,193)	(0.27)
(地域支援事業費繰入金(社会保障充実分))	(2,293,000)	(355)	(0.08)
(低所得者保険料繰入金)	(43,482,000)	(6,740)	(1.54)
(その他繰入金)	(72,122,000)	(11,180)	(2.56)
・基金繰入金	0	0	0
繰 越 金	121,778,446	18,877	4.33
そ の 他 の 収 入	1,850,066	287	0.06
(手 数 料)	(18,200)	(3)	(0.00)
(財 産 運 用 収 入)	(106,558)	(17)	(0.00)
(雑 入)	(1,725,308)	(267)	(0.06)
合 計	2,813,685,740	436,161	100.00

2.歳出及び財源内訳

(単位:円)

科 目		支出済額	年間平均 1人当	構成比 (%)	国庫	基金 その他	県費	一般		
総 務 費		68,712,810	10,651	2.60	800,000	1,850,066		66,062,744		
保 険	介護サービス等諸費	居宅サービス給付費	762,355,696	118,176	28.81	負担金 429,603,437 調整交付金 201,990,000	社保基金 635,197,139	負担金 363,670,000	722,532,068	
		施設サービス給付費	1,096,857,248	170,029	41.45					
		地域密着型給付費	128,552,872	19,928	4.86					
		福祉用具購入費	3,251,845	504	0.12					
		住宅改修費	5,132,608	796	0.19					
		計画給付費	106,017,235	16,434	4.01					
	小 計	2,102,167,504	325,867	79.44						
	給 付 費	介護予防サービス等諸費	居宅サービス給付費	35,984,426	5,578					1.36
			地域密着型給付費	5,067,855	786					0.19
			福祉用具購入費	791,398	123					0.03
			住宅改修費	2,929,893	454					0.11
			計画給付費	7,939,100	1,231					0.30
	小 計	52,712,672	8,172	1.99						
その他諸費	1,748,112	271	0.07							
費	高額介護サービス給付費	61,144,241	9,478	2.31						
	高額医療合算介護サービス費等	9,305,029	1,442	0.35						
	特定入所者介護サービス等費	125,915,086	19,519	4.76						
計		2,352,992,644	364,749	88.92	631,593,437	635,197,139	363,670,000	722,532,068		
地 域 支 援 事 業 費	介護予防・生活支援サービス事業費	介護予防ケアマネジメント事業費	52,623,665	8,157	1.99	交付金 38,850,585	社保基金 18,016,000	交付金 18,359,017	29,227,456	
		高額介護予防・生活支援サービス事業費	96,833	15	0.00					
		高額医療合算介護予防・生活支援サービス事業費	7,796	1	0.00					
		一般介護予防事業費	1,381,326	214	0.05					
		包括支援・任意事業費	31,607,433	4,900	1.19					
		包括的支援事業費(社会保障充実分)	12,424,343	1,926	0.46					
		その他諸費	205,832	32	0.01					
		計	104,453,058	16,191	3.93					38,850,585
公 債 費	0	0	0.00							
諸 支 出 金	120,305,463	18,649	4.55	8,380,000			111,925,463			
予 備 費	0	0	0.00							
合 計	2,646,463,975	410,240	100.00	679,624,022	655,063,205	382,029,017	929,747,731			

【保険料収納状況等】

1.基準額(年額) 91,800 円

2.保険料率及び保険料額

段 階	保 険 料 率	保 険 料 年 額	被 保 険 者 数
第 1 段 階	基準額×0.30	27,500 円	1,348 人
第 2 段 階	基準額×0.50	45,900 円	683 人
第 3 段 階	基準額×0.70	64,200 円	542 人
第 4 段 階	基準額×0.90	82,600 円	821 人
第 5 段 階	基準額×1.00	91,800 円	805 人
第 6 段 階	基準額×1.20	110,100 円	1,093 人
第 7 段 階	基準額×1.30	119,300 円	629 人
第 8 段 階	基準額×1.50	137,700 円	297 人
第 9 段 階	基準額×1.70	156,000 円	108 人
第 10 段 階	基準額×1.85	169,800 円	82 人
第 11 段 階	基準額×1.90	174,400 円	48 人

3.調定及び収納状況

(単位:円)

区 分		被 保 険 者 数(人)	調 定 額	収 納 額	還 付 未 済 額	収 納 率 (%)	1 人 当 調 定 額	1 人 当 収 納 額
現 年 度 分	特別徴収	6,249	483,440,600	483,440,600	0	100.00	77,363	77,363
	普通徴収	576	30,991,300	28,009,600	0	90.38	53,804	48,628
	過 年 度	8	189,300	166,400	0	87.90	23,663	20,800
現 年 度 計		6,833	514,621,200	511,616,600	0	99.42	75,314	74,874
滞 納 分		100	7,782,350	1,165,450	0	14.98	77,824	11,655
合 計		6,933	522,403,550	512,782,050	0	98.16	75,350	73,963

【保険給付状況】

1.要介護認定・要支援認定者数

(単位:人)

		要 支 援		要 介 護					合 計
		1	2	1	2	3	4	5	
年 度 当 初	第1号被保険者数	170	171	252	233	232	176	149	1,383
	第2号被保険者数	0	5	6	5	4	1	1	22
	総 数	170	176	258	238	236	177	150	1,405
	要介護度別割合(%)	12.1	12.5	18.4	16.9	16.8	12.6	10.7	100.0
年 度 末	第1号被保険者数	185	130	222	240	230	171	152	1,330
	第2号被保険者数	0	4	4	5	5	2	1	21
	総 数	185	134	226	245	235	173	153	1,351
	要介護度別割合(%)	13.7	9.9	16.7	18.2	17.4	12.8	11.3	100.0

2. サービス受給者数(当年度累計)

(単位:人)

		要 支 援		要 介 護					合計
		1	2	1	2	3	4	5	
居 宅	第1号被保険者	906	1,006	2,259	2,004	1,567	773	567	9,082
	第2号被保険者	0	36	51	37	34	13	12	183
	総 数	906	1,042	2,310	2,041	1,601	786	579	9,265
地域密着型	第1号被保険者	0	23	318	184	249	101	16	891
	第2号被保険者	0	0	17	0	0	0	0	17
	総 数	0	23	335	184	249	101	16	908
施 設	介護老人福祉施設	0	0	48	288	730	921	1,150	3,137
	第1号被保険者	0	0	48	276	718	921	1,150	3,113
	第2号被保険者	0	0	0	12	12	0	0	24
	介護老人保健施設	0	0	98	216	295	235	110	954
	第1号被保険者	0	0	98	216	295	235	110	954
	第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護療養型医療施設 及び介護医療院	0	0	0	0	5	3	36	44
	第1号被保険者	0	0	0	0	5	3	36	44
	第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0
総 数	0	0	146	504	1,030	1,158	1,295	4,133	

※施設「総数」については、同一月に二施設以上でサービスを受給した場合1人としているため、施設ごとの人数計とは一致しません。

3. 介護サービス

(単位:円)

区 分	件数	費用額	保険者負担額	1件当り 費用額	1件当り 保険者負担額
居 宅 サ ー ビ ス	15,221	853,094,993	762,355,696	56,047	50,086
施 設 サ ー ビ ス	4,135	1,221,817,262	1,096,857,248	295,482	265,262
地域密着型サービス	903	142,887,931	128,552,872	158,237	142,362
福祉用具購入費	58	3,642,925	3,251,845	62,809	56,066
住宅改修費	53	5,720,025	5,132,608	107,925	96,842
居 宅 介 護 支 援	6,956	106,017,235	106,017,235	15,241	15,241
合 計	27,326	2,333,180,371	2,102,167,504	85,383	76,929

4. 介護予防サービス

(単位:円)

区 分	件数	費用額	保険者負担額	1件当り 費用額	1件当り 保険者負担額
介護予防サービス	2,189	40,164,127	35,984,426	18,350	16,416
地域密着型介護予防サービス	23	5,630,950	5,067,855	242,773	211,161
介護予防福祉用具購入費	22	906,277	791,398	41,194	35,973
介護予防住宅改修費	29	3,316,081	2,929,893	114,348	101,031
介護 予 防 支 援	1,810	7,939,100	7,939,100	4,390	4,381
合 計	4,073	57,956,535	52,712,672	14,229	12,942

5.その他諸費等

(単位:円)

区 分	件数	費用額	保険者負担額	1件当り 費用額	1件当り 保険者負担額
審査支払手数料	31,211	1,748,112	1,748,112	56.01	56.01
高額介護 (介護予防)サービス費	5,035	61,144,241	61,144,241	12,144	12,144
高額医療合算介護 (介護予防)サービス費	354	9,305,029	9,305,029	26,285	26,285
特定入所者介護 (介護予防)サービス費	3,208	227,453,726	125,915,086	70,902	39,250

【介護予防・生活支援サービス給付状況】

1.事業対象者数

(単位:人)

年度当初	45人
年度末	43人

2.介護予防・生活支援サービス

(単位:円)

区 分	件数	費用額	保険者負担額	1件当り 費用額	1件当り 保険者負担額
訪問型サービス	878	15,666,596	14,099,936	17,844	16,059
通所型サービス	1,438	42,804,143	38,523,729	29,766	26,790
介護予防ケアマネジメント	1,393	6,105,830	6,105,830	4,383	4,383
合 計	3,709	64,576,569	58,729,495	17,411	15,834

3.その他諸費等

(単位:円)

区 分	件数	費用額	保険者負担額	1件当り 費用額	1件当り 保険者負担額
審査支払手数料	3,675	205,833	205,833	56.01	56.01
高額介護予防・ 生活支援サービス費	36	122,475	122,475	3,402	3,402
高額医療合算介護予防・ 生活支援サービス費	3	19,887	19,887	6,629	6,629

給付対象者は、要支援1、2及び事業対象者

【かつらぎ町介護保険運営協議会実施状況】

開催回数	1回	開催日	令和3年2月25日	出席者数	14名
協議内容 ・令和2年度介護保険事業実施状況及び決算見込について ・令和3年度介護保険事業及び当初予算(案)について ・地域密着型サービスについて ・地域包括支援センターについて					

【かつらぎ町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画作成委員会実施状況】

開催回数	3回	開催日	令和2年12月17日 令和3年1月21日 令和3年2月18日	出席者数	7名 11名 12名
協議内容 (開催日:令和2年12月17日) ・第8期かつらぎ町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の素案について (開催日:令和3年1月21日) ・第8期介護保険料について ・第8期かつらぎ町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の素案について (開催日:令和3年2月18日) ・第8期かつらぎ町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画総括					

《地域支援事業関係》

事業費 104,453,058 円

【介護予防事業】

(事業費 1,381,326 円)

1.二次予防事業

(1)介護予防事業対象者把握事業

実施地域(自治区)	生活機能チェック送付件数	回答数	介護予防事業対象者数
四郷第一、四郷第二、三谷、東渋田、西渋田、四邑、天野、志賀、上花園、下花園	1,526 件	1,194 件	427 人

○事業内容

65歳以上で要介護・要支援認定を受けていない者に対して、生活機能チェック(アンケート形式の問診)を実施し、生活機能・運動機能・口腔機能・栄養状態等の状況を判定し、要介護等状態になるおそれのある者(介護予防対象者)を把握する事業です。調査票については、生活機能チェックを基により詳細なスクリーニング検査が行えるよう町独自の設問を追加しハイリスク者の把握を行い、介護予防教室等への参加勧奨を行いました。

2.一次予防事業

(1)介護予防普及啓発事業

ア 介護予防教室等の開催

事業名	開催回数	参加延べ人数
介護予防教室（見好、地域福祉センター）	0回	0人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症で中止となりました。

イ 地域介護予防活動支援事業

事業名	開催回数	参加者延べ人数
自主活動（転倒予防・脳トレ）支援	57回	692人

《包括的支援事業及び任意事業関係》

（事業費 31,607,433 円）

【包括的支援事業】

1.地域包括支援センターの設置状況

設置数	設置形態	委託先
1	委託	社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会

2.介護予防マネジメント業務

	作成延べ件数	評価件数
介護予防ケアプラン	3,153件	3,153件

3.総合相談支援、権利擁護業務

相談内容	件数
介護保険サービスに関すること	338件
ケアマネジャー・サービス調整に関すること	299件
ご近所相談	33件
権利擁護(成年後見制度等)に関すること	9件
精神・認知症等に関すること	143件

4.包括的・継続的ケアマネジメント業務

(1)包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築

関係機関との連携づくり	医療機関との連携体制づくり	地域のインフォーマルサービスとの連携づくり
<p>○町内の居宅支援事業所を対象に情報の交換を図ると共に、適正な介護サービスの提供とネットワークの構築を目的として、研修会を年4回及び自立支援型地域ケア個別会議を7月から3月まで毎月1回開催しました。(4月・5月・6月の会議に関しては新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から中止)</p> <p>○地域住民が安心して暮らしていくため、関係機関(健康推進課、住民福祉課、民生児童委員、社会福祉協議会、危機管理課、警察、消防等)とのネットワークの構築や、その必要性の共通理解に向けた働きかけを図りました。</p>	<p>○医療機関の地域連携室との意見交換会を通じて情報の交換を図り、互いに情報を共有化することで退院時から在宅へのスムーズな移行に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつらぎ町在宅医療推進会議 ・医療と介護の連携代表者会議 ・橋本圏域在宅医療体制検討委員会 ・橋本保健医療圏域退院支援ルール策定委員会他 ・診療所内カンファレンスへの出席 	<p>○地域の老人会や高齢者学級、また、サロン等の自主活動グループへ出向き包括支援センターの役割の説明・利用案内と介護予防についての啓発を実施しました。</p> <p>○認知症キャラバンメイトが、積極的に講座開催できるよう交流を図りました。</p> <p>○認知症家族の会との交流を通じて、本人・家族・専門職との意見交換を図りました。</p>

(2)介護支援専門員に対する個別支援

<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口 ・支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応 ・質の向上のための研修 ・介護支援専門員同士のネットワーク構築 ・介護支援専門員に対する情報支援 ・町内介護支援専門員の連絡会開催 ・個別事例に対するサービス担当者会議開催支援

【生活支援体制整備事業】

(事業費 9,302,702 円)

<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの配置 平成30年度に第1層生活支援コーディネーターを配置しました。 生活支援コーディネーターとして地域に出向き高齢者サロン活動等に参加し、事業内容の啓発を行い、地域の課題について協議しました。 令和2年度は、新型コロナ禍により、協議体開催等の活動ができませんでした。 ※地域課題 人口減少と若者の減少により特に山間部においては、高齢者のみで構成された世帯が増加しています。また、住居が点在し、地域で高齢者を支える住民についても高齢化の傾向にあることから、今後一層地域での高齢者支援が難しくなると思われます。このため、地域で自立する高齢者を支援することが重要となります。 ・協議体(地域からでてくる課題の解決のために協議することを目的とした団体)の設置 各地域に第2層協議体(その地域にある地域課題を解決するために協議する協議体)の設置を目指します。
--

【任意事業】

事業名	件数
家族介護用品支給事業	107件
認知症サポーター養成講座	6回

【高齢者等見守り配食サービス事業】

利用者数	年間配食数
35人	2,142食

要介護高齢者等が地域において安心して自立した日常生活を送ることができるよう支援するため、弁当の配達を活用して見守り訪問を行い、安否等の状況を確認します。緊急時は、宅配業者から事前に登録している連絡先や担当ケアマネジャー、担当課に連絡を行います。

【介護給付等費用適正化事業】

要介護認定の調査内容と給付実績を突合させ、必要な方に必要なサービスが提供されているかシステムにより検証を行います。介護給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することもできます。介護保険の信頼性を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に繋がります。

【介護保険事業の成果と課題】

滞納者への対策として協業徴収など滞納解消への取り組みを行い、現年度分の徴収率が99.3%から99.42%に上昇し、合計の徴収率も98.07%から98.16%となっています。今後とも協業徴収の継続と重複高額滞納者への取り組みを充実させる必要があります。

保険給付費は、要介護・要支援認定者が対前年度比約4%の減少となっていることなどから対前年度比約2.8%の減少となっています。内訳として、要介護者の給付に係る居宅サービス給付費、地域密着型給付費、計画給付費が給付減となっています。一方、要支援者の給付に係る地域密着型給付費は、介護予防認知症対応型共同生活介護の大幅給付増により約182%の増加となりました。

介護保険においては、高齢者が要介護状態になることを出来る限り防ぐこと（健康の保持増進）や、要介護状態になっても、その状態がそれ以上に悪化しないようにすること（維持・改善）及びその人の生活・人生を尊重し、できる限り自立した生活が送れるよう支援すること（自立支援）が基本理念です。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控えるなど運動量の著しい低下があります。下肢筋力の低下はその後の生活に多大な影響を与えるため自立支援型ケアマネジメントを推進するとともに、本町における課題解決策としての地域支援事業の充実・拡大を図っていく必要があります。

【花園地域交流推進施設運営事業】

1. はなその温泉「花園の里」

(1) 概要

令和2年度から、新たな指定管理者による運営となり、協定内容をはじめ、指定管理料の見直しを行いました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による2度の緊急事態宣言発令のため、2度の休業を強いられました。そのような中でも、指定管理者独自の町内在住者限定プランを実施し、地元かつらぎ町民の方々に多く利用していただくなど、販売促進に取り組んでいます。

(2) 利用実績

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業や営業自粛に伴うキャンセルにより、対前年度比1,928人(22.6%)の減少となりました。しかしながら、指定管理者独自の町内在住者限定プランの実施や、国のGoToトラベルキャンペーン、和歌山県の「わかやまりフレッシュプラン」、かつらぎ町応援クーポン等により、今まで利用の少なかった町内在住者や県内在住者の利用が増えました。

単位:人

	平成31年度	令和2年度	増減
宿泊	2,271	1,688	-583
宴会	853	324	-529
風呂	3,447	2,897	-550
レストラン	1,951	1,685	-266
計	8,522	6,594	-1,928

(3) 課題

新型コロナウイルス感染症の影響はしばらく続く可能性が高いと考えられるため、対面での営業活動より、ネットでの集客や折込チラシ等を利用した集客を考える必要があります。

また、町内外からの来館のきっかけづくりのため、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見ながら、イベント等の自主事業を実施していく必要があります。

収支については、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいものの、依然として赤字体質であるため、さらなる経費削減に努める必要があります。

2. 花園野外活動総合施設

(1) 概要

新子ふるさと村の営業期間は、7月～9月までとなっています。利用対象者は、10人以上の団体であり、例年同じ団体の利用が多くなっています。

(2) 利用実績

新子ふるさと村

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための営業自粛やキャンセルにより、対前年度比408人(75.0%)の減少となりました。

単位:人

	平成 31 年度	令和 2 年度	増減
宿泊	551	143	-408

(3) 課題

例年同じ団体の利用があり、安定した集客が見込んでいますが、新規利用者が少ないため、令和3年度以降は、営業期間を5月～10月までと拡大し、地域おこし協力隊が運営・管理を行うことにより、新規利用者獲得に努めます。

3. その他

令和2年度から、花園グリーンパーク、中南森林公園キャンプ場及び金剛緑地キャンプ場を廃止し、普通財産として貸し付け、民間事業者が運営を行っています。

花園グリーンパーク

単位:人

	平成 31 年度	令和 2 年度	増減
宿泊	151	323	172
日帰り	1,547	4,198	2,651
計	1,698	4,521	2,823

中南森林公園キャンプ場

単位:人

	平成 31 年度	令和 2 年度	増減
宿泊	86	714	628
日帰り	155	572	417
計	241	1,286	1,045

金剛緑地キャンプ場

単位:人

	平成 31 年度	令和 2 年度	増減
宿泊	876	1,475	599
日帰り	725	214	-511
計	1,601	1,689	88

花園守口ふるさと村及び花園恐竜館は、平成31年度に引き続き、民間事業者が「花園BASE」として運営を行っています。

花園 BASE

単位:人

	平成 31 年度	令和 2 年度	増減
コテージ、古民家等	1,122	380	-742
キャンプサイト	345	387	42
その他	150	250	100
計	1,617	1,017	-600